



大阪府の財政構造等に関する
調査分析報告書

大阪府改革プロジェクトチーム

平成22年4月



はじめに

【経過と背景】

大阪府では、バブル崩壊後の税収低迷、公債費など経常経費の増嵩、さらには負の遺産整理の影響等によって、長く苦しい財政状況が続いています。平成8年度からの行革の過程では、再建団体転落を回避するため、止むを得ず、減債基金（支払準備金）からの借入れといった“禁じ手”も使いました。

そうした中、平成20年2月に就任した橋下知事は「財政非常事態宣言」を行い、同年6月には「財政再建プログラム案」を策定しました。以降、プログラムに沿って、次世代に負担を先送りすることなく『収入の範囲内で予算を組む』という原則を徹底した財政運営を行ってきました。

この間、財政の“出血”を止める歳出見直し等により、2年間で2,100億円にのぼる改革効果を生み、昨年度に続き、平成22年度当初も黒字予算を編成しました。実質府債残高の確実なピークアウトや減債基金の復元など、将来への備えにも一部着手しました。

【改革の必要性】

しかし、右肩上がりの成長が望めない中、大阪経済も、完全失業率や中小企業の景況から経済環境は厳しく、連動する府税も、法人2税をはじめ大きく減少する一方、高齢化に伴う社会保障関係経費が累増するなど、今後も厳しい収支環境が続くものと思われます。

22年度当初予算も、交付税等の増加や資産売却収入などの“他律的、臨時的”な要因で、なんとか編成できたものであり、将来の負担リスクや、災害など突発的な事態への備えもまだまだ不十分です。

そうした中、この間の改革を先導してきた「財政再建プログラム案」は22年度で終了します。今後はさらに「自律的な財政構造」の確立に向け、新たな地平を拓く取り組みが必要となっています。

【調査のねらい】

今、私たちの問題意識は、

- ・ 10年以上改革を続けても恒常的に財源不足が続くのはなぜなのか、
- ・ 歳入・歳出構造に問題はないか、
- ・ 大阪府だけが突出したおカネの使い方をしているのか、
- ・ それとも、国の制度自体に問題があるのか、
- ・ 公務員制度には改善すべき点はないか、

といったことです。

これらを読み解く一助として、この度、約400事業に及ぶ他府県との比較をはじめ府財政に関わる広範な構造分析を行いました。こうした例は過去になく、府民の皆様は府の財政構造や行政水準を知っていただくためにも、意義あることだと考えます。

現在、国の「地域主権戦略会議」では、“国のかたち”を見直す議論がスタートしていますが、地方が地域主権の担い手として機能するためには、自律的な財政構造が不可欠です。来年度は、この調査結果も踏まえ、公務員制度や歳入・歳出の改革はもとより、地方財政や社会保障など、国制度上の構造的課題についても、国に提案しながら、自治体改革のリーディングカンパニーを目指してまいります。

最後に、本調査の実施にあたり、多大なご協力をいただきました調査対象府県の関係者の皆さま方に、厚くお礼申し上げます。

※なお、本調査では、公会計制度については除外していますが、これについては、府の新公会計制度プロジェクトチームにおいて別途検討しておりますので、詳しくは <http://www.pref.osaka.jp/zaisei/shinkokaiseido/index.html> をご参照下さい。

比較調査の対象府県及び分析項目

■ 調査対象の府県

◇ 今回の調査分析は、比較対象として、大阪府と財政力が同程度の府県に加え、財政力が異なる団体についても地域ブロックの広がりを加味して選定した府県の協力を得て行いました。

◇調査対象府県 9府県

財政力が同程度のグループ : 神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県

財政力が異なるグループ : 秋田県、徳島県、島根県

| (H20年度) | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 | 全国 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 財政力指数 | 0.83 | 0.30 | 0.96 | 0.77 | 1.10 | 0.65 | 0.63 | 0.24 | 0.33 | 0.63 | 0.52 |
| 経常収支比率 | 96.6 | 91.3 | 97.8 | 92.5 | 89.1 | 96.9 | 99.1 | 93.7 | 97.8 | 96.2 | 93.9 |

■ 分析の項目

◇ 下記の6項目について、調査分析しています。

1. 事業調査……事業費2億円以上または一般財源5千万円以上の事業(平成21年度当初予算)
※ 対象事業数 : 約400事業(事業費ベースで99%を捕捉)
2. 使用料調査……道路使用料や府営住宅使用料ほか年間1億円以上の収入がある使用料(20項目)
3. 公共施設(インフラ)関連…道路、河川、砂防、公園、下水道、港湾・海岸、公営住宅の整備状況等
4. 公務員制度、組織人員体制調査…人事給与制度やその運用および組織人員体制の状況
5. 出資法人調査…法令等に基づき設置された団体(7法人)
6. 公の施設調査…府が設置している公の施設を30種類に分類したもの

目 次

| | |
|--|-----|
| はじめに | 1 |
| 1. 大阪府の財政の状況 | 5 |
| (1) 大阪府財政の推移 | 5 |
| (2) 普通会計決算統計からみた他府県比較 | 11 |
| 2. 歳入構造比較分析 | 24 |
| (1) 歳入構造 | 24 |
| (2) 地方交付税 | 44 |
| (3) その他の収入(使用料、債権管理) | 54 |
| 3. 歳出構造比較分析 | 61 |
| (1) 府の歳出構造 | 62 |
| (2) 基本分析(約400事業の他府県調査分析) | 67 |
| (3) 主要分析事業 | 73 |
| (4) 公共施設(インフラ)関連 | 144 |
| (5) 公債費 | 167 |
| 4. 公務員制度、組織人員体制の比較分析 | 173 |
| (1) 人事給与制度 | 173 |
| (2) 組織人員体制 | 196 |
| 5 その他 | 205 |
| (1) 出資法人 | 205 |
| (2) 公の施設関係 | 210 |
| (3) これまでの計画の点検 | 215 |
| (4) 収支見通しの手法 | 230 |
| ○ 参考資料 (別冊) | |
| 他府県調査結果(使用料、事業調査、公務員制度・組織人員体制、公の施設、出資法人) | |

1. 大阪府の財政状況

(1) 大阪府財政の推移

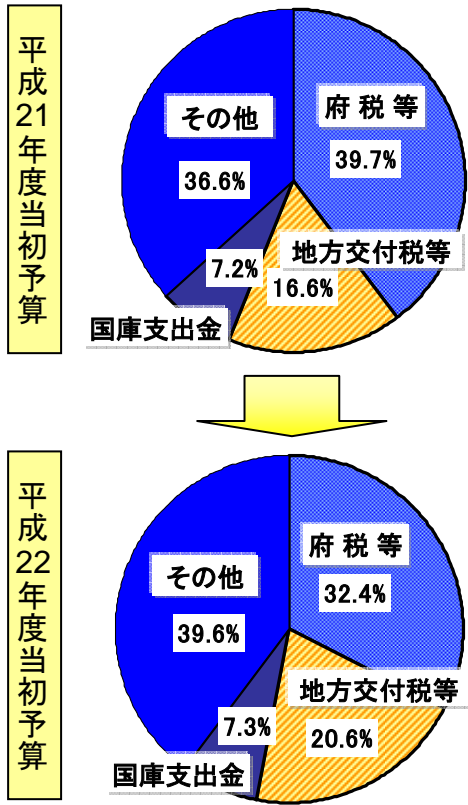
- バブル後の長期にわたる税収の低迷と、景気対策のために大量発行した地方債の元利償還金の増大、加えて、社会保障関係経費などの経常的な歳出の増加などにより、府財政は、大幅な財源不足が生じていました。
- これに対応するため、平成8年度以降、累次の財政健全化に取り組むとともに、なお不足する財源について、① 地方債の償還に備えるために積み立てた減債基金やその他の基金からの借入れ、② 退職手当債の発行、などを行い、赤字再建団体への転落を回避してきました。
- 平成20年6月の財政再建プログラム(案)において、“収入の範囲内で予算を組む”ことを徹底した結果、平成20年度決算は、平成9年度以来、11年振りの黒字決算となり、また、平成21年度最終予算でも黒字となりました。
- 平成22年度当初予算も黒字を継続することができました。しかし、これは、地方交付税等の増や、土地売却収入などの臨時的要因によって何とか達成できたものであり、財政状況が好転したといえる状況にはありません。

◇ 平成22年度当初予算について

- 府の平成22年度予算における歳入をみると、府税収入が大きく減少し、地方交付税等(※)が増加しています。これは、地方財政対策に依存する構造がより一層強まっていることを意味します。
- 歳出においては、引き続き人件費は抑制基調にある一方で、社会保障関係経費は増加しています。

(※)ここでいう「地方交付税等」とは、次の合計額です。①地方交付税 ②臨時財政対策債 ③減収補てん債 ④地方特例交付金

【歳入の構成比】



【一般財源ベース歳出の構造】

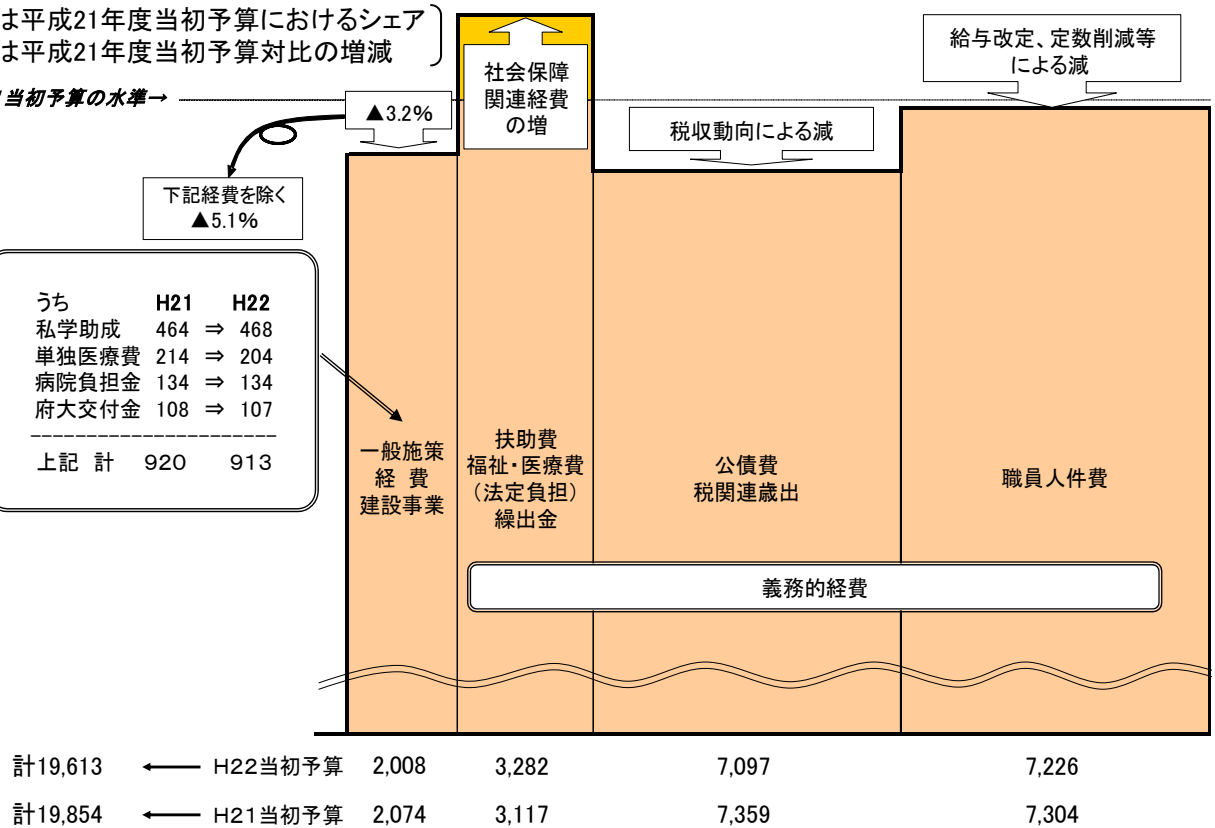
(単位: 億円)

〔横軸は平成21年度当初予算におけるシェア
縦軸は平成21年度当初予算対比の増減〕

H21当初予算の水準→

下記経費を除く
▲5.1%

| うち | H21 | H22 |
|-------|-----|-----|
| 私学助成 | 464 | 468 |
| 単独医療費 | 214 | 204 |
| 病院負担金 | 134 | 134 |
| 府大交付金 | 108 | 107 |
| 上記計 | 920 | 913 |



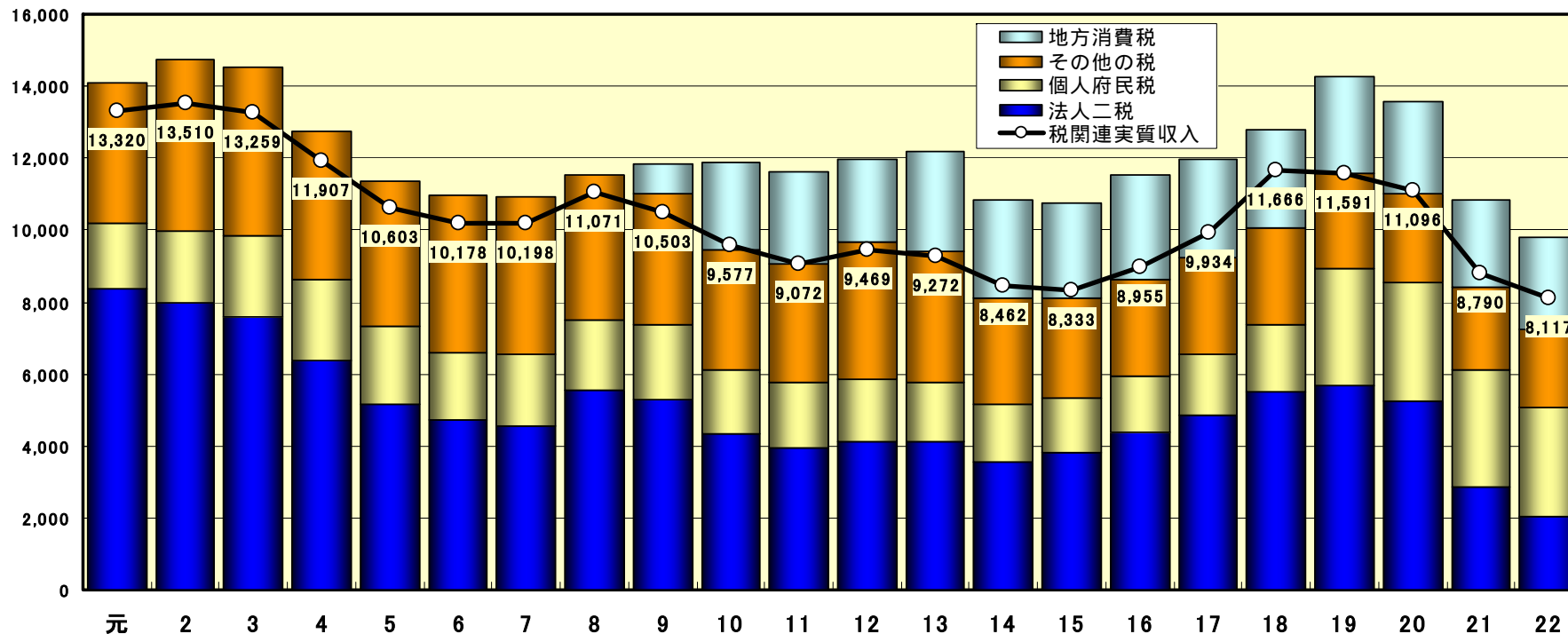
※ 「府税等」には地方法人特別譲与税 (H21 546億円[1.8%] H22 775億円[2.4%])を含む
 ※ 両表とも、22年度当初予算は減債基金等の一括返済・取崩しの影響を除く実質ベースで算出

◇ 府税収入の推移

- 府税収入は、バブル期の平成2年度にピークに達し、バブル崩壊後、長期低落傾向にあります。
- この間、地方消費税の創設(平成9年度)や、所得税から個人住民税への税源移譲(平成19年度)などの税制改正が行われ、いったんはバブル期の水準近くまで回復しましたが、平成21・22年度と、再び税収は急減することが見込まれています。
- 地方消費税の都道府県間清算金(39頁参照)・市町村交付金(※)などを加減算した「税関連実質収入」(府が実際に使える税収)でみると、府の厳しい税収状況が一層際立って見えます。

(※) 市町村交付金とは、地方消費税や自動車取得税など、税収の一定割合を市町村に交付することが法で定められているものです。

(億円)



※ 20年度までは決算額。21年度は最終予算、22年度は当初予算案の額です。

◇ 基金借入額と退職手当債発行額の推移

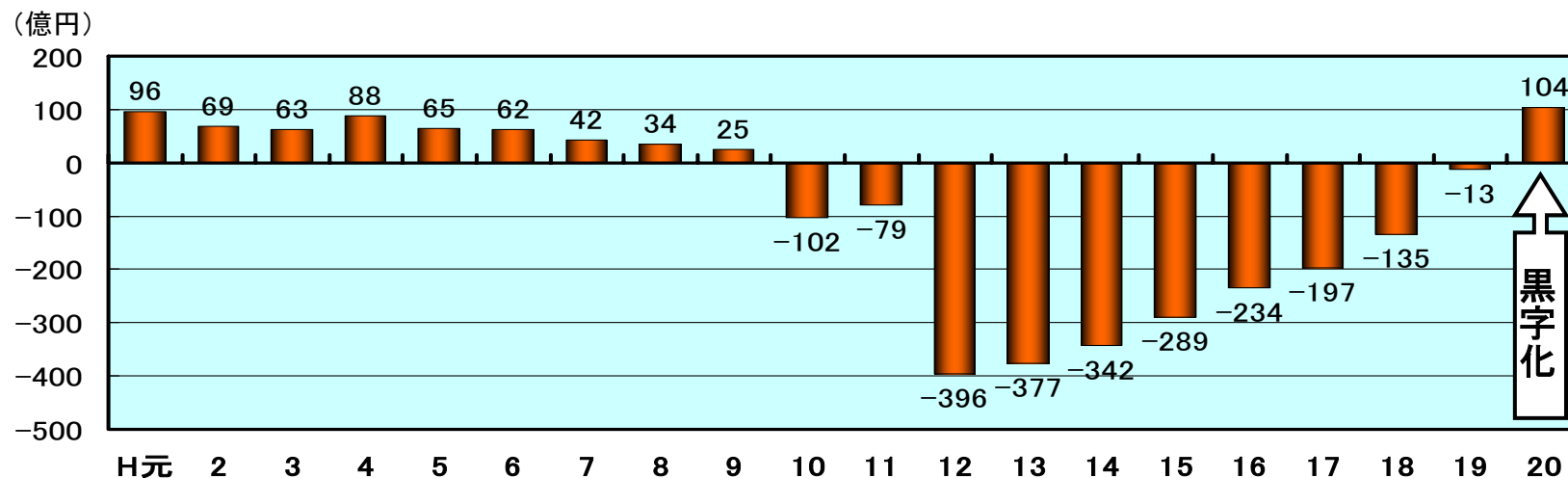
- 減債基金等からの借入れは、平成20年度以降行っておらず、逆に、21年度2月補正予算と22年度当初予算で、減債基金を280億円復元する予定です。
- 退職手当債も、平成21年度は発行せず、22年度当初予算においても発行を見込んでいません。

(単位:億円)

| | H7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21最終 |
|----------|----|----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 基金借入額 | - | - | 634 | 858 | - | 41 | 577 | 1,145 | 1,020 | 710 | 640 | 430 | 680 | - | - |
| 退職手当債発行額 | 70 | 70 | 105 | 164 | 134 | 110 | 75 | 50 | 48 | 25 | - | - | 150 | 185 | - |
| 合計 | 70 | 70 | 739 | 1,022 | 134 | 151 | 652 | 1,195 | 1,068 | 735 | 640 | 430 | 830 | 185 | - |

平成21年度は最終予算です。

(参考) 一般会計の累積収支の推移 (上表の措置を講じた後の収支)

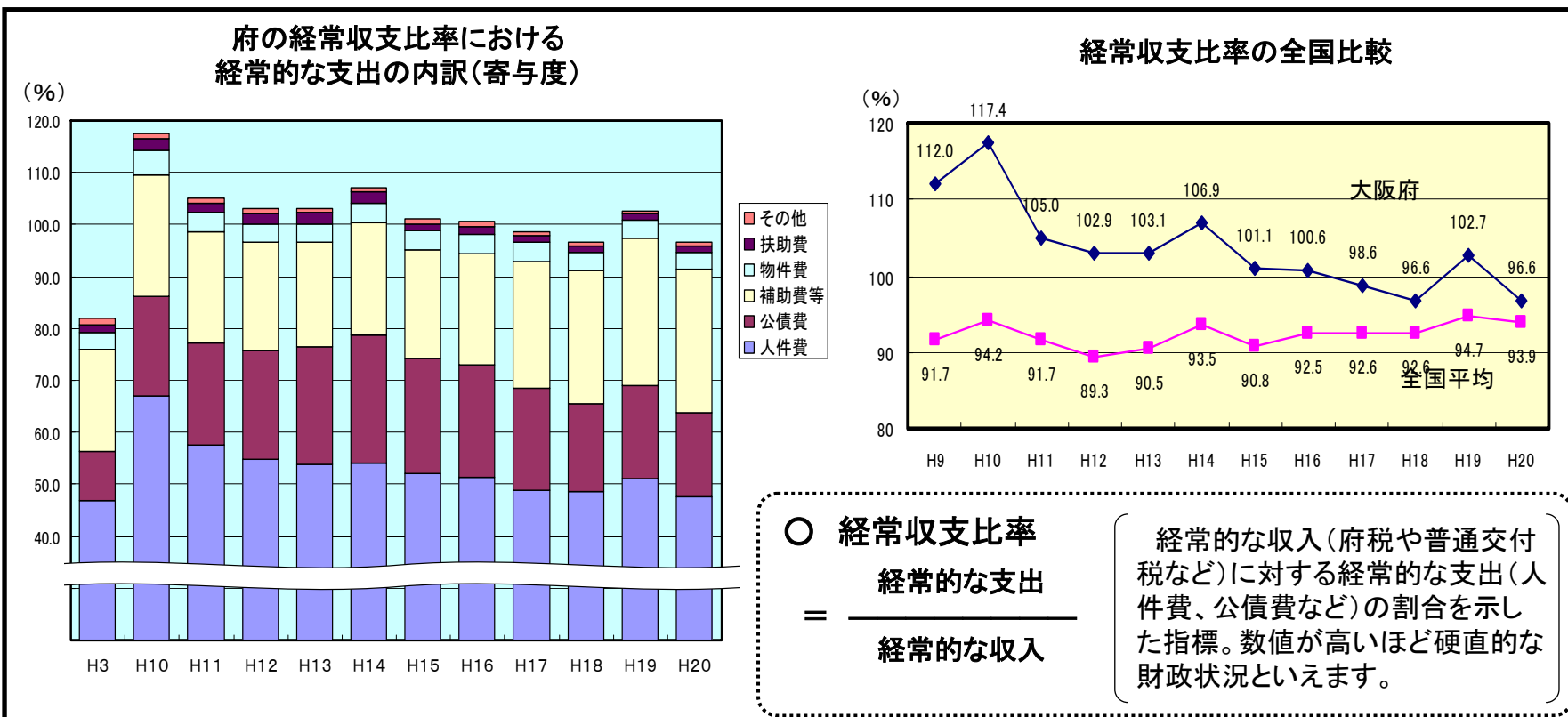


(注) 累積収支(実質収支)とは、企業のバランスシートでいう「未処理欠損金(未処分利益剰余金)」に類するものです。

◇ 府の経常収支比率の推移

○ 府は、長らく経常収支比率が100%を超えるという、極めて硬直的な財政運営となっていました。行財政改革の取組などにより、近年は低下傾向にあり、全国平均との差も縮まっています。

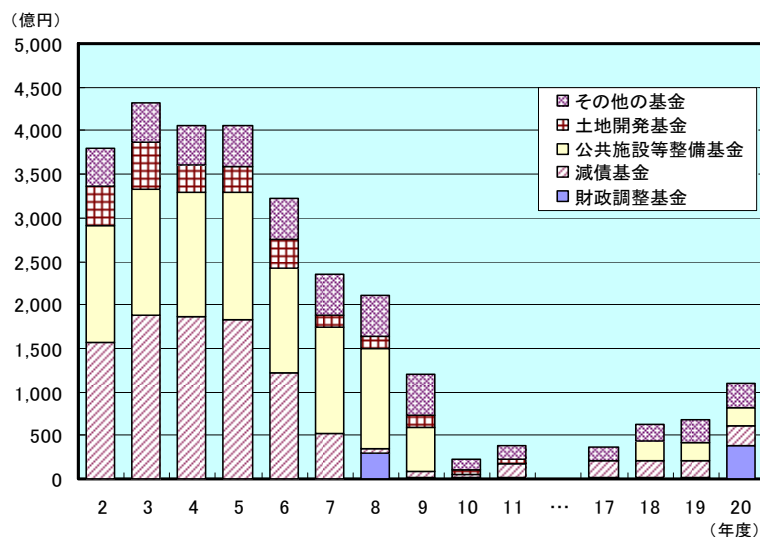
- ・人件費は、給与カット等の効果で大幅に低下
- ・公債費は、過去の景気対策や財源対策等による府債残高の増加に伴って一時増加したが、このところ低下
- ・一方、補助費等については、社会保障関係経費の増加に伴って上昇傾向



◇ 基金残高と府債残高の推移

- ・ バブル期に、税などの「一般財源」(用途を特定されない財源)を原資として積み立てた基金は、平成10年度にはほぼ底をつき、長らく「貯金」のほとんどない中での財政運営を余儀なくされてきました。
- ・ その一方で、府債残高は、バブル崩壊後に急増しました。その多くは、国の景気対策に伴う地方債や、国による減税や地方財源の不足への対応のための特別な地方債(減税補てん債、臨時財政対策債等)の発行増などによるものです。
- ・ 近年は、全会計の府債残高から税や交付税の代替として発行した地方債を除いた「**実質府債残高**」(※)は、減少傾向にあります。

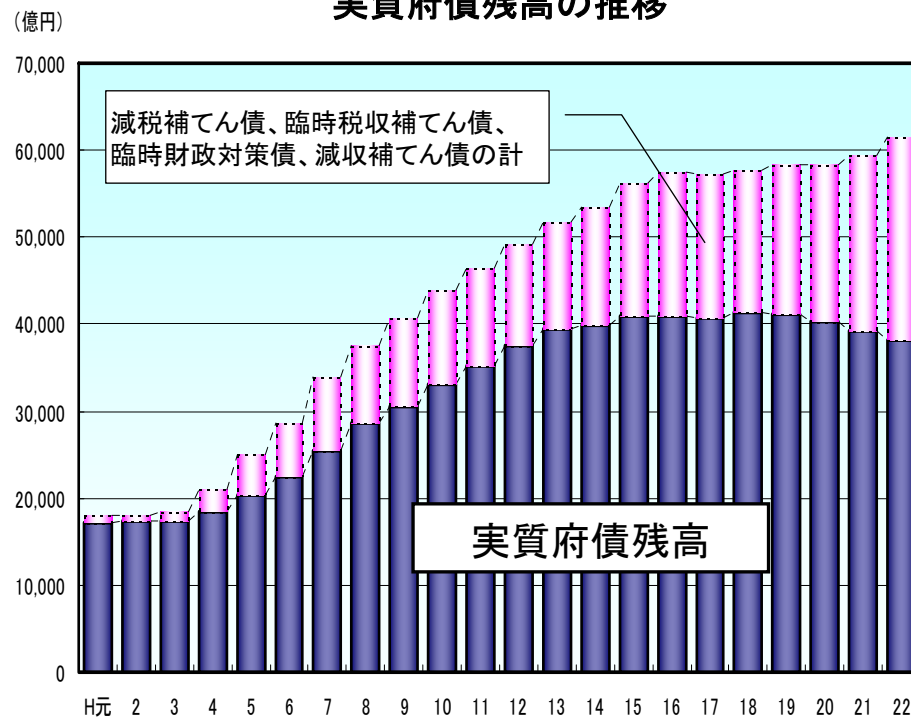
主な基金の残高の推移



(※) 実質負債残高

府の独自指標です。全会計の府債残高から、臨時財政対策債、減税補てん債、減収補てん債及び臨時税収補てん債の残高を除いたものです。

実質府債残高の推移



(※) 21年度は最終予算、22年度は当初予算ベースでの値です。

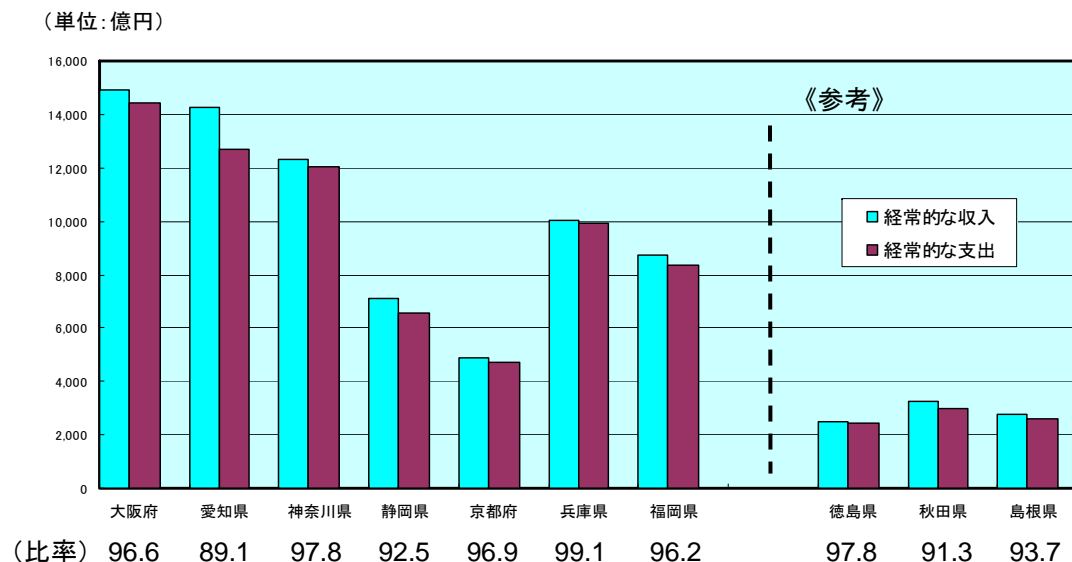
(2) 普通会計決算統計からみた他府県比較

この章においては、普通会計決算統計のデータをもとに、財政力が類似した6府県との比較を中心として分析します。これは、財政力の異なる3県は、財政規模が小さく、人口1人当たり分析などで大きくかい離が生じるため、本分析における比較対象としては適当ではないとの判断からです。なお、3県についても、数値は参考として表示します。

① 経常収支比率

- 大阪府は、他府県と比較して、経常収支比率が高くなっています。
⇒ 硬直的な財政運営となっており、税收等のブレへの対応力が弱いといえます。
- 平成20年度は、財政再建プログラム案に基づく取組みなどの結果、前年度より6.1ポイント改善し、**96.6%**となりました(全国29位。なお、平成19年度は全国46位(ワースト2位))。

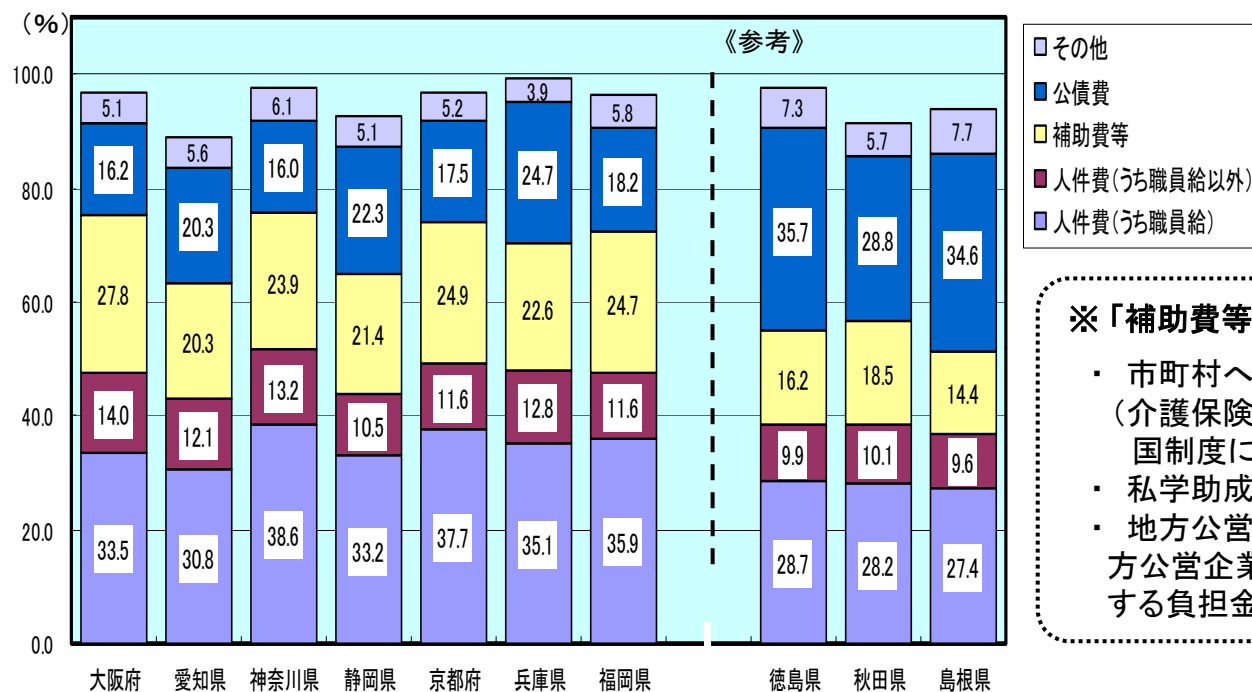
経常収支比率の他府県比較(20年度決算)



◇ 経常収支比率が高い要因(歳出面)

- ・ 経常収支比率を算出する際の分子となる経常的な支出を、その構成要素ごとに分けてみると、府は、社会保障関係経費などが含まれる「補助費等」の比率が他府県と比べ、最も高くなっています。
- ・ 人件費については、いわゆる団塊の世代の職員の大量退職などにより、職員給以外(退職手当など)の比率が高くなっています。
- ・ 公債費の比率は、他府県よりも小さくなっています。概して、財政力(歳入に占める税等の収入の割合)の高い府県よりも、財政力の低い府県の方が比率が高くなっていますが、これは、都市部においては、これまでにインフラ整備が一定進んできたことなどから、近年は、歳出に占める建設事業量が比較的少ないことによるものと思われる。

経常収支比率における歳出の内訳(寄与度)



※「補助費等」に含まれる経費の例

- ・ 市町村への補助負担金
(介護保険、国民健康保険などにかかる国制度による義務的なものが大半)
- ・ 私学助成
- ・ 地方公営企業会計(水道・病院などの地方公営企業法が適用される企業会計)に対する負担金及び補助金

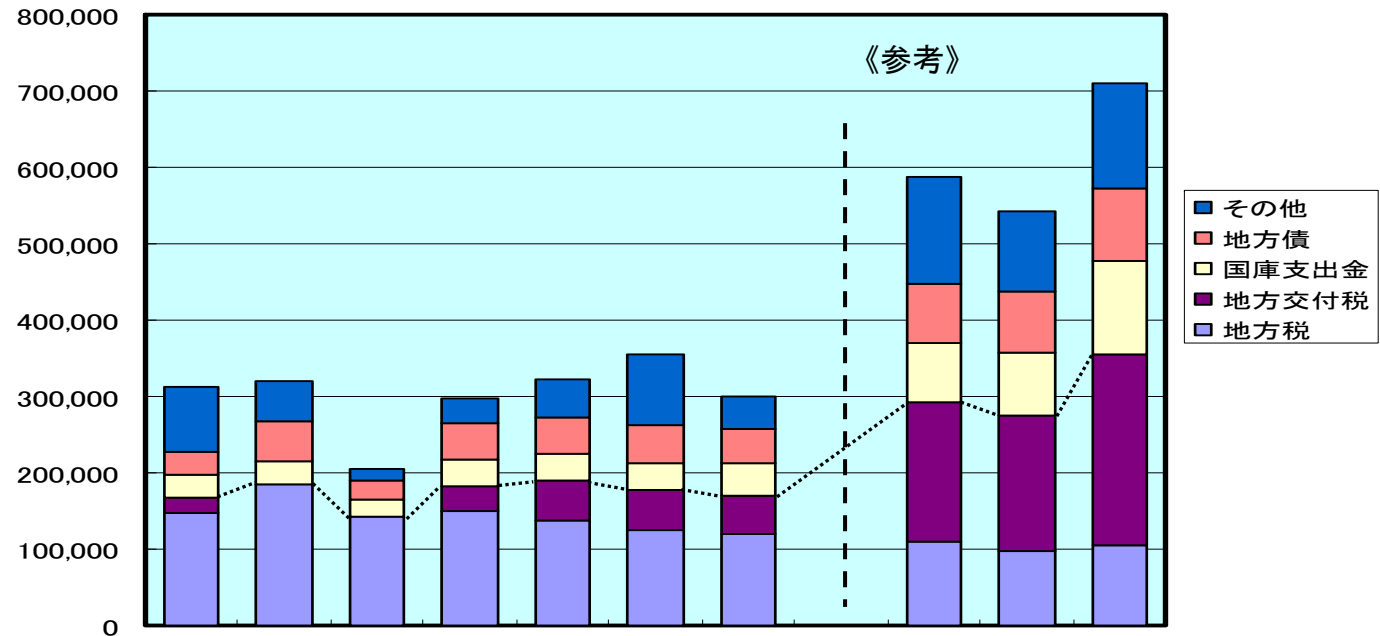
② (人口1人当たり歳入規模)

※ 本分析における「人口」は、特に断りがない場合、年度末現在の住民基本台帳人口を使用しています。

- 人口1人当たり歳入額は、7府県中4番目の31万2千円となっています。
- このうち、自己財源である地方税だけでみると3番目ですが、税と地方交付税を合算した額で比較すると6番目(神奈川県に次いで2番目に少額)と順位が逆転します。

人口1人当たり歳入規模の他府県比較(20年度決算)

(1人当たり・円)



| 人口1人当たり(千円) | 大阪府 | 愛知県 | 神奈川県 | 静岡県 | 京都府 | 兵庫県 | 福岡県 | 徳島県 | 秋田県 | 島根県 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 【地方税】 | 148 | 186 | 142 | 151 | 138 | 125 | 119 | 109 | 97 | 105 |
| 【税+交付税】 | 168 | 186 | 144 | 182 | 191 | 178 | 171 | 292 | 275 | 355 |
| 【税+交付税等※】 | 178 | 195 | 152 | 192 | 203 | 189 | 181 | 319 | 299 | 388 |
| 【総額】 | 312 | 319 | 204 | 298 | 324 | 355 | 299 | 587 | 543 | 710 |
| 総額(億円) | 27,085 | 23,058 | 18,068 | 11,234 | 8,274 | 19,816 | 15,066 | 4,704 | 6,070 | 5,168 |

※ 交付税等=地方交付税+臨時財政対策債

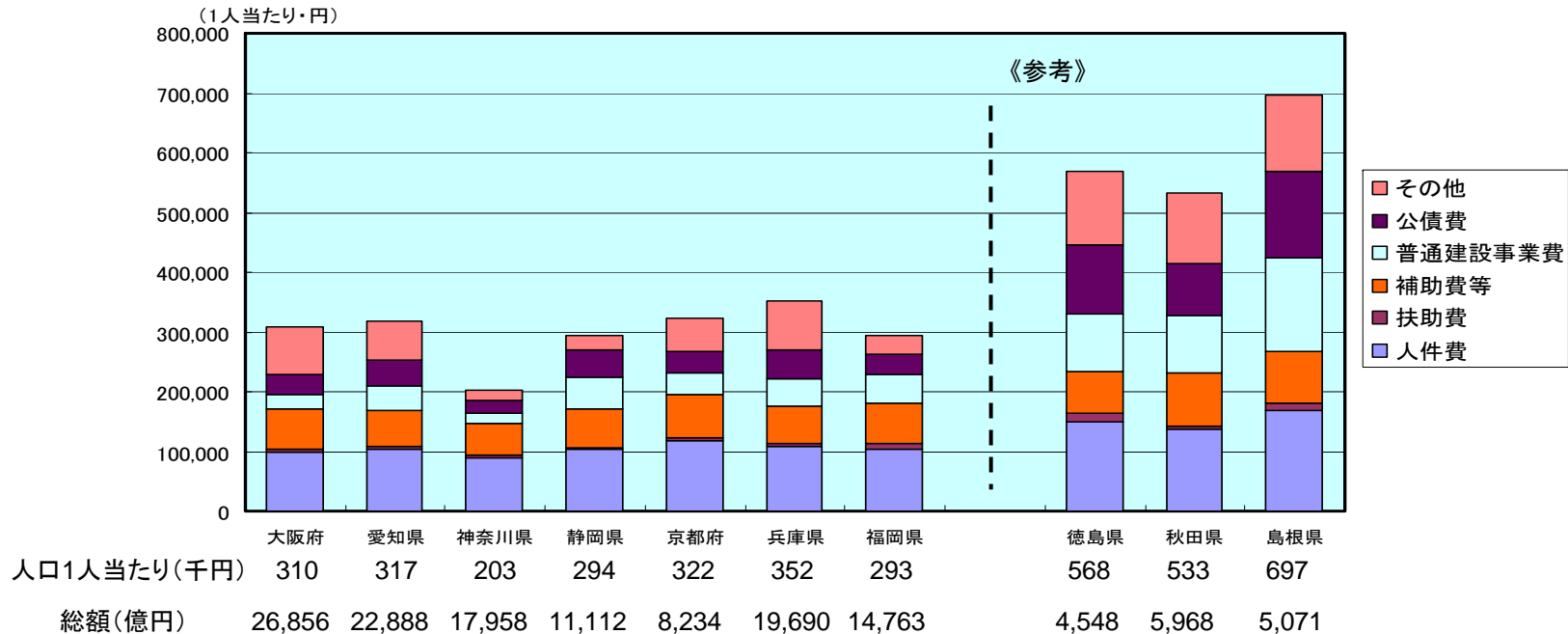
③ (人口1人当たり歳出規模)【性質別】

○ 人口1人当たり歳出の内訳をみると、普通建設事業費や公債費のバラツキが非常に大きくなっています。これは、過去から現在に至って実施されてきた建設事業の量によるものと思われる。

(※「その他」歳出のバラツキは、中小企業向け制度融資の方式の違いなどによるものです。)

○ 神奈川県は、人口のスケールメリットや、古くから政令市が2団体(横浜市・川崎市)存在することなどから、人口1人当たり歳出が特に小さくなっています。府も、大阪市に加え、堺市が平成18年に政令市となったこともあり、人件費、普通建設事業費、公債費については、神奈川県に次いで2番目に少ない額となっています。

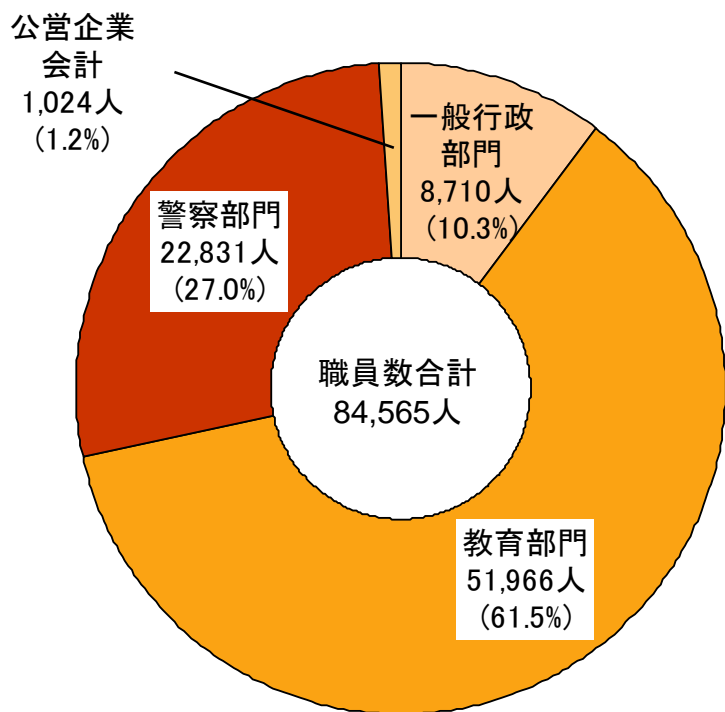
人口1人当たり歳出規模(性質別)の他府県比較(20年度決算)



◇ 性質別歳出の分析

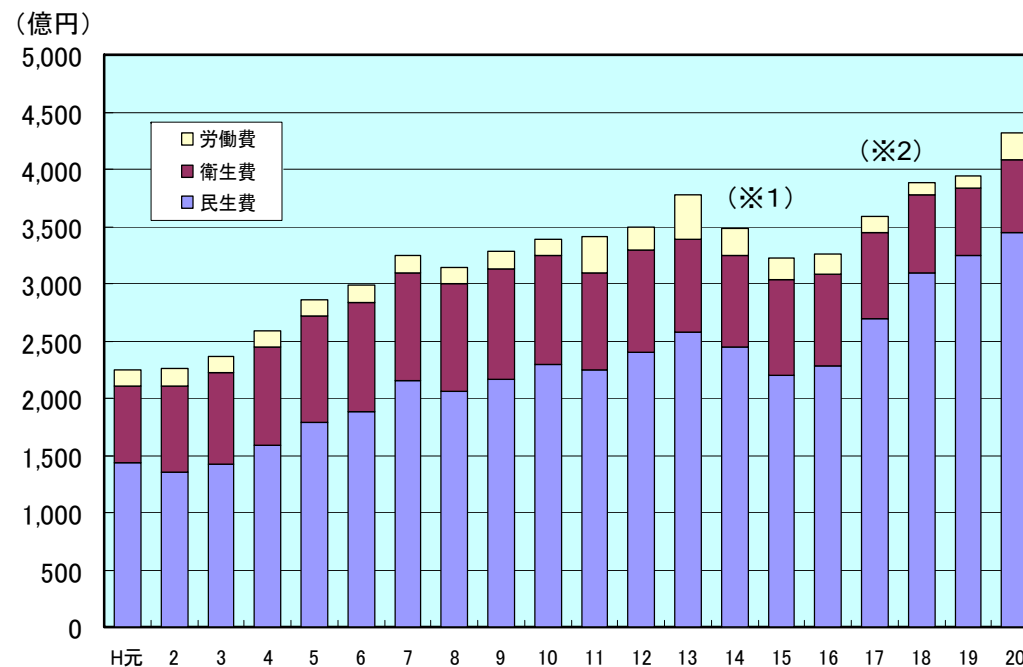
- ・ 都道府県の歳出は、国が定員に関する基準を幅広く定めている教職員や警察官などの人件費や、法律で定められた社会保障関係経費が中心の補助費等、借入金返済のための公債費の占める割合が高く、景気変動等に応じて柔軟に対応することが難しくなっています。
- ・ 府について見ると、近年は、社会保障関係経費の増加が著しく、人件費や建設事業等の削減効果が結果的に相殺されています。

府の部門別職員数(平成21年4月1日現在)



- ・ 定員管理調査(総務省)による平成21年4月1日現在の職員数
- ・ ()内は構成割合

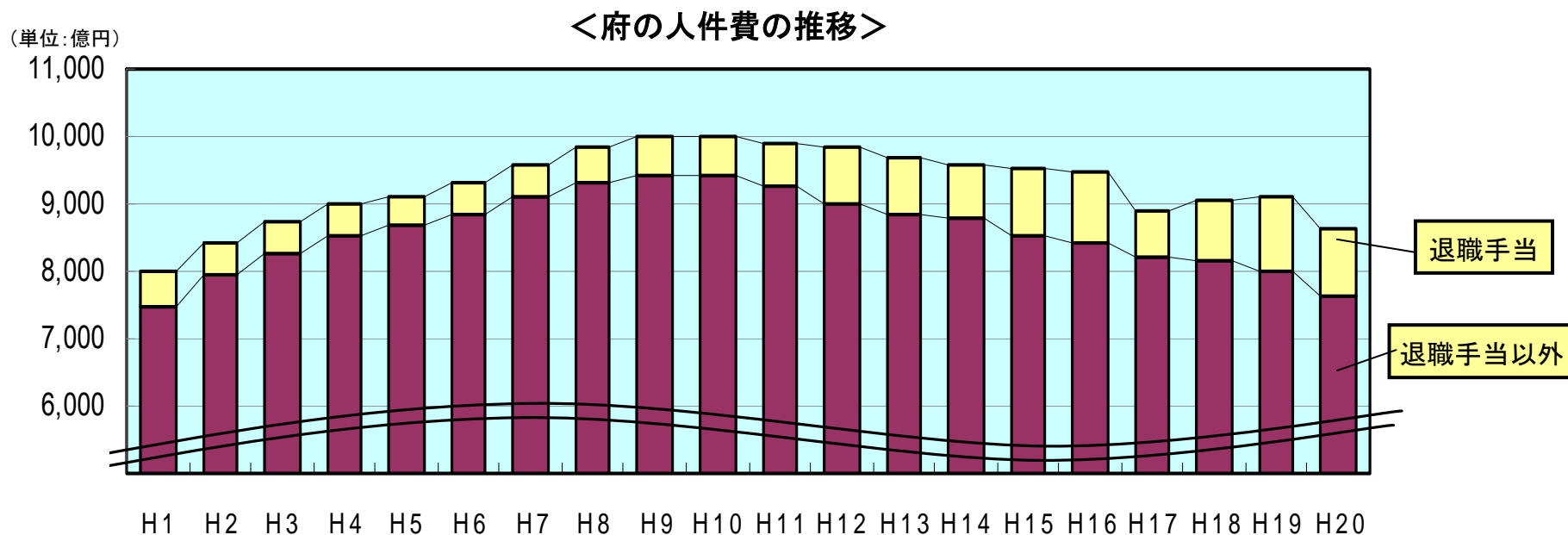
府の民生費・衛生費・労働費の推移



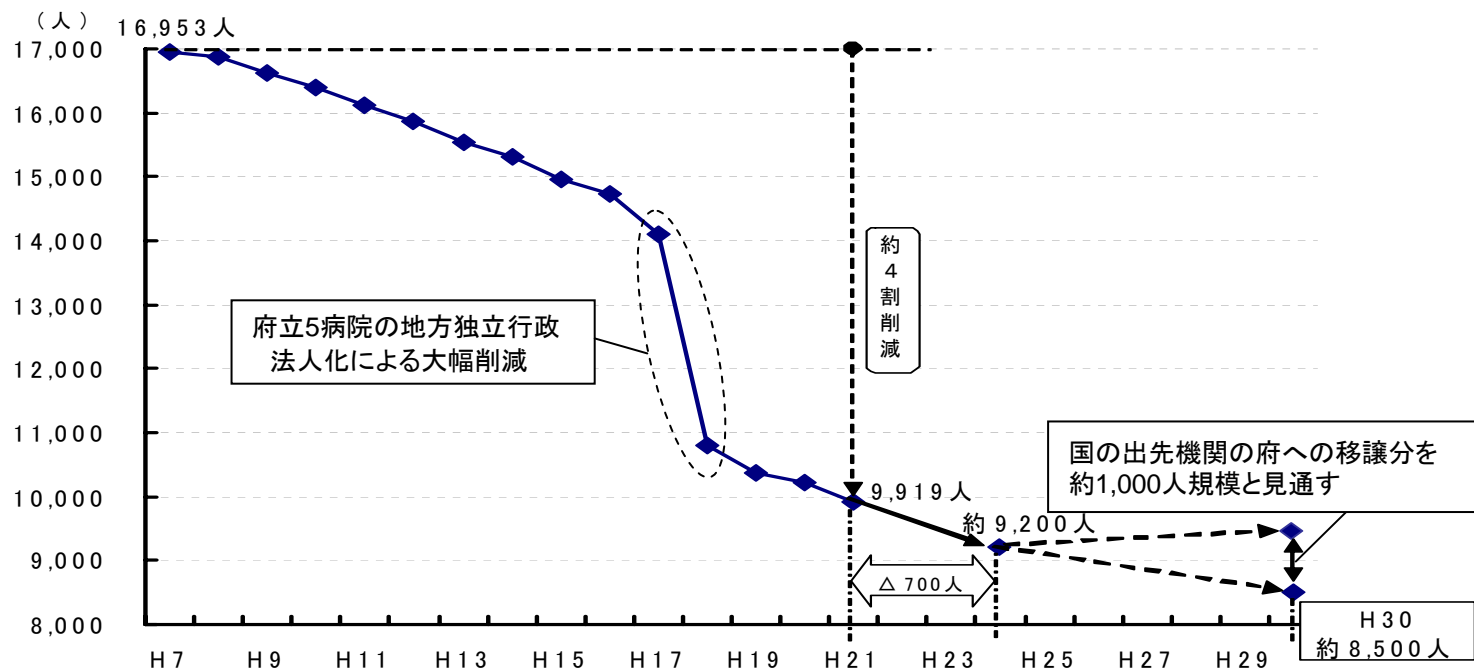
- (※1) H14.8から児童扶養手当事務が市に移管されました。
- (※2) H17~18にかけて、いわゆる三位一体の改革の中で、国民健康保険、児童手当、介護保険などの分野で都道府県負担が増えました。

<府の人件費の推移>

- 府の人件費は、平成10年度をピークに減少傾向にあります。退職手当については、年度ごとにばらつきがありますが、退職手当以外の職員給等については、着実に削減してきています。
- 府は、平成7年度からの14年間で、一般行政部門職員の約41%（※）に相当する7,034人を削減しました（府立5病院の地方独立行政法人化による約3,000人削減を除いても、約24%の削減です）。
 - （※） この間、全都道府県の一般行政部門職員の削減率は、△23.0%（定員管理調査（総務省））
- また、職員給与についても、将来にわたって人件費を抑制する効果が最も高い昇給停止や、警察官、教員を含む全職員の給与（給料、ボーナス、管理職手当、退職手当）のカット（※）を行っていること等により、国や全国都道府県平均を下回る水準で推移しています。
 - （※） なお、退職手当を除く給与カットは平成22年度までの時限措置となっています。

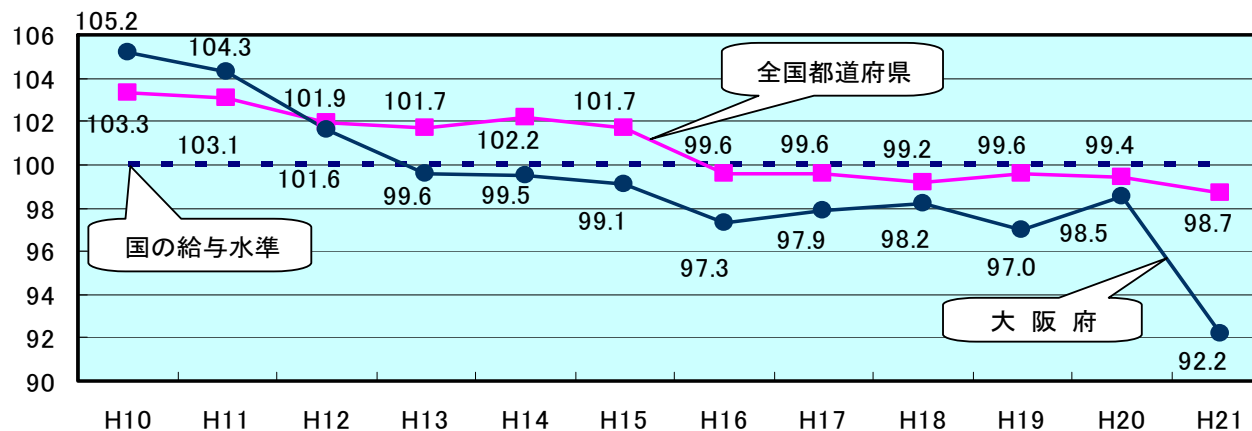


◇ 一般行政部門職員数の推移



※ ここでいう一般行政部門は、「財政再建プログラム(案)」における範囲であり、定員管理調査の定義とは異なります。

◇ 一般行政部門の給与水準(ラスパイレス指数)の推移 (国を100とした場合)

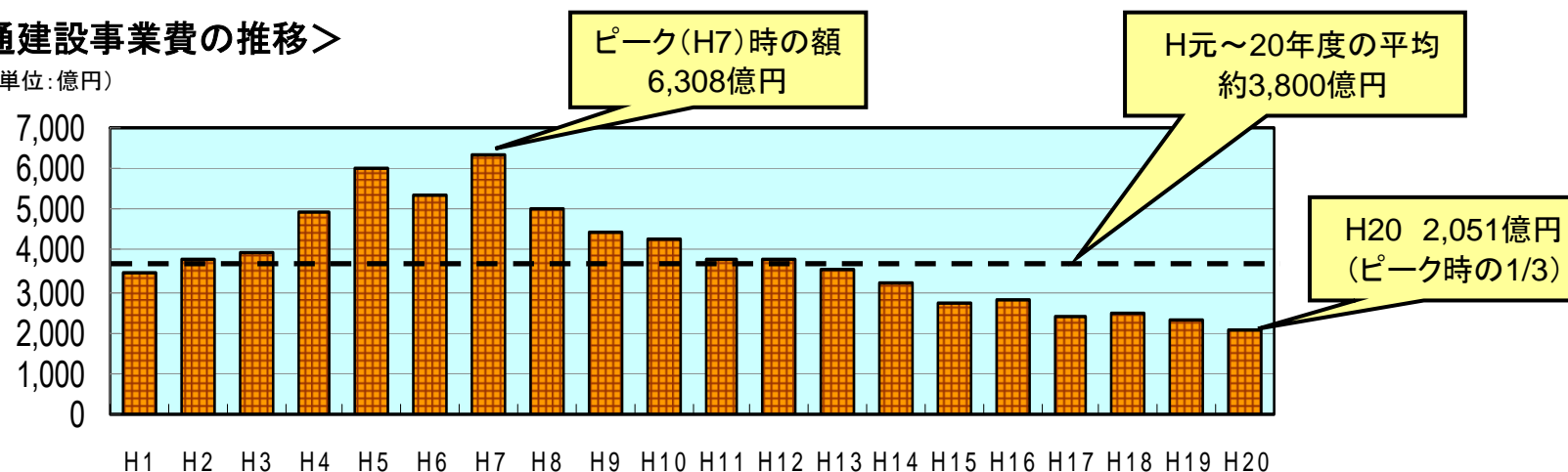


<府の普通建設事業費の推移>

- 府は、厳しい財政状況のもと、事業の重点化等を図ることにより、建設事業費を大幅に抑制してきました。
- その結果、現在の建設事業費の水準は、ピークであった平成7年度と比較すると約3分の1となっています。

<普通建設事業費の推移>

(単位: 億円)



<これまでの建設事業抑制の取組み>

| | | |
|--------|----------------|-------------------------------------|
| 平成8年度 | 財政健全化方策(案) | 対前年度比 30%削減(単独事業) |
| 平成10年度 | 財政再建プログラム(案) | 10%削減(国庫事業) 50%削減(単独事業) |
| 平成13年度 | 行財政計画(案) | 10%削減(国庫事業・単独事業) |
| 平成16年度 | 行財政計画(案)平成16年版 | 10%削減(国庫事業・単独事業) |
| 平成18年度 | 行財政改革プログラム(案) | 15%削減(国庫事業・単独事業) |
| 平成20年度 | 財政再建プログラム(案) | (H20年度時点でH18年比) 20%削減(国庫事業・単独事業) |

※ 国庫事業とは、国庫補助金(負担金・交付金を含む)を受けて実施する事業(単独事業はそれ以外)。

<参考> 財政再建プログラム(案)[取組期間 H20~H22]による改革の取組み

事業の見直し等…

平成20年度～22年度の集中取組期間で904億円

<主要検討事業38事業等の見直し(H20~22の3か年で790億円)>

- ・ セーフティーネット的な事業であっても、所得制限や自己負担額を見直し
- ・ 費用対効果の観点から、高コストになっている事業は見直し
- ・ 事務費や維持管理経費については、経費を節減(一般財源ベースで1~2割程度)

<出資法人の見直し(H20~22の3か年で95億円)>

- ・ 法人が行う事業について、必要性、効率性、効果性を点検
- ・ 類似の事業を行っている法人については、統合
- ・ 法人が行っている事業で民営化可能なものは民営化
- ・ 一定の自己収入を有する法人については、府の財政的・人的関与を最小限に抑制

【見直しの方向性】

(平成21年度)
44法人

(取組み期間中)

廃止等 5法人
統合 4法人
民営化 5法人
自立化 20法人
存続 10法人

見直し対象法人
= 34法人

<公の施設の見直し (H20~22の3か年で19億円)>

- ・ 他の方法によるサービス提供が可能で、利用状況や今後の維持管理コストを勘案すると維持が困難なもの、機能集約が可能なものは廃止
- ・ 地元や利用者関係団体での管理も可能なものは、市町村や民間へ移管したり、市町村やNPO等との協働による新たな管理形態を追求
- ・ 公の施設としての縦割りを排除することや同種の施設を集約することで施設の有用性を高められるものは、多機能化、集約化を図る

建設事業…

平成20年度～22年度の集中取組期間で239億円

人件費…

平成20年度～22年度の集中取組期間で1,283億円

- ・ 給与のカット等【H20.8~H23.3(退職手当は当分の間)】

給与:知事30%、副知事20%、教育長・水道企業管理者18%、指定職16%、
部長級14%、その他管理職11.5%、管理職以外9.5~3.5%
退職手当:知事50%、副知事20%、教育長・水道企業管理者15%、指定職10%、
その他一般職5%

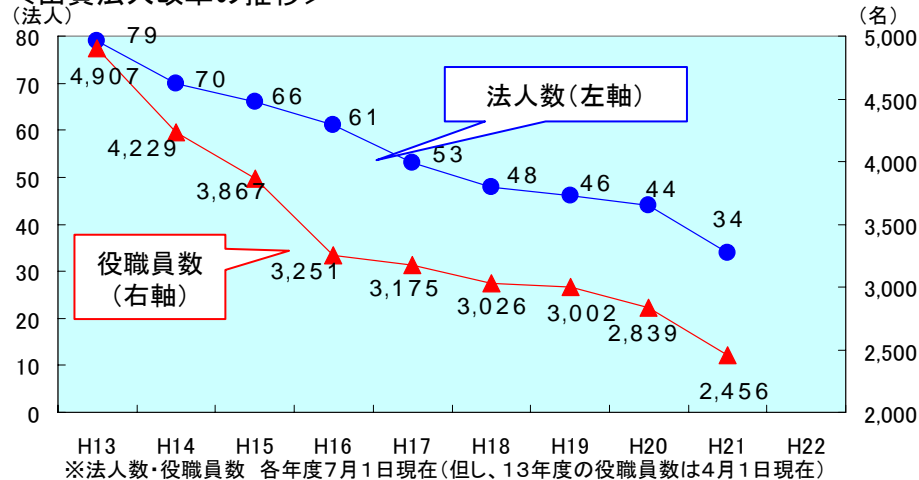
- ・ 給与制度の見直し(早期奨励退職制度の見直し、住居手当・通勤手当の見直し等)

<事務事業の改革効果額>

(単位:億円)

| | H20 〔実績〕 | H21 実績 見込み | H22 当初 予算 | 合計 |
|---------|-------------|------------------|-----------------|-----|
| 主要検討事業等 | 216 | 275 | 299 | 790 |
| 出資法人 | 24 | 35 | 36 | 95 |
| 公の施設 | 4 | 6 | 9 | 19 |

<出資法人改革の推移>



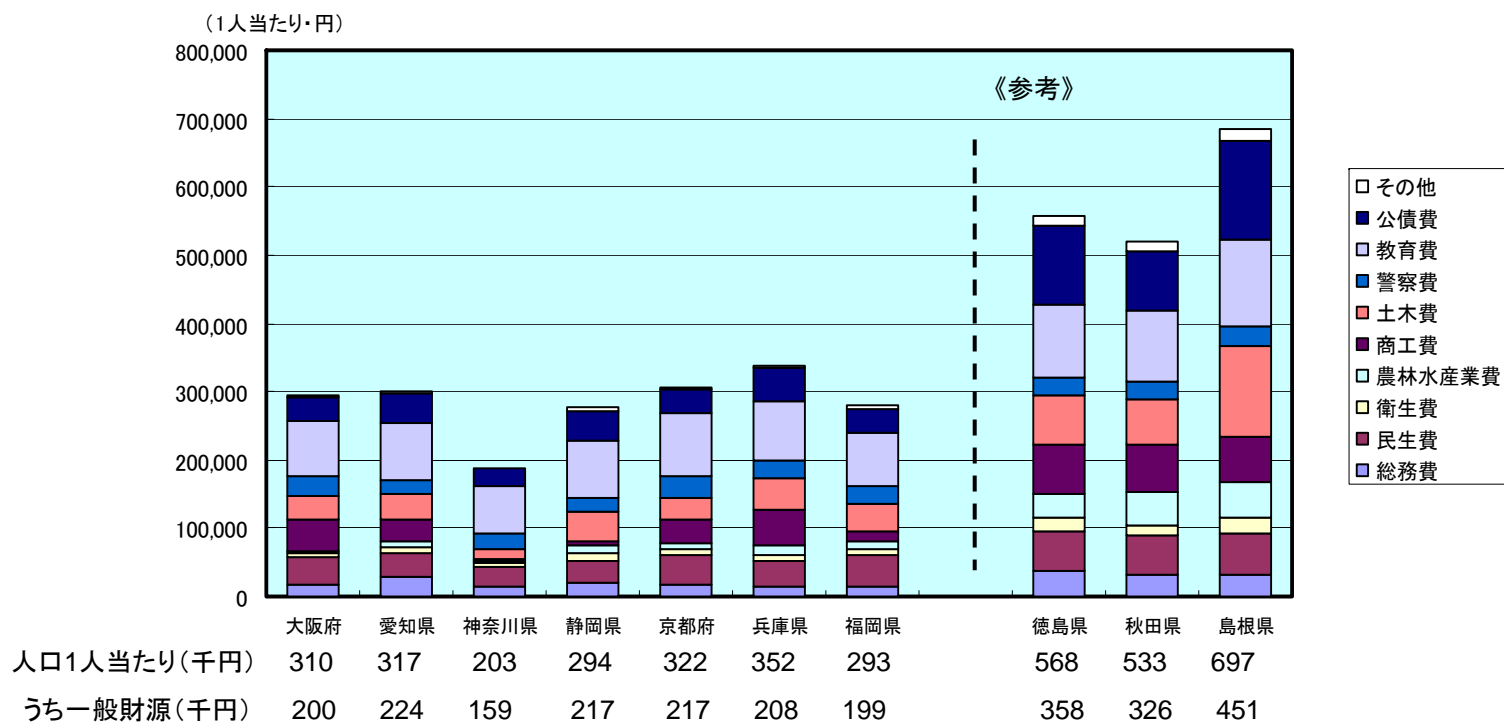
<公の施設の方向性>

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 「廃止」を行うもの | 6 施設 |
| 「民営化」を行うもの | 3 施設 |
| 「地元関係自治体等との協働、連携強化」「市との共同運営」を行うもの | 5 施設 |
| 「集約、多機能化」を行うもの | 2 施設 |
| 「運営の抜本的見直し」を行うもの | 3 施設 |
| 「移転」を行うもの | 1 施設 |
| 「大幅なコスト縮減」等を行うもの | 7 施設 |
| 「機能縮小」するもの | 1 施設 |
| 見直し対象施設計 | 28 施設 |

④ (人口1人当たり歳出規模)【目的別】

- 人口1人当たりの歳出は、調査対象府県中、府は4番目に少なくなっています。
- 教育費や民生費などは、府県間のバラツキが比較的小さくなっていますが、土木費や商工費、農林水産業費、公債費は、バラツキが非常に大きくなっています。
- 府は、公債費、土木費などが低位である一方、商工費や警察費などが高めとなっています。これは、中小企業向け制度融資の規模、警察官定数規模が、いずれも大きいことが主要因と考えられます。

人口1人当たり歳出規模(目的別)の他府県比較(20年度決算)



(参考) 人口1人当たり歳出規模(目的別)の内訳

(単位:円)

| | 大阪府 | 愛知県 | 神奈川県 | 静岡県 | 京都府 | 兵庫県 | 福岡県 | 徳島県 | 秋田県 | 島根県 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総務費 | 17,342 | 30,188 | 13,185 | 19,525 | 16,925 | 14,182 | 13,392 | 36,970 | 31,588 | 33,162 |
| 民生費 | 39,737 | 34,089 | 29,115 | 33,417 | 43,486 | 38,883 | 47,958 | 59,718 | 56,722 | 59,958 |
| 衛生費 | 7,313 | 7,736 | 6,184 | 9,217 | 7,565 | 7,656 | 6,963 | 17,807 | 14,767 | 21,491 |
| 農林水産業費 | 1,643 | 10,217 | 3,764 | 13,186 | 9,240 | 14,391 | 12,932 | 36,809 | 49,518 | 51,977 |
| 商工費 | 46,953 | 29,629 | 2,675 | 5,418 | 34,740 | 52,360 | 14,826 | 69,932 | 69,699 | 65,993 |
| 土木費 | 34,264 | 36,890 | 15,796 | 42,484 | 31,516 | 46,807 | 39,066 | 72,227 | 67,101 | 134,068 |
| 警察費 | 29,114 | 22,888 | 22,728 | 21,715 | 31,328 | 25,345 | 26,231 | 25,994 | 24,002 | 29,044 |
| 教育費 | 80,273 | 81,922 | 69,433 | 82,681 | 92,584 | 86,463 | 78,802 | 108,307 | 103,948 | 126,177 |
| 公債費 | 34,034 | 43,549 | 23,536 | 45,135 | 34,542 | 47,582 | 34,717 | 115,736 | 86,750 | 145,491 |
| その他 | 18,847 | 19,969 | 16,534 | 21,688 | 20,261 | 18,802 | 18,512 | 24,382 | 28,524 | 29,396 |
| 議会費 | 373 | 452 | 408 | 541 | 774 | 487 | 547 | 1,277 | 1,062 | 1,249 |
| 労働費 | 2,648 | 2,649 | 2,128 | 3,268 | 4,161 | 4,315 | 3,311 | 10,088 | 9,326 | 10,528 |
| 災害復旧費 | 23 | 100 | 56 | 899 | 314 | 133 | 229 | 1,274 | 6,810 | 5,980 |
| 市町村交付金 | 15,803 | 16,768 | 13,942 | 16,980 | 15,012 | 13,867 | 14,425 | 11,743 | 11,326 | 11,639 |
| 合 計 | 309,520 | 317,077 | 202,950 | 294,466 | 322,187 | 352,471 | 293,399 | 567,882 | 532,619 | 696,757 |

◇ 人口1人当たり歳出金額(目的別)が他府県平均と10%以上かい離している費目

人口1人当たり歳出規模(目的別)のかい離状況

(参考)

| 目的別歳出 | | H20年度 府決算額 | 大阪府 住民1人 当たり額 | 対象6府県 住民1人 当たり額 | かい離率 | 一般財源 ベースの かい離率 |
|-------|-------|---------------|---------------------|-----------------------|---------|----------------------|
| 細目 | | (百万円) | (円) | (円) | (%) | (%) |
| 民生費 | 社会福祉費 | 131,018 | 15,100 | 12,992 | 16.2 | 20.5 |
| 衛生費 | 保健所費 | 6,768 | 780 | 589 | 32.4 | 31.1 |
| | 医薬費 | 12,567 | 1,448 | 1,071 | 35.2 | 0.1 |
| 労働費 | 労政費 | 19,540 | 2,252 | 1,887 | 19.3 | -2.2 |
| 商工費 | 鉱工業費 | 206,653 | 23,817 | 1,960 | 1,115.2 | -25.8 |
| 土木費 | 土木管理費 | 150,931 | 1,836 | 1,624 | 13.1 | -56.9 |
| | 都市計画費 | 69,510 | 8,011 | 5,505 | 45.5 | 135.6 |
| | 住宅費 | 89,812 | 10,351 | 3,329 | 210.9 | 94.8 |
| 警察費 | | 252,615 | 29,114 | 25,039 | 16.3 | 23.1 |
| 教育費 | 教育総務費 | 192,804 | 22,221 | 14,741 | 50.7 | 28.8 |

(注)

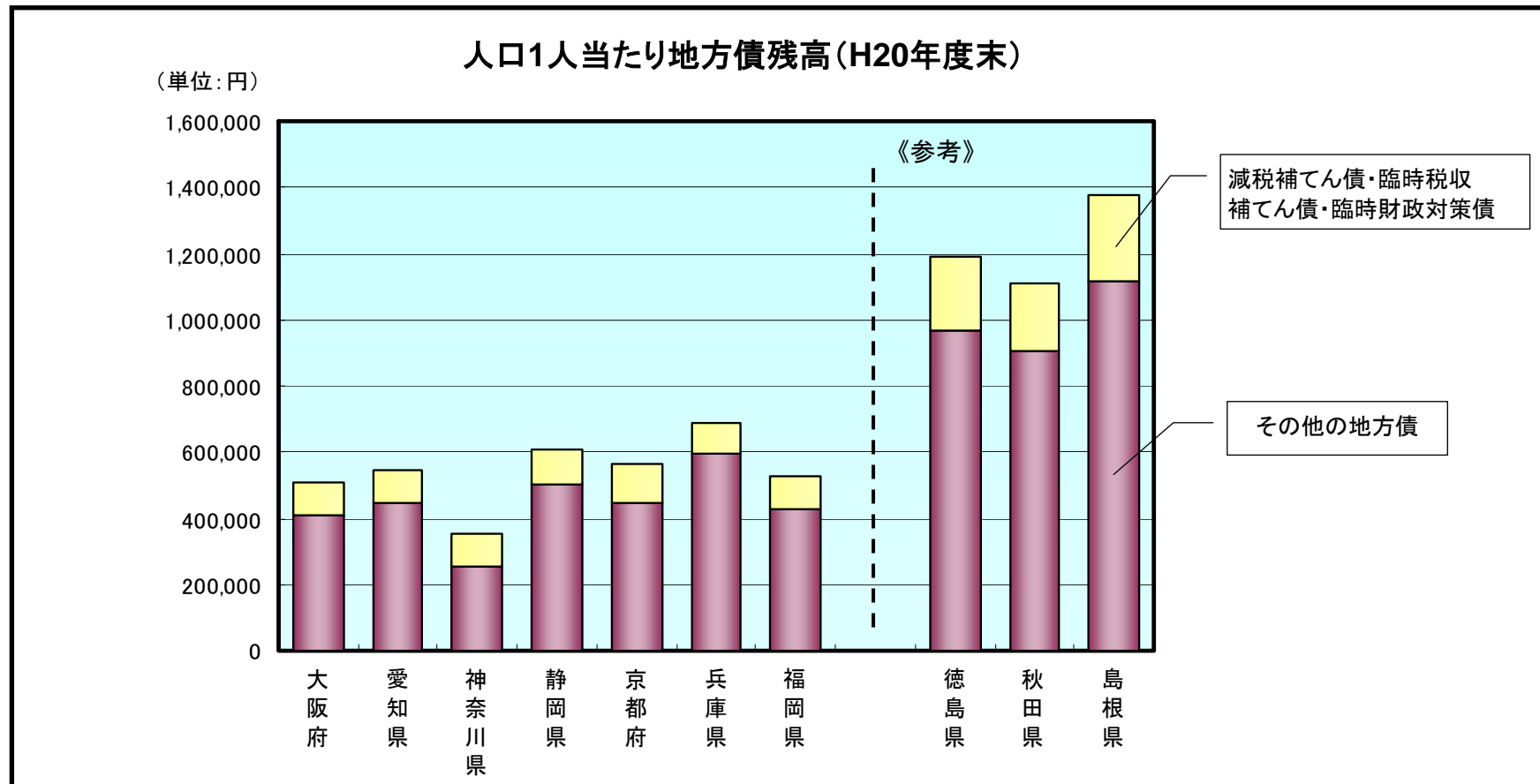
- 決算統計における細区分のベースで比較し、府の住民1人当り歳出が、6府県の平均を10%以上上回っている項目を抽出したものです。
- 1人当たり歳出が非常に小さい項目は掲出していません。

《かい離が発生している主な要因》

- ・ 社会福祉費 : 国民健康保険関係の支出が多額
- ・ 保健所費 : 独自で保健所を持つ政令・中核市を除いた人口1人当たりでは他府県より少額となる
- ・ 医薬費 : 府立救命救急センターの運営費が多額
- ・ 労政費 : 大阪府住宅供給公社への貸付金などが多額
- ・ 鉱工業費 : 中小企業向け制度融資(預託金)が多額(一般財源ベースでは他県より少額)
- ・ 土木管理費 : 大阪府土地開発公社、大阪外環状鉄道(株)などへの貸付金が多額
- ・ 都市計画費 : 阪神高速道路大和川線にかかる事業費が多額
- ・ 住宅費 : 府営住宅管理戸数が多い
- ・ 警察費 : 住民数に対する警察職員の割合が高い
- ・ 教育総務費 : 育英会奨学金制度の事業実施手法の相違による差(H22に手法見直し)

⑤ 人口1人当たり地方債残高

- 人口1人当たり地方債残高は、財政力の高い府県の方が少なくなっていますが、これは人口規模の差によるスケールメリットが働いているものと思われます。
- なお、都市部では、神奈川県、福岡県が低い値を示していますが、これは両県が、古くから県内に政令市を2つ持っていることで、公共投資需要が他に比べて小さいためと考えられます。



2. 歳入構造比較分析

(1) 税収構造

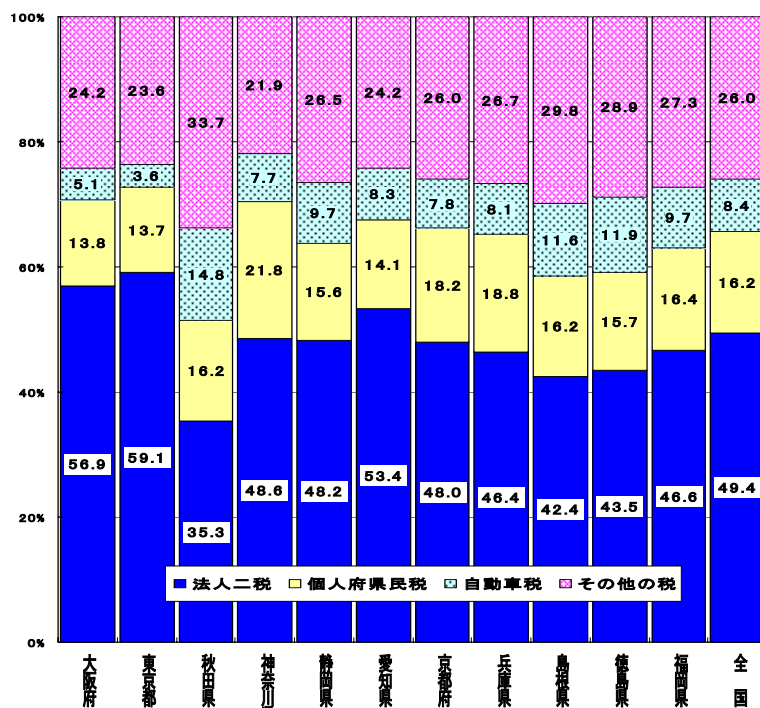
※ 税収構造の分析に当たって、地方消費税は、都道府県間清算後の額とし、また、法定外税及び超過課税分を除いたベースで分析しています。

また、本章においては、主に全国や類似府県との比較を中心に分析しています。

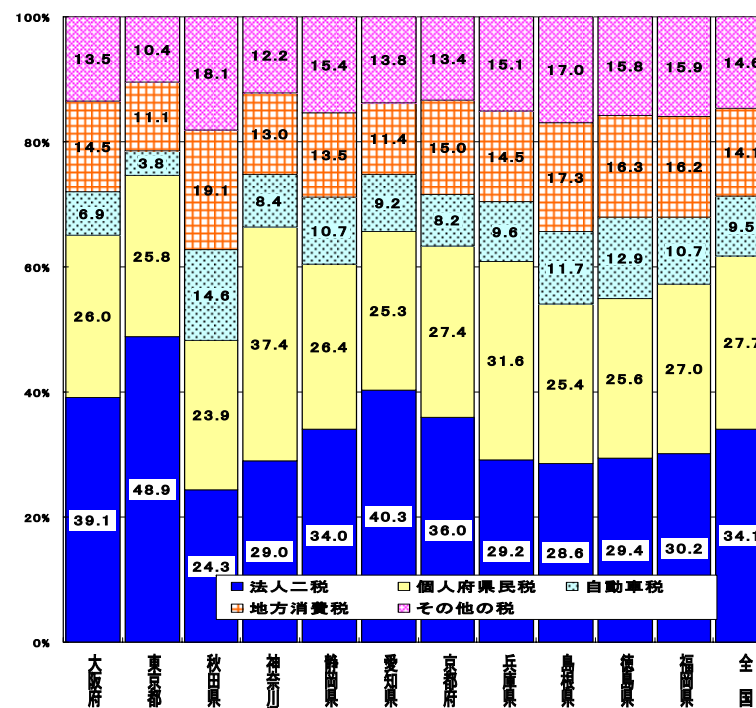
<税目別の内訳比較>

- 府の平成20年度の税収をみると、東京都ほどではありませんが、全税収に占める法人二税(法人府民税と法人事業税)のウェイトが高く、次いで個人府民税、地方消費税の順となっています。
- 税収のピーク期であった平成元年度においては、法人二税は、50%を超えるウェイトがありましたが、近年、そのウェイトは低下しています。なお、平成22年度当初予算では、法人二税は、税目別ではじめて首位から転落することが見込まれています。(1位:個人住民税、2位:地方消費税(清算前)、3位:法人二税)

【平成元年度】

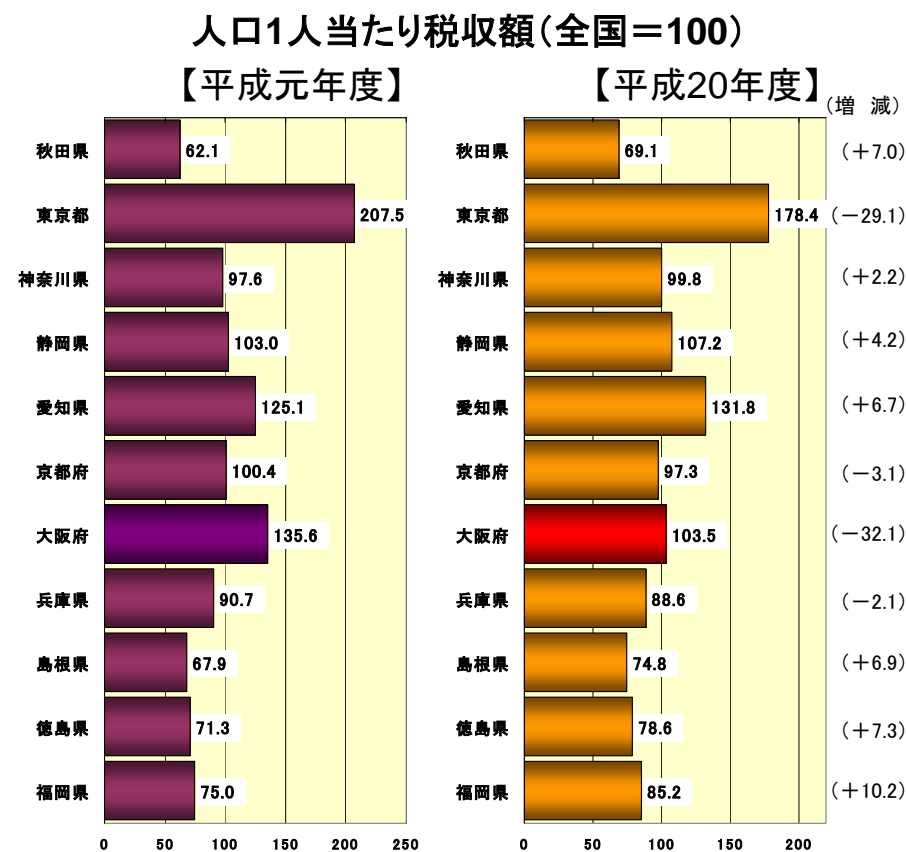
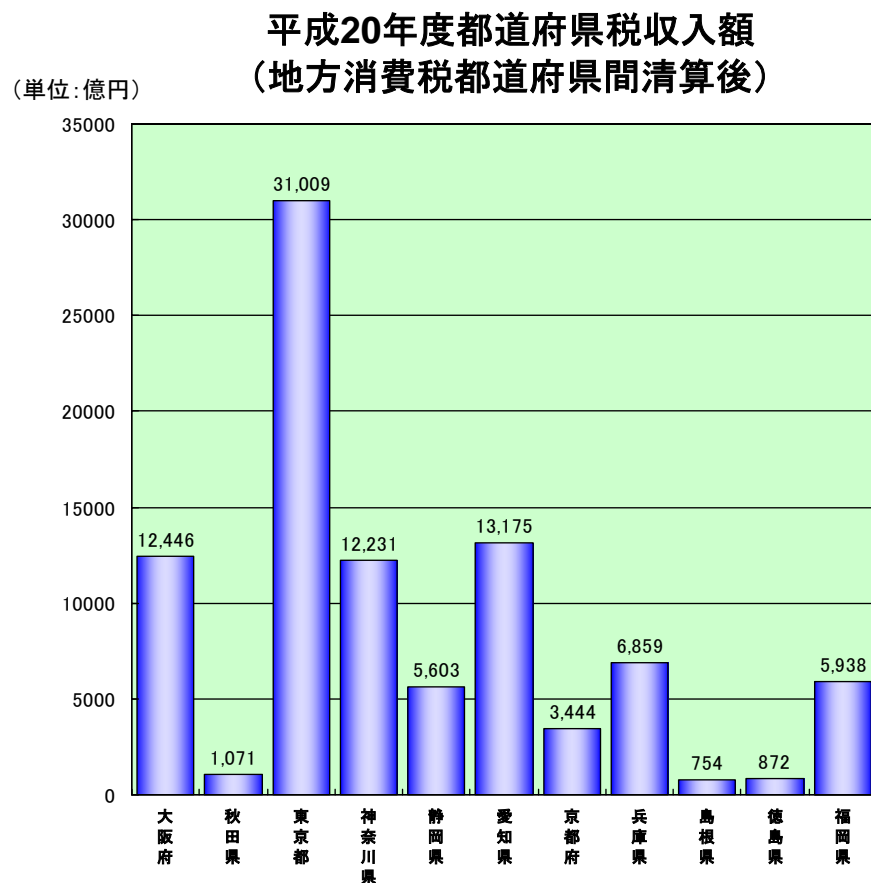


【平成20年度】



<他府県との比較>

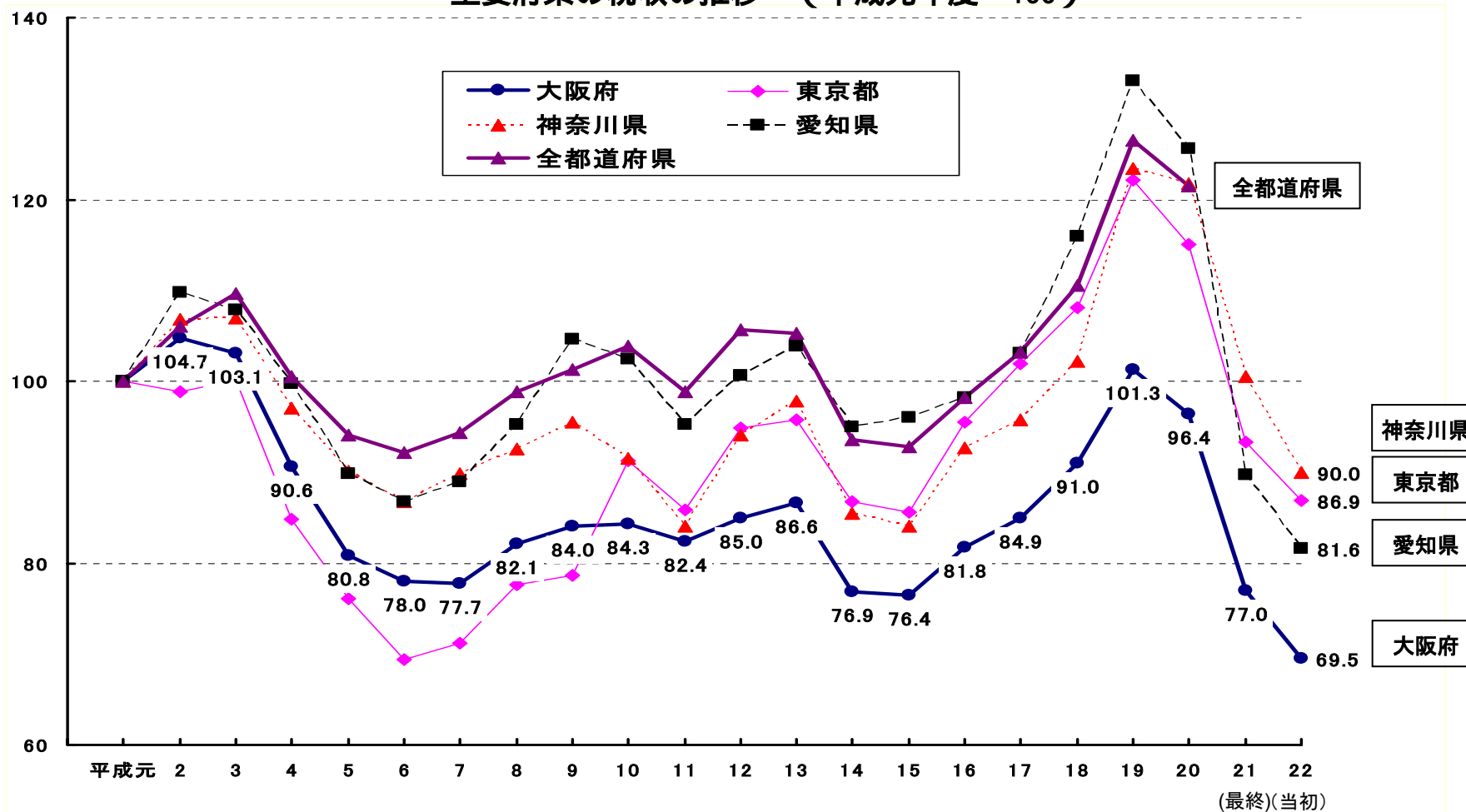
- 平成20年度の府税収入額は、東京都、愛知県に次いで全国第3位の規模ですが、人口一人当たりの都道府県税収入額(全国=100)でみると、東京都、愛知県、静岡県に次いで第4位となっています。
- 人口一人当たりの税収額(全国=100)を平成元年度と平成20年度で比較してみると、東京都と大阪府が大きく指数を下げていることがわかります。



主要府県の税収の推移 (平成元年度の税収を基準 = 100)

○ 平成元年度の税収を100として税収の推移を主要な都道府県と比較すると、府は、バブル後の低迷の著しさが目立ちます。

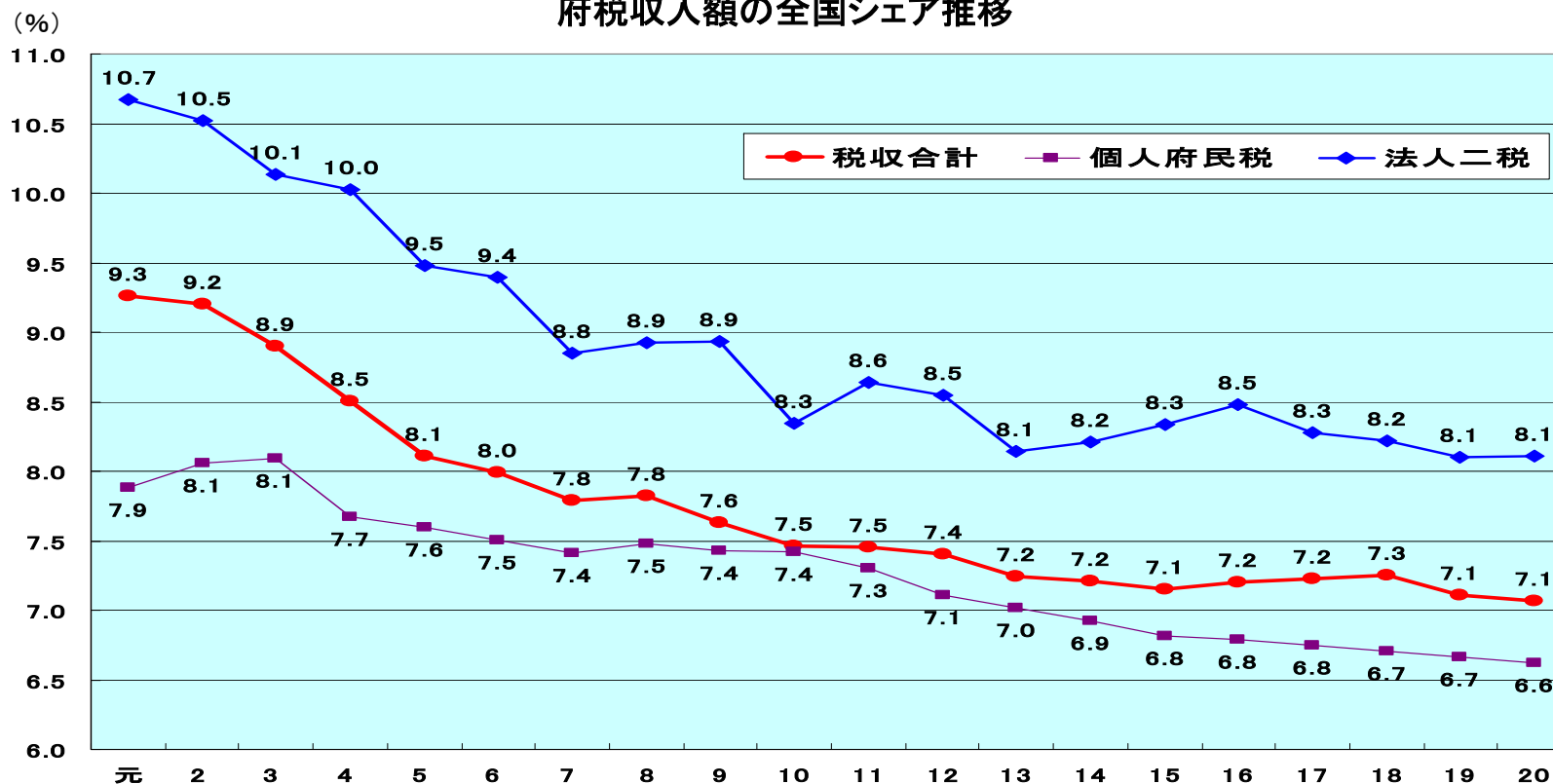
主要府県の税収の推移 (平成元年度 = 100)



<全国に占める府の税收シェア>

- 全国の都道府県税収入額に占める府税収入額のシェアは、平成元年度以降、低下傾向にあり、平成元年度の9.3%から、平成20年度は7.1%と、2.2ポイント低下しています。
- 特に、法人二税は、平成元年度10.7%、平成20年度8.1%と、2.6ポイントの低下がみられます。
- ※ 国勢調査における大阪府の人口割合 … 平成2年:7.1%→平成17年:6.9%(▲0.2%)

府税収入額の全国シェア推移



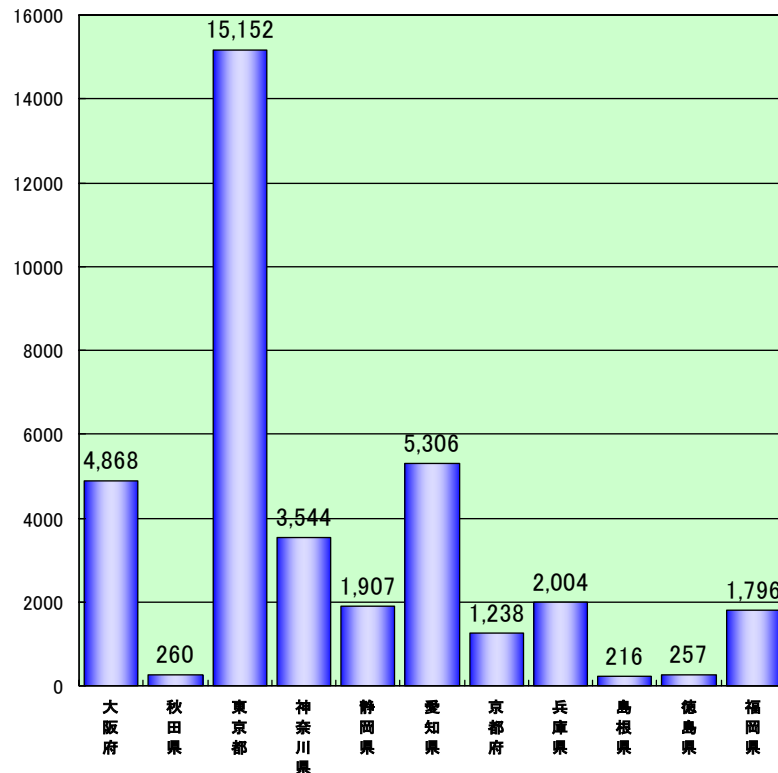
※ 個人府民税は、均等割と所得割を合算した額

① 法人二税

- 平成20年度の法人二税収入額は、東京都、愛知県に次いで全国第3位の規模です。
- 人口一人当たりの収入額(全国=100)でも、東京都、愛知県に次いで第3位となっています。
- ただ、人口一人当たりの税収額(全国=100)を平成元年度と平成20年度で比較してみると、東京都と愛知県は、増加していますが、神奈川県と大阪府は減少しています。特に、大阪府の落ち込みが非常に大きいことがわかります。

平成20年度法人二税収入額

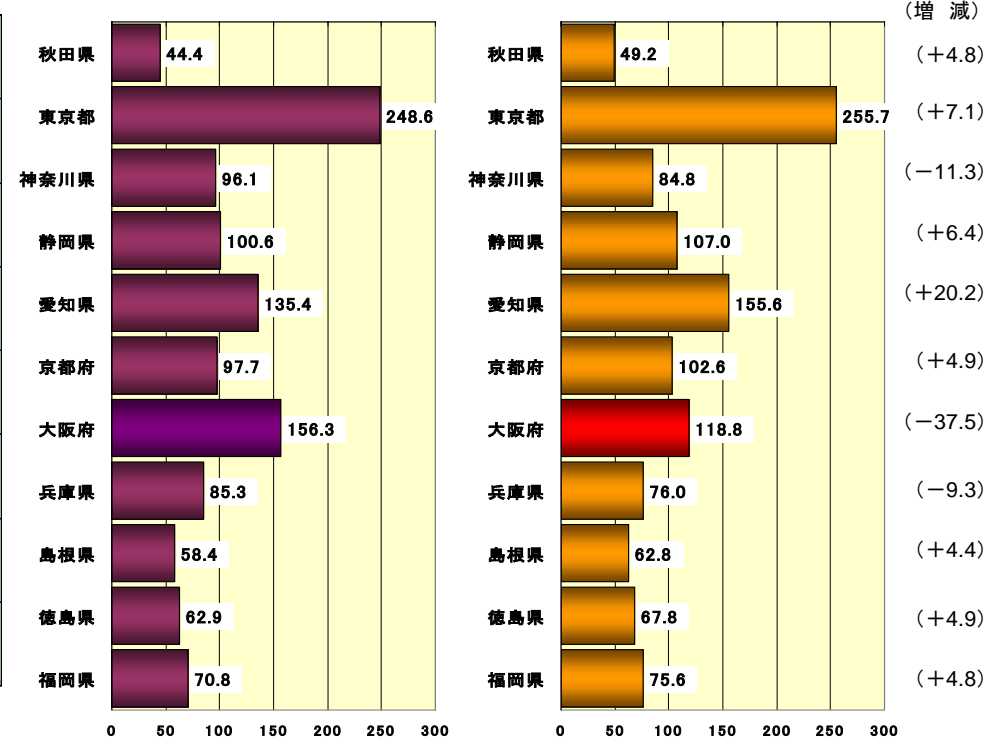
(単位:億円)



人口1人当たり税収額(全国=100)

【平成元年度】

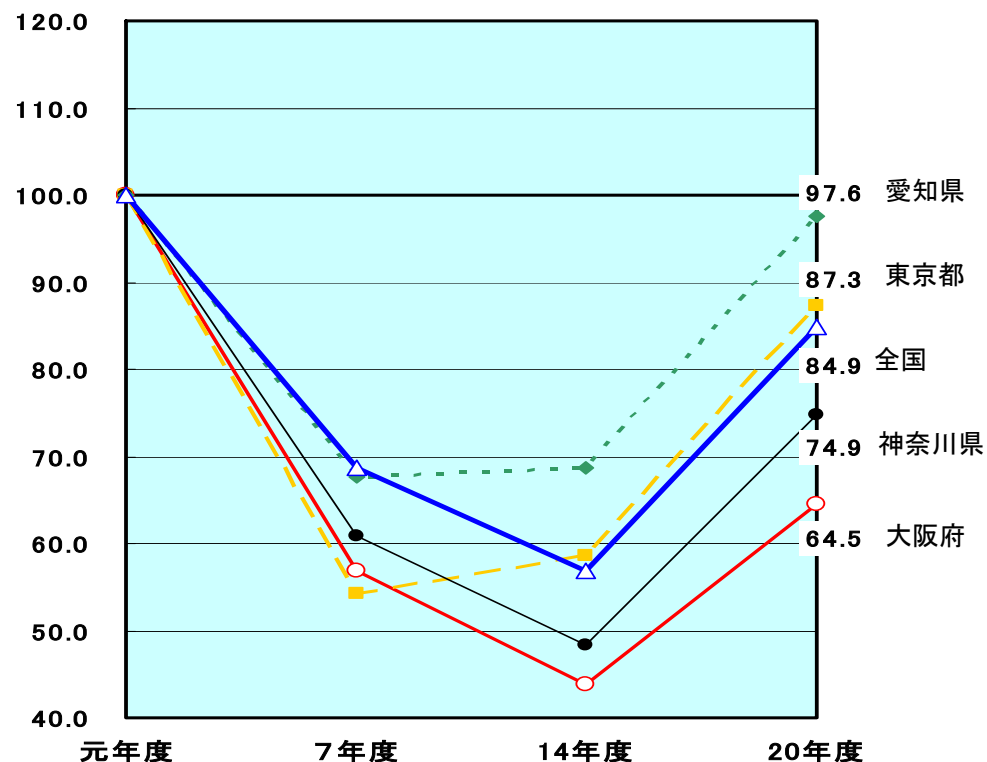
【平成20年度】



- ・ 大阪府は、税収総額に占める法人二税のウエイトが高くなっていますが、法人二税は、景気変動の影響を受けやすく、また、近年、税率が引き下げられるなど、不安定な税収構造となっています。
- ・ また、バブル後の景気低迷の影響を受けて大きく落ち込んだ法人二税は、府の相対的な経済的地位の低下に伴って、他府県よりも回復が鈍くなっています。

【法人二税収入額の推移(平成元年度=100)】

| 区 分 | 元年度 | 7年度 | 14年度 | 20年度 |
|------|-------|-------|------|------|
| 大阪府 | 100.0 | 56.9 | 43.8 | 64.5 |
| 東京都 | 100.0 | 54.2 | 58.6 | 87.3 |
| 秋田県 | 100.0 | 130.0 | 68.9 | 94.1 |
| 神奈川県 | 100.0 | 60.9 | 48.3 | 74.9 |
| 静岡県 | 100.0 | 80.7 | 61.1 | 90.3 |
| 愛知県 | 100.0 | 67.6 | 68.7 | 97.6 |
| 京都府 | 100.0 | 67.5 | 47.9 | 89.2 |
| 兵庫県 | 100.0 | 61.8 | 43.7 | 75.6 |
| 島根県 | 100.0 | 102.0 | 75.6 | 91.3 |
| 徳島県 | 100.0 | 94.5 | 92.2 | 91.5 |
| 福岡県 | 100.0 | 77.8 | 64.3 | 90.6 |
| 全 国 | 100.0 | 68.7 | 56.9 | 84.9 |

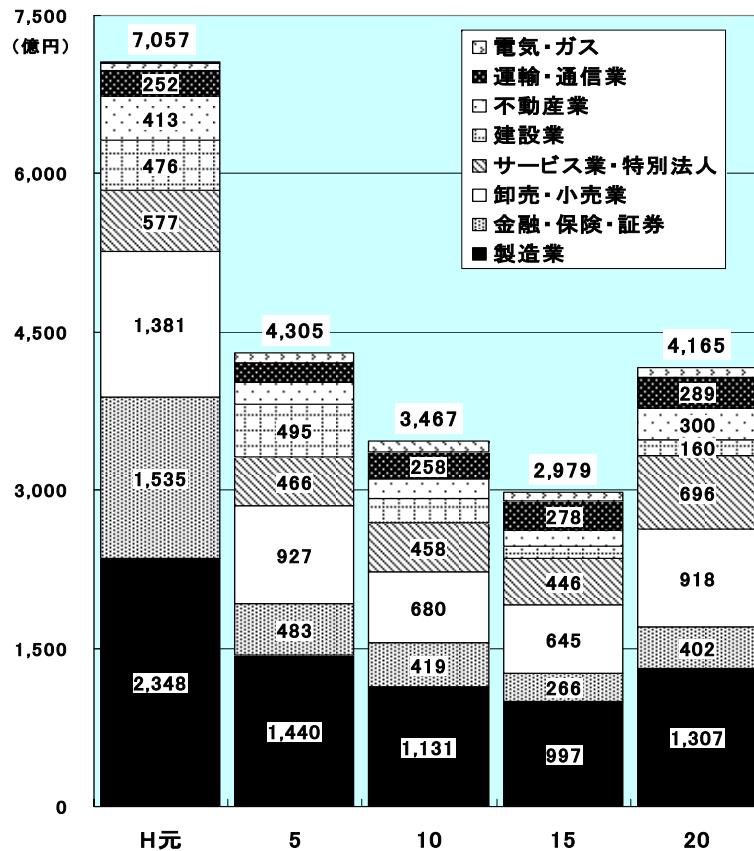


(府の法人二税の担い手①)

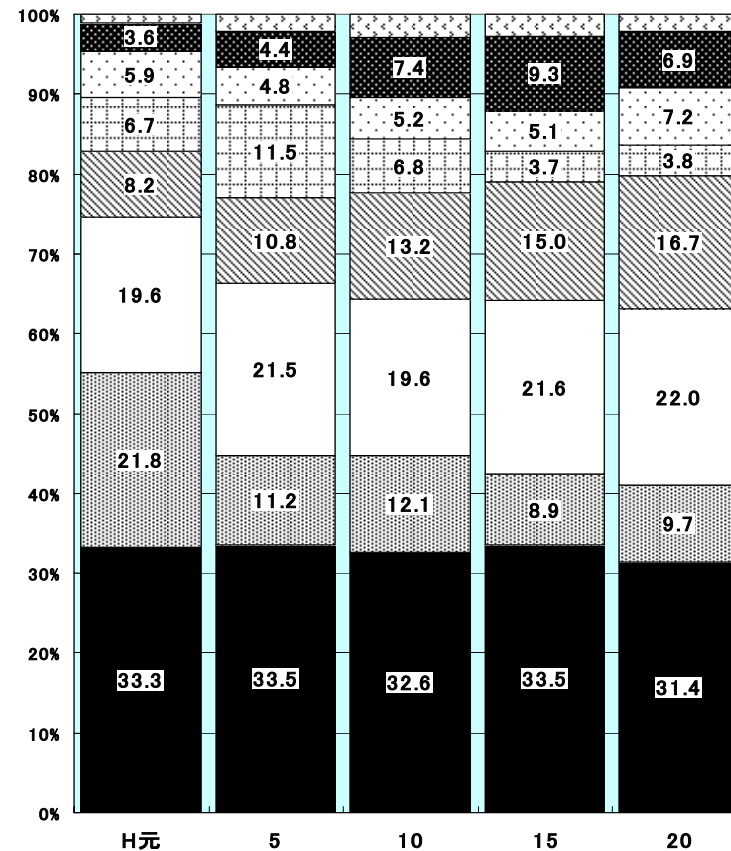
- 業種別の法人事業税額の推移をみると、法人事業税全体が大きく落ち込む中、サービス業はシェアを増加させており、逆に、金融・保険・証券や建設業のシェアは大幅に低下しています。
- 一方、製造業のシェアは3割強、卸売・小売も2割前後で推移しています。

法人事業税業種別決定税額の推移

【法人事業税業種別決定税額】



【構成比】



(府の法人二税の担い手②)

○ 府の業種別の法人事業税額を、平成元年度(ピーク時)と20年度で比較すると、大阪経済の地位低下(※1)や税制改正などの影響(※2)もあって、金融、証券が大きく落ち込んでおり、また、建設、電機の落ち込みも大きくなっています。

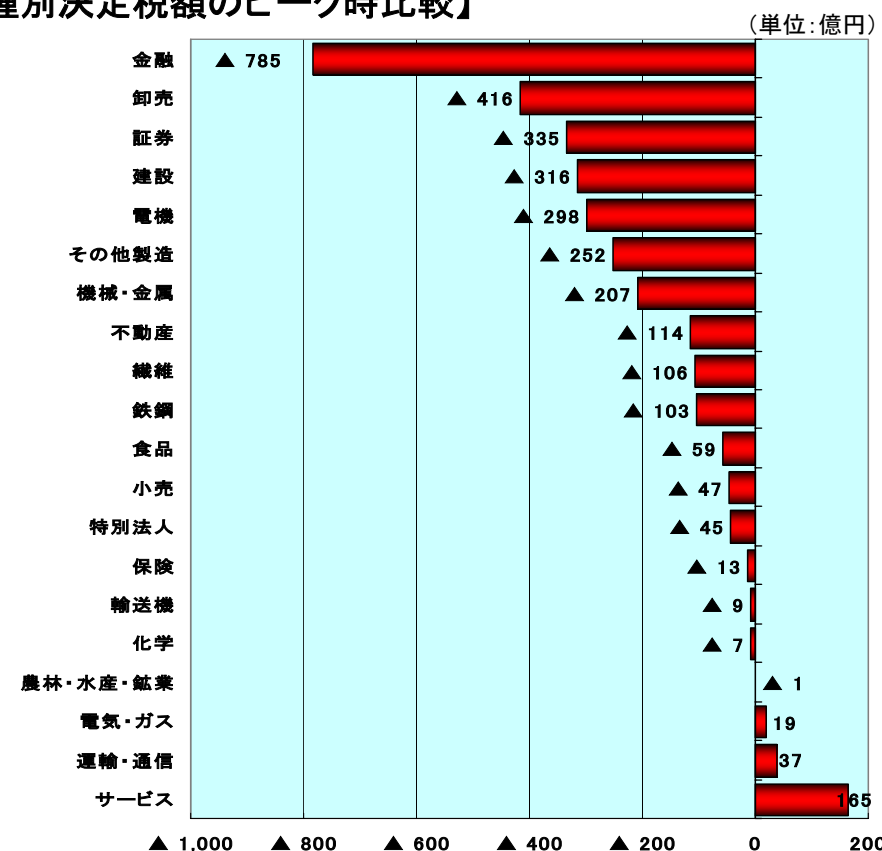
(※1) 複数の府県に事務所等を持つ法人の場合、一定の基準により法人関係税が分割されます。近年、府内の事務所の統廃合や他府県に工場ができることなどによって、税収が減少しています。

(※2) この間、税率の引き下げ、欠損金の繰越控除期間の延長(5年間→7年間)、IT減税などの政策減税、分割基準の見直し(平成17年度税制改正:非製造業に事務所数割の導入)などの税制改正がありました。

【府の法人事業税業種別決定税額のピーク時比較】

(単位: 億円、%)

| 業種別 | 元年度(A) | 20年度(B) | ピーク差(B-A) | ピーク比(B/A) | |
|----------|--------|---------|-----------|-----------|-------|
| 農林・水産・鉱業 | 4 | 3 | ▲ 1 | 74.3 | |
| 建設業 | 476 | 160 | ▲ 316 | 33.7 | |
| 製造業 | 食品 | 117 | 58 | ▲ 59 | 49.7 |
| | 繊維 | 142 | 36 | ▲ 106 | 25.5 |
| | 化学 | 436 | 428 | ▲ 7 | 98.3 |
| | 鉄鋼 | 212 | 109 | ▲ 103 | 51.4 |
| | 機械金属 | 501 | 293 | ▲ 207 | 58.6 |
| | 電機 | 454 | 156 | ▲ 298 | 34.3 |
| | 輸送機 | 50 | 41 | ▲ 9 | 82.1 |
| | その他製造 | 437 | 185 | ▲ 252 | 42.3 |
| | 非製造業 | 卸売 | 842 | 426 | ▲ 416 |
| 小売 | | 539 | 492 | ▲ 47 | 91.2 |
| 金融 | | 1,032 | 247 | ▲ 785 | 24.0 |
| 証券 | | 387 | 52 | ▲ 335 | 13.4 |
| 保険 | | 116 | 103 | ▲ 13 | 88.9 |
| 不動産 | | 413 | 300 | ▲ 114 | 72.5 |
| 運輸・通信 | | 252 | 289 | ▲ 37 | 114.7 |
| 電気・ガス | | 72 | 91 | ▲ 19 | 126.7 |
| サービス | | 449 | 614 | ▲ 165 | 136.6 |
| 特別法人 | 127 | 82 | ▲ 45 | 64.8 | |
| 製造業計 | 2,348 | 1,307 | ▲ 1,042 | 55.6 | |
| 非製造業計 | 4,709 | 2,858 | ▲ 1,851 | 60.7 | |
| 合計 | 7,057 | 4,165 | ▲ 2,892 | 59.0 | |

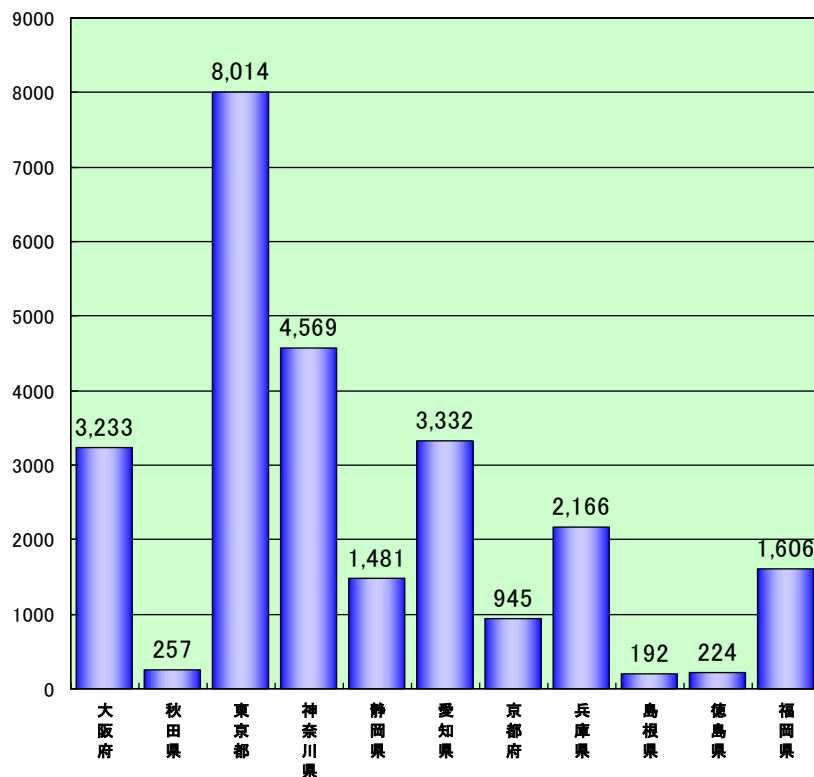


② 個人住民税

- 平成20年度の個人道府県民税(均等割・所得割)収入の総額は、東京都、神奈川県、愛知県に次いで全国第4位の規模です。
- 人口一人当たりの税収額(全国=100)で見ると、府は、平成元年度は全国平均を上回っていましたが、現在は、全国平均を下回る結果となっています。他の府県をみると、同じ近畿圏の京都府や兵庫県が同様の動きとなっていますが、とりわけ大阪府の落ち込みが大きくなっています。

平成20年度個人道府県民税収入額

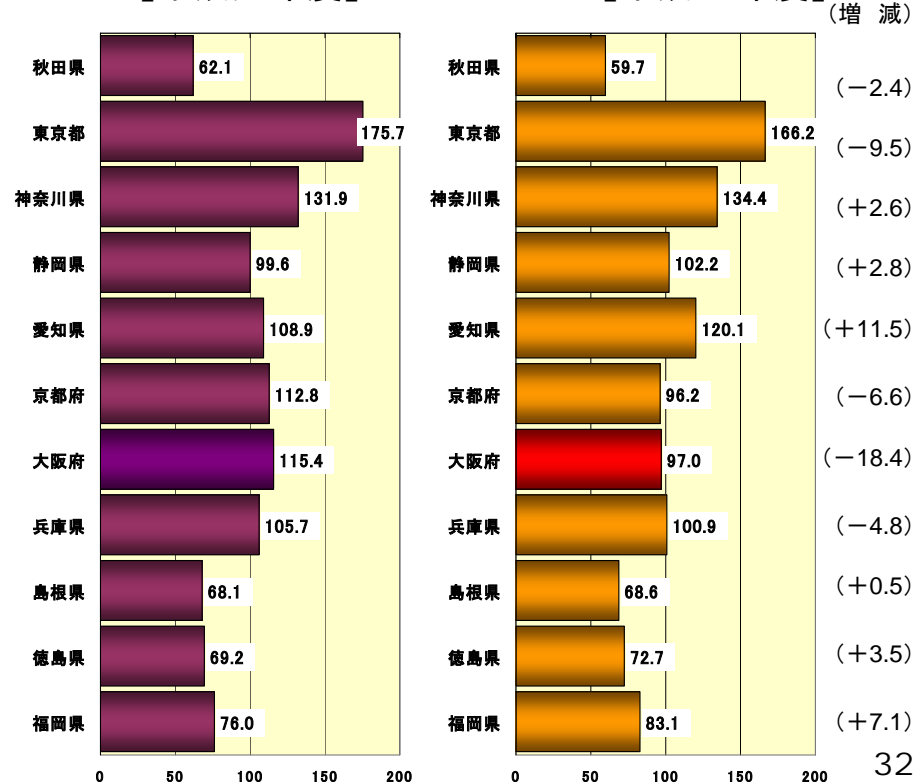
(単位:億円)



住民1人当たり税収額(全国=100)

【平成元年度】

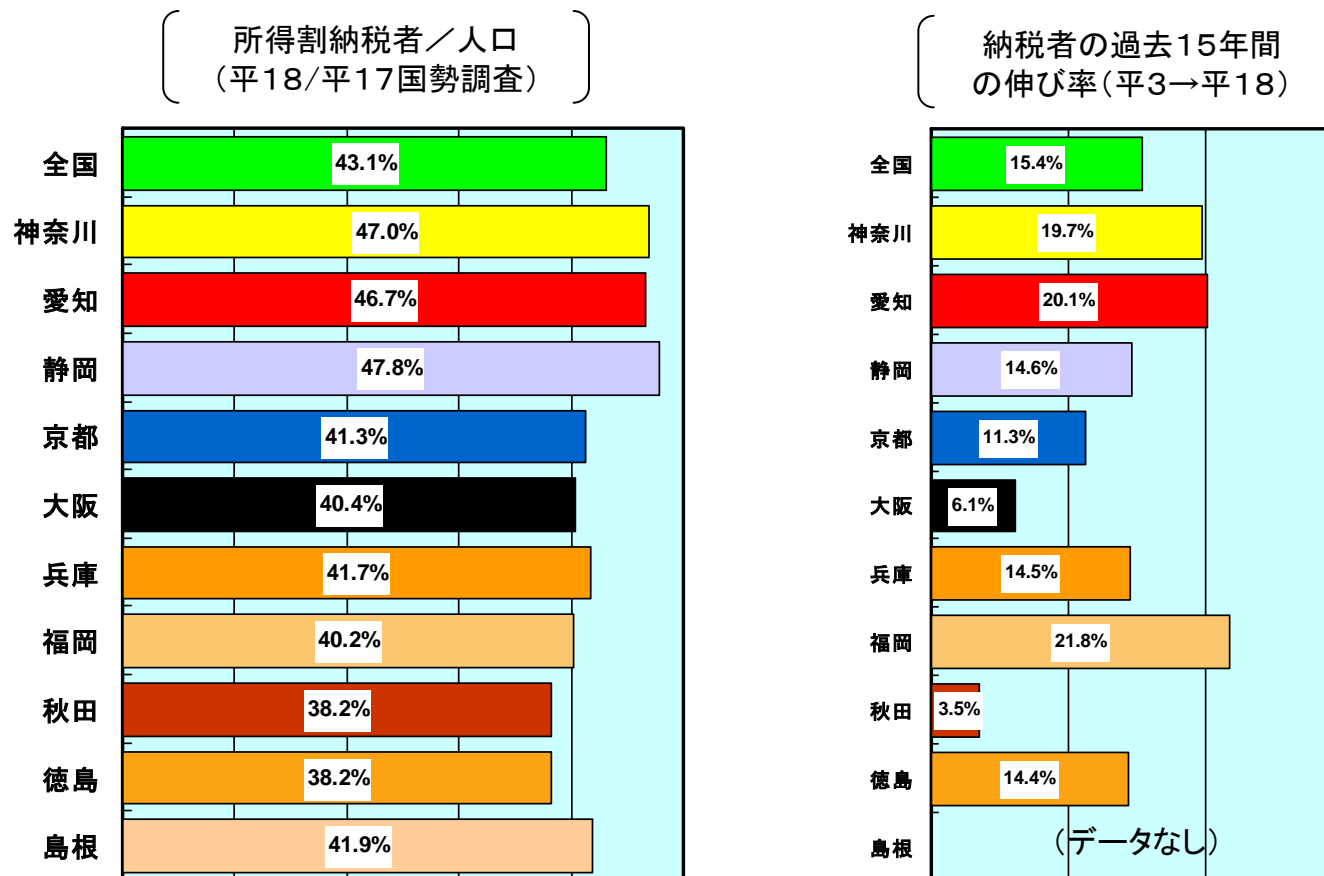
【平成20年度】



(全国を下回るようになった要因 ①)

- ・ 住民1人当たり個人住民税額が全国平均を下回るようになった要因を分析するために、まず、税の担い手である納税者の割合を見ると、大阪府は、全人口に占める納税義務者(以下、便宜的に「納税者」といいます。)の割合(40.4%)が、全国平均(43.1%)よりも低くなっています。
- ・ また、納税者数の過去15年間の伸び率をみても、府は、全国平均と比較すると、半分以下の伸び率となっています。

成人人口に占める所得割納税者の割合と過去からの推移



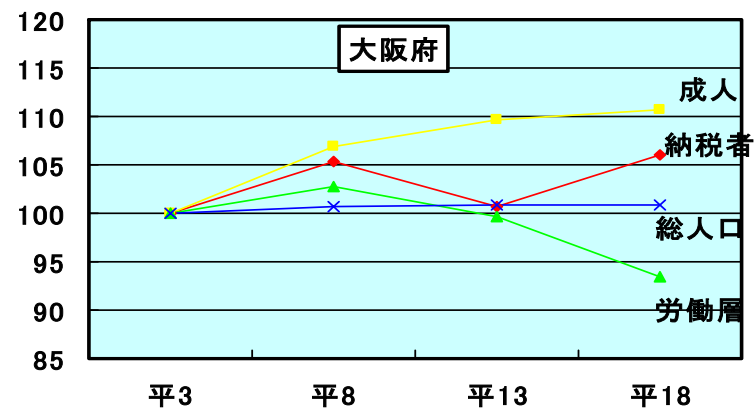
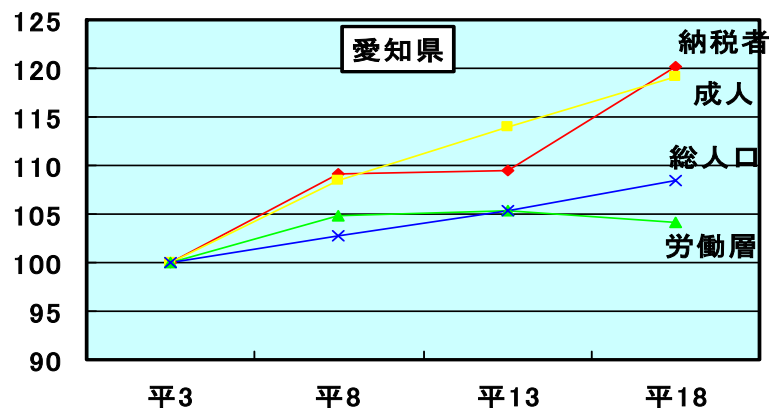
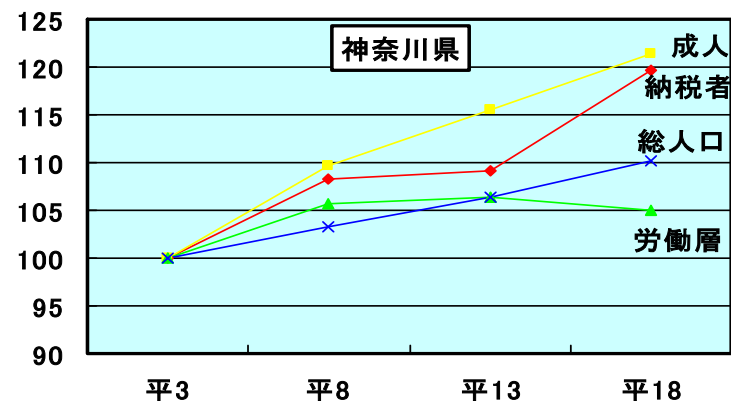
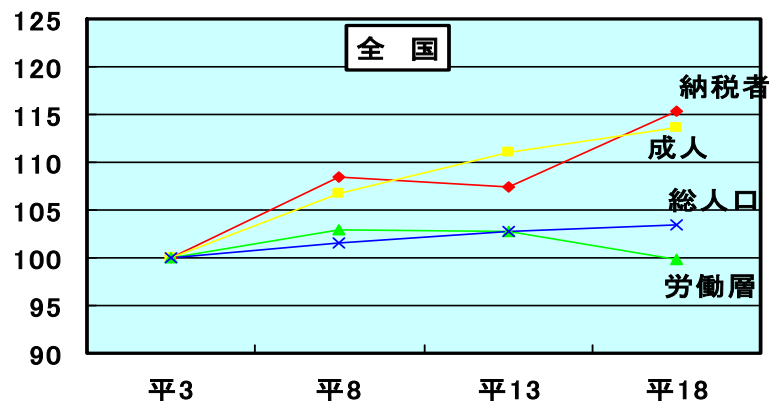
(全国を下回るようになった要因 ②)

- ・ 全国、愛知、神奈川両県のデータをみると、納税者数は、おおむね成人人口と比例関係にあります。が、大阪府は、成人人口は全国とほぼ同程度の伸びにもかかわらず、税の主な担い手である労働層(20～59歳)人口が全国より大きく減少している結果、納税者数の伸びが全国よりも小さいものと考えられます。
- ・ 労働層人口の減少は、府外への流出や高齢化の進展などによるものと思われます。

納税者と人口(総人口・成人・労働層)の伸び率の推移

(平成3年=100)

※ 労働層・・・20歳～59歳人口

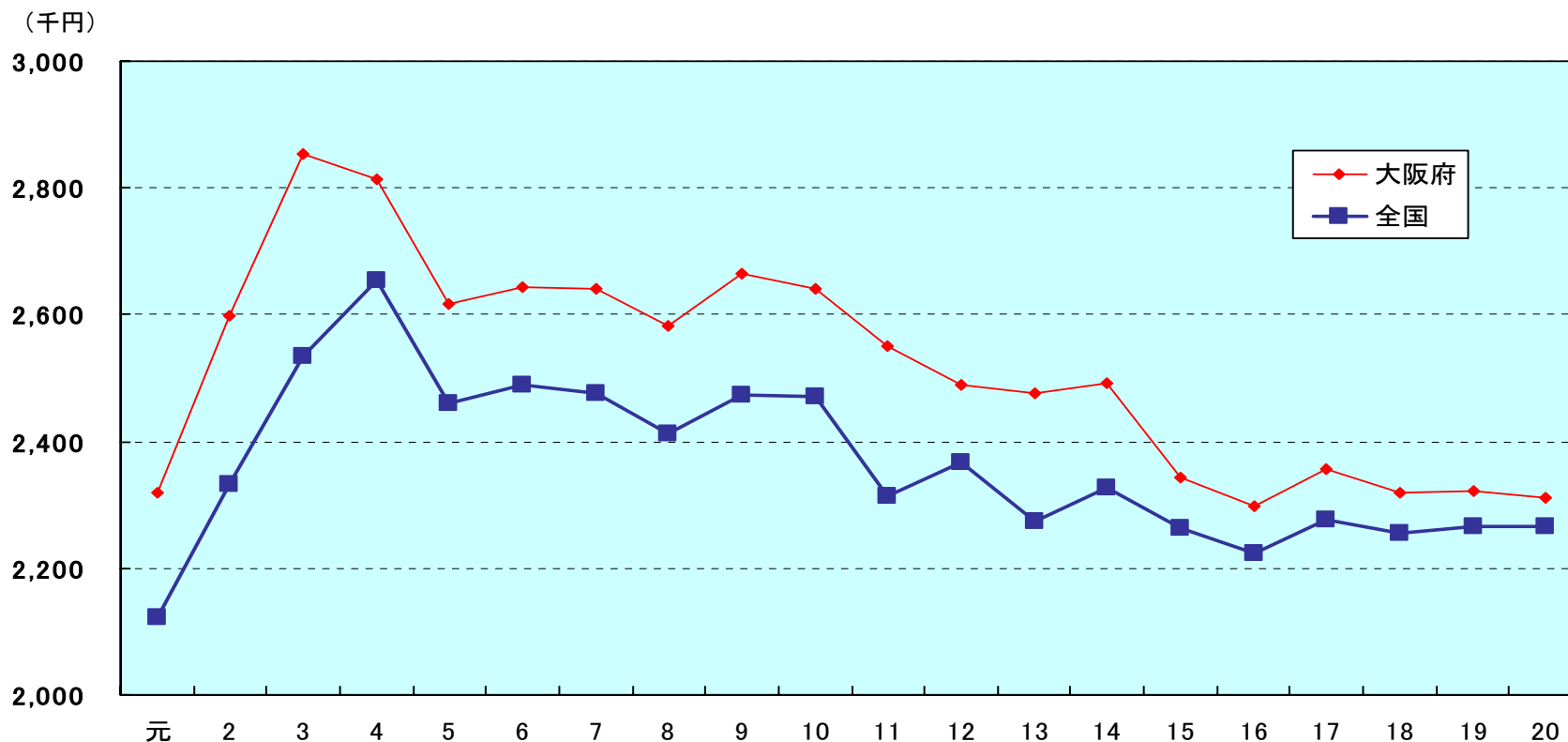


※ 平3=平成2年国勢調査 平8=平成7年国勢調査(以下同様) 34

(全国を下回るようになった要因 ③)

- ・ 次に、“納税者”1人当たりの「課税標準額」(=税額を計算するときの基礎となる所得額)をみると、全国的に低下傾向にある中で、府は全国平均をやや上回って推移していますが、その幅は年々小さくなってきています。
- ・ つまり、府は、全国よりも1人当たりの納税額の減少が著しいといえます。

納税者1人当たり個人府県民税(所得割)課税標準額の推移

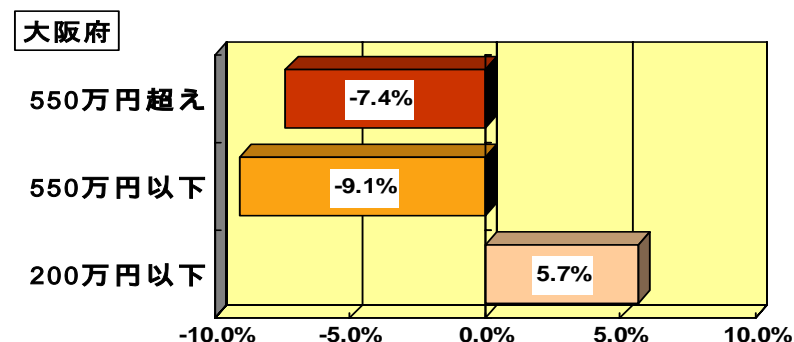
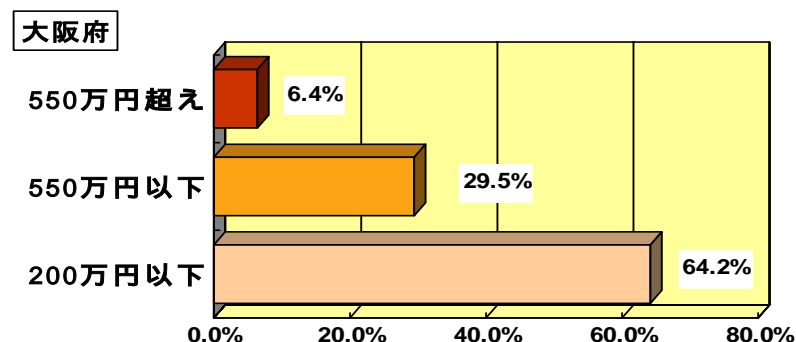
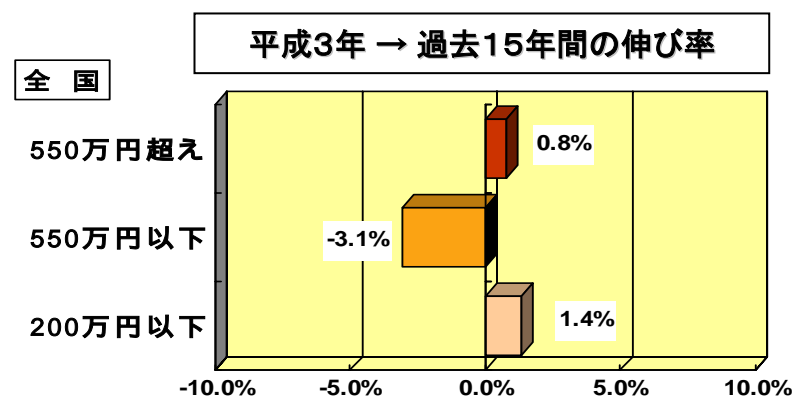
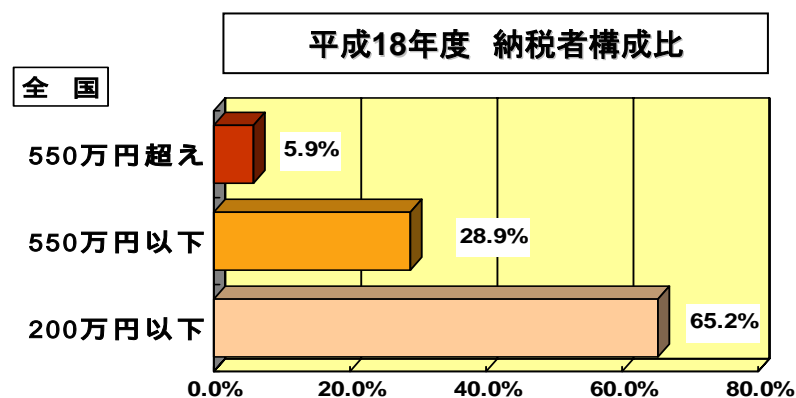


※市町村課税状況等の調(総務省調査)による

(全国を下回るようになった要因 ④)

- 課税標準額から、納税者の所得段階別(200万円以下、200～550万円、550万円超)の構成比をみると、現在の大阪府は、ほぼ全国と変わりませんが、過去からの伸び率をみると、府は、全国と比較して、中堅・高額所得者層が減少する一方、低所得者層の増加が顕著に見られます。
- 以上から、府は税の担い手である労働層人口の減少と、府民の所得水準の低下という両面から、個人府県民税が低下してきたことがわかります。

課税標準段階別の納税者数構成比

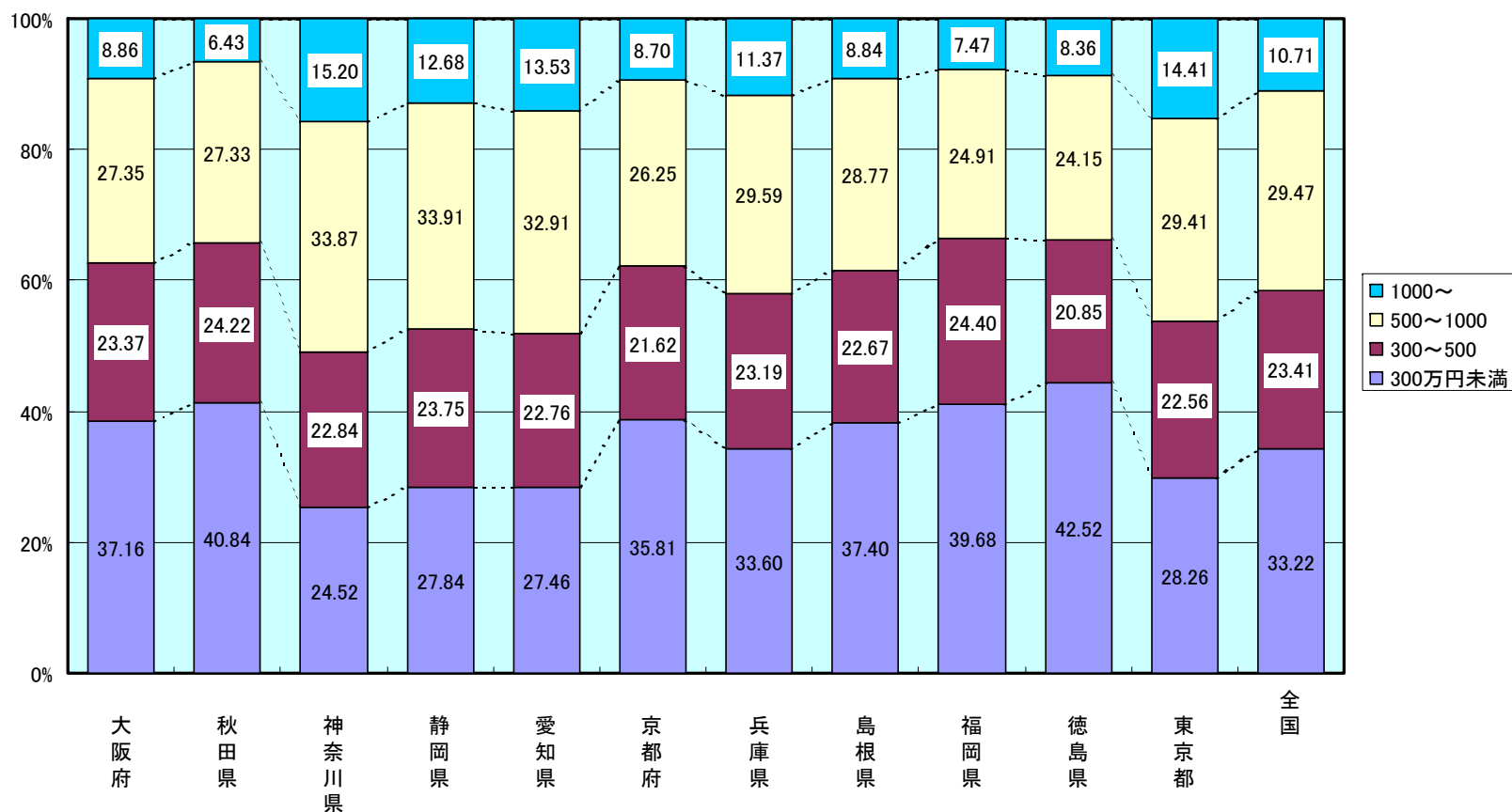


※市町村課税状況等の調(総務省調査)による

<参考> 所得階層別の世帯数割合比較

- 所得階層別の世帯数割合（H19.10現在）を見ると、府は、所得が300万円未満の世帯が約37%を占めていますが、これは、全国平均よりも高い割合です。

所得階層別世帯数割合（H19就業構造基本調査）



③ 地方消費税

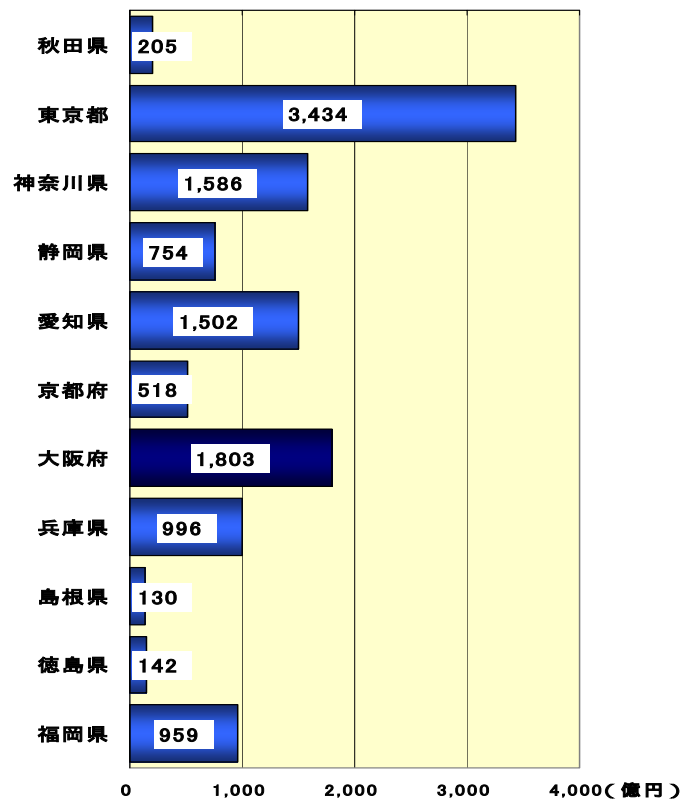
○ 地方消費税は、人口などから算定される一定の基準で都道府県間で清算を行うこととされているため、府県によっては、見かけ上の収入額と清算後の収入額が大きく離れます。

【大阪府の場合】 みかけ上：2,557億円 → 清算後：1,803億円(平成20年度)

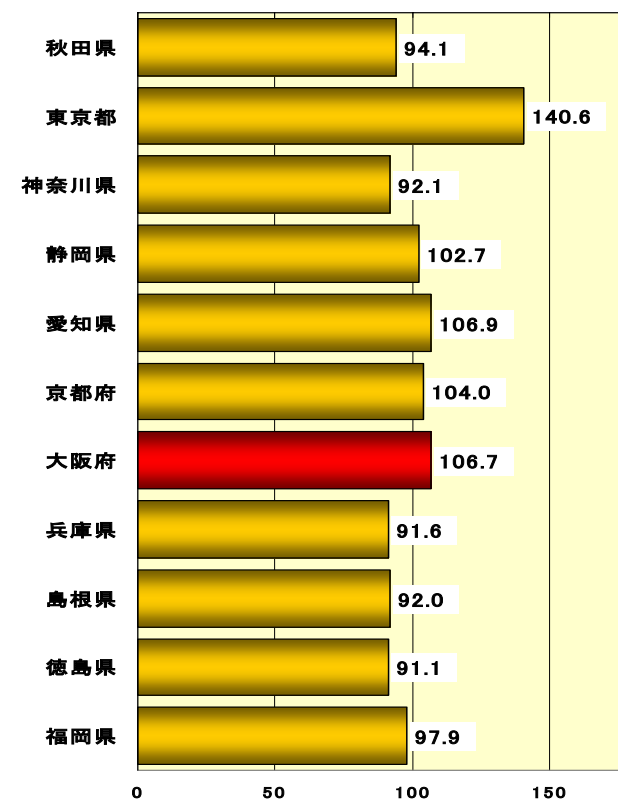
○ 清算の結果、人口1人当たりの税収額は、都道府県間の偏在度が少なくなっており、最大の東京都と最小の沖縄県との差は、1.8倍にとどまっています(平成20年度)。

(※) 地方税全体:3.0倍、法人二税:6.6倍、個人住民税:3.1倍

【地方消費税収入額(都道府県間清算後)】



【人口一人当たり税収額(全国=100)】

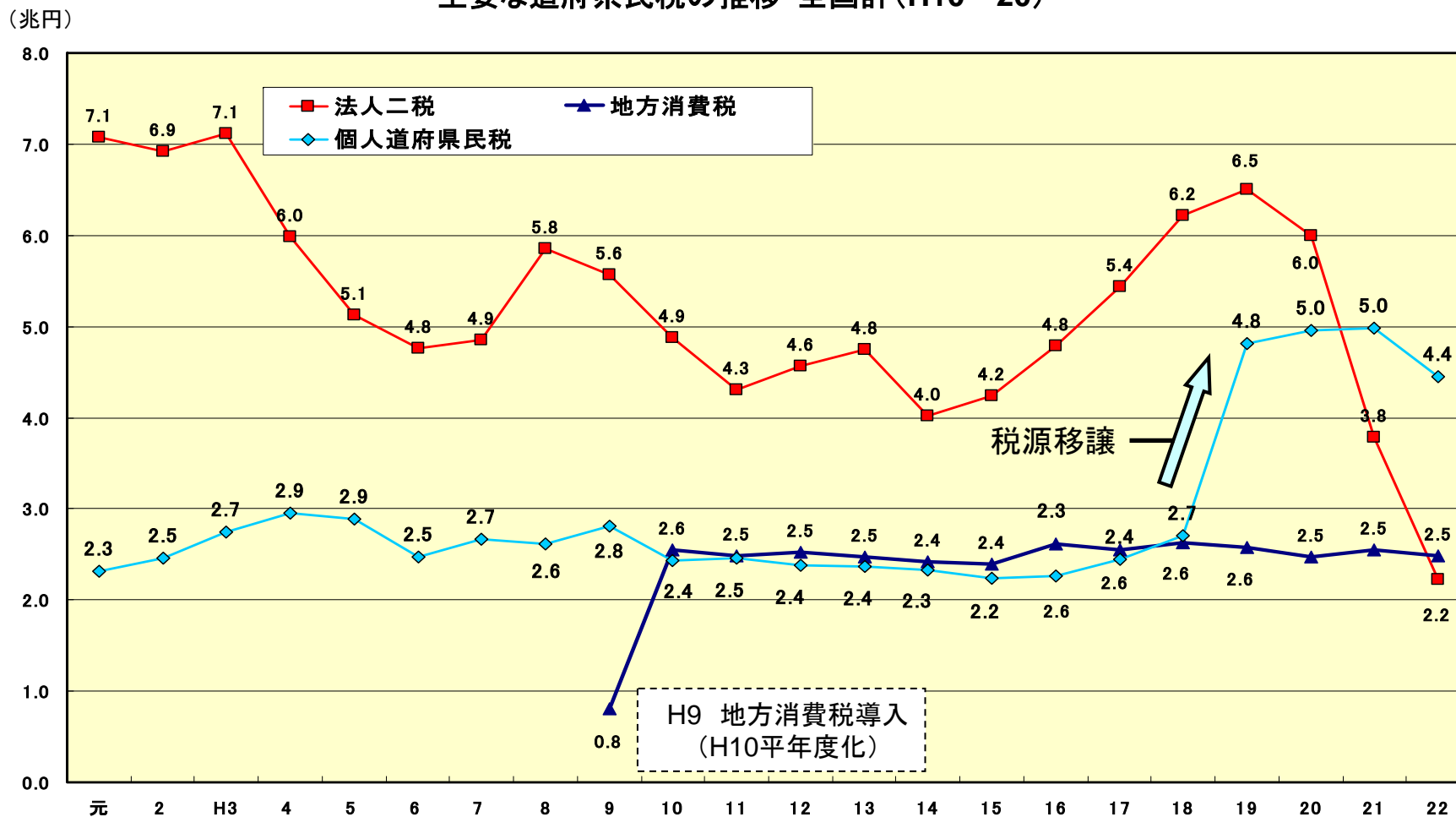


(参考) 地方消費税制度について

- 概要 …… 国税である消費税と同じく、商品の売上げやサービスの提供などに対して課税されるもので、消費税とあわせて国に納付されます。税率が消費税の25%とされているため、一般には、消費税5%のうち1%が地方消費税といわれます。
- 清算 …… 地方消費税は、消費税とあわせて国に納付され、国から、税務署や保税地域の所在する都道府県に一旦払い込まれます。
そのため、企業の本社が多く集積している都道府県や、国際空港・大規模港がある都道府県に集中する傾向があります(=**見かけ上の収入額**)。
その後、国から払い込まれた地方消費税額を一定の基準(※)により都道府県間で清算することとなっています(=**清算後の収入額**)。
(※) 清算のための基準は次の4指標です。
 - ① 小売年間販売額(商業統計)
 - ② サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)
 - ③ 人口(国勢調査)
 - ④ 従業者数(事業所統計)
- 市町村交付金 …… 清算後の2分の1の額は、一定の基準により、都道府県内の市町村に交付することとなっています。

○ 地方消費税は、景気悪化に伴う消費低迷などもあって、このところ若干厳しい状況にあるものの、法人二税などの他税目と比較して、相対的に安定して推移しています。

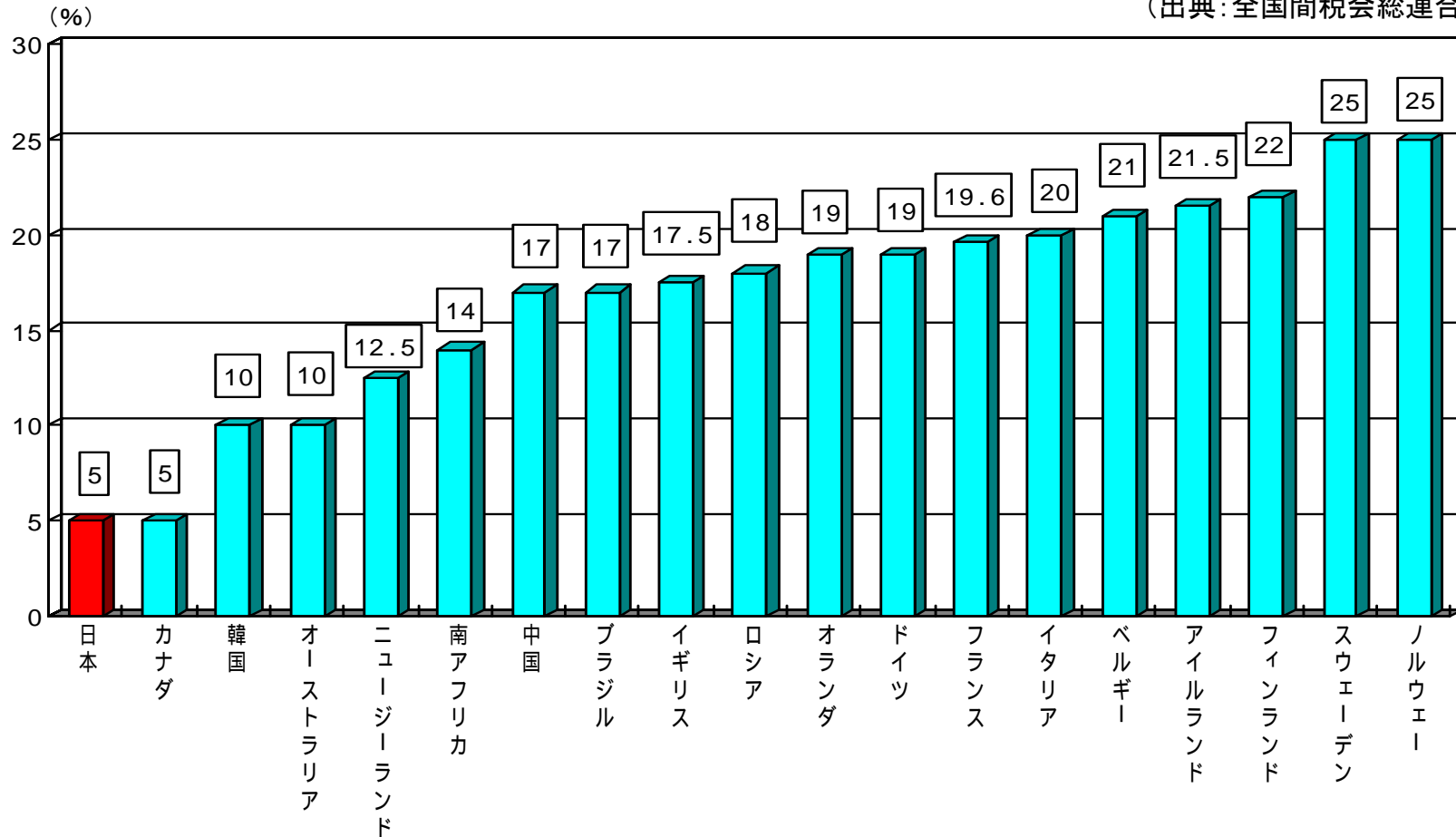
主要な道府県民税の推移・全国計(H10~20)



※ 税収額は、法定外税及び超過課税を除いた額であり、平成21・22年度は、地方財政計画における見込額である。

(参考) 主な諸外国の付加価値税(消費税)の税率(標準税率)

(出典: 全国間税会総連合会HP)



(備考) 1. 日本の税率5%のうち1%は地方消費税です。

2. 国によっては、食料品などに軽減税率が設定されています。

3. アメリカは、国レベルでの付加価値税はありませんが、州・郡・市による小売売上税などの制度があります。

4. カナダでは、上記5%(財貨・サービス税(GST))の他に、ほとんどの州で売上税(PST)等の制度があります。

④ 超過課税等

- 大阪府では、法人府民税(均等割・税割)及び法人事業税の超過課税を実施しており、法人の皆様には、より多くの税をご負担いただいておりますが、他府県においても、次のような法定外税や超過課税が実施されています。
- 多くの県で個人均等割や法人均等割の超過課税が実施されているほか、静岡県を除く46都道府県では、法人税割の超過課税が実施されています。
- 法定外税は、産業廃棄物税等が多くの道府県で実施されており、また、核燃料税や宿泊税なども実施されています。

| 法定外税 | | 超過課税 | | | | |
|------|-------------------------------------|--|-------|----|---|---|
| 普通税 | 石油価格調整税 | 沖縄県 | 道府県民税 | 個人 | 均等割 | 30団体 (秋田県、神奈川県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、福岡県など) |
| | 核燃料税 | 福井県、福島県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県 | | | | 所得割 |
| | 核燃料等取扱税 | 茨城県 | | 法人 | 均等割 | 30団体 (秋田県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、福岡県など) |
| | 核燃料物質等取扱税 | 青森県 | | | | 税割 |
| 目的税 | 産業廃棄物税等(最終処分場等への産業廃棄物の搬入に対して課税するもの) | 三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県 | 法人事業税 | | 8団体 (宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県) | |
| | 宿泊税 | 東京都 | | | | |
| | 乗鞍環境保全税 | 岐阜県 | | | | |

(平成22年1月現在)

(参考) 府税の種類と概要

| | | |
|------------------|-------|------------------------------------|
| 法人二税 | 法人府民税 | 府内に事務所・事業所のある法人にかかります |
| | 法人事業税 | 事業を営んでいる法人の所得等にかかります |
| 個人 | 個人府民税 | 府内に住所のある個人にかかります。均等割と所得割に分かれます |
| | 個人事業税 | 事業を営んでいる個人の所得にかかります |
| 地方消費税 | | 消費税が課税される取引に対して、消費税とあわせてかかります |
| その他の府税 (主なもの) | | 不動産取得税、自動車税、自動車取得税、ゴルフ場利用税、軽油引取税 等 |

(※) 国税と市町村税の種類(主なもの)

| | |
|------|---|
| 国 税 | 所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、酒税、揮発油税、印紙税、自動車重量税、登録免許税、関税 等 |
| 市町村税 | 個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税 等 |

(2) 地方交付税

① 制度の概要

- 地方交付税制度の目的は、すべての地方自治体が一定の住民サービスを提供できるよう、「地方財政計画」(次頁)の策定と、一定の基準に基づいた算定を通じて、地方自治体の財源を保障する(財源保障機能)とともに、地方自治体間の財政力格差を調整する(財源調整機能)こととされています。
- 地方交付税は、用途を特定されない一般財源です。

地方交付税制度の概要

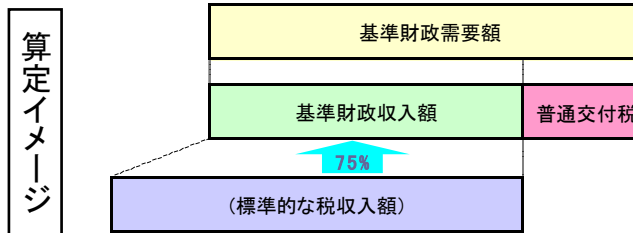
- 地方交付税の総額 … 国税5税の一定割合(原則)
(所得税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%など)
※ このほか、毎年度、必要に応じて国の一般会計からの加算による増額などが行われます。(次頁参照)

- 算定方法 … 【普通交付税】 $\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{普通交付税}$

〔地方交付税
全体の94%〕

一定の基準に基づいて算出
する各地方団体の財政需要

各地方団体の標準的な
地方税収入の75%



基準財政収入額が基準財政需要額を上回る地方自治体には、普通交付税は交付されません。「不交付団体」といわれます。

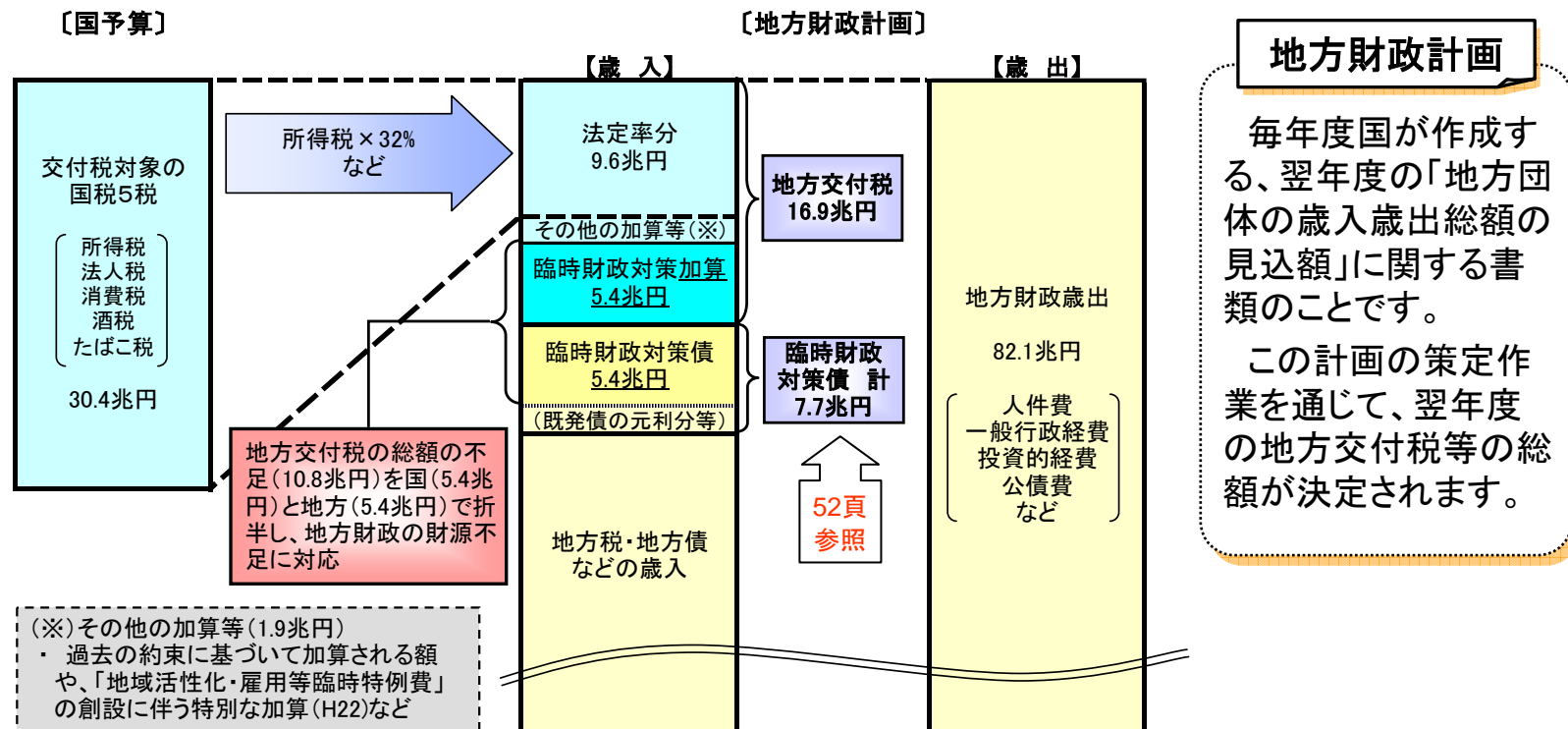
- 【特別交付税】 災害など、普通交付税では捕捉できない特別な財政需要を考慮して、交付額が決定されます。

〔地方交付税
全体の6%〕

(参考) 地方交付税総額の決まり方(平成22年度)

○ 地方財政計画の策定を通じ、地方交付税の必要額が算出されます。本来、この額と、国税5税についてあらかじめ地方交付税法で決められた一定割合の額が完全に一致することが理想ですが、近年では巨額の不足が生じており、国と地方で不足を折半する(※)などの措置が講じられています。

(※) 国:国の一般会計からの加算措置、地方:臨時財政対策債の発行



(注) この図は、便宜上、非常に簡略化しています。実際には、国の一般会計から「地方交付税交付金」として支出された額が、いわゆる「交付税特別会計」を経由して、各地方自治体に交付されることとなります。

◇ 普通交付税の算定方法の実例

○ 基準財政需要額の算定方法

- 基準財政需要額は、各地方自治体の標準的な財政需要を測定するために、行政目的別に設定された算定項目ごとに、次の算式で算出された額を合算したものです。

〔算式〕

単位費用 × 測定単位 × 補正係数

費目ごとに定められた、測定単位1単位あたりの「単価」

人口や面積など、費目ごとに定められた、その経費と相関の高い客観的な数値

人口規模、人口密度や気象条件等の違いなど、客観的な行政経費の差を反映させる係数

- 標準的な財政需要を算定するものであるため、各地方自治体の行革努力や放漫経営などの影響は、算定に反映されません。

○ 基準財政収入額の算定方法

- 税目ごとに、納税者数などに基づいて、その年度の標準的な収入額を算定します。
- 地方自治体が、独自の超過課税や軽減を行っている場合であっても、その影響額は基準財政収入額に算入されません。
- 地方自治体の自主性・独立性を保障する観点などから、譲与税等を除き、算入率は75%とされています。

基準財政需要額の算定の例

【社会福祉費】

$$9,340\text{円} \times 8,817,166\text{人} \times 0.713 = 587\text{億円}$$

[単位費用] [測定単位] [段階補正 × 普通態容補正 + 密度補正]
=人口

【警察費】

$$9,070\text{千円} \times 20,530\text{人} \times 0.951 = 1,771\text{億円}$$

[単位費用] [測定単位] [段階補正]
=警察職員数

基準財政収入額の算定の例

【道府県民税(個人均等割)】

$$735\text{円} \times 3,836,449\text{人} = 28\text{億円}$$

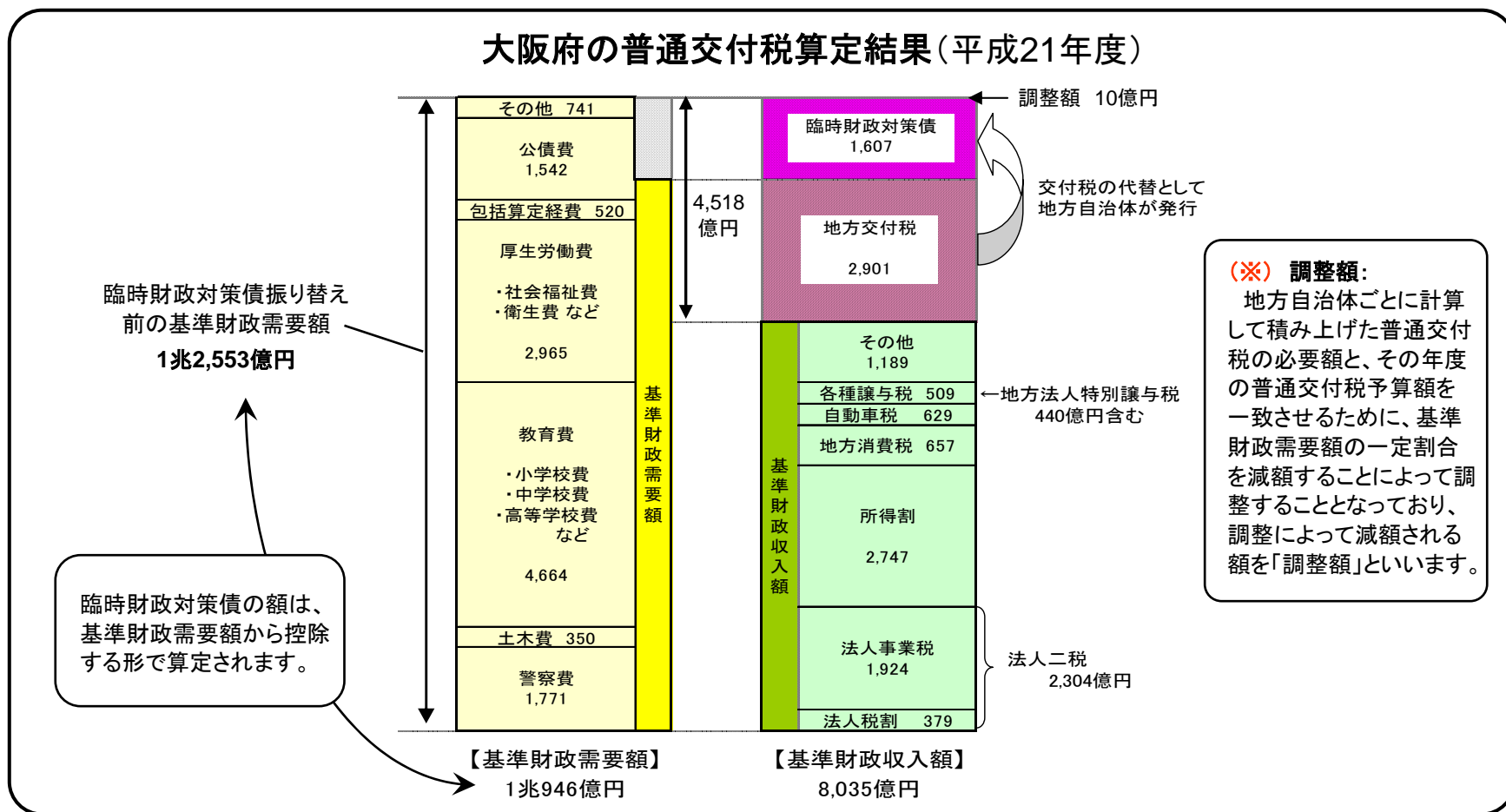
[単位額] [納税義務者数]

地方税法の基準
税率に基づく1
人当たりの税額
× 75%

前年度の
統計数値
による人数

◇ 大阪府の普通交付税の算定状況(平成21年度)

- 大阪府の本来の基準財政需要額は1兆2,553億円、基準財政収入額は8,035億円となっており、その差額である4,518億円が普通交付税として交付されるのですが、地方財政の不足に対応するため、現在、地方交付税の一部は「臨時財政対策債」(52頁参照)という特別の地方債の発行で代替することとされています。
- 府の場合、1,607億円が臨時財政対策債に振り替えられる結果、普通交付税の額は2,901億円となっています(なお、差額の10億円は調整額(※)です。)



② 交付税原資と交付税収入の状況(平成19年度決算)

- ・ 地方交付税の原資は、所得税などの国税5税の一定割合が原則とされています。
- ・ 府域から生じた国税5税は、3兆3,464億円程度と推計され、これに規定の割合を乗じた地方交付税原資の額は**1兆657億円**となります。
- ・ これに対して、府と府内市町村に交付された地方交付税は **3,620億円**です。これは、府域から生じた地方交付税原資の**34%**に相当します。

- 交付税の原資 : 所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%
 ※ ただし、このほか各年度の地方財政対策による加算額などがあります。

○ 府域から生じた交付税原資試算(平成19年度)

(単位:億円・%)

| | 税額(推計) A | 交付税率 B | 交付税原資 (A×B) |
|------|-------------|-----------|-------------------|
| 所得税 | 11,072 | 32% | 3,543 |
| 酒税 | 893 | 32% | 286 |
| 法人税 | 12,379 | 34% | 4,209 |
| 消費税 | 7,521 | 29.5% | 2,219 |
| たばこ税 | 1,599 | 25% | 400 |
| 計 | 33,464 | — | 10,657 (ア) |

| | 交付税交付額 | | |
|---------|--------|-------|------------------|
| | 府分 | 市町村分 | 計 |
| 普通交付税 | 1,781 | 1,694 | 3,475 |
| 特別交付税 | 8 | 137 | 145 |
| 計 | 1,789 | 1,831 | 3,620 (イ) |
| (参考)臨財債 | 653 | 767 | 1,420 |

(イ) / (ア) : 34.0%

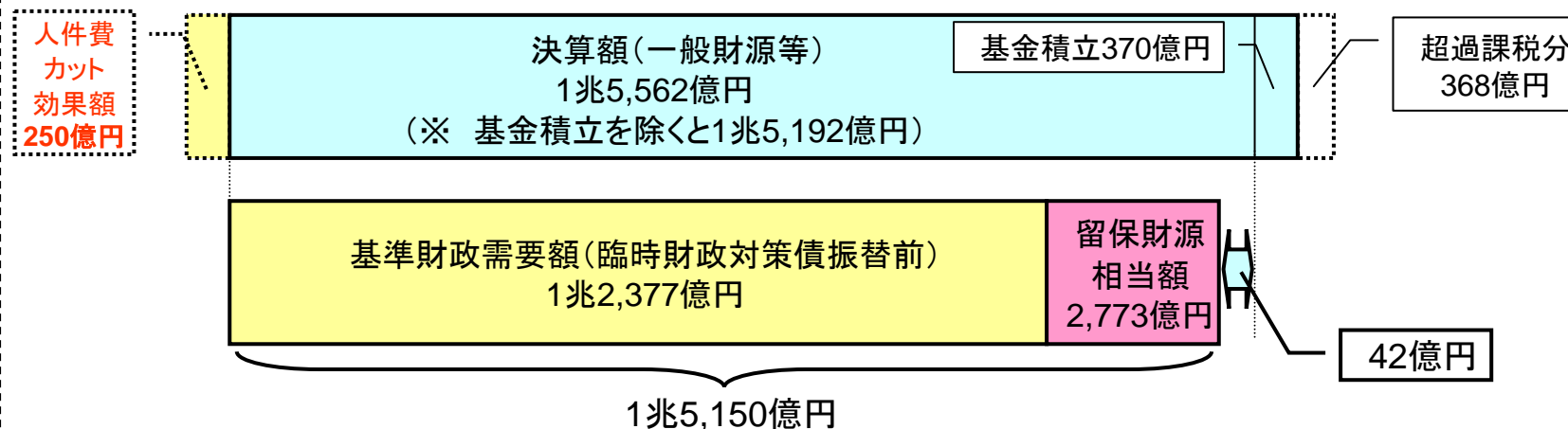
<府域から生じた国税の推計方法>

- ・ 所得税 : 道府県民税所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の全国シェア(6.9%)により算出
- ・ 法人税 : 道府県民税法人税割(標準税率分)の全国シェア(8.4%)により算出
- ・ 消費税 : 地方消費税の都道府県清算に用いる本府の全国シェア(7.3%)により算出

③ 基準財政需要額との対比（平成20年度ベース）

- ・ 平成20年度の決算額と、基準財政需要額に留保財源相当額を加えた額とを比較すると、財プロ案に基づく取組み等によって、かい離は極小化しています(42億円)。
- ・ しかし、府の決算額に、時限設定のある財プロ案に基づく給与カット(平成22年度末まで)効果額を上乗せすると、かい離は292億円に拡大します。

| | |
|-----------------------|--------------|
| 歳出決算額(超過課税分・基金積立額を除く) | 1兆5,192億円(a) |
| 基準財政需要額+留保財源相当額 | 1兆5,150億円(b) |
| 差引き (a) - (b) | 42億円 |



③ 基準財政需要額との対比（行政目的別）

- 基準財政需要額と府の決算額とのかい離を行政目的別にみると、以下の傾向が見られます。
- ・ 人件費の割合が高く、給与カットの効果大きい警察費や教育費はかい離率は小さいが、かい離額は多額
 - ・ 国制度による義務的な負担が多い厚生労働費は、比較的手厚く基準財政需要額に算入されるため、かい離率が小さい(次頁参照)
 - ・ 逆に、義務的な度合いが少ない土木費や産業経済費、包括算定経費(※)は算入率が低く、かい離率が高い
 - ・ 公債費算入分にマイナスのかい離が現れている

[行政目的別対比(平成20年度)]

※ 留保財源相当額を考慮せず

(単位:億円)

| 区 分 | 決算額 | 基準財政 需要額 | かい離額 (A-B) | かい離率 (%) | (参考) 給与カット 影響額 |
|------------|--------|-------------|---------------|-------------|----------------------|
| | A | B | | | |
| 警 察 費 | 2,230 | 1,808 | 422 | 18.9 | 58 |
| 土 木 費 | 1,095 | 355 | 740 | 67.6 | 5 |
| 教 育 費 | 4,892 | 4,561 | 331 | 6.8 | 166 |
| 厚生労働費 | 3,450 | 2,857 | 593 | 17.2 | 9 |
| 産業経済費 | 234 | 170 | 64 | 27.4 | 4 |
| 総 務 費 | 187 | 285 | ▲ 98 | ▲ 52.4 | 4 |
| 小計(個別算定経費) | 12,089 | 10,037 | 2,052 | 17.0 | 246 |
| 包括算定経費 | 2,202 | 821 | 1,381 | 62.7 | 4 |
| 公債費算入分 | 1,271 | 1,519 | ▲ 248 | ▲ 19.5 | — |
| 合 計 | 15,562 | 12,377 | 3,185 | 20.5 | 250 |

(※) 包括算定経費

- ・ 算定の抜本的な簡素化のために、平成19年度の算定から導入されたものです。
- ・ 算定項目のうち、国の義務付けがない、あるいは弱い行政分野の経費を統合し、人口と面積を基本として算定するものです。

(注) かい離率=かい離額 ÷ 決算額

③ 基準財政需要額との対比（社会保障関連経費）

- 地方財政計画上の社会保障関係経費は、国が見込んだ地方の負担額が計上されており、基準財政需要額における算入率も、概ね高くなっています。
- 一方で、個別の地方自治体ごとにみると、基準財政需要額と所要額との間に、大きなかい離が発生することがあります。これは、全国の地方自治体に適用される地方交付税の算定方法が、各地方自治体の実態に完全に一致しないためです。

社会保障関係経費の対比(主要分野別)[H21年度]

(単位: 億円)

| 区 分 | 最終予算額 A | 基準財政 需要額 B | かい離額 (A-B) | かい離率 (%) |
|-----------|------------|------------------|---------------|-------------|
| 生活保護 | 37 | 34 | 3 | 8.1 |
| 障がい | 245 | 196 | 49 | 20.0 |
| 児童 | 271 | 313 | ▲ 42 | ▲ 15.5 |
| 介護保険 | 694 | 675 | 19 | 2.7 |
| 国民健康保険 | 715 | 673 | 42 | 5.9 |
| 後期高齢者医療保険 | 684 | 649 | 35 | 5.1 |
| 公費医療 | 157 | 108+α | — | — |

(※) 基準財政需要額は、本府の推計値です。

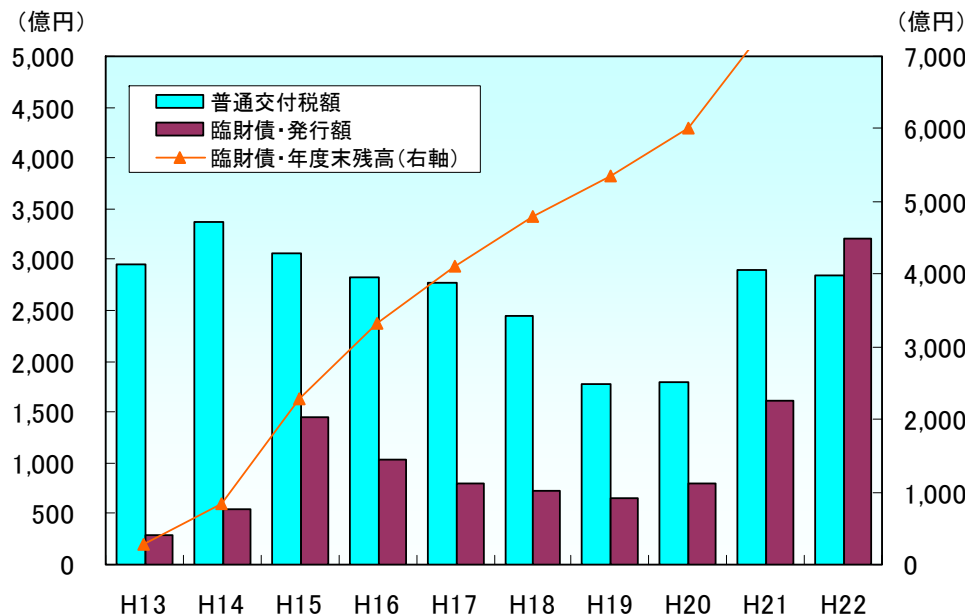
<区分ごとの具体的な府事業名>

- **生活保護**
生活保護扶助費
- **障がい**
障がい福祉サービス等関係事業費、市町村地域生活支援事業、児童福祉施設扶助費
- **児童**
児童手当給付費、児童福祉施設扶助費、市町村児童保護費負担金
- **介護**
介護保険給付費負担金、地域支援事業交付金
- **国民健康保険**
国民健康保険<調整交付金>
国民健康保険<基盤安定事業負担金>
国民健康保険<高額医療費共同事業負担金>
- **後期高齢者医療保険**
後期高齢者医療<給付費負担事業>
後期高齢者医療<財政安定化基金負担事業>
後期高齢者医療<基盤安定負担事業>
後期高齢者医療<高額医療費負担事業>
- **公費医療**
自立支援医療(更生医療)給付費、原爆被害者対策事業、肝炎医療費援助事業、母子医療給付事業費、難病対策事業費、措置入院及び通院医療費

④ 制度上の課題(臨時財政対策債・減収補てん債)

- ・ 交付税総額の不足を補うために、地方自治体が発行する「臨時財政対策債」は、府においては、平成22年度には普通交付税を超える額となることを見込まれています。
- ・ その償還に必要な費用は、後年度の基準財政需要額に100%算入されることとなっていますが、その時点で普通交付税の不交付団体となった場合、全額を自らの税收で償還することとなります。
- ・ その年度の普通交付税算定において見込まれた税收よりも、実際の税收が少なかった場合に発行する「減収補てん債」についても、同様の問題が発生します(減収補てん債は75%算入)。

臨時財政対策債の発行額等の推移



※ H21は最終予算、H22は当初予算額

<臨時財政対策債の概要>

- 地方財政計画の策定を通じて、翌年度に必要なとなる地方交付税総額が見積もられますが、その額と原資である国税5税との間に開きがある場合、その半分を国が補てん(臨時財政対策加算)し、残る半分を地方自治体が地方債で賄うこととされています。この地方債が「臨時財政対策債」です。
- 各地方自治体の発行可能額は、人口等を基礎として算出し、普通交付税の算出に用いる基準財政需要額は、臨時財政対策債発行可能額を控除することとされています。
- その償還に要する費用は、後年度の基準財政需要額に100%算入されることとなっています。

④ 制度上の課題(まとめ)

- 現行の地方財政制度は、全国どこに住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう、「地方財政計画」の策定と地方交付税の算定を通じて、国がその財源を保障する仕組みとなっています。
- しかし、国の財政もひっ迫していることから、「臨時財政対策債」という手法が導入されました。これは、本来、国が交付税で配分すべき額を、一旦、地方自治体が地方債(借金)で賄っておいて、その返済額を後年度の交付税の計算(基準財政需要額)で算入するというものです。
- 国も厳しい財政状況の中、このように後年度の交付税に負担を先送りしていくような手法を続けていけば、肝心の交付税制度そのものが立ち行かない事態に陥ることにもなりかねません。現時点ではやむを得ない対応ではありますが、将来にわたって臨時財政対策債に依存し続けることには、やはり大きな問題があります。
- 交付税原資の恒常的な不足が地方財政の不安定さに直結するという構図の中、地域主権の観点から、改めて、自治体間の財源調整の水準についての議論を含め、地方税財源のあり方についての検討が急務となっています。

(3) その他の収入

① 使用料

I. 比較分析手法

平成21年度当初予算で年間1億円以上の収入のある使用料について、料金収入の方法や料金設定の算定方法などに関して他府県比較などを行いました。

- 調査対象 使用料収入 1億円以上のもの 20項目
障がい者自立センター、砂川厚生福祉センター、こころの健康総合センター
泉州救命救急センター、中河内救命救急センター、産業技術総合研究所、
道路、河川、港湾施設、府営駐車場、公園緑地、府営住宅
団地内施設、特定公共賃貸住宅、府営住宅駐車場、警察庁舎施設、
高等学校(授業料及び空調設備)、工業高等専門学校
※ 使用料のうち細目がある場合は、細目毎に比較を実施

II. 比較分析結果(まとめ)

- ◇徴収方法や料金設定の算定方法、減免制度は他府県とほとんど差がありませんでした。
- ◇延滞金加算条例が設けられている府県が多く見受けられ、府においても制定の必要性について検討することが必要です。
- ◇督促・徴収対策としては、他府県との差はほとんどありませんでした。なお、府営住宅使用料の退去者分において、他府県では債権回収会社(サービサー)に委託を行っており、府においても、平成22年度から退去滞納者に対する滞納家賃等の収納事務について、弁護士等に委託を行います。

Ⅲ. 比較分析結果(個別)

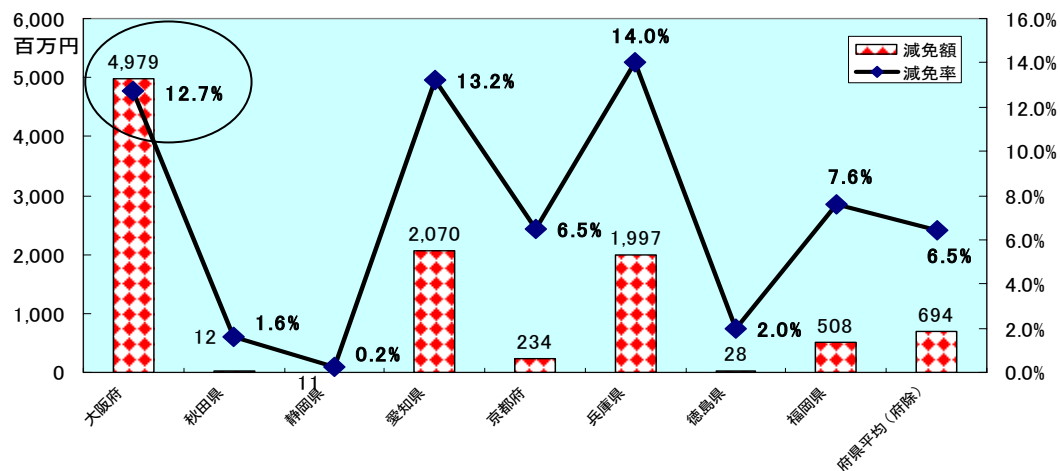
① 料金徴収の方法及び料金設定の算定方法

- ◇ 他府県と比べ、徴収方法や料金設定の算定方法とも公園緑地使用料を除き差はありませんでした。
- ◇ 前納と後納の割合は、同程度となっています。
- ◇ 料金の設定に関しては、現在検討している新公会計制度を用いて、フルコストを計算し、それに見合った料金設定を検討することが必要です。

② 減免制度の状況

- ◇ 減免制度の有無においても、ほとんど差はなく同じような状況です。
- ◇ 府における減免額は、府営住宅・特定公共賃貸住宅使用料が約50億円と一番多く、次いで高校授業料約26億円となっており、対象府県の中ではいずれも大阪府が一番多くなっています。
- ◇ 減免率(調定額に対する減免額の割合)は、府営住宅・特定公共賃貸住宅使用料で12.7%と兵庫県、愛知県に次いで高くなっています。(高校授業料は、後掲)

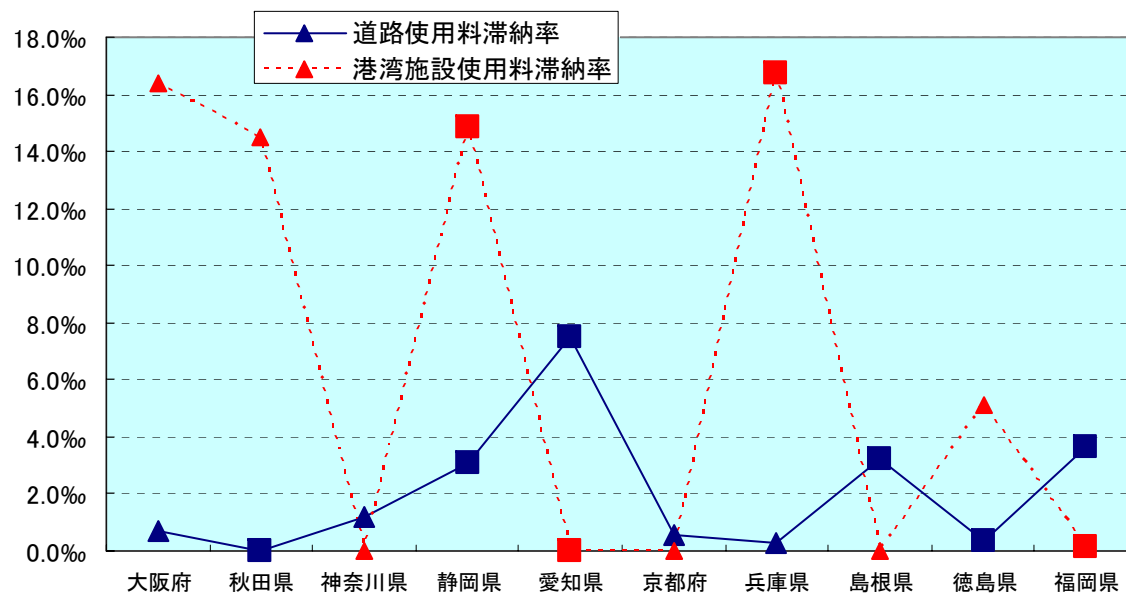
減免額と減免率の状況 (府営住宅・特定公共賃貸住宅使用料)【H20決算】



③ 延滞金加算条例制度の有無

- ◇ 調査対象の使用料に関して、神奈川県及び京都府を除く多くの調査府県で延滞金を加算するための条例が有りました。
- ◇ 条例と滞納率との相関を確認したところ、今回の調査項目では下記の図のように相関関係は見られませんでした。
- ◇ しかしながら、多くの府県で条例が制定されており、期限どおり納めておられる方との不公平感を解消する観点からも、制定の必要性についての検討が必要です。

延滞金加算条例と滞納率の相関(道路・港湾)

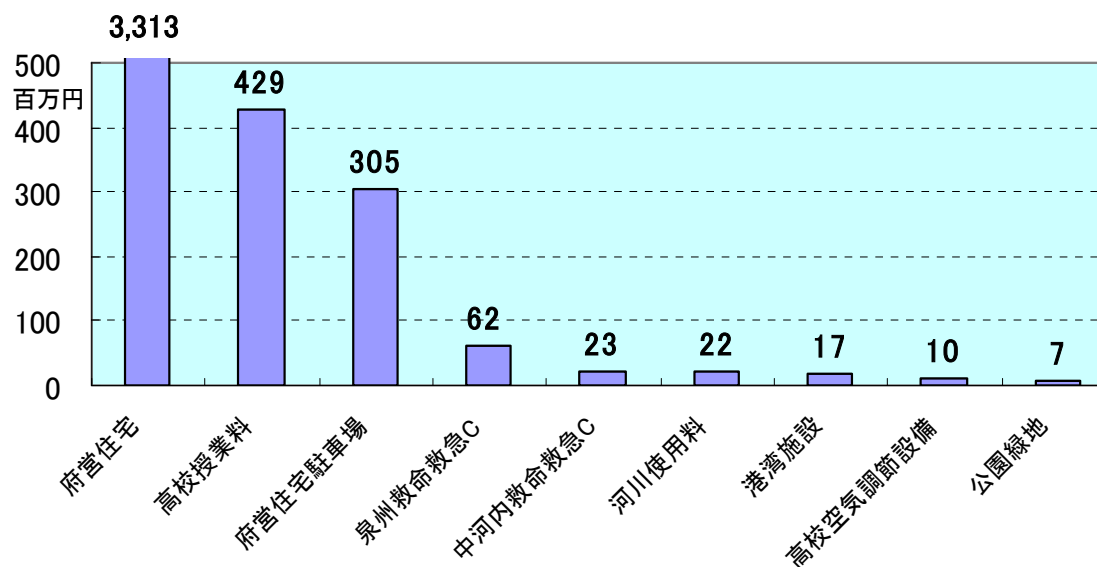


※■は、延滞金加算条例設定使用料
図の指数は、‰(1000分の1)を表示

④ 累積滞納額の状況と督促・徴収対策の特徴的な取組み

- ◇ 府の累積滞納額の状況は、府営住宅・特定公共賃貸住宅使用料が約33億円と最も多く、次いで高校授業料が約4.3億円となっています。滞納率においても、府営住宅・特定公共賃貸住宅使用料が約9%と最も高い状況です。
- ◇ また、公園緑地使用料では、府だけに滞納が生じています。その原因は、他府県では指定管理を行う際、利用料金制を導入していること、使用日までに使用料を徴収する運用（府：後納口座振替により使用料を徴収）をしていることによります。今後、滞納処理に係るコストも見極め、滞納処理に対するインセンティブの仕組みを含めた利用料金制の是非の導入の検討が必要です。
- ◇ 督促・徴収対策の内容としては、他府県との差はほとんどありませんでした。なお、府営住宅使用料の退去者分において、他府県では債権回収会社（サービサー）に委託を行っており、府においても、平成22年度から退去滞納者に対する滞納家賃等の収納事務について、弁護士等に委託を行います。

府における使用料の累積滞納額の状況（H20決算）

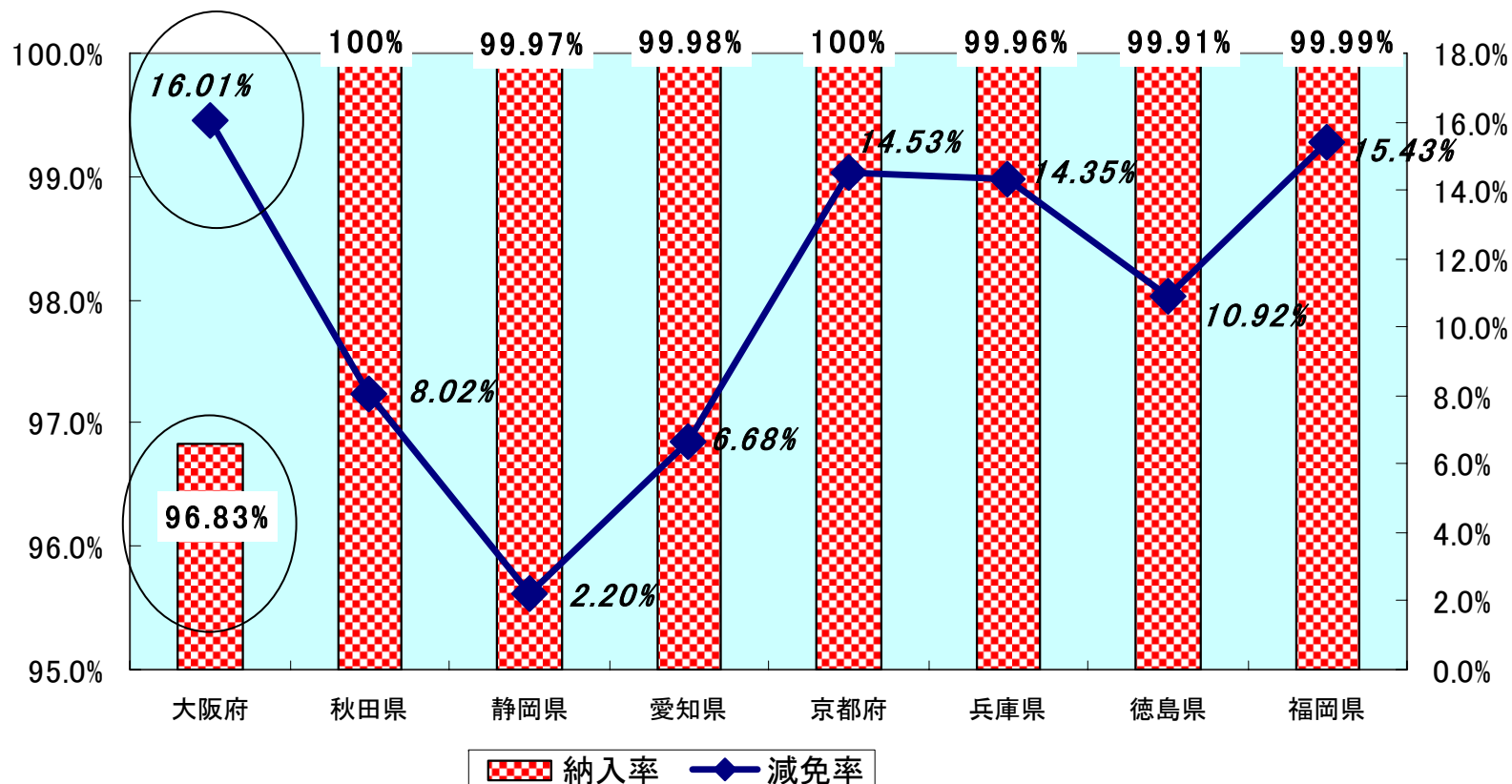


参考

■ 府立高校授業料収入状況

◇ 収入状況を調査府県と比較したところ、納入率が約3%低く、さらに授業料の減免率は約16%と最も高くなっています。その財政負担は、平成20年度で約30億円となっています。（②累積滞納額約4億円、減免額 約26億円）

公立高校授業料納入率及び減免率【H20実績】



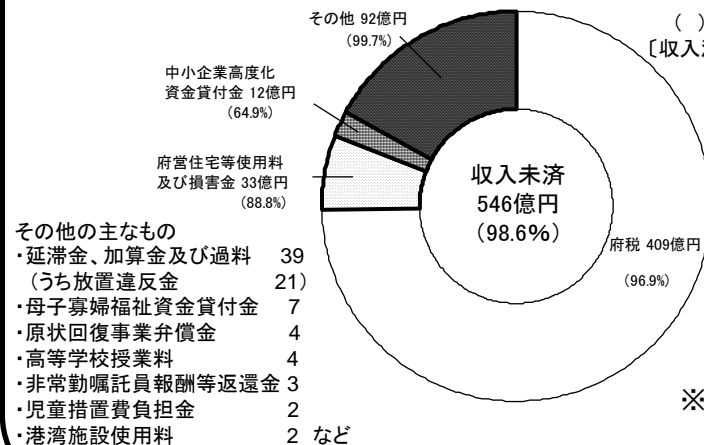
② 債権管理

I. 不納欠損額と収入未済額の推移

平成20年度決算

○調定額: 4兆487億円

○不納欠損額: 37億円、収入未済額: 546億円



| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 不納欠損額 | 46 | 54 | 99 | 52 | 37 |
| (うち税外収入) | (6) | (13) | (13) | (21) | (8) |
| 収入未済額 | 507 | 482 | 492 | 513 | 546 |
| (うち税外収入) | (129) | (135) | (141) | (132) | (137) |

※不納欠損額とは、法令の規定に基づく時効の完成又は徴収権の消滅により、徴収事務を終了せざるをえないものとして決算される債権の額のこと。
収入未済額とは、収入されるべきであるにも関わらず収入されなかった債権の額のこと。

II. これまでの取組み

平成18年4月 大阪府債権管理推進連絡会議の設置 (庁内課長クラスで構成、年2回開催)

平成19年3月 「大阪府債権管理適正化指針」の策定 (段階ごとに債権管理を実践するための基本事項を示すもの)

平成21年4月 「徴収停止等に関する考え方」の作成 (所在調査や財産調査の手続きを適正に行うために示したもの)

〔取組例〕 ○母子寡婦福祉資金貸付金や高等学校授業料では、支払督促の申立てを実施

○中小企業高度化資金貸付金では、債権管理及び回収業務を債権回収会社(サービサー)に委託

Ⅲ. 債権管理の強化対策案

本府の収入未済額は高水準で推移しており、納期限内に納付いただいている多くの府民との公平性の確保と歳入の確保の観点から、債権管理の強化対策を順次実施していきます。

| | 現状 | 新たな取組みへの検討項目 |
|-----------|-------------------------|--|
| 債権回収の強化 | 収入未済額や回収進捗状況などの情報開示が不十分 | <ul style="list-style-type: none"> ・各債権ごとの回収計画・目標の設定 ・各債権の回収達成度などを公表 |
| | 原則、府職員が直接回収を実施 | 債権回収会社(サービサー)などへの民間委託を拡大 |
| | 延滞金を徴収する条例が未整備 | 延滞金を賦課する条例の検討(未然防止) |
| 長期延滞債権の整理 | 不納欠損や債権放棄に関する全庁的な基準がない | 全庁統一的な債権整理ルール(債権放棄基準など)の策定 |
| | 長期延滞債権の回収・整理を債権所管課で実施 | 「特別整理・回収チーム」(仮称)による法的措置 |
| 制度管理 | 債権管理事務が庁内で統一されていない | <ul style="list-style-type: none"> ・事務チェックリストの作成 ・債権管理台帳の統一化 |

3. 歳出構造比較分析

■ 比較分析について

- ◇ 比較の対象府県は、財政力の違いによる行政サービス展開の違いをみるために、それぞれのグループから地域ブロックの広がりを加味して選定しました。(下記参照)
- ◇ 府の歳出構造を目的別の推移から分析するとともに、そのうち伸び率が大きいものについてはその要因などの分析を行いました。(府の歳出構造)
- ◇ 他府県比較においては、平成21年度当初予算事業のうち事業費2億円以上又は一般財源5千万円以上の約400事業を対象に他府県(9府県)との比較分析をしています。
(基本分析)
- ◇ 事業費の規模や増加の傾向など財政構造への影響が大きい事業等については、より掘り下げて個別に分析しました。(主要分析事業)
- ◇ また、道路、河川、公園、下水道、公営住宅のインフラについては、これまで整備してきたストックの状況や、維持管理・補修も含む事業費の状況等について分析しました。(インフラ整備水準)

◇調査対象事業数 約400事業 (事業費ベースで約99%を捕捉)

◇調査対象府県 9府県

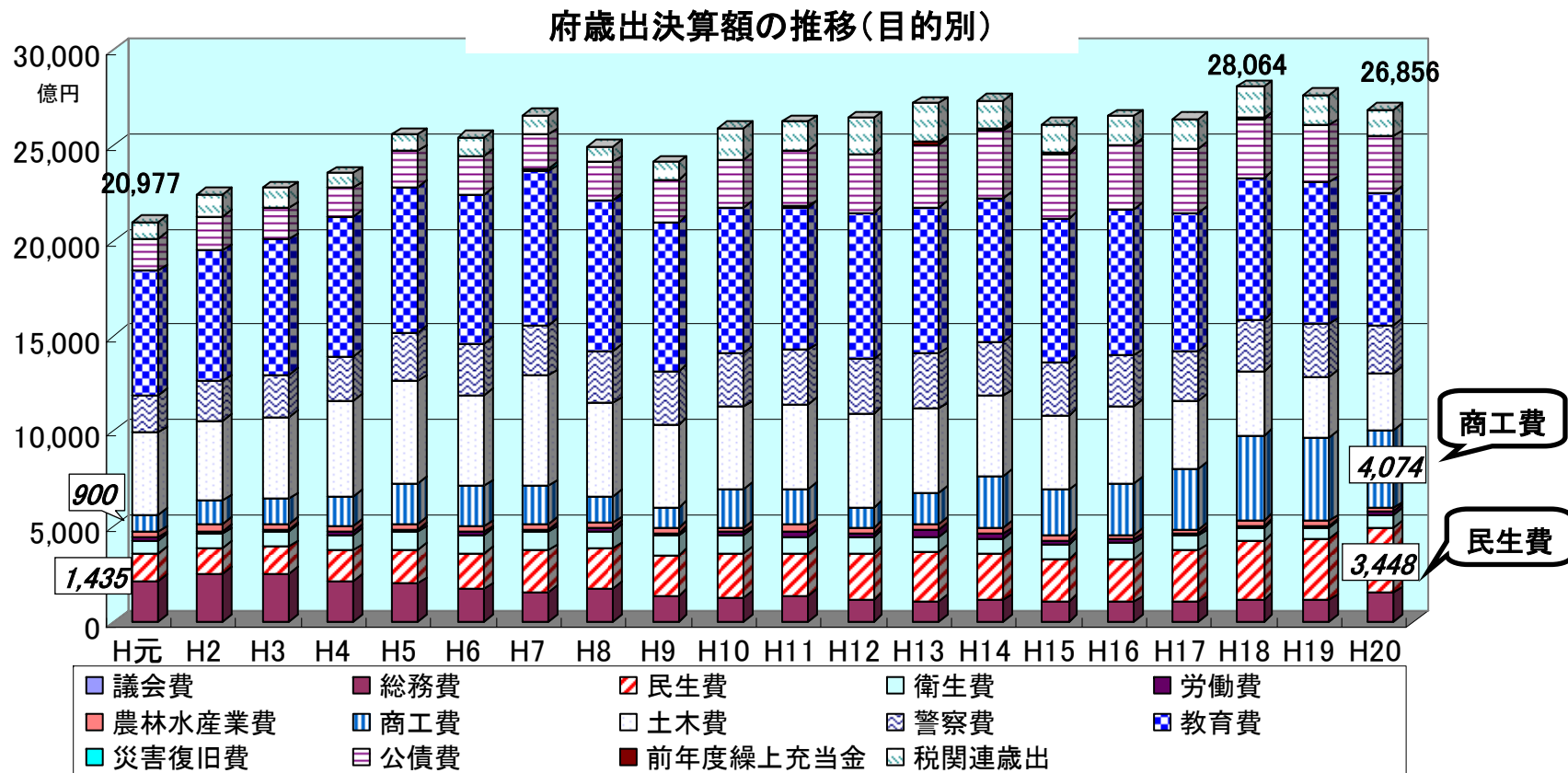
財政力が同程度のグループ : 神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県

財政力が異なるグループ : 秋田県、徳島県、島根県

(1) 府の歳出構造

① 府の歳出目的別の推移

- ◇ 府の歳出決算額(普通会計ベース)は、近年では約2兆6千億円程度で推移しており、平成元年度と平成20年度を比較した場合、約1.3倍(H元:20,977億円 H20:26,856億円)となっています。
- ◇ 歳出目的別に比較すると、制度融資の増により商工費が4.5倍、次いで高齢化等により民生費が約2.4倍と他の項目に比べ伸び率は顕著となっています。



② 社会保障制度について

◇ 高齢化の進展や疾病構造の変化等に伴い、福祉や医療などの社会保障にかかる公的負担は増大を続けています。

社会保障制度については、国の財政負担も大きいですが、年金を除くと地方負担は国と同等程度あり、また、制度自体は基本的に国が企画立案し、地方には義務的な負担が生じる構造となっているため、国の動向を十分に注視しなければなりません。

◇ 例えば、医療保険について、国は後期高齢者医療制度を廃止するとともに、将来、地域保険としての一元的運用の方向で議論しています。

府は、国民健康保険と後期高齢者医療制度だけでも1年間に約1600億円（H22当初予算）の一般財源を投じており、その制度設計如何では、財政運営に多大な影響を受けます。

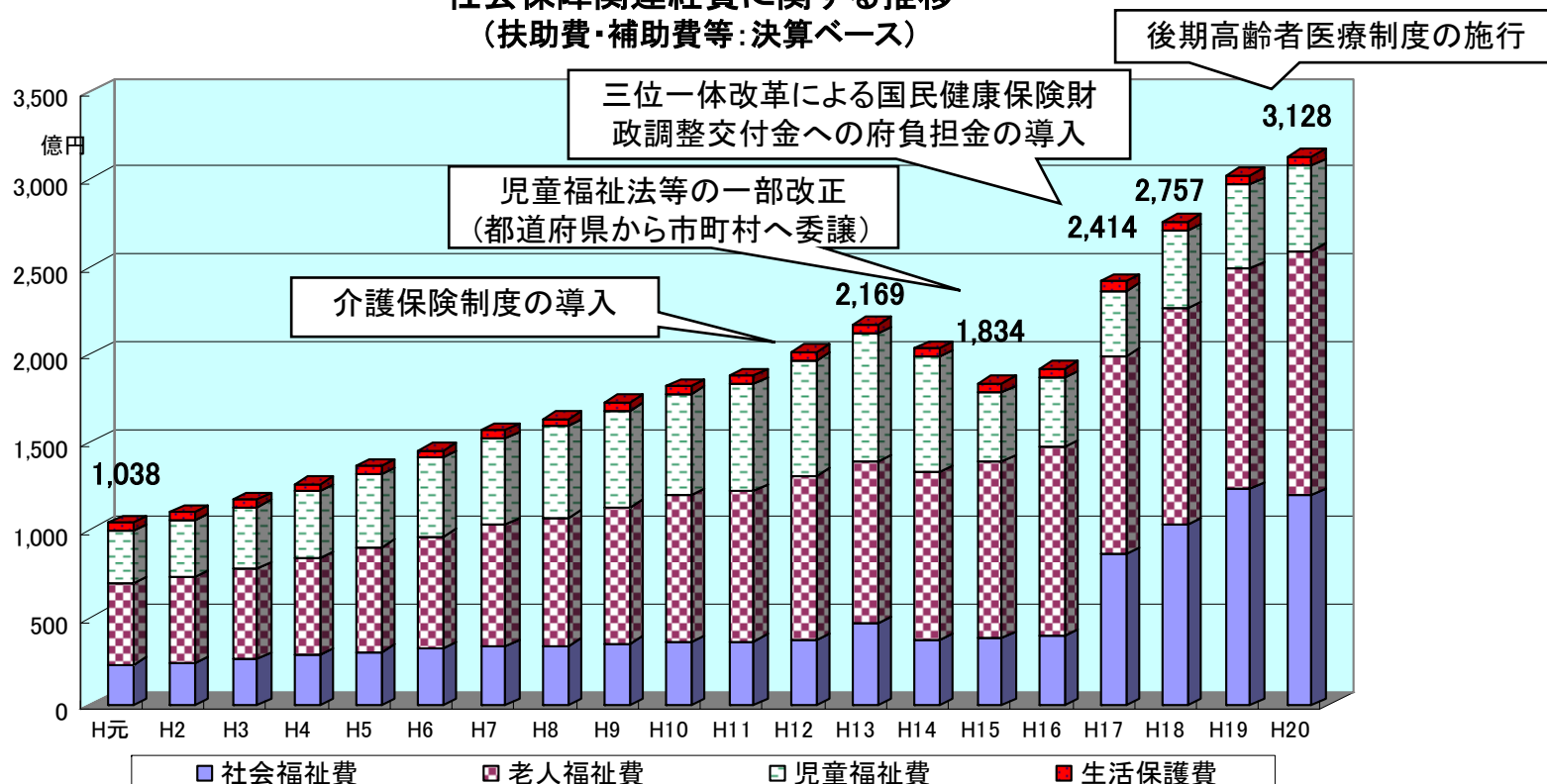
◇ 国における今後の社会保障制度の改革にあたっては、最低限・全国一律に保障すべきナショナルミニマムの部分は国の責任、住民福祉の観点から地域の実情や創意工夫を反映させる部分については地方の責任、という方向で整理していくべきと考えます。その中で、地域間格差への対処や、必要な財源保障についても検討が必要です。こうした問題意識から、本報告書でも大きく取り上げました。

③ 社会保障制度関連予算の増加

◇ 代表的な義務的経費である社会保障制度関連経費(ここでは社会福祉、老人福祉、児童福祉、生活保護の各経費計を指す)に関する推移を見てみると、年々増加傾向にあり、平成元年度と平成20年度を比較した場合、約3倍と非常に高くなっています。これは、府歳出総額の増加率の2.3倍のペースです。

◇ これらの経費の多くは、支出することが義務付けられ、またその水準も国によって決められているため、府の政策の自由度は少なく、下図のように国の制度改正に大きく影響を受けます。こうした制度改正は、基本的には国が独自に企画・立案するものであり、その内容に応じて、必然的に地方の負担が発生する構造となっています。

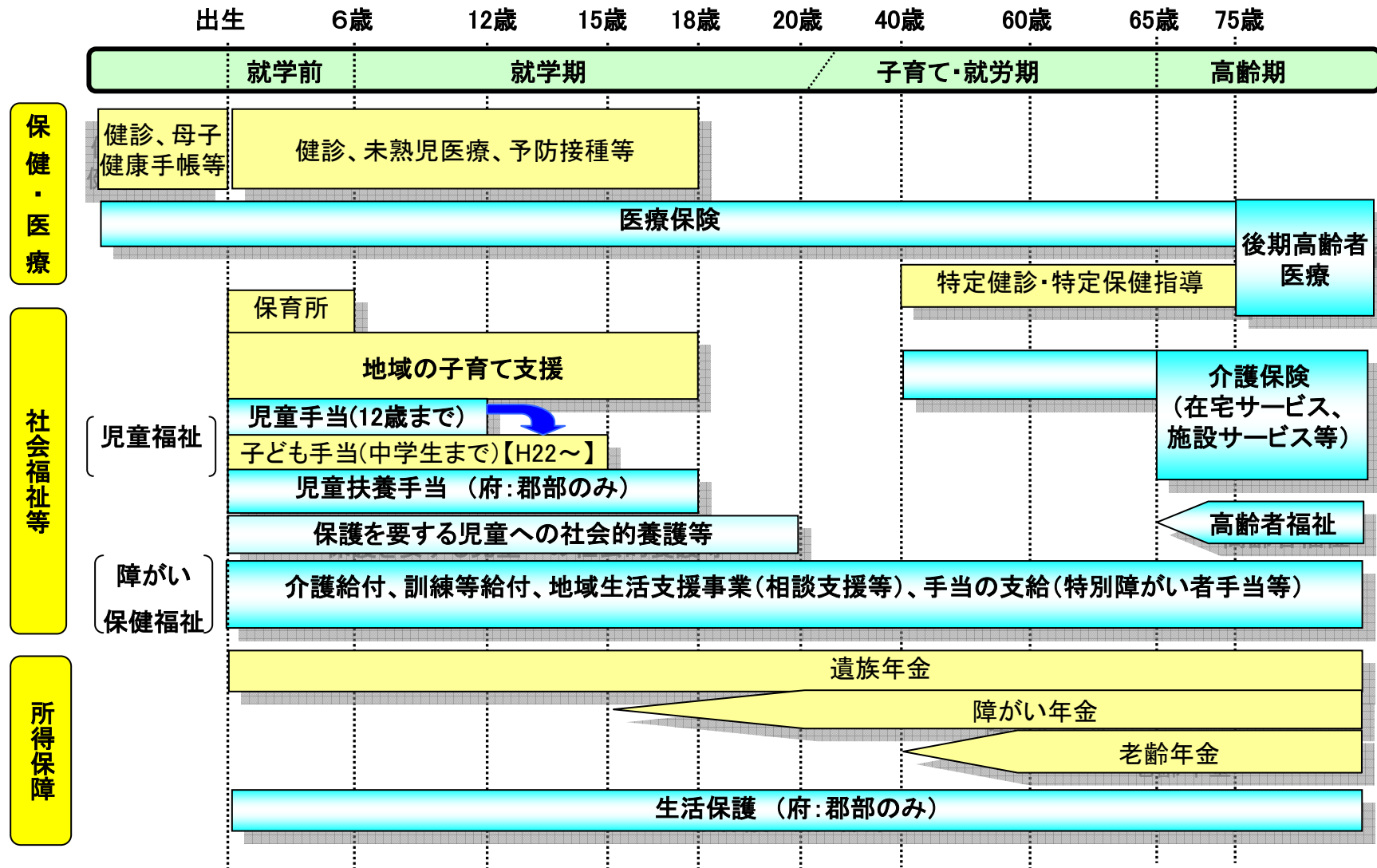
社会保障関連経費に関する推移
(扶助費・補助費等:決算ベース)



【参考 ①】 主な社会保障制度の費用負担

| | 国 | 都道府県 | 市町村 | その他財源 | 備考 |
|------------------------------|-------------------------|---------------|--|--|--|
| 国民健康保険 | 定率負担 34% 調整交付金 9% | 調整交付金 7% ※ | － 国保会計の赤字補填や保険料減免のため、一部市町村では一般会計からの繰入れ(法定外)あり | 保険料等 50% (保険基盤安定制度等による国・都道府県・市町村負担含む) | ※平成17年4月～ 都道府県調整交付金の創設 (平成17年度に限り、定率国庫負担36%、都道府県調整交付金5%) |
| 旧老人保健法による老人医療事業 | 3/12 | 1/12 | 1/12 | 拠出金 6/12 | ～平成20年3月 |
| 後期高齢者医療 | 定率負担 4/12 調整交付金 1/12 | 1/12 | 1/12 | 支援金40% 保険料等 10% (保険基盤安定制度等による都道府県、市町村負担含む) | 平成20年4月～ |
| 介護保険 | 居宅給付費 25% | 12.5% | 12.5% | 保険料 50% | 平成12年4月～ |
| | 施設等給付費 ※ 20% | 17.5% | | | ※平成18年4月～(三位一体で5%分を税源移譲) |
| 生活保護 | 3/4 | 1/4 ※ | | － | ※市、福祉事務所設置町村及び都道府県(福祉事務所非設置町村分) |
| 障がい者福祉 支援費制度 (身体・知的のみ) | 1/2 | 1/4※ | 1/4※ | － | 平成15年4月～平成18年3月 ※福祉事務所設置市町村の場合、施設入所者にかかる費用負担は、国1/2、市町村1/2(府県負担なし) |
| 障がい者自立支援制度 | 1/2 | 1/4 | 1/4 | － | 平成18年4月～(同年10月スタートのサービスあり) |
| 児童福祉 児童福祉施設扶助費 (保育所以外) | 1/2 | 1/2 | － | － | |
| 保育所(私立)負担金 | 1/2 | 1/4 | 1/4 | － | |
| 保育所(公立)負担金 | － | － | 10/10 | － | 平成16年4月～(三位一体の税源移譲) |
| 児童育成事業 | 1/3 | 1/3 | 1/3 | － | |
| 次世代育成支援対策交付金 | 1/2 | － | 1/2 | － | 平成17年4月～ |

【参考 ②】 主な社会保障制度の守備範囲（イメージ）



◇ このように目的や対象毎に様々な制度がありますが、高齢者をはじめ府民の方には複雑で分かりづらいものです。制度の改正にあたっては、国の責任で国民に分かりやすいものにすべきです。

(2) 基本分析

I. 比較分析手法

平成21年度当初予算事業のうち事業費2億円以上又は一般財源5千万円以上の約400事業を対象に、他府県(9府県)調査を行い、事業の有無や府事業の水準などの比較分析を行いました。

- ※ 人件費や税関連支出、庁費など他府県比較に馴染まないものは除く
- ※ 調査に際しては、同種の事業を統合して実施。
- ※ 有効調査事業数 : 332事業

II. 比較分析結果(まとめ)

①事業区分(事業実施の有無)による分析

府だけが実施あるいは実施府県が半数未満である事業数は、132事業(約40%)となっています。

②事業の性質(国庫への継ぎ足しの有無等)による分析

この分析は、国庫への継ぎ足しの内容が一義的に判断しにくいいため、必ずしも正確な状況を表していませんが、今後、この結果の精度を高めつつ、来年度の検討に役立てていく必要があります。

③目標設定の有無

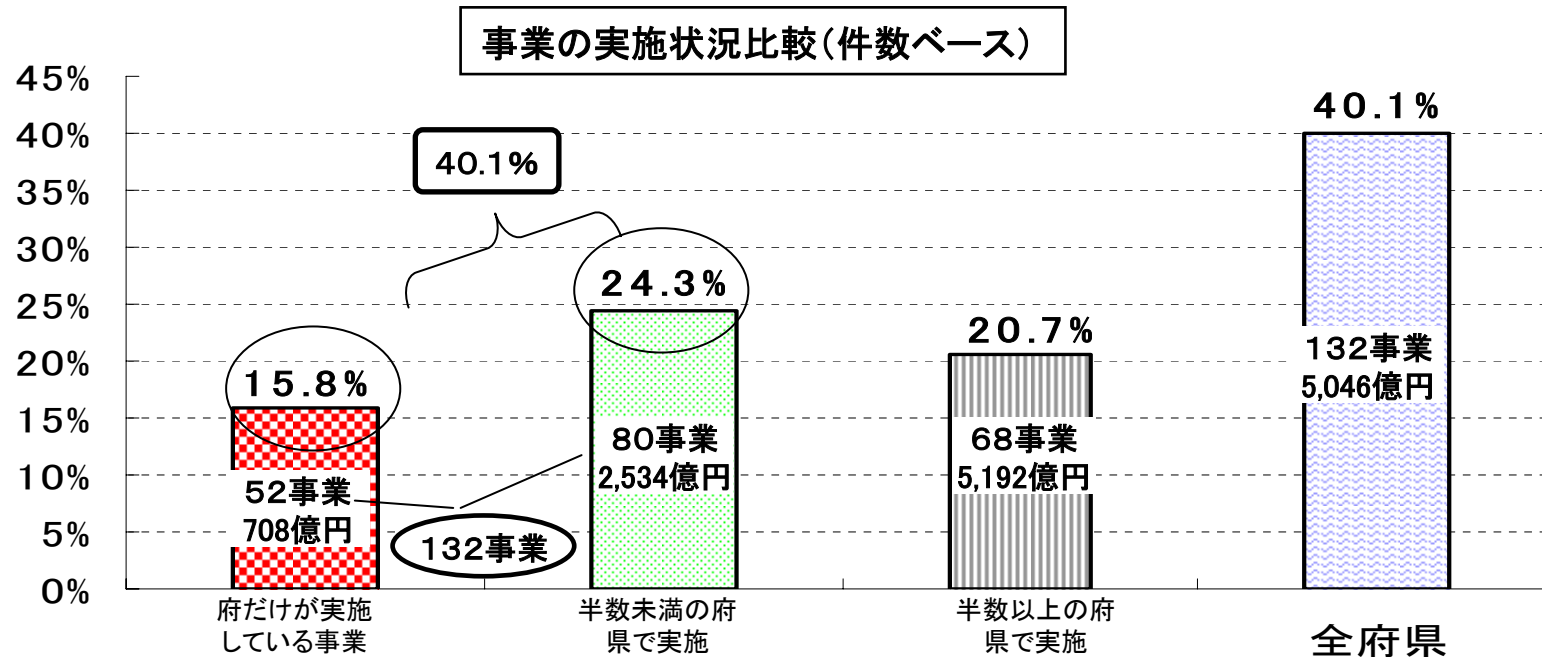
府は他府県の中で最も設定数が多い状況ですが、他府県が設定し、府が未設定のものも見受けられました。

Ⅲ. 比較分析結果

各事業毎の比較分析については、別冊の参考資料をご覧ください。

① 事業区分

- ◇ 約330事業について、類似事業も含め他府県での実施状況を比較したところ、府だけが実施あるいは、実施府県数が半数未満である事業の数は、132事業と約40%となっています。
- ◇ 今後、この結果や府の特性も踏まえながら、府だけの事業等のあり方について、必要性、効果、適正水準等の観点から、総合的に検討していくことが必要です。



※全ての府県が未回答及び半数以上の府県が未回答の事業は、当該未回答府県でも実施されている可能性もあるが、係数の集計上、実施されていないものとして扱った。

※金額は、事業費ベース

府だけが実施している事業一覧

(一般財源が多い順:H21当初予算)【単位:千円】

※名称等が異なるものの、実質的には他府県でも類似した事業が存在することも考えられます。

| 順位 | 事業名 | 事業費 | うち一般財源 |
|----|---------------------------------|-----------|-----------|
| 1 | 関西国際空港関連事業特別会計繰出金 | 5,596,173 | 5,596,173 |
| 2 | 中小企業等金融新戦略事業損失補償金 | 2,965,000 | 2,965,000 |
| 3 | 地域福祉・子育て支援交付金 | 2,073,000 | 2,073,000 |
| 4 | 大阪教育ゆめ基金(仮称)運営事業費 | 1,014,040 | 1,000,000 |
| 5 | 高等学校教育環境改善事業費 | 1,480,745 | 870,363 |
| 6 | 泉州救命救急センター運営費 | 1,911,866 | 843,687 |
| 7 | 中河内救命救急センター運営費 | 2,097,093 | 783,000 |
| 8 | 学校安全交付金 | 500,000 | 500,000 |
| 9 | 国際児童文学館の中央図書館移転事業 | 587,000 | 469,000 |
| 10 | 上方演芸資料館運営費 | 393,324 | 393,324 |
| 11 | 農空間保全管理費 | 1,007,839 | 392,838 |
| 12 | 岬町多奈川地区多目的公園整備事業 | 1,367,284 | 364,284 |
| 13 | 国民健康保険事業費補助金 | 300,000 | 300,000 |
| 14 | 公立小学校の芝生化推進事業 | 273,150 | 270,650 |
| 15 | 府有建築物営繕設計監督事業費 | 286,565 | 263,289 |
| 16 | 高齢日雇労働者就労自立支援事業 | 240,000 | 240,000 |
| 17 | 総合相談事業交付金 | 227,000 | 227,000 |
| 18 | 地域移行支援センター事業 | 207,000 | 207,000 |
| 19 | 街かどデイハウス支援事業 | 186,254 | 186,254 |
| 20 | 府立国際児童文学館運営費 | 178,462 | 177,976 |
| 21 | 障がい福祉施設機能強化推進事業(授産関係) | 172,368 | 172,368 |
| 22 | 水都大阪2009事業 | 170,000 | 170,000 |
| 23 | 小中支援学級指導体制充実事業(小学校支援学級非常勤職員配置費) | 162,027 | 162,027 |
| 24 | 市街地整備総合補助 | 150,000 | 150,000 |
| 25 | 府立学校教育支援事業 | 129,184 | 129,184 |

| 順位 | 事業名 | 事業費 | うち一般財源 |
|----|--|------------|---------|
| 26 | 小規模通所授産施設機能強化支援事業 | 118,560 | 118,560 |
| 27 | 学校支援人材バンク(特別非常勤講師)活用事業 | 115,069 | 115,069 |
| 28 | 中央卸売市場事業会計繰出金 | 115,000 | 115,000 |
| 29 | 乳幼児入院時食事療養費助成事業費 | 101,652 | 101,652 |
| 30 | 御堂筋イルミネーション事業 | 200,000 | 100,000 |
| 31 | 府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る交付 | 100,000 | 100,000 |
| 32 | 救急医療体制拡充先導事業 | 99,937 | 99,937 |
| 33 | スクールカラーサポートプラン推進事業 | 99,107 | 99,107 |
| 34 | (財)大阪人権博物館事業助成費 | 93,725 | 93,725 |
| 35 | モノレール事業 | 553,040 | 85,940 |
| 36 | 産婦人科一次救急医療ネットワーク整備事業 | 80,647 | 80,647 |
| 37 | 小児救急広域連携促進事業 | 80,210 | 72,782 |
| 38 | 休日夜間急患診療対策事業(特定科目休日夜間二次救急医療体制運営事業) | 72,591 | 72,591 |
| 39 | 関空連絡橋国直轄事業負担金 | 700,000 | 70,000 |
| 40 | あいりん地域高齢日雇労働者特別清掃事業 | 66,239 | 66,239 |
| 41 | 御堂筋の魅力創造・発信事業 | 59,000 | 59,000 |
| 42 | 市町村医療的ケア体制整備推進事業 | 56,440 | 56,440 |
| 43 | 税務執行体制の改革事業(事務所の窓口業務委託) | 55,567 | 55,567 |
| 44 | 2010年上海万博出展準備費 | 55,000 | 55,000 |
| 45 | 税務執行体制の改革事業(法人二税申告書OCR) | 33,513 | 33,513 |
| 46 | 救急医療施設等施設・設備整備事業(救命救急センター設備整備事業) | 4,000 | 2,000 |
| 47 | 救急医療施設等施設・設備整備事業(医療提供体制施設整備交付金事後的評価委員) | 85 | 85 |
| 48 | 大阪府住宅供給公社貸付金 | 2,900,000 | 0 |
| 49 | 公的病院運営緊急対策資金貸付金 | 998,000 | 0 |
| 50 | 中小企業等金融新戦略事業費 | 25,000,000 | 0 |
| 51 | スポーツにぎわい交流拠点整備事業 | 600,000 | 0 |
| 52 | 産業立地賃貸事業資金貸付金 | 14,808,774 | -74,043 |

②事業の性質(国庫への継ぎ足しの有無等)による分析

◇ この分析は、国庫への継ぎ足しの内容が一義的に判断しにくいいため、必ずしも正確な状況を表していないと思われませんが、本報告書では、回答を尊重して分析しました。

《区別の考え方》

A 国の定めた基準(単価や対象など)どおりの支出を行っているもの

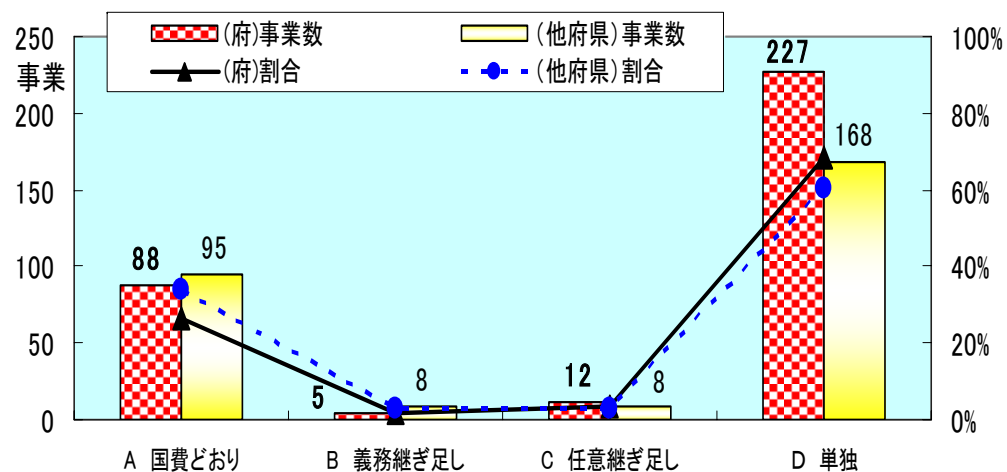
B 国の定めた単価などの水準が低いため、必然的に継ぎ足し(超過負担)が生じるもの

C 国の基準よりも充実させるため、独自判断による継ぎ足し(上乘せ・横だし)しているもの

D それ以外の純粋な府県単独事業

◇ 今後、この結果の精度を高めつつ、来年度の検討に役立てていく必要があります。

事業の性質による区分



義務継ぎ足し(主なもの)

(事業費:H21当初予算)

- ・難病対策事業費 83.4億円
- ・交通安全施設費 51.6億円
- ・警察行政費 223.6億円
- など

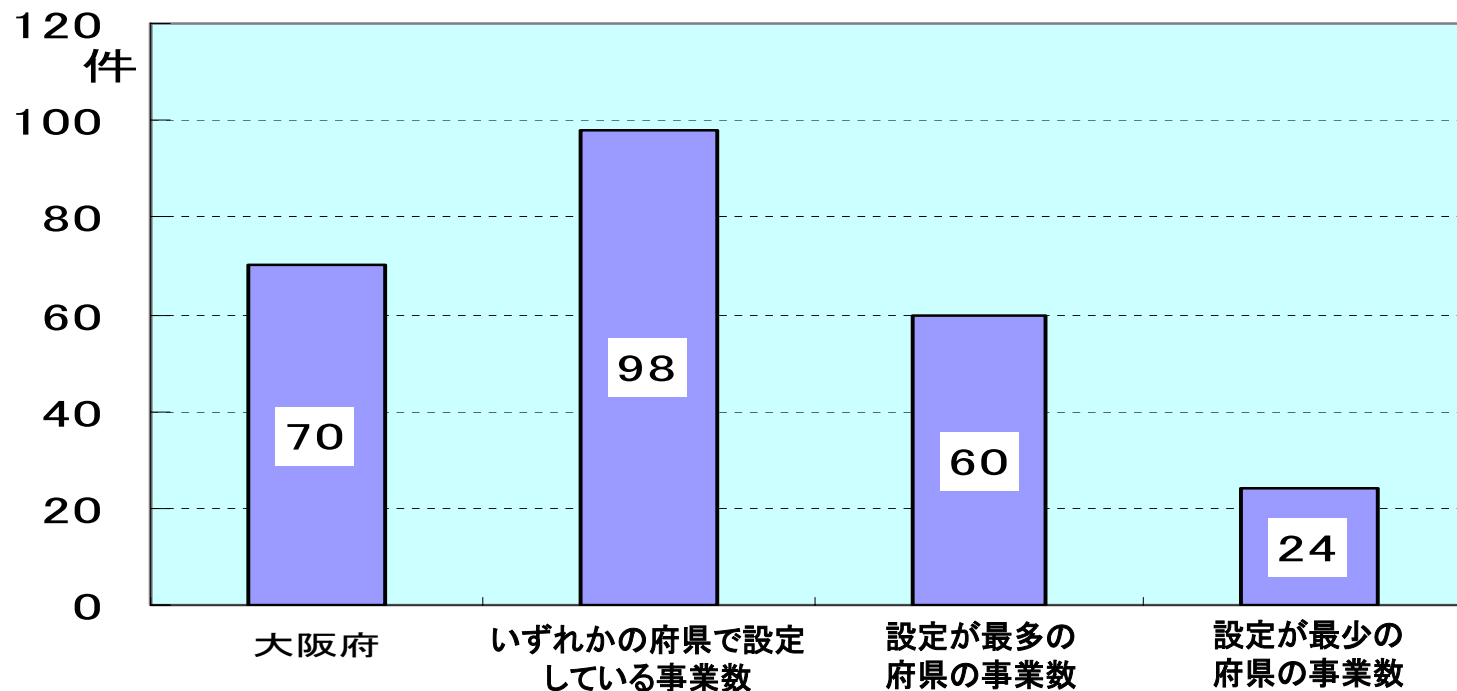
任意継ぎ足し(主なもの)

- ・大阪府育英会奨学金事業費 143.3億円
- ・児童福祉施設等機能強化推進費 1.8億円
- ・市街地整備費補助金 1.5億円
- など

③目標設定の状況

- ◇ 目標設定を行っている事業を比較したところ、府は調査府県の中で最も設定数が多い状況です。
- ◇ 一方で、他府県が設定している事業に府が目標設定を行っていないものも見受けられました。
- ◇ 目標を設定し、その達成状況を府民にお示しすることは、事業の選択と集中を行うための一つの判断基準となることから、できる限り目標設定することが望ましいと考えます。
- ◇ 今後、事業の構築に際しては、できるかぎりアウトカム指標による目標設定を行い、PDCAサイクルに沿って検証していく必要があります。

目標を設定している事業の数



(3) 主要分析事業

I. 対象事業

約400事業等のうち事業費の規模や増加傾向など、財政構造への影響の大きさを踏まえ、より掘り下げて分析する必要があると考えられる事業については、「主要分析事業」として、下記の観点から分析しました。

1. 国に問題提起し、改革を要請するもの

- ① 介護給付費負担金事業
- ② 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度
- ③ 国民健康保険の国庫負担金減額措置
- ④ 障がい者自立支援給付費
- ⑤ 生活保護制度
- ⑥ 難病対策事業
- ⑦ 児童扶養手当
- ⑧ 国からの委託事業
- ⑨ 小中学校等教職員の人事権と経費負担

2. 持続可能性の面から府としてあり方の検討が必要なもの

- ① 府育英会奨学金
- ② 私学助成(経常費助成など)
- ③ 商工制度融資
- ④ 福祉医療費助成制度
- ⑤ 公営(公的)住宅の行政投資のあり方
- ⑥ 小中学校の適正規模

3. その他(事業効果、受益と負担等から点検・検討)

- ① 小規模事業対策費・経営力向上緊急支援事業
- ② 警察職員待機宿舎
- ③ 市町村振興補助金
- ④ 市町村施設整備貸付金
- ⑤ 関西国際空港建設事業費
- ⑥ 子ども手当 ※本制度は今後の財政に影響を及ぼすため掲載

※事業によっては、区分相互に重複します。

【主要分析事業】1-① 介護給付費負担金事業（H22当初予算 69,177,278 千円）

1. 事業目的・内容

- ◇ 介護保険制度は、老後の生活の安心を支える仕組みとして、平成12年4月にスタートしました。
- ◇ 介護が必要な程度を市町村が認定し、その区分に応じて訪問介護などのサービスが受けられます。
- ◇ 運営は各市町村毎に行われ、給付の財源は利用者負担が1割、残りの9割が40歳以上の国民の保険料と公費により賄われます。
- ◇ 府は、標準給付費(介護給付及び予防給付の費用)の一定割合を負担しています(介護保険法123条)。

■負担割合(%)

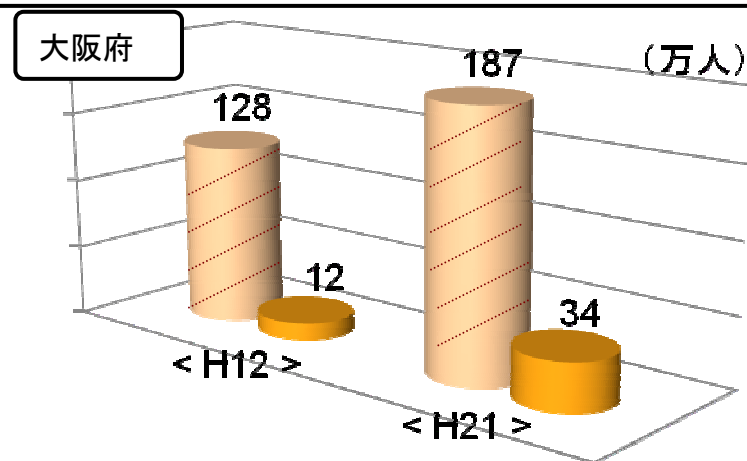
| | 国 | 府 | 市町村 | 保険料 |
|--------|----|------|------|-----|
| 居宅等給付費 | 25 | 12.5 | 12.5 | 50 |
| 施設等給付費 | 20 | 17.5 | 12.5 | 50 |

国負担には調整交付金(5%を基準に、市町村毎の後期高齢者の割合や所得階層分布等による格差の是正を目的に交付)を含む

2. 現状分析

- ◇ 制度の創設当初から、府内における高齢者数、サービス利用者数は大きく増加しています。

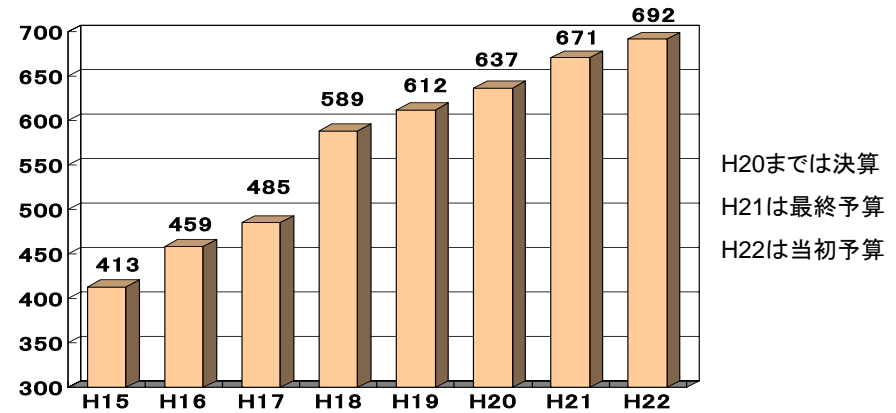
- 第1号被保険者 (65歳以上の高齢者)
- 要介護・要支援認定者



◇ 三位一体改革により、H18年度から施設等給付費の府の負担率が12.5%から17.5%に変更され、府負担額は大きく増えています。

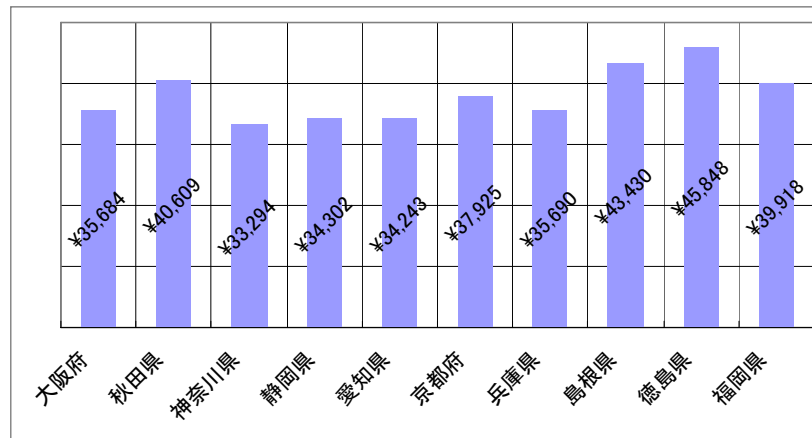
◇ 交付税の規準財政需要額には府の負担額の99.0%(H21最終予算ベース)が算入されています。

■府負担金の推移 (億円)

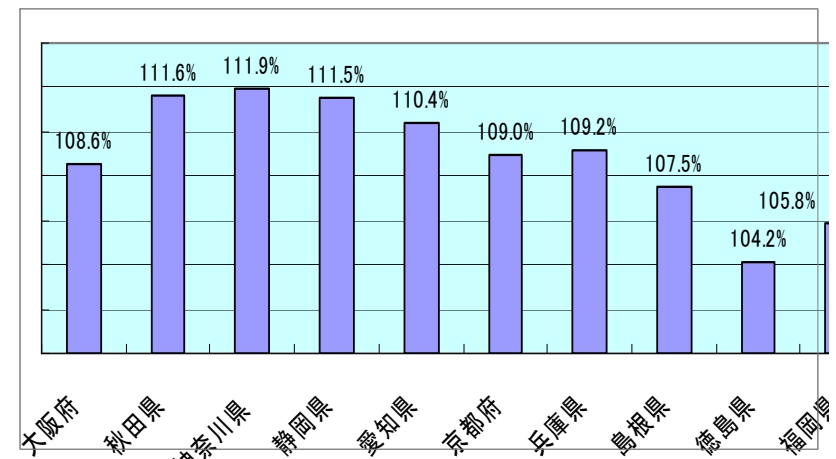


◇ 府の負担金の65歳以上人口あたりの金額は、調査府県の中では比較10府県中 6番目です。

(21年度当初予算ベース)

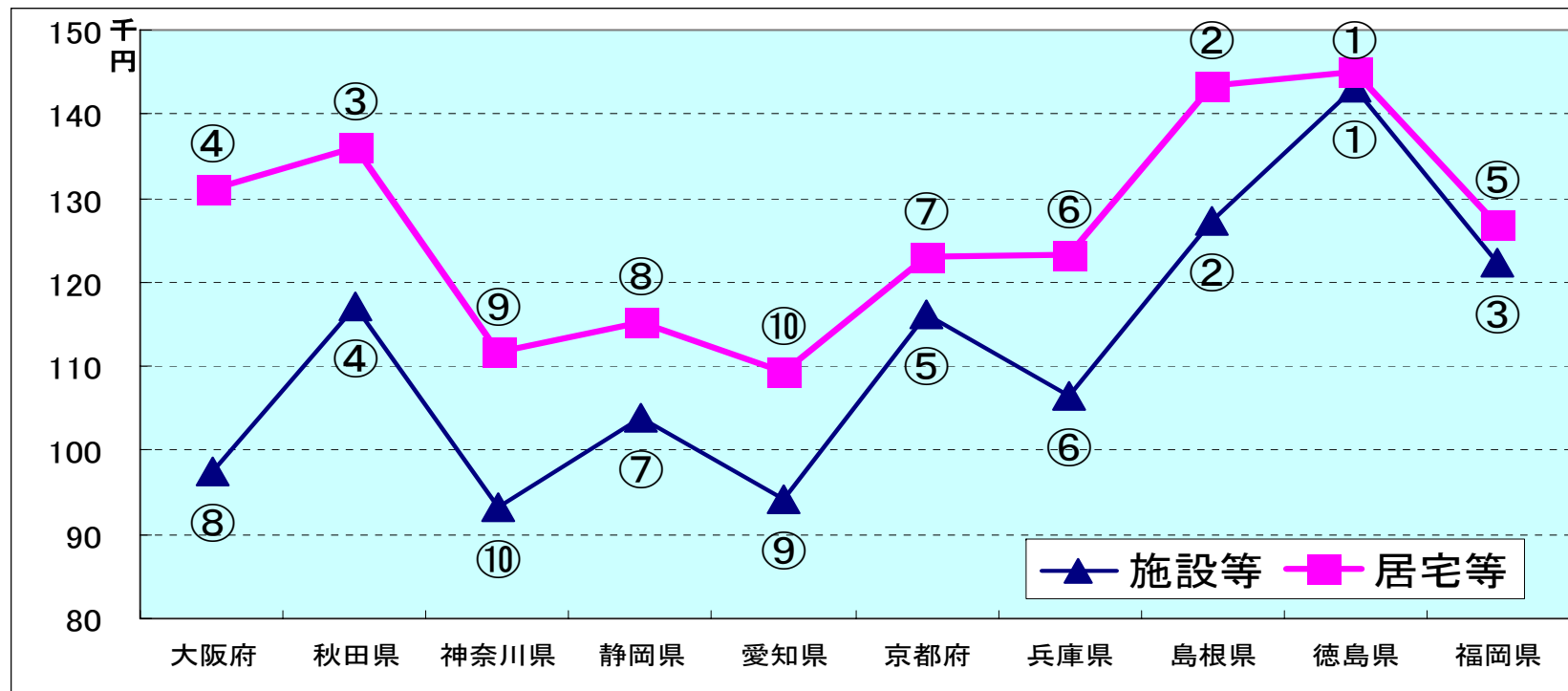


◇ 給付費の伸び率(H18年度～H20年度)は平均程度で、特に高いという状況ではありません。



◇ 65歳以上人口一人あたりの給付費をみると、施設等サービスでは調査対象府県平均の86%の水準にある一方、居宅及び地域密着型サービスでは他府県平均を上回る104%の水準にあります。こうしたサービスの提供によって、住み慣れた地域での暮らしを支援することが、市町村における介護保険事業のひとつの柱です。

給付費(H20年度実績)÷65歳以上人口(総務省人口推計H20. 10. 1)

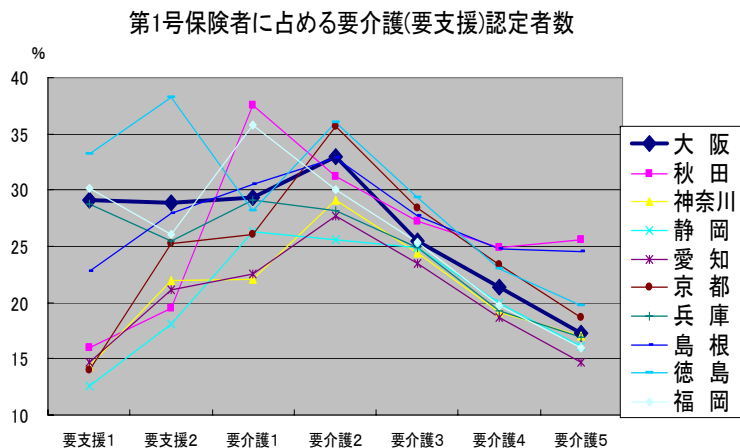


| | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 | 他府県平均 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 居宅等 | 131,105 | 135,939 | 111,717 | 115,350 | 109,234 | 123,134 | 123,295 | 143,338 | 145,098 | 126,773 | 125,986 |
| 施設等 | 97,522 | 117,043 | 93,296 | 103,860 | 94,136 | 116,070 | 106,489 | 127,323 | 143,115 | 122,372 | 113,745 |

※ 居宅等には地域密着型サービスを含む

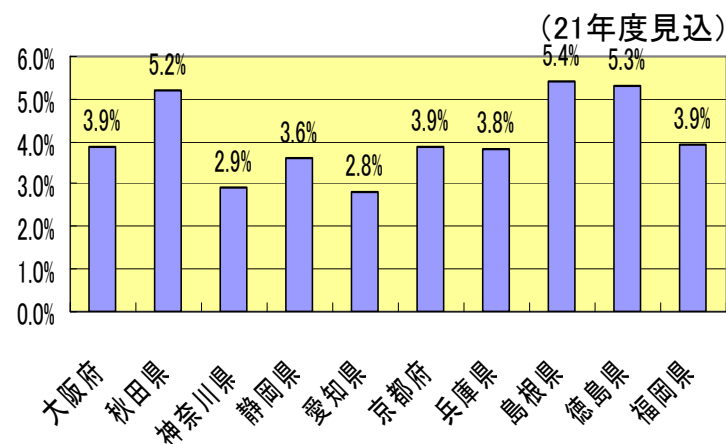
- ◇ 要介護・要支援者の認定率
 - ・65歳以上 17.8% (10位／全国15.9%)
 - ・75歳以上 35.2% (1位／全国29.1%)
 [平成19年度末の認定者数÷第1号被保険者数]

◇ 要介護度別の認定状況



- ◇ 一般世帯に占める独居高齢者世帯の割合
 - ・平成17年度 9.3% (11位／全国7.9%)
- ◇ 人口全体に占める要介護・要支援認定者は、対象府県における平均的なレベルです。

人口に占める対象者(要支援・要介護認定者)の割合



- ◇ 大阪では、75歳以上の認定率が高くなっていますが、給付費は全国の中位程度となっています。

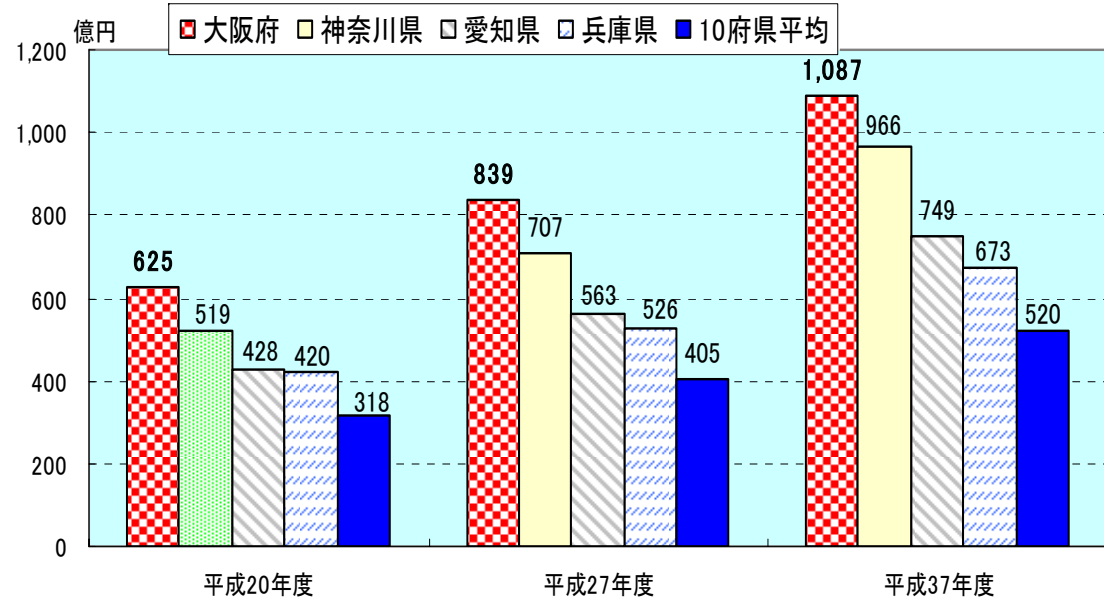
要介護度別一人あたり給付費(47都道府県中の大阪府の順位)

(「平成19年度 介護保険事業状況報告年報」より)

| | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総給付費 | 29 位 | 28 位 | 20 位 | 17 位 | 13 位 |
| 居宅サービス | 15 位 | 11 位 | 11 位 | 5 位 | 2 位 |
| 施設サービス | 3 位 | 4 位 | 7 位 | 7 位 | 9 位 |
| 地域密着型サービス | 20 位 | 10 位 | 13 位 | 24 位 | 29 位 |

介護給付費府費負担分の将来推計

※前期・後期高齢者の人口増加率を基に算定した要介護(要援護)認定者の増加率をもとに推計



◇ 今後の介護給付費の府県負担金を一定の仮定のもと推計したところ、調査対象の他府県でも同様に負担額は増加する見込みです。

◇ 大阪府では、平成20～37年度で約1.7倍、約462億円の増加が見込まれ、今後の府財政の硬直化を押しすすめる要因ともなります。

資料：「日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）」
推計に当たって見込んでいないもの
・一人当たり給付額の伸び ・介護報酬改定
・療養病床再編成の凍結の影響

3. 課題

介護保険は、全国一律の社会保障制度として国が設計し、地域に身近なサービスとして市町村が保険者となって運営しており、府も多額の負担金を支出しています。本制度は、地域における給付水準の差異や負担の多寡があってはならず、今後、権限・財源・責任のあり方や必要な制度見直しについて検討が必要です。

当面、次期介護保険事業計画（H24～26）に向けては、給付費の増加に加えて、H21年度からの介護報酬の改定、介護職員処遇改善基金事業の実施（～H23年度）の影響等も含め、国の財源措置を明確にする必要があります。また、独居高齢者が多く、要介護認定率が比較的高い、後期高齢者の割合が今後増加する、といった大阪の特徴も踏まえ、介護予防の観点も含め、高齢者の暮らしを支える仕組みを考える必要があります。

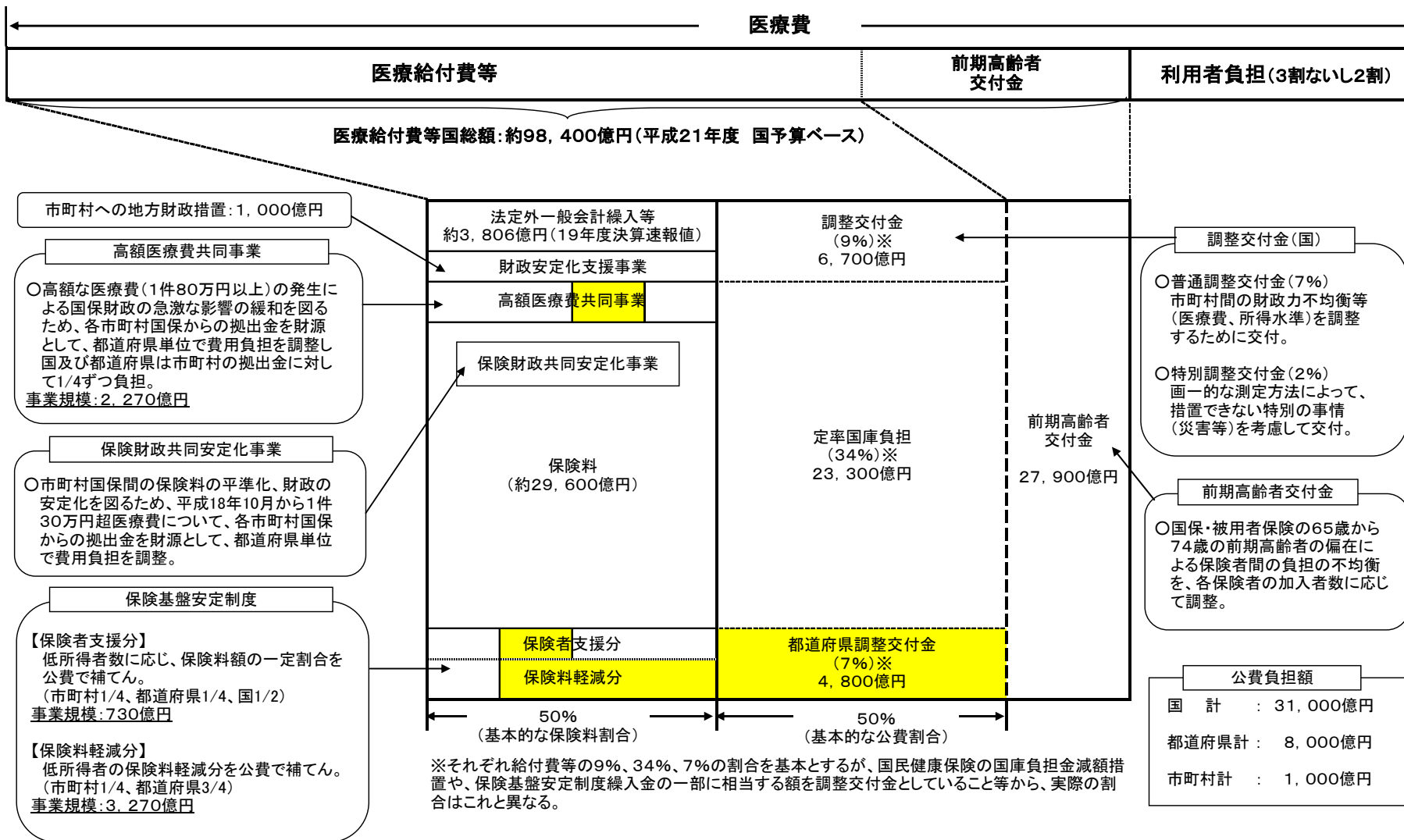
**【主要分析事業】1-② 国民健康保険制度 (H22当初予算 74,618,542千円)
後期高齢者医療制度 (H22当初予算 85,140,561千円)**

1. 事業目的・内容

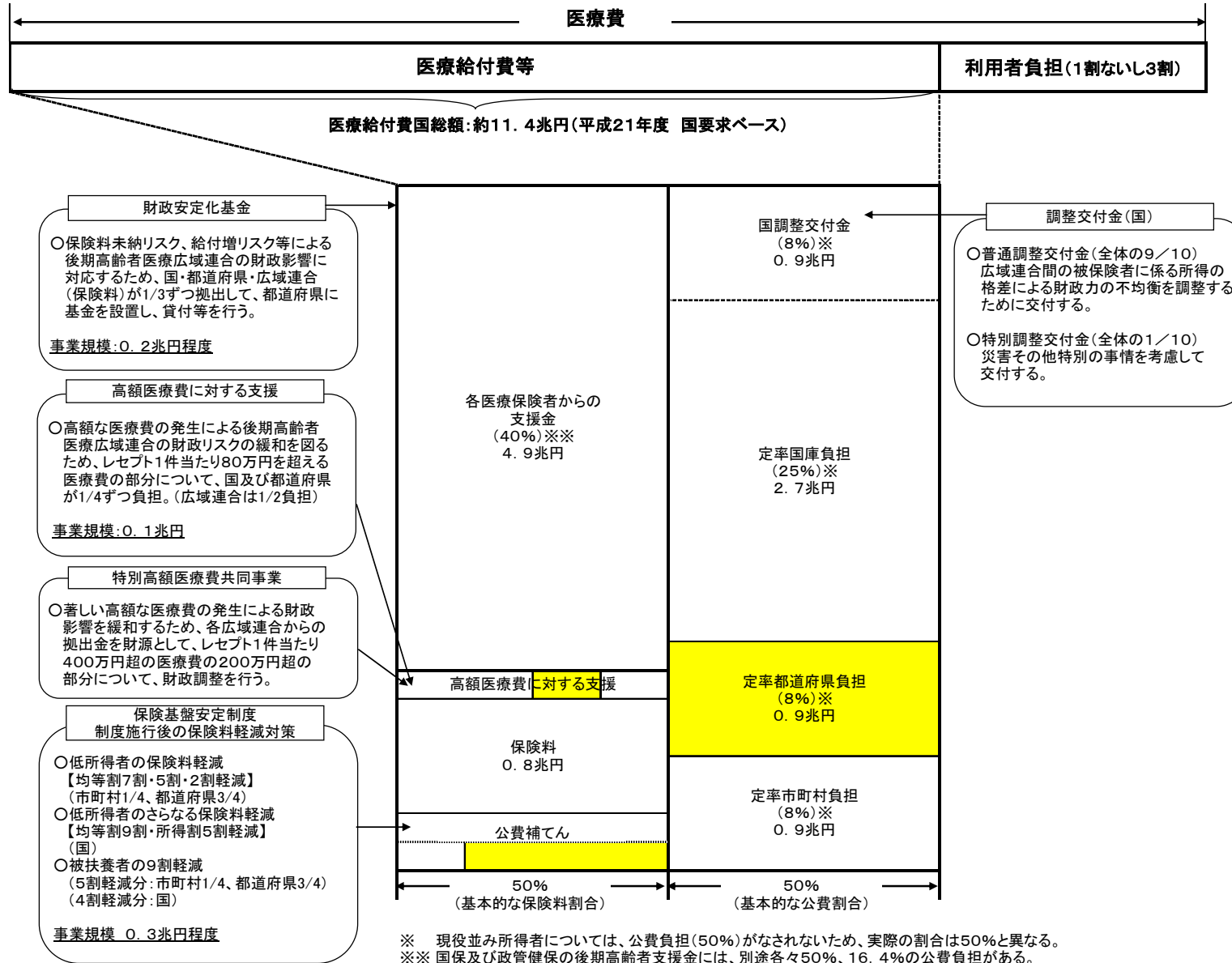
- ◇ 国民健康保険事業は各市町村単位で運営され、利用者負担(基本は3割)と被用者保険からの交付金(前期高齢者交付金)を除いた、医療給付費等のための財源は、保険料と公費で賄われます。
- ◇ 後期高齢者医療制度は、75歳以上の方々の医療を国民みんなで支える仕組みとして、平成20年度にスタートした制度で、府内の市町村で構成される広域連合が運営しています。利用者負担(基本は1割)を除いた医療給付費等のための財源は、大きく分けて①保険料(約1割)、②各医療保険からの支援金(約4割)、③公費(約5割)により賄われます。
- ◇ 府は医療給付費等の一定割合を負担するほか、保険料の軽減措置などに対して助成を行います。

| 国民健康保険 | 府の負担内容等 | 府負担額 (H22当初予算ベース) |
|-------------|--|----------------------|
| ①財政調整交付金 | 療養給付費等の7%を負担 | 405億94百万円 |
| ②広域化等支援基金事業 | H14～16で都道府県に基金を造成(国、府各1/2)。保険の広域化に際しての支援、保険料未納や給付費の想定外の増大等に対し、必要に応じ貸付を行う。 | (利息積立のみ) |
| ③基盤安定事業負担金 | 低所得者の保険料軽減相当分を補てん(府3/4、市町村1/4) 低所得者数に応じて保険料額の一定割合を補てん(国1/2、府1/4、市町村1/4) | 281億14百万円 |
| ④高額共同事業負担金 | 高額医療費(1件80万円以上)に備えた市町村の拠出に対し負担(国1/4、府1/4) | 59億10百万円 |
| 後期高齢者医療 | | |
| ①医療給付費負担金 | 医療給付費の1/12を負担 | 604億40百万円 |
| ②財政安定化基金負担金 | 保険料未納や給付費の想定外の増大等に対し、都道府県に基金を設置し、必要に応じ交付・貸付を行う。基金造成は国、府、広域連合が1/3を負担 | 120億69百万円 |
| ③基盤安定事業負担金 | 低所得者の保険料軽減相当分を補てん(府3/4、市町村1/4) | 104億 8百万円 |
| ④高額医療費負担金 | 高額医療費(1件80万円以上)に対する保険者負担に対し、その一部を負担(国1/4、府1/4) | 22億23百万円 |

国保財政のイメージ

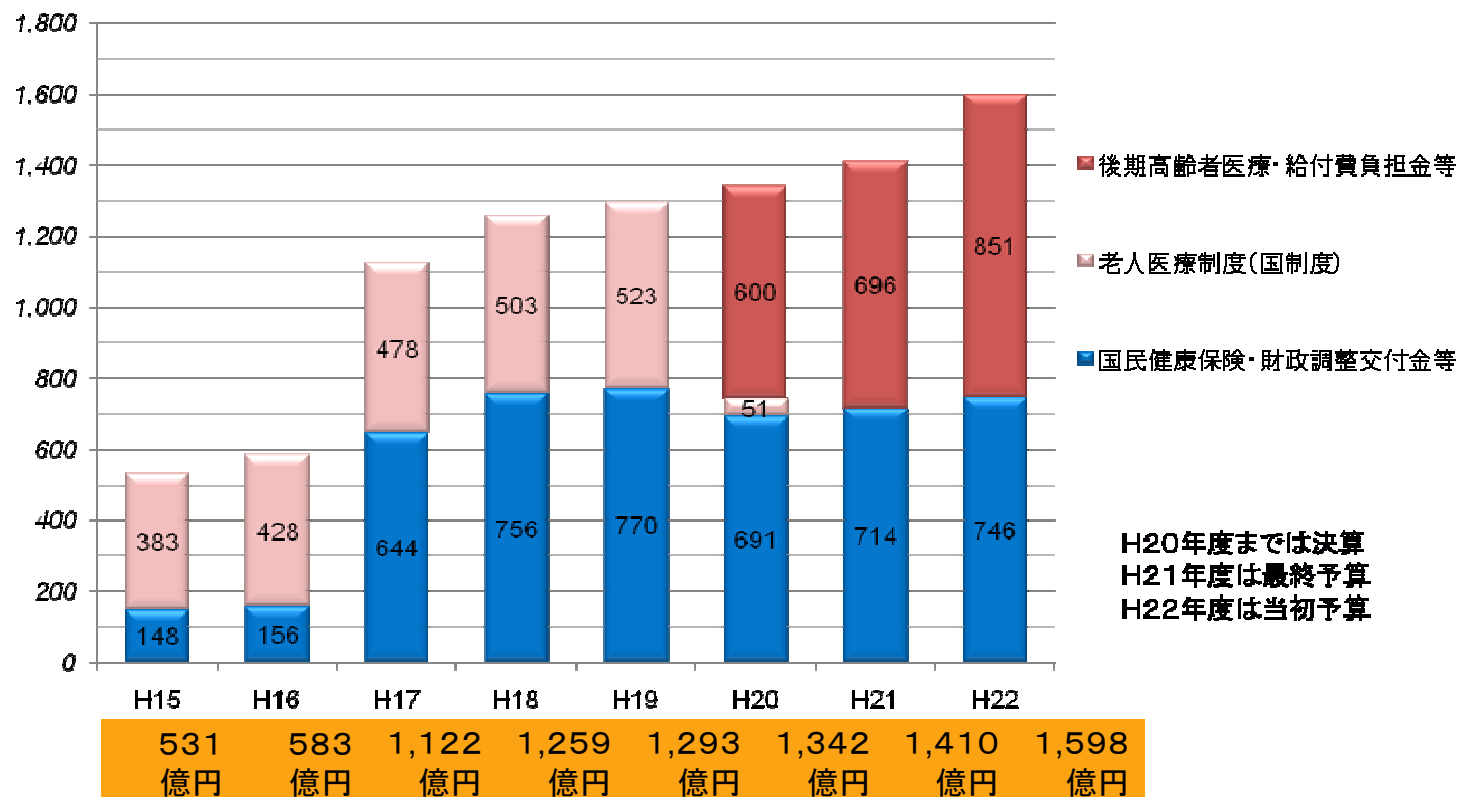


後期高齢者医療制度のイメージ



2. 現状分析

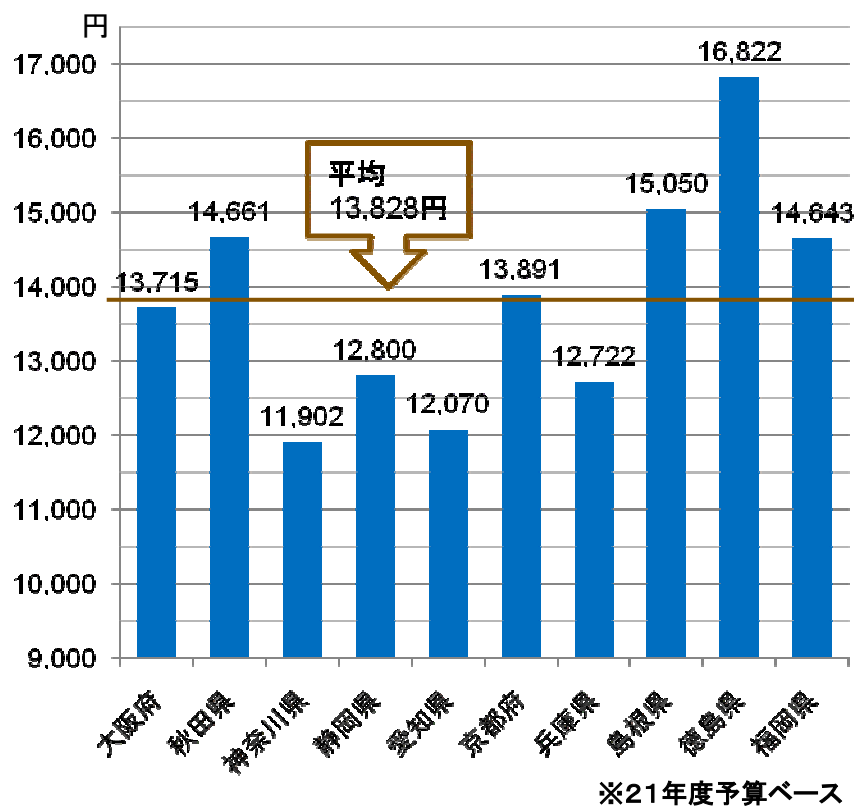
- ◇ 医療の高度化や被保険者の高齢化等により、医療給付費等は拡大傾向にあります。
- ◇ 国民健康保険は、三位一体改革により、平成17年度から財政調整権限が都道府県に一部移譲され、都道府県が7%の財政調整交付金を負担することになりました。(平成17年度は経過措置により5%)
- ◇ 後期高齢者医療は、次期保険料(H22~23)の上昇を5%程度に抑制するため、財政安定化基金の取り崩しを行うこととしています(H22年度は65.4億円)。
- ◇ 交付税の基準財政需要額には、本府においては、国民健康保険94.3%、後期高齢者医療94.9%(H21最終予算ベース)が算入されています。



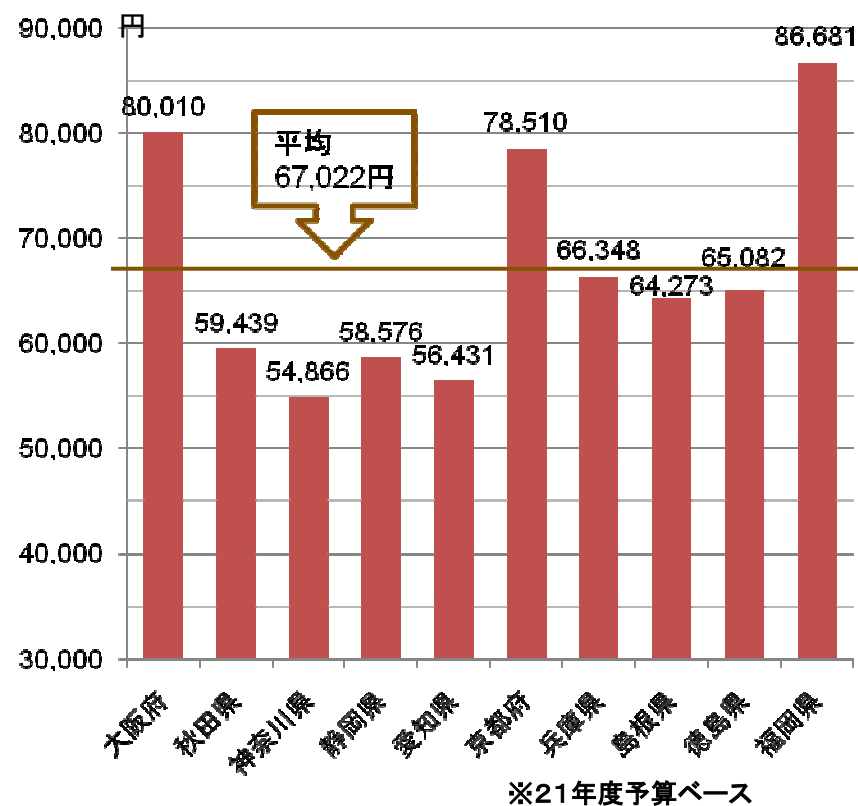
◇ 一人あたりの府費負担(※)は、国民健康保険では調査府県の平均並で特に多いというわけではありません。一方、後期高齢者医療では、福岡県に次いで高く、平均を1万3千円上回る状況です。

※ 国民健康保険 ⇒ 財政調整交付金／被保険者(H20速報値) 後期高齢者医療 ⇒ 給付費負担金／加入者数

国民健康保険 財政調整交付金



後期高齢者医療 給付費負担金



- ◇ 国民健康保険、後期高齢者医療いずれについても、保険料の軽減措置などに対する本府の負担額は、平均を上回っています。
- ◇ 1世帯あたりの所得金額が低い中で、保険料の収納率や滞納世帯率も一番悪く、保険財政としては厳しい状況です。都市部では、総じて滞納世帯率が高く、地域のみんなで制度を支える力が弱くなっています。

【国民健康保険】
被保険者ひとりあたり

| | 基盤安定事業 | 高額共同事業 |
|------|---------|--------|
| 大阪府 | 10,011円 | 2,045円 |
| 秋田県 | 10,344円 | 2,469円 |
| 神奈川県 | 4,187円 | 1,412円 |
| 静岡県 | 4,364円 | 1,478円 |
| 愛知県 | 6,201円 | 1,316円 |
| 京都府 | 9,820円 | 1,732円 |
| 兵庫県 | 8,699円 | 1,875円 |
| 島根県 | 9,873円 | 1,714円 |
| 徳島県 | 9,310円 | 717円 |
| 福岡県 | 10,099円 | 1,915円 |
| 平均 | 8,291円 | 1,667円 |

※21年度予算ベース

【後期高齢者医療】
加入者ひとりあたり

| | 基盤安定事業 | 高額共同事業 | 財政安定化基金 |
|------|---------|--------|---------|
| 大阪府 | 14,717円 | 2,356円 | 2,664円 |
| 秋田県 | 11,809円 | 1,667円 | 1,096円 |
| 神奈川県 | 7,520円 | 2,106円 | 1,961円 |
| 静岡県 | 8,856円 | 1,682円 | 2,050円 |
| 愛知県 | 8,442円 | 1,676円 | 1,885円 |
| 京都府 | 11,700円 | 2,512円 | 1,702円 |
| 兵庫県 | 10,420円 | 2,322円 | 2,296円 |
| 島根県 | 11,351円 | 2,002円 | 2,027円 |
| 徳島県 | 12,084円 | 1,842円 | 2,070円 |
| 福岡県 | 13,467円 | 2,567円 | 2,823円 |
| 平均 | 11,037円 | 2,073円 | 2,057円 |

※21年度予算ベース
但し、神奈川県・徳島県の加入者数
はH21.10事業月報数値

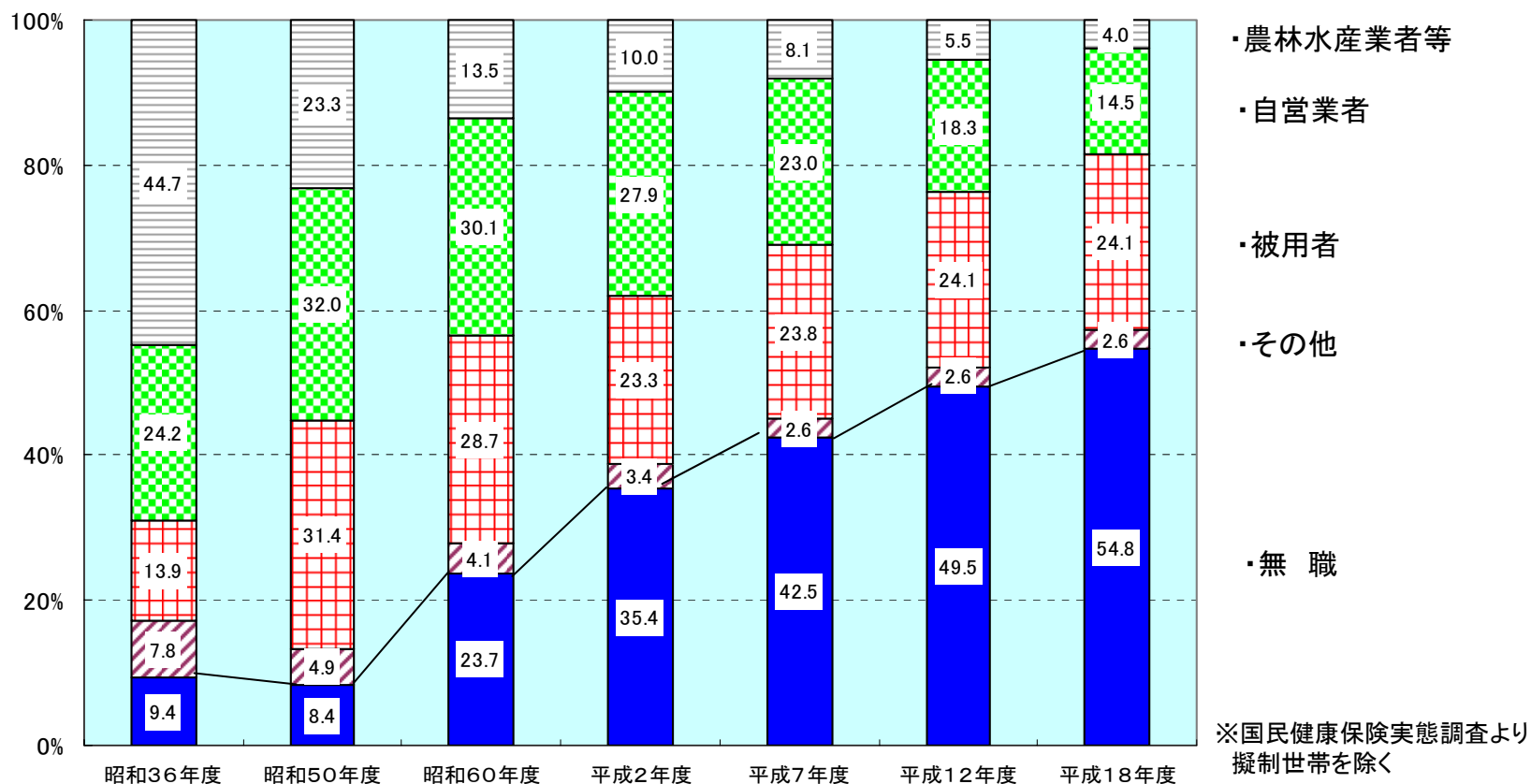
【国民健康保険】
保険料収納等の状況

| 保険料収納率 | 滞納世帯率 | 世帯所得金額 |
|--------|-------|---------|
| 85.49% | 28.5% | 1,261千円 |
| 90.51% | 19.2% | 1,172千円 |
| 87.29% | 22.2% | 2,119千円 |
| 89.33% | 25.1% | 1,831千円 |
| 90.15% | 21.7% | 1,936千円 |
| 91.60% | 22.1% | 1,450千円 |
| 89.94% | 20.5% | 1,359千円 |
| 93.74% | 11.0% | 1,103千円 |
| 90.34% | 17.3% | 1,168千円 |
| 91.93% | 18.5% | 1,366千円 |
| 90.03% | 20.6% | 1,477千円 |

※H20年度決算
滞納世帯率はH20. 6. 1時点
所得金額はH19年度

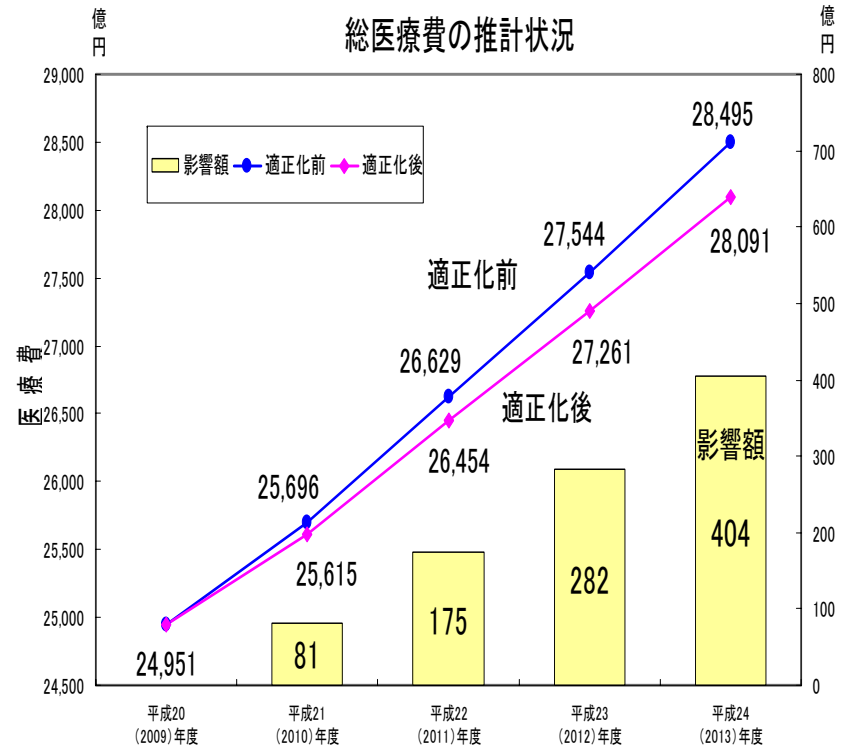
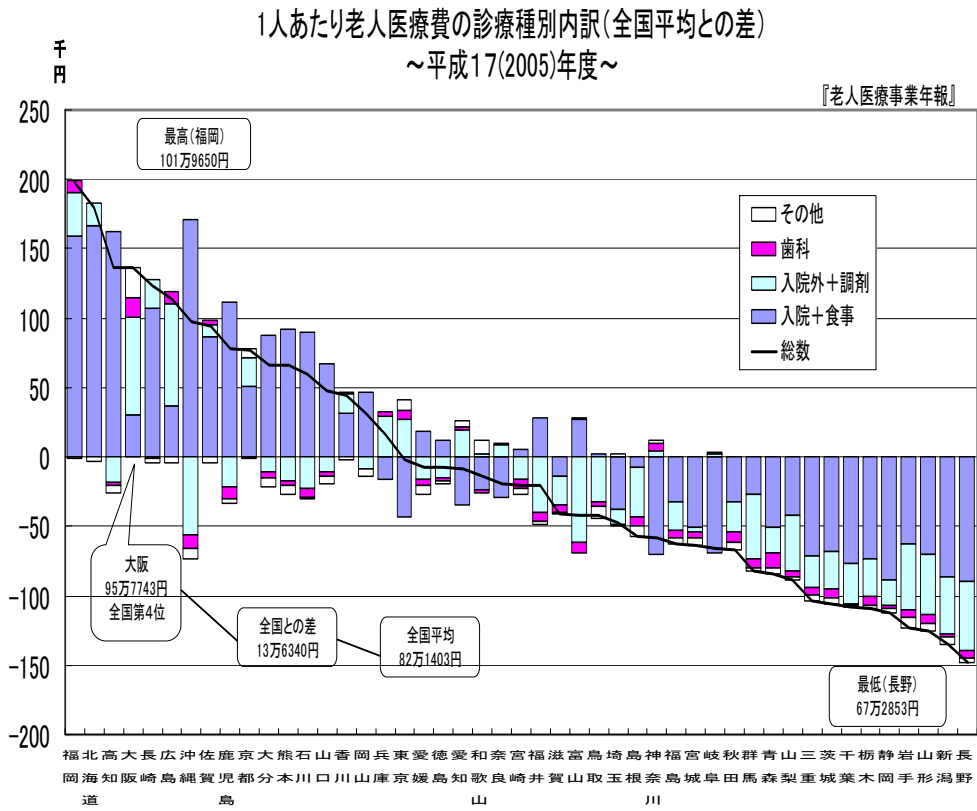
- ◇ 1世帯あたり保険料調定額が府内市町村で最大約1.4倍の差(H20:最大195千円⇔最小142千円)
- ◇ かつて制度の主たる対象であった自営業者や農林水産業者等が減る一方で、離職者や高齢者を含む無職の方の構成割合が大幅に増えるなど、制度の構造が大きく様変わりしてきています。

世帯主の職業別世帯構成割合の推移（全国の場合）



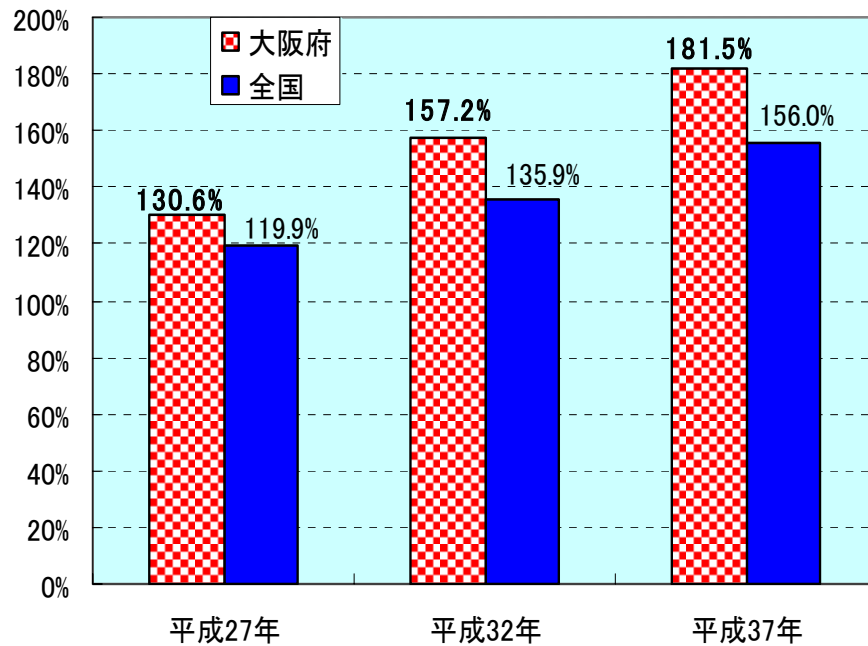
◇ H17年度の本府の1人あたり老人医療費は全国4位で、特に入院外医療費が高くなっており、保険基盤の安定のため、「大阪府医療費適正化計画」に(H20～24年度)に基づき、健康づくりの推進、後発医薬品(ジェネリック)の普及促進などに加え、医療サービスの利用行動の分析を進めています。

「大阪府医療費適正化計画」(H20年8月)より



◇ 今後の後期高齢者医療制度の府費負担金を一定の仮定のもと推計したところ、府の高齢化が全国を上回るスピードで進展することに伴い、平成21年度～37年度では約1.8倍、約576億円の増加が見込まれ、府財政の硬直化を押しすすめる要因となります。

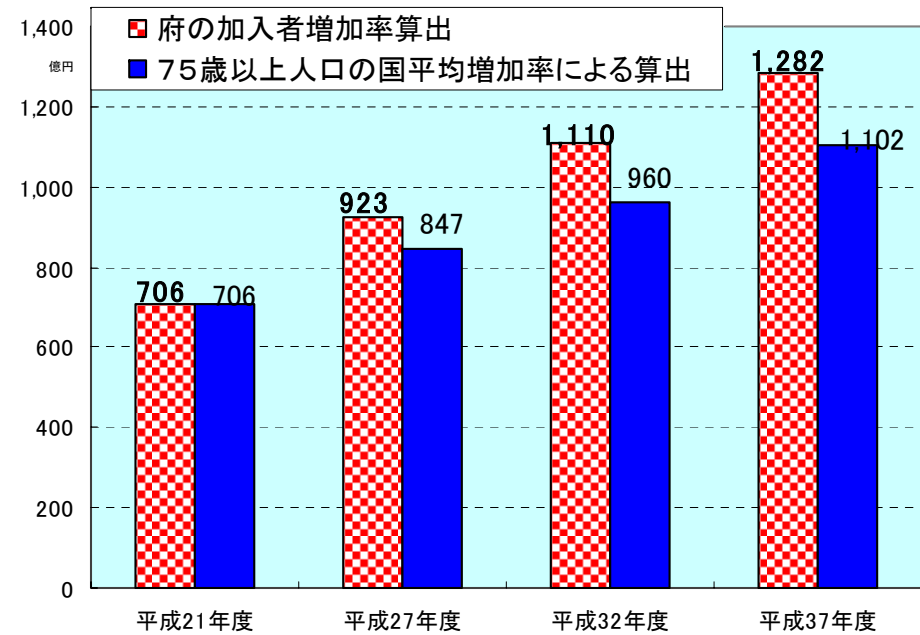
後期高齢者制度加入者数 増加率見込み



注) 推計の前提条件

- ・平成21年度10月現在の加入者数をベースに、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」の各年度上昇率を乗じて算出

後期高齢者制度府費負担分の将来推計



注) 推計の前提条件

- ・推計にあたって見込んでいないもの
⇒ 一人当たり給付額の伸び、現役並み所得者の増減、診療報酬改定



3. 課題

公的医療保険制度は、全国一律の社会保障制度として国が設計し、地域に身近なサービスとして市町村が運営を担っており、府も多額の負担金を支出しています。今後、高齢化等による医療費の一層の増加が予想される中で、国民皆保険のもと、本制度は、地域における給付水準の差異や負担の多寡があってはならず、今後、権限・財源・責任のあり方や必要な見直しについて検討が必要です。

（後期高齢者医療制度は、国においてH24までに廃止し、抜本見直しを予定）

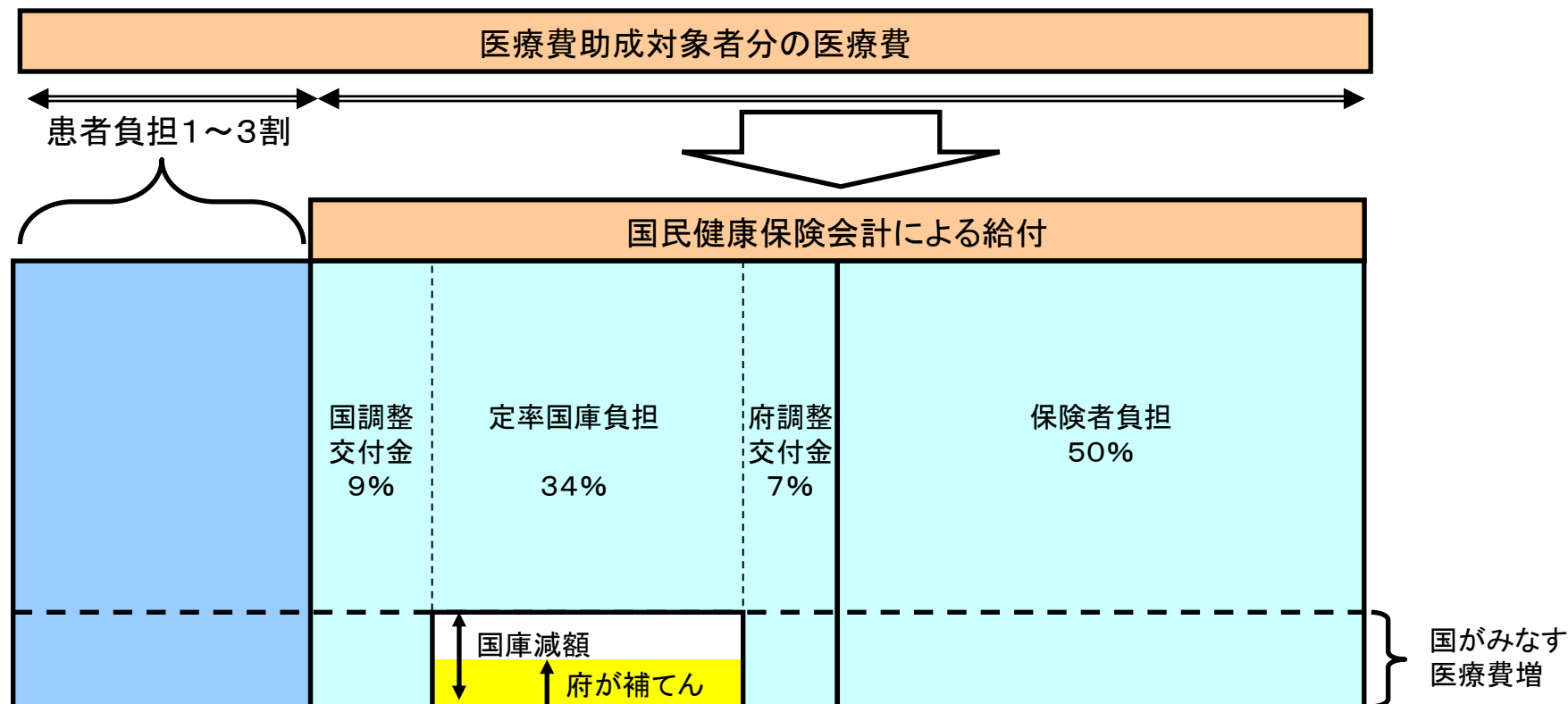
大阪は一人当たり医療費が高水準であり、加入者が負担する保険料も高くなっていることから、「医療費適正化計画」に基づく対策を着実に実行し、医療費の伸びを抑制していくことが必要です。また、現在の後期高齢者医療費負担金の交付税算定では、一人当たり医療費の単価差が考慮されていないことも課題です。

【主要分析事業】1-③ 国民健康保険の国庫負担金減額措置（H22当初予算1,034,354千円）

1. 事業目的・内容

地方単独の福祉医療費助成制度が医療費を増嵩させているとして、国は市町村の国民健康保険事業に対する国庫負担金をペナルティーとして減額しています。

府は、その分を補てんするため、国が減額した額（乳幼児医療を除く）の1/2を市町村に補助しています。



2. 現状分析

- ◇ 福祉医療費助成制度は、全ての都道府県で実施され、国民にとって必要な制度として全国的に定着している事実上のナショナルミニマムとなっています。
- ◇ 一方、国の減額措置は、償還払い方式で医療費助成を行っている市町村を除き実施され、大阪府を含む10府県中5府県が補てん措置を行っています。

| | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|------|--------------|-----------|-----|-------------------------|---------------------|-----|-----|
| 減額調整の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 (乳幼児のみ) | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 減額調整に対する支援事業の概要 | 国庫減額分の1/2 乳幼児医療を除く | 保険者負担の1/4 高額療養費に限る | — | — | 国庫減額分の1/2 | — | 国庫減額分の1/2 市町村上乗せ分を除く | 市町村が国保会計に繰り入れた額の1/2 | — | — |
| 事業費〔千円〕 | 1,033,929 | 276,138 | — | — | 255,955 | — | 726,316 | 51,147 | — | — |

3. 課題

福祉医療費助成制度は、必要な医療を受けることが出来るよう、全ての都道府県で実施され、全国的に定着した事実上のナショナルミニマムとなっており、重度障がい者やひとり親家庭等の真に医療を必要とする方や社会的弱者には、医療費を増嵩させる不要不急の受診は考えられません。

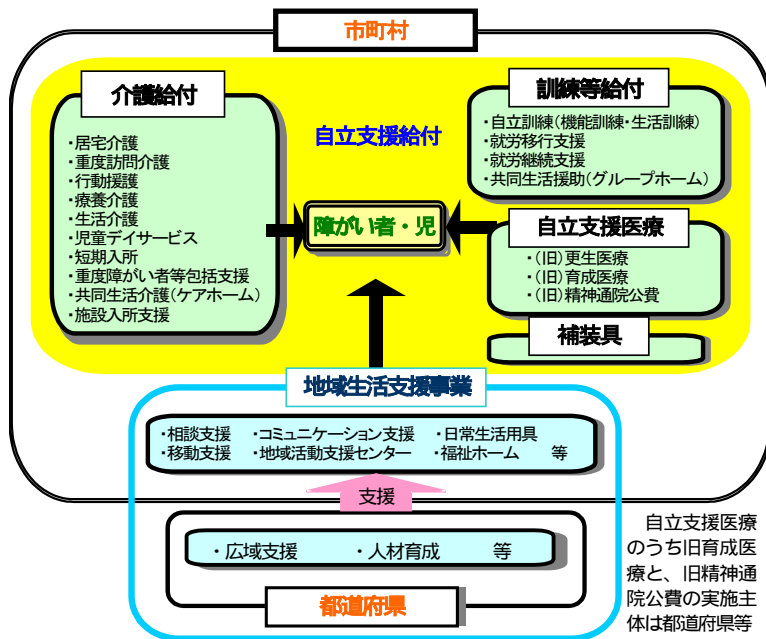
このため、国が主張する「医療費の増嵩」そのものも容認できるものではなく、ましてやペナルティー（負担金減額）の実施は、事実上のナショナルミニマムを懸命に支えている地方の努力を阻害するもので、とうてい看過できない課題です。

【主要分析事業】1-④ 障がい者自立支援給付費（H22当初予算20,975,593千円）
 （自立支援医療を除く）

1. 事業目的・内容

- ◇ 障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、新たな福祉サービスの体系として障害者自立支援法が平成18年度に施行されました。
- ◇ サービスの提供は住民に身近な市町村が一元的に担うこととされています。利用者負担を除く自立支援給付に要する費用に対し、府は1/4を負担します（国は1/2を負担）。

障がい者自立支援制度全体図



※自立支援給付とは別に市町村が実施する地域生活支援事業に対しては、国と府がそれぞれ1/2、1/4を補助します。

| | <旧体系> | <新体系> | 開始時期 | |
|--------|---------|------------------------|----------|------|
| 居宅サービス | ホームヘルプ | ホームヘルプ(居宅介護) | 平成18年4月 | 介護給付 |
| | デイサービス | 重度訪問介護 | 平成18年10月 | |
| | ショートステイ | 行動援護 | 平成18年4月 | |
| | グループホーム | 療養介護 | 平成18年10月 | |
| 施設サービス | | 生活介護 | 平成18年10月 | |
| | | 児童デイサービス | 平成18年4月 | |
| | | ショートステイ(短期入所) | 平成18年4月 | |
| | | 重度障がい者等包括支援 | 平成18年10月 | |
| | | ケアホーム(共同生活介護) | 平成18年10月 | |
| | | 障がい者支援施設での夜間ケア(施設入所支援) | 平成18年10月 | |
| | | 自立訓練 | 平成18年10月 | |
| | | 就労移行支援 | 平成18年10月 | |
| | | 就労継続支援 | 平成18年10月 | |
| | | グループホーム(共同生活援助) | 平成18年4月 | |
| | | | | 訓練給付 |

※この他、平成18年10月から地域生活支援事業として地域活動支援センター、福祉ホーム等が制度化されています。

※施設サービスについては、平成24年3月末までに新しいサービス体系へ移行することになっています。

2. 現状分析

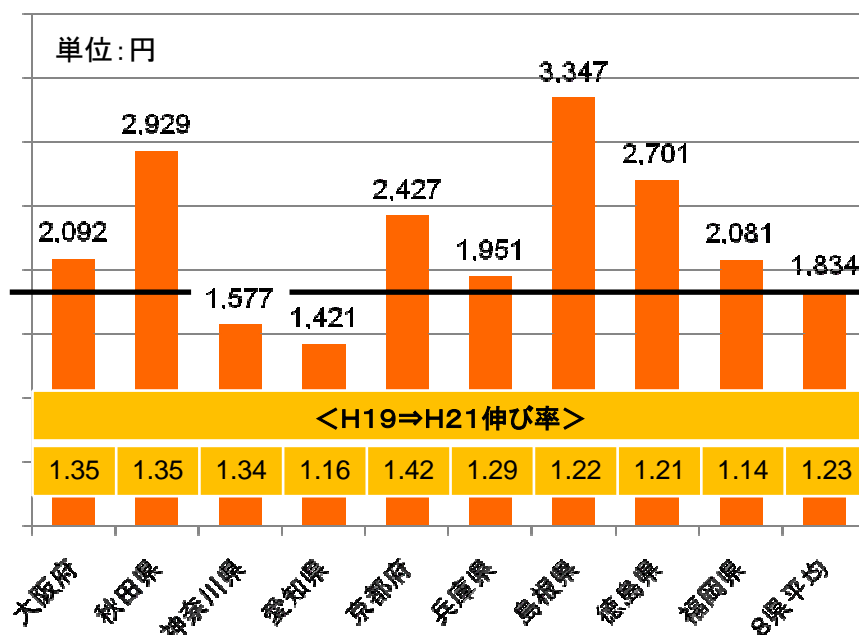
- ◇ 制度の利用が進み、給付費用は増加傾向にあります。
- ◇ 自立支援給付費の「水準」「伸び率」は調査府県の平均を上回っています。

(調査対象月のデータがなかった静岡県除く)

⇒ 水準(住民一人あたりの給付費・H21) 調査府県の平均を1割程度上回る。9府県中では5位。

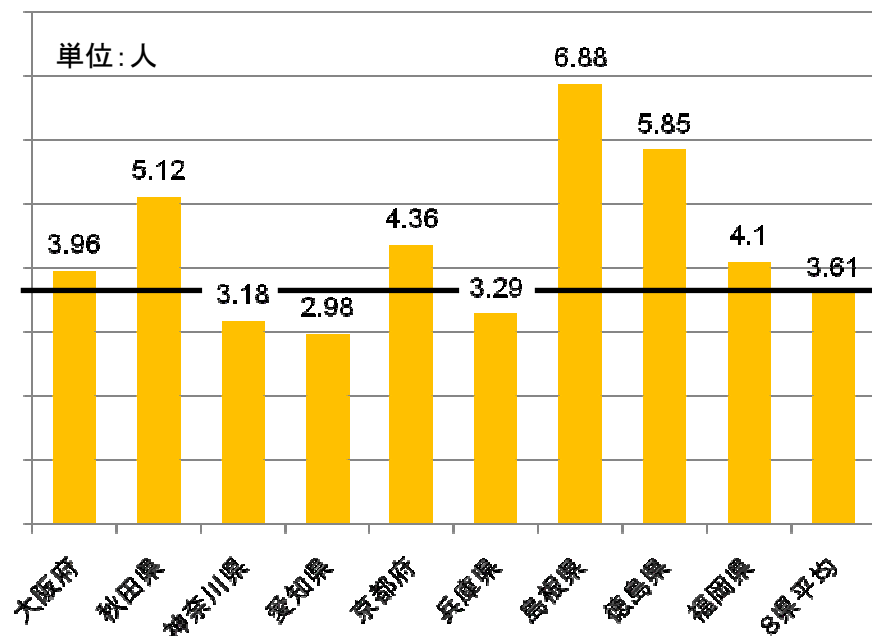
⇒ 伸び率(水準のH21/H19の比較) 調査府県平均23%に対し35%の伸び。9府県中では3位。

住民一人あたり給付費(H21推計値)



※21推計値・・・20年度実績×21年度/20年度上期実績

住民千人あたり利用者数(H21. 1)



※H21年1月の事業者からの報酬請求データによる

- ◇ サービスの区分で見ると、居宅介護、重度訪問介護、共同生活介護の住民千人あたりの利用者数が多く、費用額の水準も調査府県を大きく上回っています。利用者一人当たりの費用水準については、ほぼ調査府県並みになっています。

H21年1月

| | 居宅介護 | 重度訪問介護 | 共同生活介護 |
|------------------------------------|------|--------|--------|
| 住民千人あたりの利用者数(大阪府) | 1.35 | 0.19 | 0.41 |
| 〃 (8府県平均) | 0.84 | 0.06 | 0.23 |
| 府の住民一人あたり費用水準 (8府県平均を100とした場合) | 159 | 287 | 187 |
| 府の利用者一人あたり費用水準 (8府県平均を100とした場合) | 99 | 95 | 106 |

3. 課題

国においては、遅くともH25年8月までに「障害者自立支援法」を廃止し、新たな障がい者福祉法制を実施することが予定されています。その際には、障がい者福祉の向上はもとより、制度の持続可能性の観点から、必要な国の財源確保を含めて十分検討されるよう求めるとともに、地域の実情を踏まえた制度内容となるよう、提言していく必要があります。

【主要分析事業】 1- ⑤ 生活保護制度 (H22当初予算 5,620,063千円)

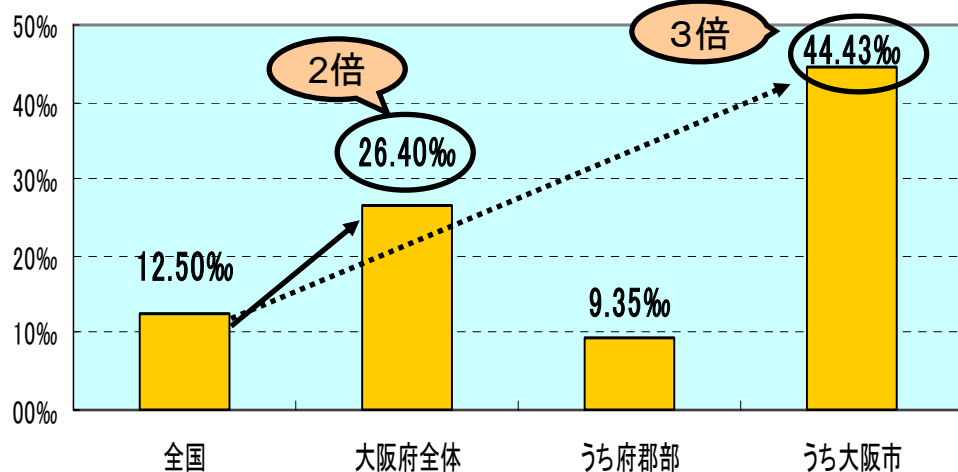
1. 事業目的・内容

- ◇ 生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。
- ◇ 府の財政負担
 - (1) 郡部分(福祉事務所を置く島本町除く)の生活保護扶助費の1/4(国:3/4)
 - (2) 居住地がない又は明らかでない被保護者などに市町が支出した生活保護扶助費の1/4(国:3/4)

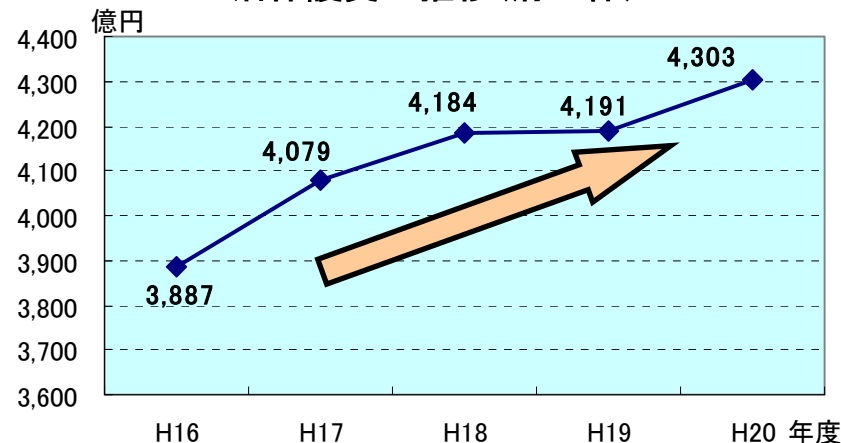
2. 現状分析

- ◇ 生活保護の保護率や被保護世帯数が全国平均と比べ保護率が大阪府全体で約2倍、特に大阪市では約3倍になるなど、非常に高くなっています。これに伴い、府全体の生活保護費も年々増加しています。

保護率 (H20年度平均)

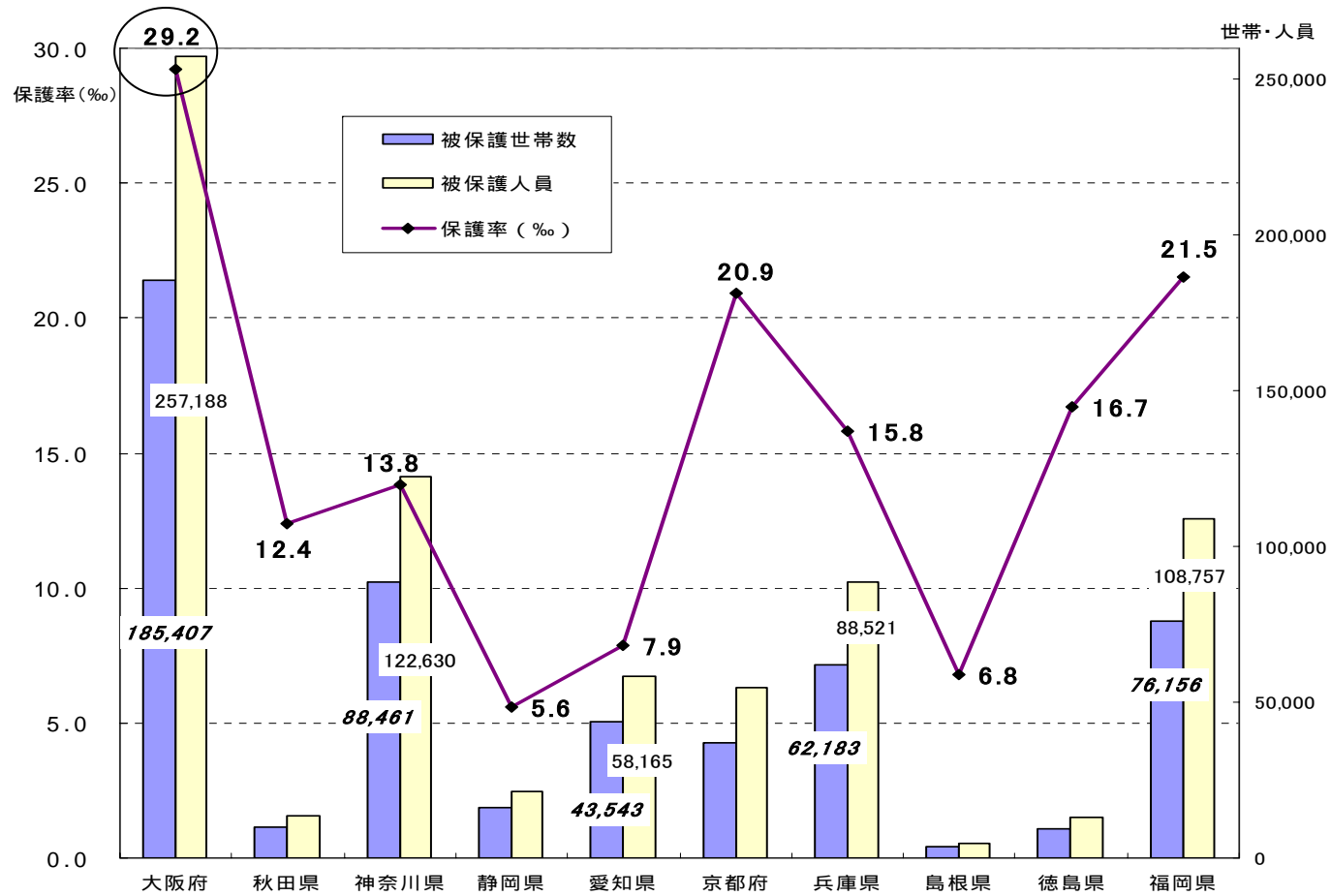


生活保護費の推移(府全体)



◇ 被保護世帯数、被保護人員及び保護率ともに、他府県と比較してもその割合は突出して高い状況です。中でも、大阪市は49.9‰(1000分の1)と極めて高く、20人に一人が生活保護を受給しています。

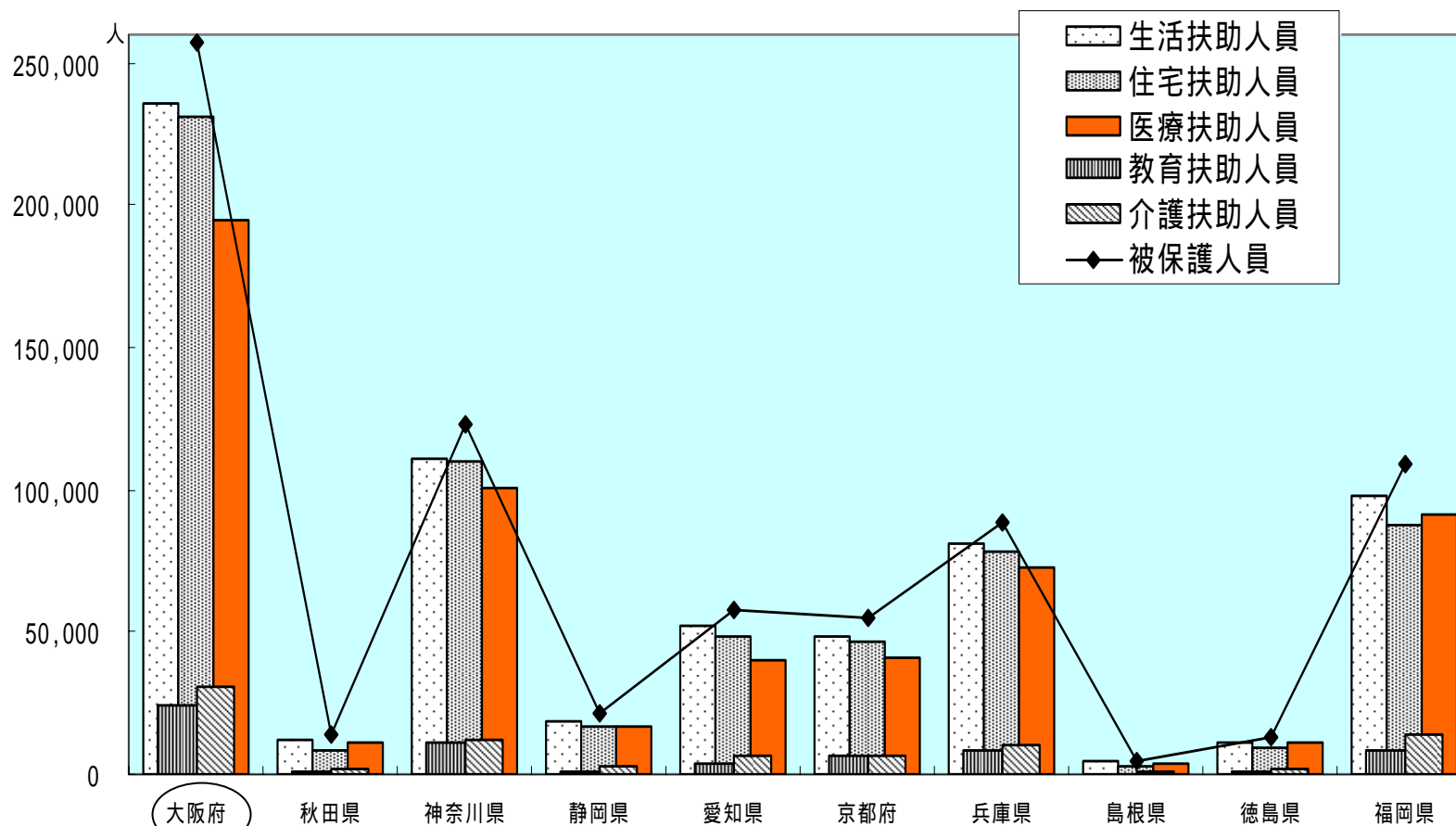
被保護世帯数、被保護人員及び保護率(政令・中核市を含む)【H21. 9】



※ 図の指数は、‰(1000分の1)を表示

◇ 被保護人員を保護の種類別に見ると、生活扶助人員が最も多く、次に住宅扶助人員、医療扶助人員が多くなっており、人員数の違いはあるものの他府県とも概ね同じ傾向にあります。

被保護人員(保護の種類別)[政令・中核市を含む]【H21. 9】

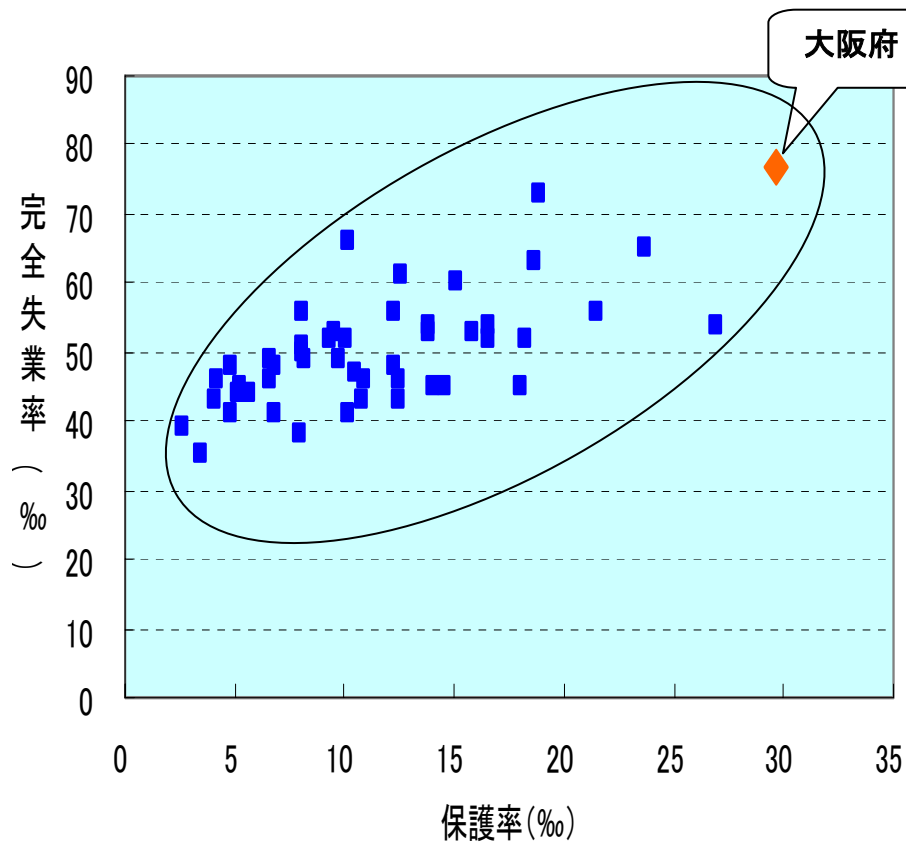


出典：福祉行政報告例

◇ 保護率の上昇や地域間格差は、完全失業率などの経済的要因や、離婚率などの社会的要因とに密接に関連しています。

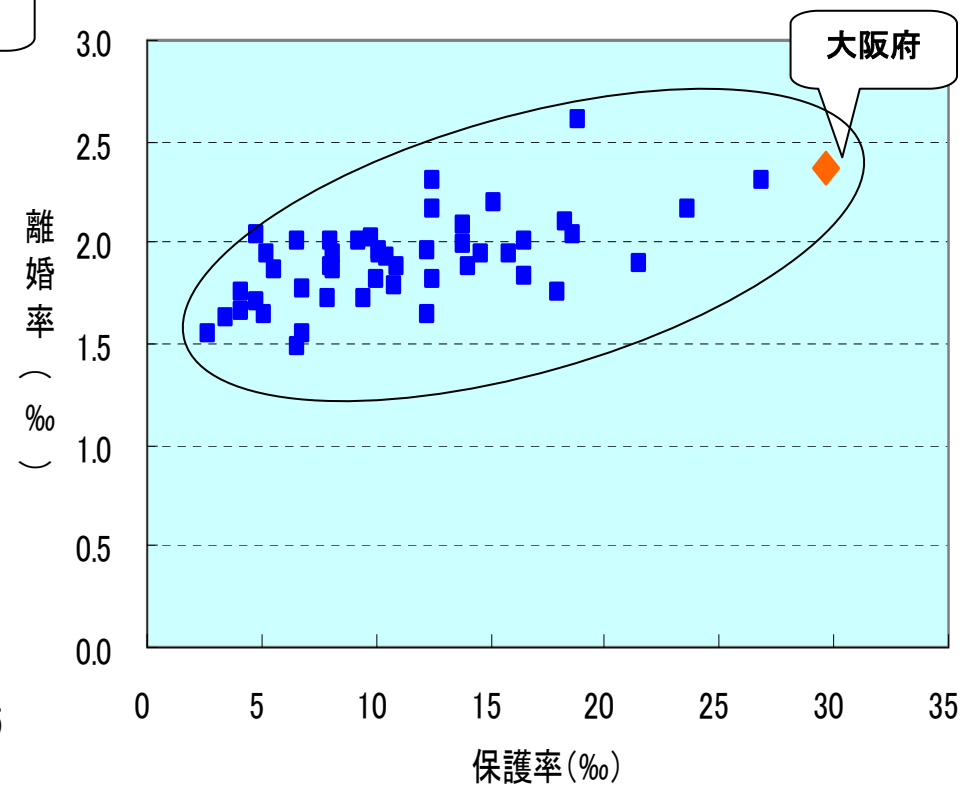
※ % (パーミル) は、千分の一を表す単位です

完全失業率と保護率との相関
(政令・中核市を含む) 【H21. 9】



出典: 完全失業率 労働力調査(平成21年9月)
保護率 福祉行政報告例(平成21年9月)

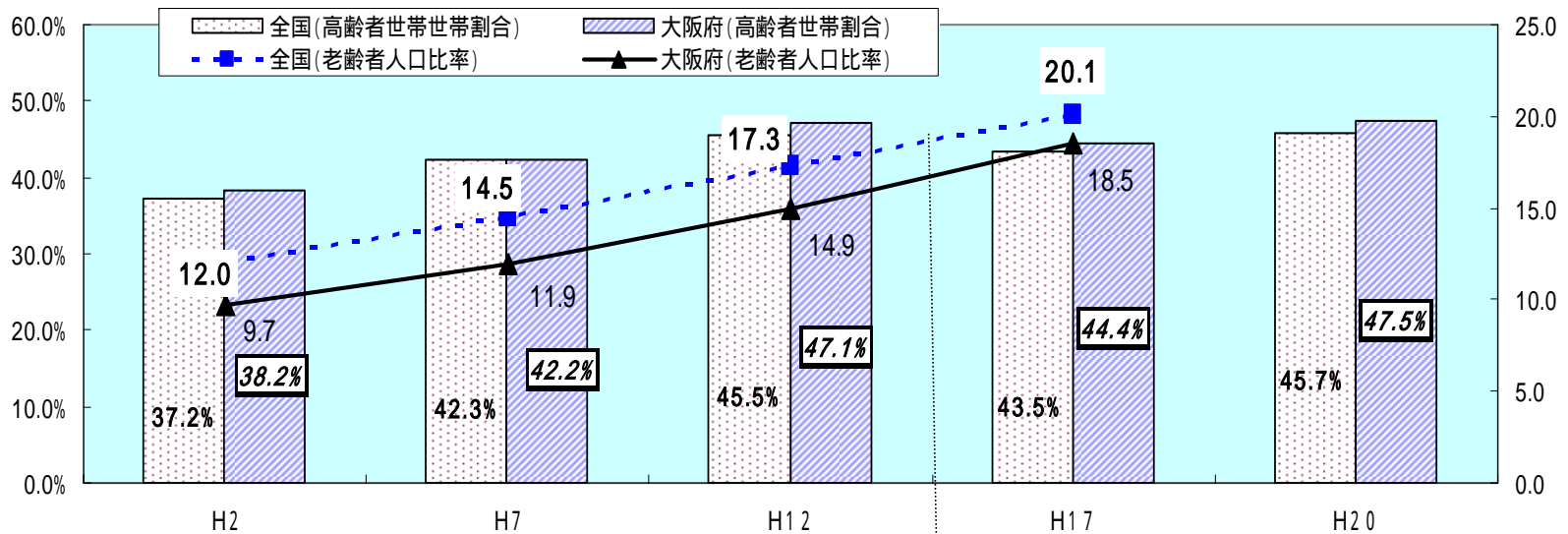
離婚率【H20】と保護率【H21. 9】
との相関 (政令・中核市を含む)



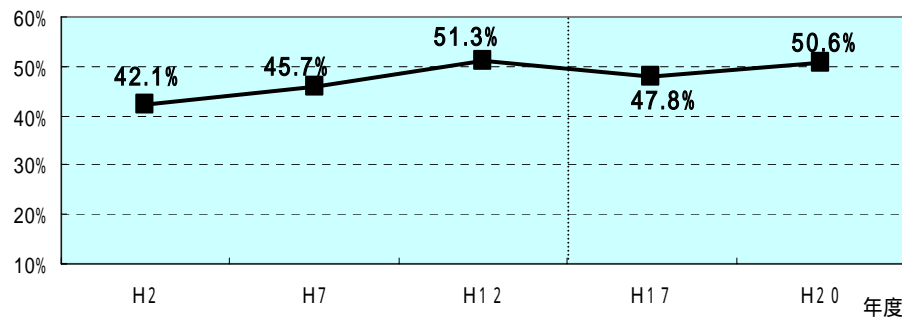
出典: 離婚率 人口動態統計(平成20年)
保護率 福祉行政報告例(平成21年9月)

高齢者人口比率が全国に比べて低い一方で、被保護世帯のうち、高齢者世帯の占める割合が全国に比べ高くなっています。また大阪市では単身高齢者世帯の割合が年々高くなっている状況です。

被保護世帯のうち高齢者世帯の割合と高齢化人口比率の推移



被保護世帯のうち単身高齢者世帯の割合(大阪市)



「高齢者世帯」の定義

平成16年度までは「男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯」

平成17年度からは「男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯」へ変更

(参考)

年金支給額と生活保護費との比較(21年度)

| | |
|-------------------|-----------|
| 老齢基礎年金(40年加入者) | 66,008円 |
| 生活保護費(68歳単身1級地-1) | 122,820円 |
| 住宅扶助 | 42,000円含む |
| (別途、医療費扶助・介護扶助あり) | |

生活保護費の決め方

(最低生活費の計算)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{生活扶助} \\ \hline \text{生活費} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{住宅扶助} \\ \hline \text{家賃等} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{教育扶助} \\ \hline \text{義務教育費} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{介護扶助} \\ \hline \text{介護費} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{医療扶助} \\ \hline \text{医療費} \\ \hline \end{array} = \text{最低生活費}$$

・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

(収入充当額の計算)

$$\text{平均月額収入} - (\text{必要経費の実費} + \text{各種控除}) = \text{収入充当額}$$

(扶助額の計算)

$$\text{最低生活費} - \text{収入充当額} = \text{扶助額}$$

3. 課題

生活保護制度は、憲法25条によって保障される生存権を実現する根幹的な制度ですが、昭和25年の制度制定以来、抜本的な改革が行われておらず、近年の受給者に占める単身高齢者の増加など、実態に即した制度の見直しが求められます。また、本制度が、国が責任を負うべきナショナルミニマムの典型であり、運用面でも地方に裁量の余地が全くないことを踏まえ、財源の全額国庫負担を含めた権限・財源・責任のあり方を検討すべきです。

見直しに当たっては、老齢年金や最低賃金制度などとのバランスや就労による自立促進の強化などの観点から、国において雇用・労働施策や年金制度など社会保障制度全般を含め、幅広い議論が行われることが必要です。

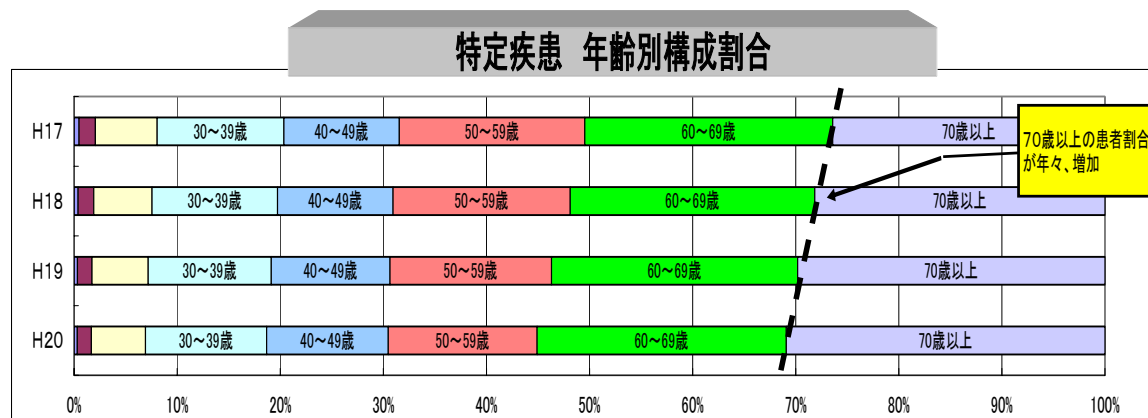
【主要分析事業】 1-⑥ 難病対策事業 (H22当初予算 9,080,954千円)

1. 事業目的・内容

「原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病」として調査研究を進めている難病のうち、国が指定する56疾患(H21年度に11疾患追加)等について医療費の援助をおこないます。

| 難病対策事業 | 実施根拠 | 国庫補助(※) | H22当初予算 |
|---------------------|----------------------------|---------|-------------|
| 特定疾患医療費援助(56疾患) | 特定疾患 治療研究事業実施要綱 | 1/2 | 9,020,601千円 |
| (特定疾患のうち)スモン施術医療費援助 | | 10/10 | 8,774千円 |
| 先天性血液凝固因子障害医療費援助 | 先天性血液凝固因子障害等 治療研究事業実施要綱 | 1/2 | 50,792千円 |
| 指定疾患医療費援助(3疾患) | 府要綱 | -(府単独) | 787千円 |

※国庫補助は予算の範囲内での実施



H20 患者数上位10疾患

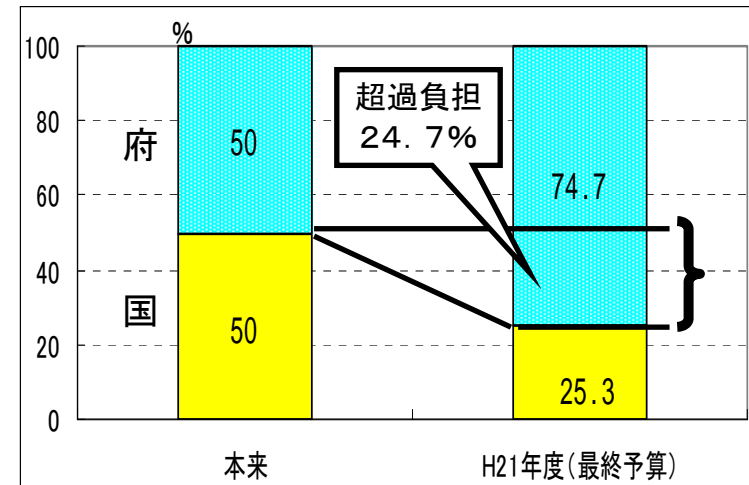
| 疾患名 | 順位 | 人数 | 割合 |
|--------------|-----|--------|--------|
| 潰瘍性大腸炎 | 1位 | 7,768 | 16.41% |
| パーキンソン病関連疾患 | 2位 | 6,561 | 13.86% |
| 全身性エリテマトーデス | 3位 | 3,904 | 8.25% |
| 強皮症等 | 4位 | 2,714 | 5.74% |
| 網膜色素変性症 | 5位 | 2,497 | 5.28% |
| クローン病 | 6位 | 2,103 | 4.44% |
| 後縦靭帯骨化症 | 7位 | 2,061 | 4.36% |
| 特発性血小板減少性紫斑病 | 8位 | 1,788 | 3.78% |
| 特発性拡張型心筋症 | 9位 | 1,767 | 3.73% |
| 脊髄小脳変性症 | 10位 | 1,430 | 3.02% |
| 上位10疾患 小計 | | 32,593 | 68.87% |
| 45疾患 合計 | | 47,323 | |

2. 現状分析

特定疾患医療費援助の大阪府の超過負担が毎年増加しています。平成21年度は、国庫の補助割合は要綱上の50%に対して、国の予算の制約のため、実際の補助率は25.3%にとどまる見込みとなっています。

特定疾患医療費援助の推移

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 患者数(人) | 40,812 | 42,595 | 44,324 | 47,323 | 46,982 |
| 医療費(億円) | 55.8 | 59.1 | 63.8 | 71.9 | 82.2 |
| 府負担(億円) | 38.8 | 41.8 | 46.6 | 51.1 | 61.5 |
| 府負担率(%) | 69.5 | 70.7 | 73.0 | 71.1 | 74.7 |



3. 課題

本事業は、他府県調査からも地方に超過負担が発生している状況です。治療方法が確立されていない難病の治療方法の確立及びそれまでの間の経済的・精神的負担の軽減は、本来、国の責任において実施すべきものと考えられます。

しかしながら、現在の国の補助は外形的には「治療研究」とされ、難病患者の医療費援助に対する責任を直接的に果たすものにはなっておらず、補助の基準も明確ではありません。

国の責任、都道府県の役割などについてあらためて議論を行い、明快な制度を構築することが必要です。

【主要分析事業】1-⑦ 児童扶養手当（H22当初予算 580,054千円）

1. 事業目的・内容

児童扶養手当法に基づき、離婚等で父と生計を同じくしていない児童や、父が政令で定める程度の障害の状態にある児童の福祉の増進を図るため支給される手当です。

◇ 支給月額（前年度所得により調整）

＜全額支給の場合＞

1人目 41,720円

2人目 5,000円加算 3人目以降 3,000円加算

◇ 府の役割は、郡部分（福祉事務所を置く島本町除く）の申請に対する認定とその費用負担です。

◇ 事業費は国が1/3、府が2/3を負担しています。

＜制度の沿革＞

昭和36年 制度創設（義務教育修了前まで対象）

昭和50年 18歳未満まで支給期間延長

昭和60年 抜本改正

・支給主体（国→都道府県）

・都道府県負担導入（2/10）

昭和61年 負担率変更 国7/10、府3/10

平成元年 負担率変更 国3/4、府1/4

平成14年 抜本改正

・支給主体（市及び一部の町）など

平成18年 負担率変更 国1/3、府2/3

平成22年 「父親だけのひとり親家庭」を対象に追加

2. 現状分析

◇ 児童扶養手当受給者の世帯別累計のうち、全国、府ともに、離婚世帯が約9割弱を占めています。

児童扶養手当受給者

世帯類型別

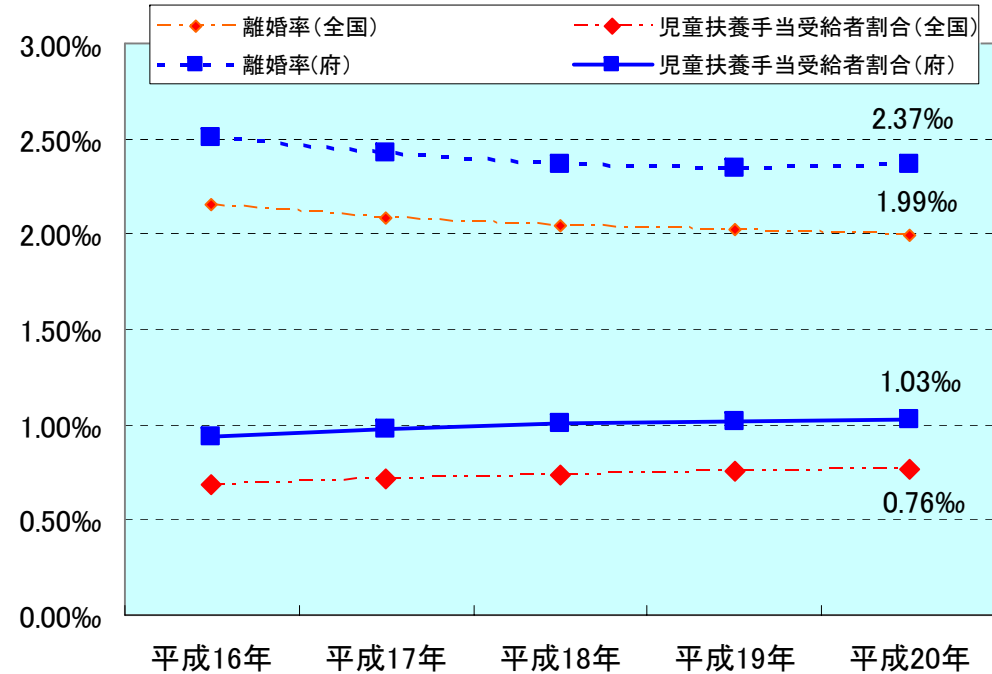
【H21. 3】

| (単位:人) | 総数 | 生別母子世帯 | | 死別 母子世帯 | 未婚の 母子世帯 | 障がい者 世帯 | 遺棄世帯 | その他の 世帯 |
|--------|---------|---------|-------|------------|-------------|------------|-------|------------|
| | | 離婚 | その他 | | | | | |
| 全 国 | 966,266 | 845,543 | 1,503 | 8,629 | 78,245 | 2,615 | 4,318 | 25,413 |
| (構成割合) | (100%) | (88%) | (0%) | (1%) | (8%) | (0%) | (0%) | (3%) |
| 大阪府 | 88,947 | 76,010 | 190 | 983 | 8,431 | 281 | 481 | 2,571 |
| (構成割合) | (100%) | (85%) | (0%) | (1%) | (9%) | (0%) | (1%) | (3%) |

児童扶養手当受給者割合と離婚率の推移 (全国・大阪府)

- ◇ 府の児童扶養手当受給者割合は、離婚率と同じように全国平均を約0.3%上回る状況です。
- ◇ 受給者の割合は離婚率と関連性が高く、また離婚率は景気動向に関連性が高いといわれています。

※ 児童扶養手当受給者割合とは、児童扶養手当時給者数を人口で割った割合



出典：平成20年人口動態調査

3. 課題

児童扶養手当の受給者数の増減は、離婚率といった社会的要因に大きく影響を受けます。

本制度は生活を支える社会的な扶助といった意味合いが強く、全国一律に現金を給付をする制度です。運用においても地方には全く裁量の余地がないことも踏まえて、権限・財源・責任のあり方を検討すべきです。

【主要分析事業】1－⑧ 国からの委託事業(H22当初予算 80事業 37億円)

※委託料の積算において、府職員人件費が含まれないもの

1. 主な事業(1億円以上のもの)

- 離職者等再就職訓練事業 16.0億円
- 職業能力形成機会に恵まれなかった方に対する実践的な職業能力開発支援事業 2.5億円
- 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業 1.6億円
- 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 1.5億円
- 学校支援地域本部事業 3.6億円
- 在外教育施設派遣教員委託 6.5億円

2. 現状分析

- ◇ 事業費は国からの委託金で措置されるとはいえ、当該事業に従事する府職員人件費については、措置されておらず、事実上、府の持ち出しになっています。

80事業に従事する職員数(概算) 約65人分 (約5.3億円)

※当該事業に従事する職員の全体の業務量に占めるおおまかな割合を積み上げ

3. 課題

- ◇ 府が国から受託する事業というのは、本来は、国の仕事であり、基本的には、人件費も含めフルコストで財源を措置される必要があります。

【主要分析事業】 1-⑨ 小・中学校等教職員の人事権と経費負担(H22当初予算 一)

1. 事業目的・内容

市町村立小・中学校等の教職員については、その給与を都道府県が負担することになっています(市町村立学校職員給与負担法第1条)。

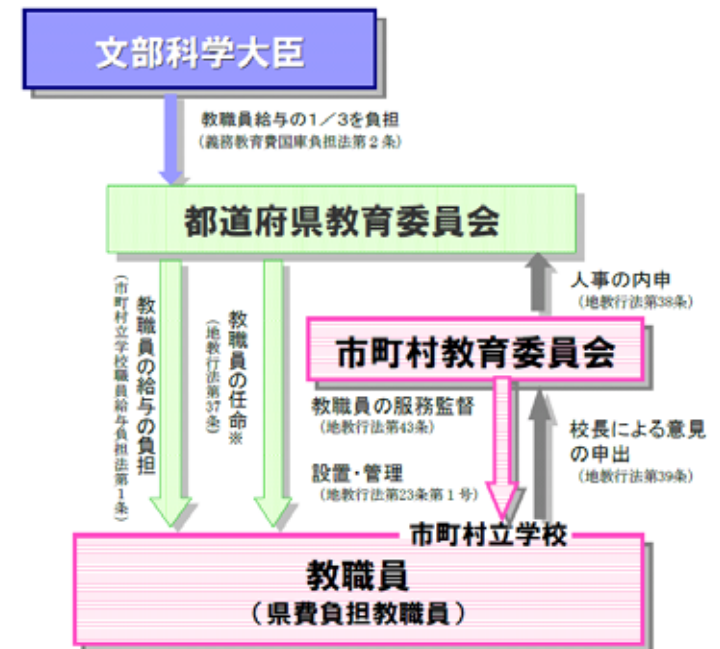
また、教職員の人事権は、都道府県にあります。政令指定都市は法による特例として教職員の人事権を有しています(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第58条)。

| 現行制度 | | 都道府県 | 政令市 | その他市町村 |
|-----------|--|------|-----|--------|
| 人事権 | 任命権は都道府県教委に属する。 | ○ | ○ | × |
| 定数の決定 | 都道府県の条例で定める。 | ○ | × | × |
| | 市町村別の学校の種類ごとの定数は、都道府県教委が市町村教委の意見をきいて定める。 | ○ | × | × |
| 学級編制基準の決定 | 1学級の児童生徒の数の基準は、都道府県教委が定める。 | ○ | × | × |
| 給与の負担 | 給料、手当は都道府県の負担とする。 | ○ | × | × |
| 給与、勤務条件 | 給与、勤務条件は、都道府県の条例で定める。 | ○ | × | × |

県費負担教職員制度

【趣旨】

- ①市町村立小・中学校等の教職員は、市町村の職員であるが、その給与は都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- ②身分は市町村の職員としつつ、都道府県が、広く市町村を越えた人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。



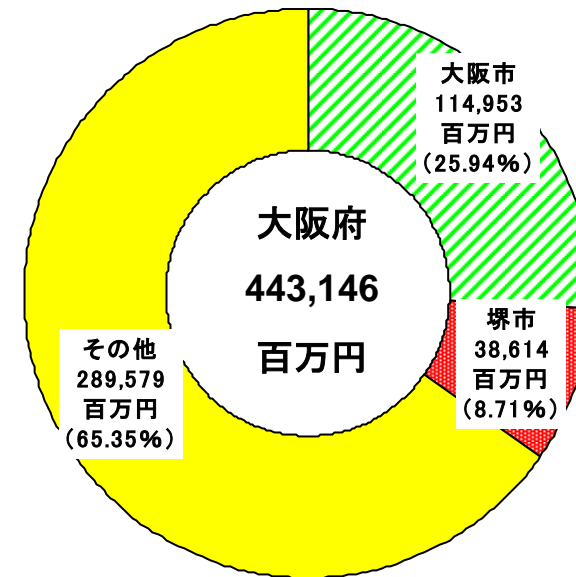
(注)地教行法…地方教育行政の組織及び運営に関する法律

※例外として、政令指定都市は、自ら教職員の任命を行っている(給与は都道府県が負担)(地教行法第58条)

教職員人件費(H20決算)

2. 現状分析

- ◇ 教職員の定数決定や人事権などの権限は、都道府県にあり、その給与も都道府県が負担しています。
- ◇ 但し、政令指定都市の人事権については、法による特例として政令指定都市が有しているため、任命権者と給与負担者が一致していません。
- ◇ また、人事権を有しない政令指定都市以外の一部の市町村からは、地域ニーズに即した教育を行えるよう、自らの判断で的確な人員配置などが行える体制を確保したいとの要請もあります。



※小学校・中学校・特別支援学校に係る人件費

3. 課題

学習内容の決定は国、教員の採用や人事は都道府県教委（一部政令市教委）、学校の設置・管理は市町村教委と、役割が分散され、権限と責任が不明確になっています。

教育行政における権限と責任を明確にする観点から、特に、人事権と給与負担を一致させることが必要です。

そのためには、地域住民の意思を積極的に義務教育に反映させ、主体的な教育を促進するためにも、県費負担教職員制度の見直しを国へ働きかけることが必要です。

【主要分析事業】 2-① 大阪府育英会助成費(H22当初予算 8,094,051千円)

1. 事業目的・内容

教育の機会均等を図るため、(財)大阪府育英会が行う事業に対し、助成(事業費・事務費)を行っています。

○ 奨学金事業(H22当初予算 5,486,026千円)

対象: 向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒・学生等

内容: 奨学金貸付事業、入学資金貸付事業 利率: 無利子 H22貸付総額見込: 9,600百万円

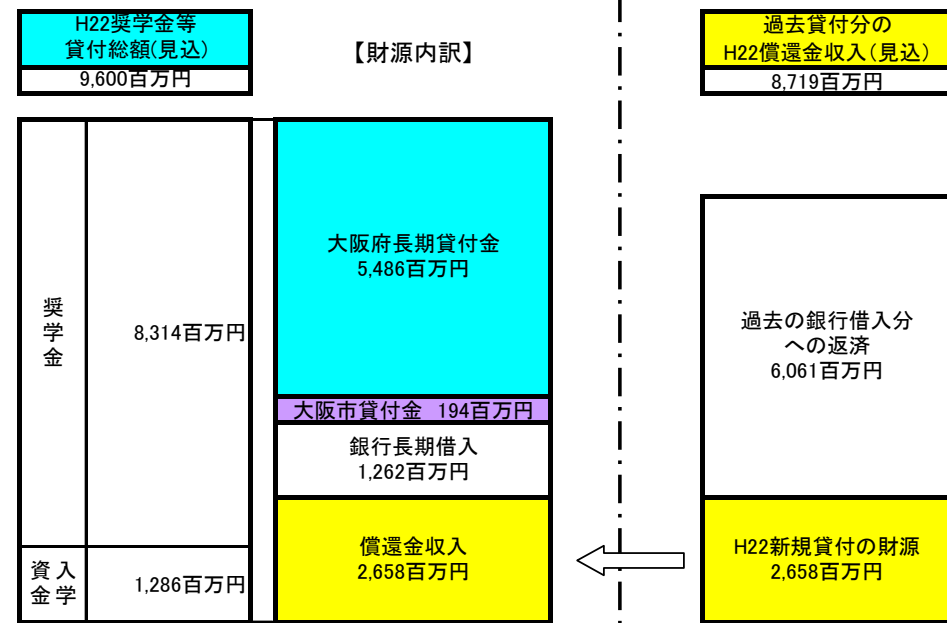
○ 運営補助金(H22当初予算 1,670,180千円)

内容: 人件費等運営補助 476,743千円、銀行借入にかかる借入利息等の補助 1,193,437千円 等

〔大阪府育英会奨学金制度の概要〕

| | | 所得基準額 (年収めやす) | 貸付額 無利子 |
|-------|----------|--------------------------|------------------------------------|
| 奨学金 | 高校 | 国公立 | 《各校の授業料》 + 10万円を上限に 1万円単位で選択 |
| | | 私立 | |
| | 専修学校(高等) | 3,620千円以下 (8,100千円以下) | |
| 入学資金 | 高校 | 国公立 | 1,676千円以下 (5,500千円以下) |
| | | 私立 | 50,000円 |
| | 専修学校 | 高等 | 3,560千円以下 (8,000千円以下) |
| | | 私立 | 250,000円 |
| 大学・短大 | 専門課程 | 1,965千円以下 (5,900千円以下) | 280,000円 生活保護世帯は、 25万円加算可 |

平成22年度事業スキーム(当初予算ベース)

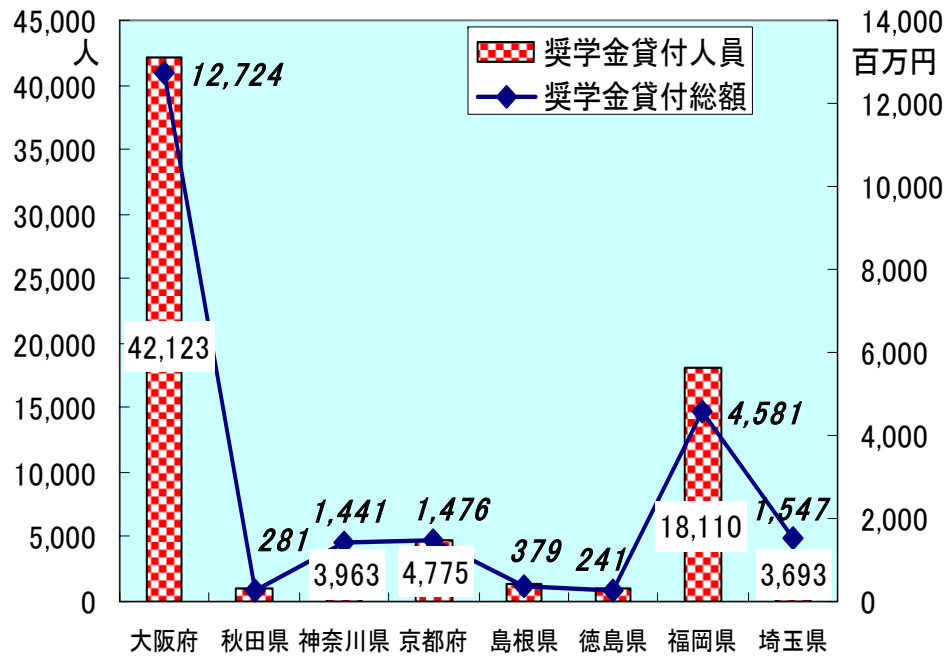


※「年収めやす」は、4人標準世帯での概算金額

2. 現状分析

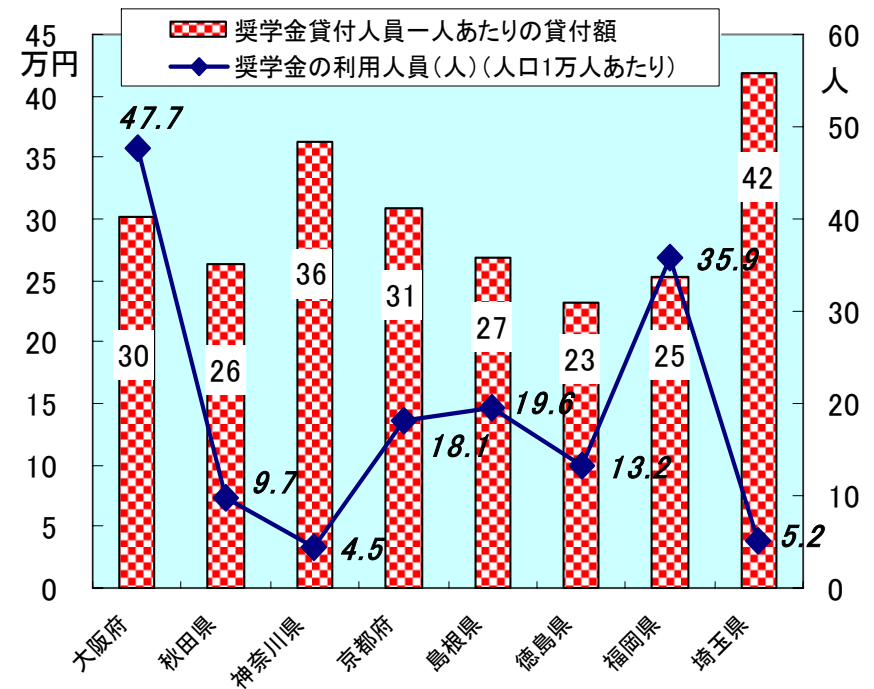
- ◇ 大阪府の奨学金貸付人員及び奨学金貸付総額は、調査府県中で最も多く、2位の福岡県と比べて人員で約2.3倍、貸付総額で約2.8倍と突出しています。(対象生徒数の違いは考慮していません。)
- ◇ 奨学金貸与人員の一人あたり貸付額は、府30万円と調査府県のなかで中位の4番目となっている一方、人口1万人あたりの利用人員は47.7人と、最も多くなっています。

奨学金貸付人員・貸付総額 (20年度実績)



出典：他府県調査結果より

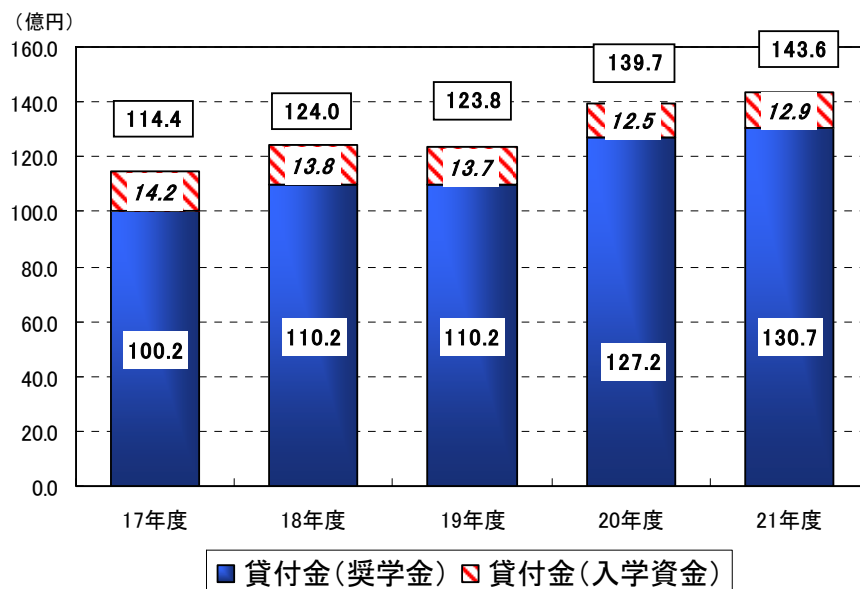
奨学金貸付人員あたり貸付額及び人口一人あたり利用人員 (20年度実績)



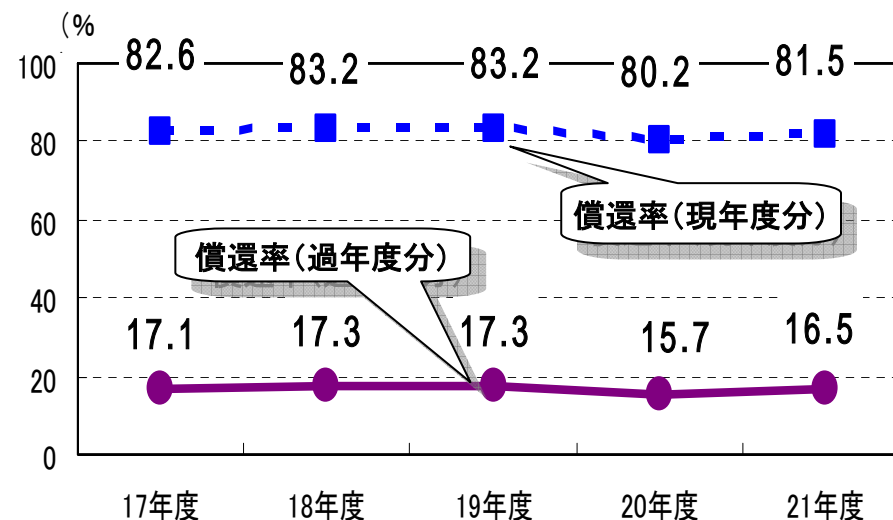
出典：他府県調査結果より

- ◇ 貸付総額は、毎年度増加しており、21年度では年間貸付総額144億円となる見込みです。一方、償還率は現年度分81.5%、過年度分16.5%となる見込みです。
- ◇ 22年度からの国の授業料無償化措置等で、大幅に貸付額は減少すると思われませんが、償還金収入及び日本学生支援機構からの交付金では、貸付原資が確保できず、毎年度、新規貸付のために金融機関及び府の長期貸付が多額に必要となっています。

貸付金(奨学金・入学金)の推移



償還率(現年度分・過年度分)の推移





3. 課題

多額の公費を投じており、来年度からの授業料無償化措置等が導入されたことも踏まえ、より効果的・効率的な支援となるよう、見直し検討が必要です。

（検討の視点）

他府県比較を踏まえた水準（貸付額、対象）

貸付手法の検討（金融機関による貸付制度の是非等）

所得に応じた有利子化の是非

債権回収の強化（サービサー導入の是非等）

【主要分析事業】 2-② 私学助成(経常費助成など)(H22当初予算 68,549,205千円)

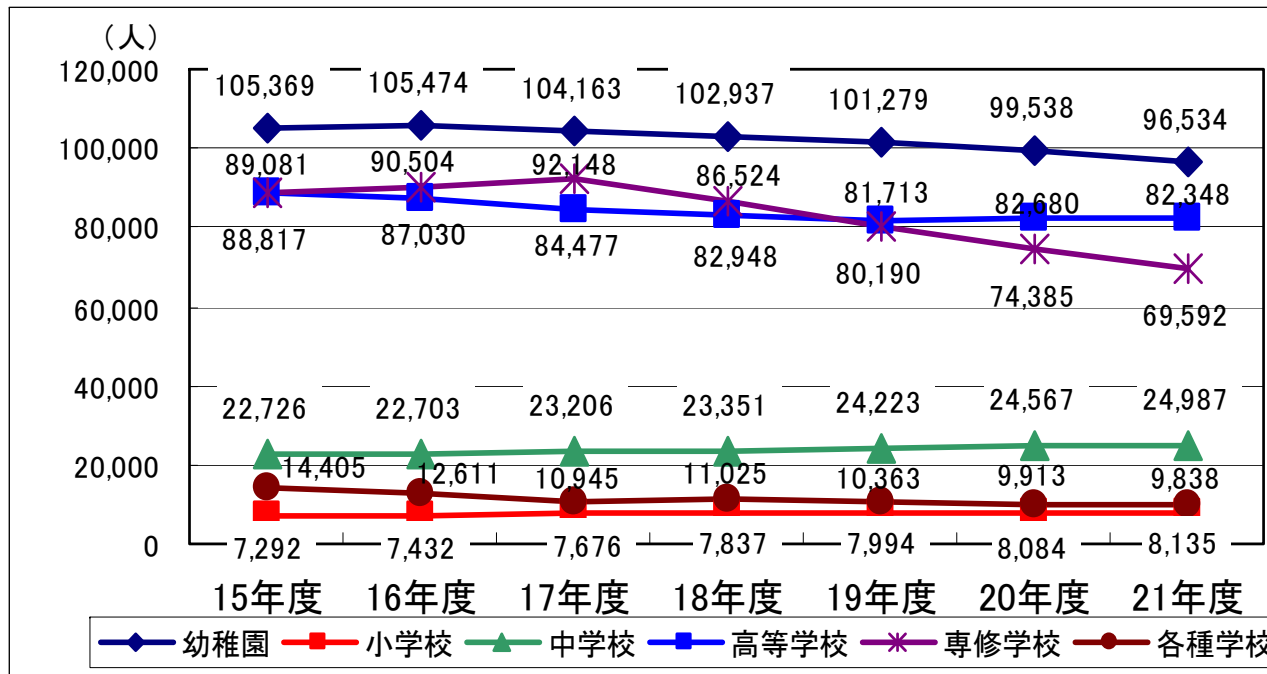
1. 事業目的・内容

教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立学校の健全な発展を目的としています。

(主な補助内容)

- ・経常費補助(幼小中高専) H22: 46,624,860千円
- ・各種振興補助(幼小中高) H22: 1,160,447千円
- ・授業料・保育料補助(幼高専) H22: 20,728,799千円

私学園児・児童・生徒数の推移(大阪府)



2. 現状分析

◇ 財プロ案により、経常費補助は、幼▲2.5%、小中▲25%、高・専▲10%のカットを行いました。依然として、一般財源の投入額はH22年度当初予算で約468億円と多額にのぼっています。

◇ 交付税の基準財政需要額への算入状況は、

・ 私立幼稚園・私立高等学校等振興助成費 111.8% 【+45億円】(H21当初予算ベース)

※私学教職員共済事業補助金(H22:332百万円)と私学退職金財団補助金(H22:596百万円)は、交付税では経常費補助に含め算入されているにも関わらず、いずれの調査府県でも別途措置。

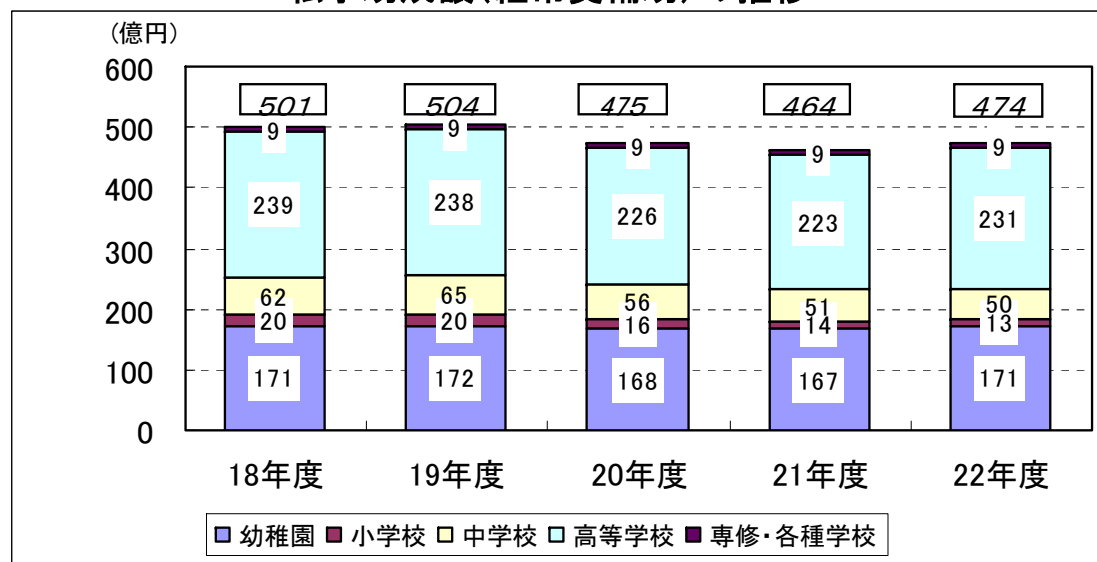
・ 私立高等学校・専修学校等授業料軽減補助金 5.5% 【▲59億円】

・ 私立専修学校等振興助成費 9.2% 【▲11億円】

となっています。

◇ 3歳児特別助成は、調査府県中、大阪府と京都府だけで実施していました。

私学助成額(経常費補助)の推移



※H21は最終予算、22は当初予算。幼稚園は、振興補助を含む。

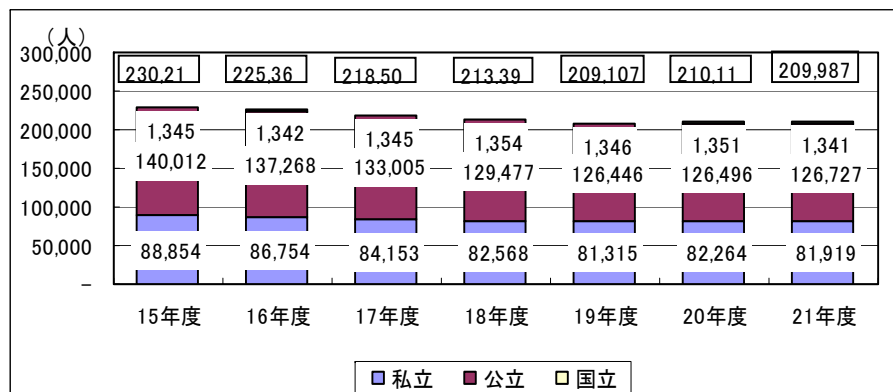
【補助制度の概要（平成22年度当初予算）】

| 区 分 | 経 常 費 補 助 | 各 種 振 興 補 助 | そ の 他 |
|-----------|---|--|--|
| 幼 稚 園 | <u>一般助成（経常費）（学校法人）</u> 単価 @165,152円 （国標準額 × 2.5%） <u>一般助成（教育研究費等（学法以外）</u> 単価 @49,500円 （経常費助成単価の30%） <u>3歳児特別助成</u> 単価 学校法人：@13,162円 学法以外：@3,900円 | <u>預かり保育事業</u> 教員配置数に応じ助成 <u>キーンダーカウンセラー事業</u> 臨床心理士配置数に応じ助成 <u>特別支援教育助成事業</u> 園児受入れ数に応じ助成 いずれも学校法人のみ国庫1/2 | <u>保育料軽減助成</u> 単価 @23,000円 対象 3歳児のみ 所得制限（年収680万円以下） |
| 小 学 校 | <u>経常費助成</u> 単価 @176,475円 （標準教育費 × 1/2 × 25%） | <u>教育振興補助金</u> 特色ある教育その他新学習指導 要領・教育振興基本計画を踏ま えた特色ある取組みに助成 | |
| 中 学 校 | <u>経常費助成</u> 単価 @205,687円 （標準教育費 × 1/2 × 25%） | | |
| 高 等 学 校 | <u>経常費助成</u> 単価 全日制@275,528円 等 （国標準額 × 10%） | | |
| 専 修 学 校 | <u>高等課程経常費助成</u> 単価 @275,528円 （高校経常費助成と同額） | <u>専門課程振興補助金</u> 事業内容に応じ助成 | <u>授業料支援補助金（一部国庫）</u> （年収区分）（全日制単価） 生保世帯 @312,400円 ~ 250万円 @312,400円 ~ 350万円 @371,800円 ~ 430万円 @275,200円 ~ 500万円 @175,200円 |
| 外 国 人 学 校 | <u>振興補助金</u> 単価 @69,300円 | | <u>就学支援金（国制度）</u> （年収区分）（全日制単価） ~ 250万円 @237,600円 ~ 350万円 @178,200円 350万円 ~ @118,800円 |

※◆は国庫制度に依拠した補助制度（国庫制度に連動して交付税措置があるものを含む）。◇は単独の補助制度。

- ◇特に、高校教育については、公立高校と私立高校では、概ね6:4の生徒数比率となっています。
- ◇H22年度は、新たに私立の授業料支援補助金の創設など、保護者負担の軽減と公立との均衡を図ることとしています。

高校(全日制)の生徒数の推移(大阪府)

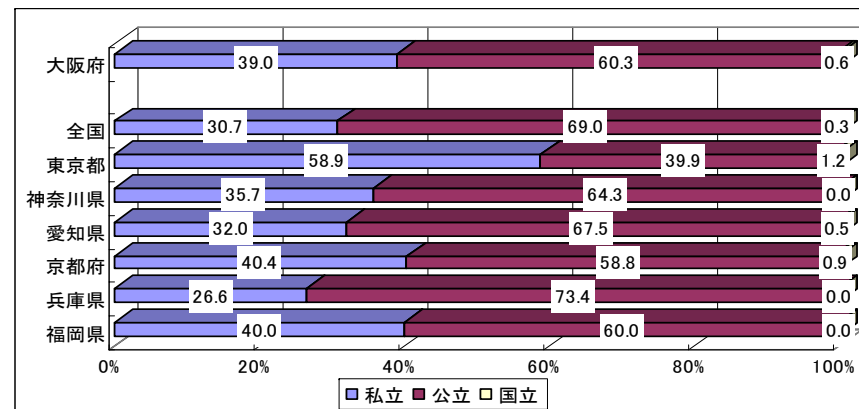


◆生徒一人あたりの教育経費の公私間の格差(20年度決算ベース)

| | 府立高校 | 私立高校 | 差 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 教育経費(A+B) | 93万円 | 96万円 | ▲3万円 |
| 国庫支出金 | 0万円 | 6万円 | ▲6万円 |
| 一般財源 | 81万円 | 30万円 | 51万円 |
| 交付税(需用額算) | 67万円 | 24万円 | 43万円 |
| 府単費 | 14万円 | 6万円 | 8万円 |
| A 公費負担計 | 81万円 | 36万円 | 45万円 |
| B 保護者負担計 | 12万円 | 60万円 | ▲48万円 |
| 公費依存率 | 87.0% | 37.5% | — |

※22年度より公立高校無償化等を実施予定

高校(全日制)の設置者別生徒数構成比(21年度)



3. 課題

私学助成は、財政状況等を踏まえると、今後府独自で行っている制度などを中心に、私学の特性も踏まえて、あり方検討が必要です。

また、質の高い高校教育の提供や公私を問わず自由な進路選択を可能とする観点から、私立の授業料支援についての更なる拡充の検討と併せて、高校生徒数が減少する平成26年度以降における公立高校のあり方も含め、公・私の高校への財源配分について検討が必要です。

【主要分析事業】2-③ 商工制度融資（H22当初予算 預託金6,892億円 損失補償65億円）

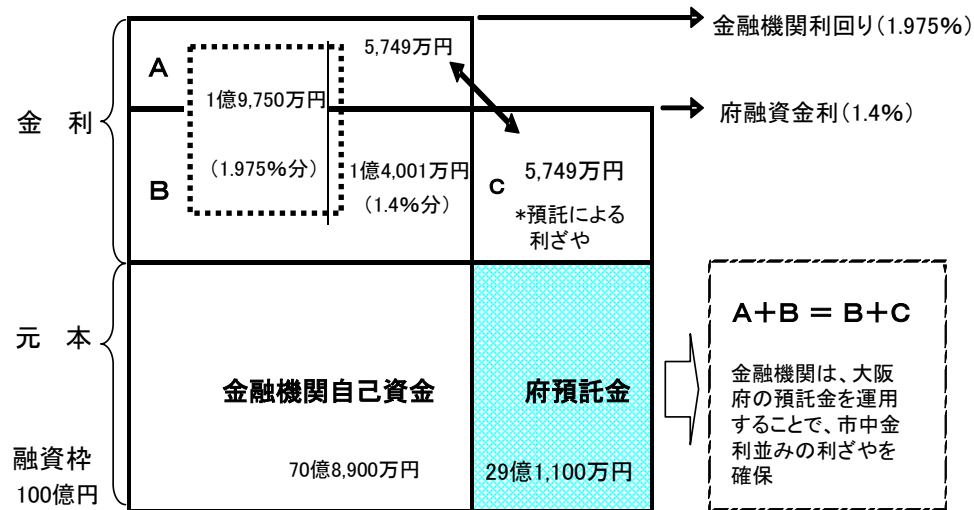
1. 事業目的・内容

中小企業者の健全な事業の振興及び発展を図るため、府が中小企業への貸付原資の一部を無利子で金融機関に預託し、金融機関がそれを運用することで低利での融資を行います。

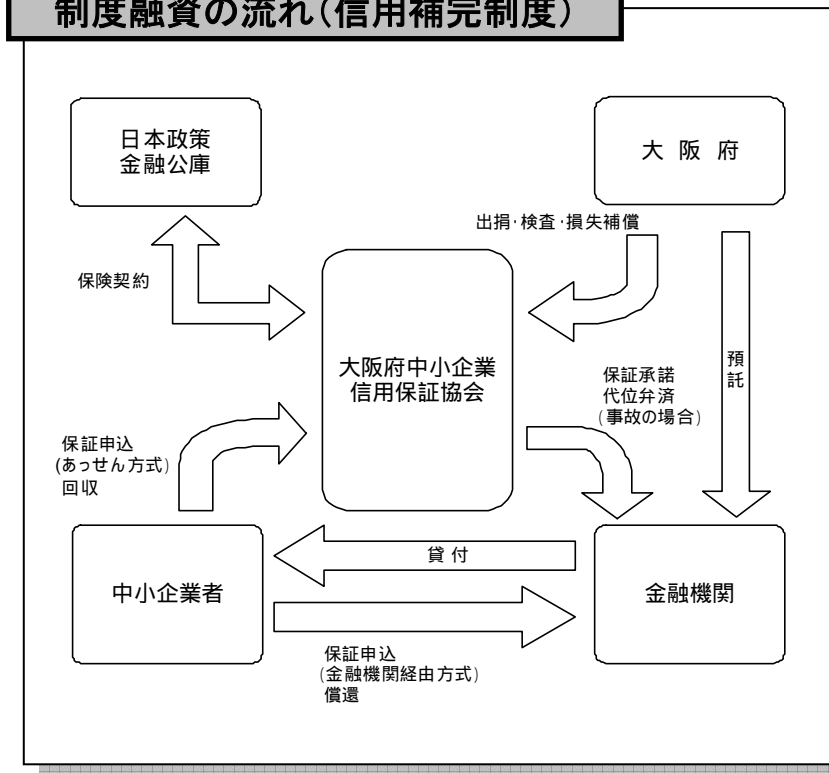
また、返済不能により生じた損失について、府中小企業信用保証協会との間で締結した損失補償契約に基づき、同協会が受けた損失の一定割合を府が補償します。

預託の仕組み

【図の前提条件】 市中金利:1.975%、制度金利:1.4%、預託金利:0%、融資枠:100億円



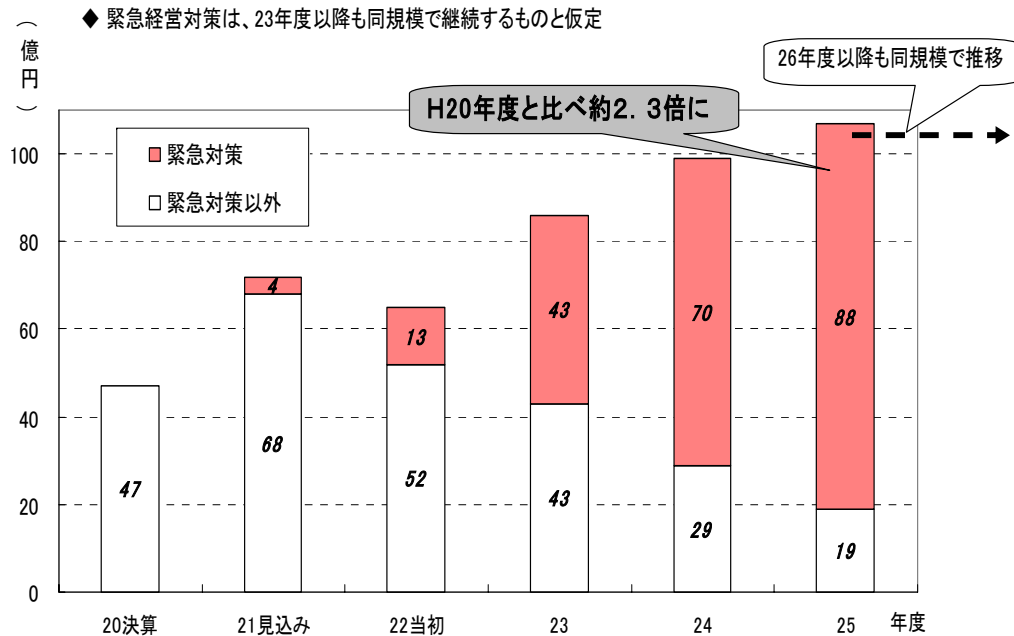
制度融資の流れ(信用補完制度)



2. 現状分析

- ◇ 制度融資の保証債務残高の増加に伴い、府の一般財源負担（預託金の調達コストや損失補償）も年々増加しています。
- ◇ これらの財政負担については、普通交付税や国庫補助などによる地方財政措置がありません。
- ◇ 他府県と比べ、
 - ・融資規模が大きく、そのため、損失補償額や資金調達コストが非常に大きい。
 - ・融資金利が低い。また、損失補償の負担率が高い。
 状況となっています。

制度融資にかかる損失補償額の見通し



資金調達コスト（仮定計算）

21年度最終予算ベース

金融機関からの一時借入金の利子を資金調達コストと仮定

一般会計の年間総資金需要額に占める
制度融資預託金の割合 = 78.8% (a)

一般会計の一時借入金利子額 = 9.6億円 (b)

$$(a) \times (b) = 7.6 \text{ 億円}$$

他府県の状況

| | | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|------|-----------------------|---------|---------|----------|-----------------|----------|--------|---------|--------|----------|---------|
| 預託金 | 融資利率 (セーフティネット関係) | 1.4% | 1.75% | 1.4～1.8% | 1.5% | 1.4～1.7% | 1.8% | 1.3% | 2.3% | 1.6～1.8% | 1.6% |
| | 22当初 予算額 (百万円) | 689,229 | 100,672 | 69,276 | 3,036 ※利子補給額 | 193,600 | 90,000 | 530,054 | 70,169 | 14,650 | 103,709 |
| 損失補償 | 損失補償率 (セーフティネット関係) | 15% | - | - | 3% (緊急以外14%) | 10% | - | 16% | 4% | 損失補償なし | 10% |
| | 22当初 予算額 (百万円) | 6,524 | - | 564 | 610 | (2月補正対応) | 380 | 2,760 | 728 | | 974 |

| 府県名 | 大阪府 | | | 秋田県 | 神奈川県 | | | 静岡県 | 愛知県 | | | 京都府 | | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 | | |
|-----------------------------------|---------|--------|-------|--------|------------|-------|-------|-------|---------|---------|-------|-------|--------|-----|-----|---------|--------|--------|---------|
| | 合計 | うち大阪府 | うち大阪市 | 合計 | うち神奈川県 | うち横浜市 | うち川崎市 | 合計 | うち愛知県 | うち名古屋市 | 合計 | うち京都府 | うち京都市 | | | | | | |
| 保証協会のある市 | 大阪市 | | | | 横浜市 川崎市 | | | | 名古屋市 | | | | | | | | | | |
| 適用 | 合計 | うち大阪府 | うち大阪市 | 合計 | うち神奈川県 | うち横浜市 | うち川崎市 | 合計 | うち愛知県 | うち名古屋市 | 合計 | うち京都府 | うち京都市 | | | | | | |
| 平成20年度 制度融資の保証債務残高 (A) | 23,822 | 18,695 | 5,126 | 1,650 | 10,042 | 5,095 | 3,799 | 1,148 | 3,066 | 13,570 | 9,976 | 3,594 | 9,553 | - | - | 6,716 | 1,274 | 659 | 4,041 |
| 平成20年度損失補償金 | 125 | 47 | 78 | 3 | 23 | 6 | 17 | 0 | 3 | 7 | 4 | 2 | 7 | 4 | 3 | 19 | 10 | 損失補償なし | 9 |
| 一般財源(B) | 46 | 38 | 8 | 2 | 22 | 6 | 16 | 0 | 3 | 7 | 4 | 2 | 7 | 4 | 3 | 19 | 10 | 損失補償なし | 7 |
| (参考) 平成18年府県内中小企業数 中小企業白書より | 315,792 | - | - | 42,205 | 197,499 | - | - | - | 141,675 | 239,105 | - | - | 94,663 | - | - | 168,926 | 27,821 | 30,297 | 153,169 |

府県市の内訳について、内数の端数処理は行っていない。

大阪市の損失補償金は、損失補償対象資金の代位弁済額を補助金として全額支出し、その後、保険金や回収金を収入しているため、支出額が大きくなっている

京都府は、京都市と協調融資をしているため、損失補償金については、市内分について一定割合を市が損失補償しているため、京都市分を含む数値を記載

3. 課題

制度融資と通常の金融機関融資とのすみ分け、預託のあり方、融資金利、損失補償の負担割合など、今後も持続可能なサービス提供ができるよう、制度のあり方について抜本的な見直しが必要です。

【見直しの視点】

預託以外の方式（利子補給など）の検討 融資利率の水準

府と保証協会の補償割合の水準 事業全体としてのトータルコストの明確化、縮減

大阪市（市保証協会）との役割分担 など

【主要分析事業】2-④ 福祉医療費助成制度（H22当初予算 19,287,055千円）

（乳幼児入院時食事療養費及び国民健康保険の国庫負担金減額措置除く）

1. 事業目的・内容

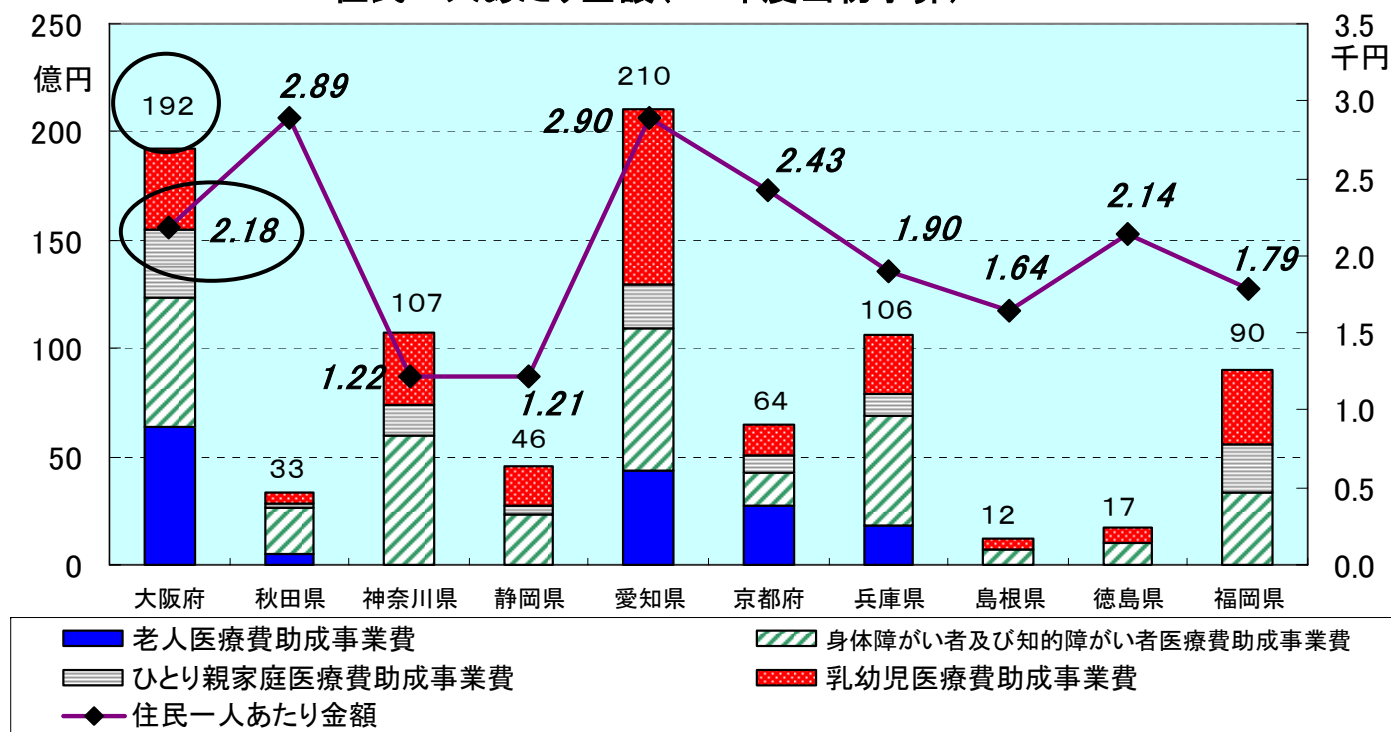
市町村が行う医療費の一部自己負担助成に対し、助成額の1/2を補助します。

| 区分 | 対象者 | 所得制限 | 自己負担額 |
|----------------------|--|--|--|
| I. 老人医療 （高齢障がい者等） | 65歳以上で ①身体障がい者及び知的障がい者医療費助成の対象の方 ②ひとり親家庭医療費助成の対象の方 ③特定疾患をお持ちの方 ④感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核にかかる医療を受けている方 ⑤障がい者自立支援法に基づく精神通院医療を受けている方 | ①の方 IIに同じ ②の方 IIIに同じ ③④⑤の方 二世帯の場合： 本人所得2,590千円 | 1医療機関あたり 入通院1日につき 各500円 （月2日限度） 1ヶ月あたり2,500円 を超える額を償還 |
| II. 身体障がい者及び知的障がい者医療 | ①1～2級の身体障がい者手帳をお持ちの方 ②重度の知的障がいの方 ③中度の知的障がい者身体障がい者手帳をお持ちの方 | 障がい基礎年金の全部支給停止の所得制限を準用 単身の場合： 本人収入6,451千円 | |
| III. ひとり親家庭医療 | ①18歳に到達した年度末日までの子 ②上記の子を監護する父又は母 ③上記の子を養育する養育者 | 児童扶養手当の一部支給の所得制限を準用 二世帯の場合： 収入3,650千円 | |
| IV. 乳幼児医療 | ①就学前児童の入院 ②3歳未満児の通院 | 児童手当の特例給付の所得制限を準用 四人世帯の場合： 収入8,600千円 | |

2. 現状分析

- ◇ 医療費の増加等に伴う助成額の増加傾向に対して、持続的な制度とするため、これまでも制度の見直しを図ってきました。
- ◇ 本制度は、全ての都道府県で実施されています。なお、調査対象府県では、老人医療費制度は、年齢区分によらず、障がい者医療費助成等として、実施されています。
- ◇ 総額は、愛知県に次いで二番目の192億円ですが、住民一人あたり金額は、調査対象府県の中で四番目の2.18千円とやや高い状況です。

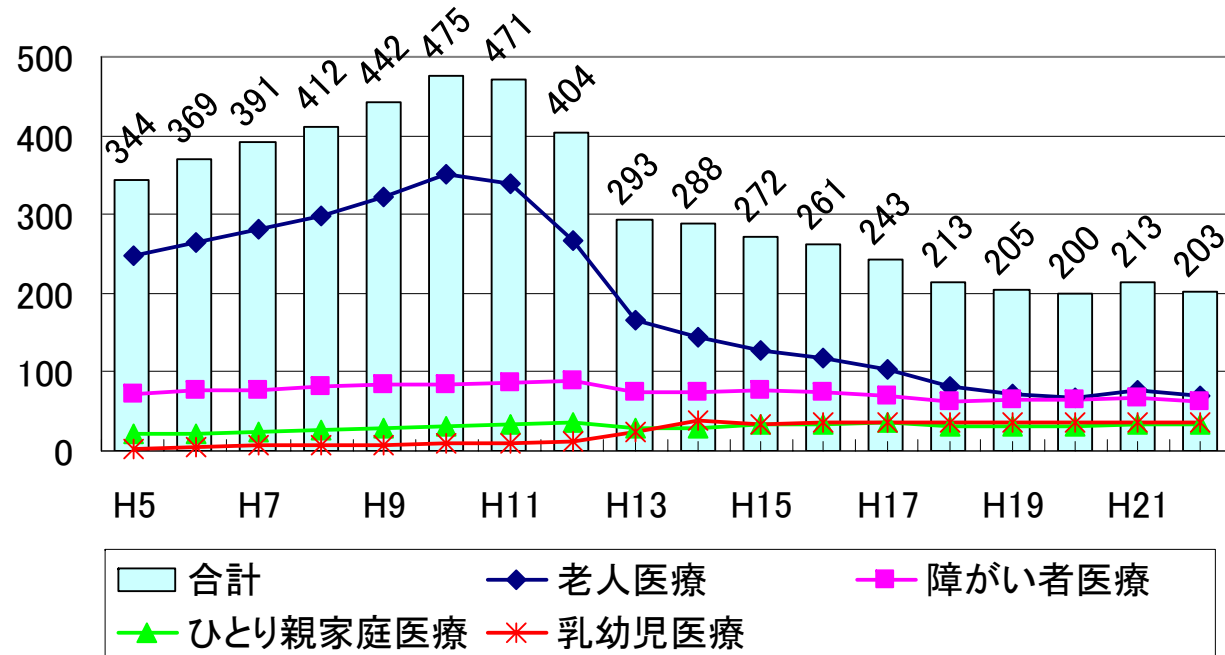
福祉医療費助成制度総額及び
住民一人あたり金額(21年度当初予算)





福祉医療費助成制度の推移（億円）

◇ 厳しい財政状況の中で、毎年200億円を超える財政負担となっています。



3. 課題

福祉医療費助成制度は、必要な医療を受けることができるよう、全ての都道府県で実施され全国的に定着しており、事実上のナショナルミニマムとなっているにも関わらず、自治体の財政力によってそのサービス水準に差が生じていることから、国によって制度化されるべきものです。

国による制度化までの間、地方単独でこれを持続させていくためには、給付と負担のあり方などの内容について、不断の見直しが必要です。また、自立支援医療などの他の公費負担制度が適用可能な場合には、本制度に優先してその適用を徹底するなど、利用の適正化を図っていくことも重要です。

【主要分析事業】 2-⑤ 公営(公的)住宅への行政投資のあり方(H22当初予算 35,760,469千円)

1. 事業目的・内容

(1) 公営住宅とは

国及び地方公共団体が住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。（公営住宅法第1条抜粋）

(2) 入居資格

【同居親族要件】(公営住宅法23条1号)

現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

ただし、60歳以上の者、身体障がい者等、特に居住の安定を図る必要がある者については単身での入居が可能です。

【入居収入基準】(法23条2号、令6条5項)

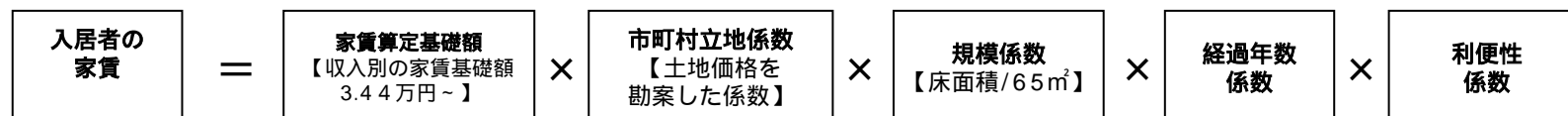
<本来階層> 月収15.8万円(収入分位25%)以下

<裁量階層> 月収21.4万円(収入分位40%)以下 (60歳以上の者、身体障がい者、小学校就学前の子どもがいる世帯等)

(3) 家賃の決定(公営住宅法16条1項)

公営住宅の家賃は、入居者からの収入の申告に基づき、**入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下**で政令で定めるところにより、事業主体が定めることとしています。

<政令で定める「家賃」の算定方法>(令2条) 《=「応能・応益」家賃の導入はH8から》



【メモ】

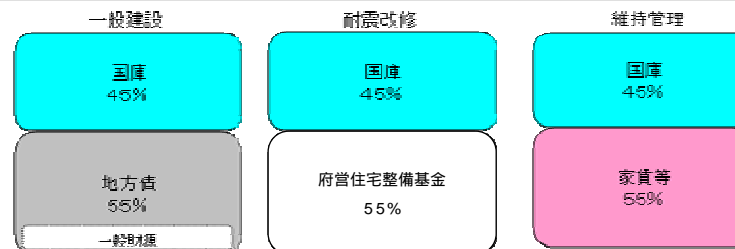
経過年数係数…竣工時を「0」として起算し、その後の築年数に応じて家賃を設定する係数です。

利便性係数…立地条件や設備等に応じて家賃を設定する係数です。

(トイレの未水洗化、浴室の未設置など)

(4) 事業スキームについて

- ・府営住宅の整備については、国庫補助制度と地方債を活用しています。
- ・管理経費については、国庫補助制度と併せて受益者負担として家賃等を活用しています。



2. 現状分析

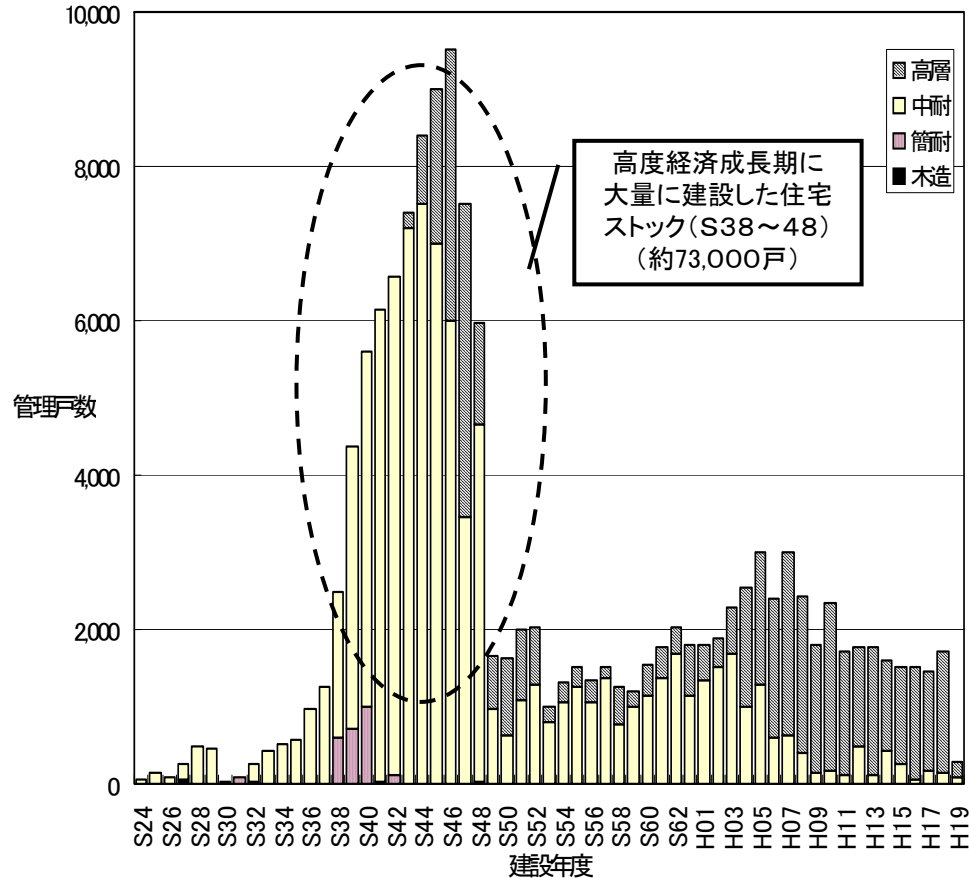
府営住宅の現状(ストックの状況)

(1)大阪府におけるストックの状況(H21. 3現在)

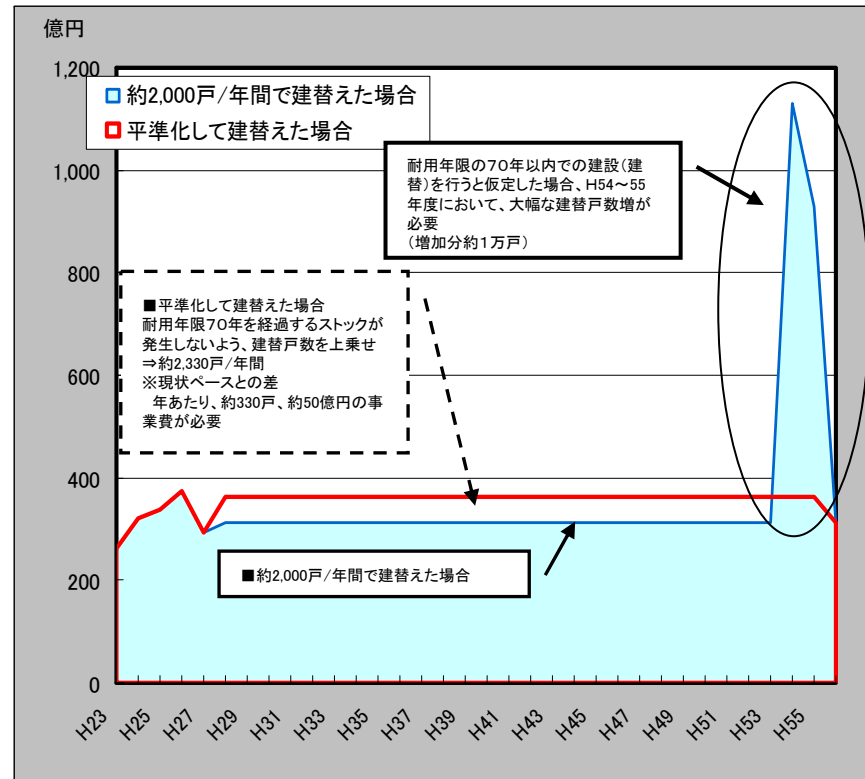
- ・管理戸数 : 13万8, 860戸(うち公営13万6, 598戸)
- ・団地数 : 380団地(うち千戸超えの大規模団地33団地、4. 3万戸)
- ・うち8万戸は、耐震性やEVがないなどの課題があります。
- ・今後、高度成長期に集中して建設した住宅への対応が必要です。

- ・大量の住宅ストックを今後現状のペースで建替えしていくと仮定した場合、H54~55年度の間さらに約1,440億円の事業費を確保する必要があります。
(平準化すると約50億円/年)

建設年度別構造別管理戸数



府営住宅建設シミュレーション

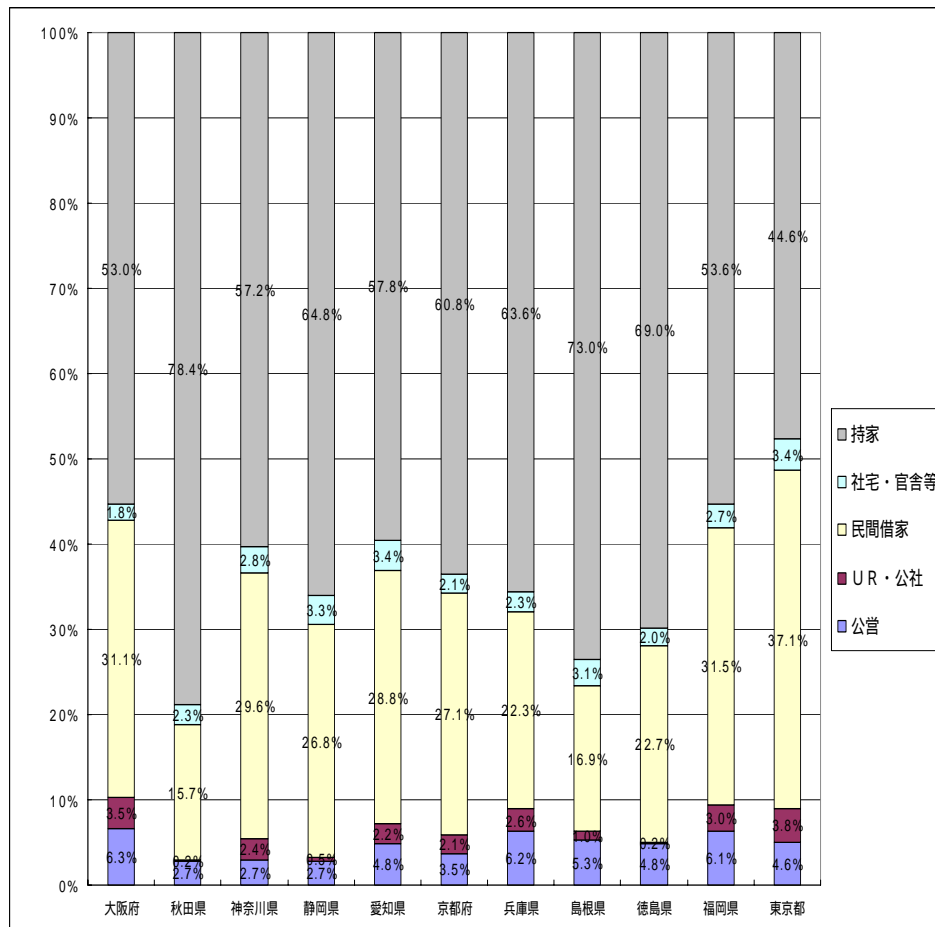


他団体との比較(ストックの状況)

- ◇ 大阪府の全住宅戸数に占める公営住宅の割合は、6.3%と他府県に比べ最も高くなっています。
- ◇ 立地条件については、鉄道駅から1km以内の立地戸数が55%であり、比較4団体中最も利便性が高い状況です。
- ◇ 民間も含めた大阪府の賃貸用住宅の空家は38.6万戸、総賃貸住宅数の19.7%と他府県よりも高い比率となっています。一方で府営住宅の空家率(※政策空家除く)は、約4%となっていますが、地域によって偏り(1.90%~6.37%)があります。

※政策空家とは：建替え等のため、新規入居を停止しているために生じる空家

居住戸数に占める建物所有の状況



出典：平成20年度住宅・土地統計調査

利便性の比較

| 団体名 | | 最寄りの交通機関までの距離 | | | | |
|------|------|---------------|---------|-----------|-----------------|-------------|
| | | 駅まで200m未満 | 200～500 | 500～1,000 | 駅まで1,000～2,000m | 駅まで2,000m以上 |
| 大阪府 | 公営住宅 | 6.3% | 18.2% | 30.7% | 28.2% | 16.6% |
| | 民間賃貸 | 17.5% | 29.0% | 28.0% | 18.9% | 6.6% |
| 神奈川県 | 公営住宅 | 1.6% | 5.0% | 17.3% | 39.8% | 34.1% |
| | 民間賃貸 | 9.8% | 18.3% | 29.5% | 25.7% | 16.7% |
| 愛知県 | 公営住宅 | 1.7% | 12.0% | 22.6% | 33.1% | 29.3% |
| | 民間賃貸 | 9.5% | 20.8% | 27.1% | 23.9% | 18.7% |
| 京都府 | 公営住宅 | 1.7% | 5.8% | 29.1% | 23.3% | 31.0% |
| | 民間賃貸 | 12.4% | 23.8% | 28.0% | 20.9% | 14.9% |

空家の状況

府内全賃貸住宅空家の内訳 (H20)

| 内訳 | 空家数 (万戸) | 空家率 (%) |
|-------|----------|---------|
| 賃貸用 | 38.6 | 19.7 |
| 売却用 | 3.9 | — |
| 2次的住宅 | 1.5 | — |
| その他 | 18.5 | — |
| 合計 | 62.5 | 14.4 |

府営・府公社の空家率 (H20)

| | 空家率 | 備考 |
|---------|------|-------|
| (大阪府営) | 4.1% | H21.3 |
| (大阪府公社) | 6.7% | H21.3 |

他県等の全賃貸住宅空家率 (H20)

| | 空家率 | 備考 |
|------|-------|--------|
| 東京都 | 13.8% | H20.10 |
| 大阪府 | 19.7% | H20.10 |
| 愛知県 | 16.0% | H20.10 |
| 兵庫県 | 19.8% | H20.10 |
| 神奈川県 | 16.1% | H20.10 |
| 福岡県 | 18.8% | H20.10 |
| 京都府 | 18.8% | H20.10 |
| 全国 | 18.7% | H20.10 |

※政策空家除く

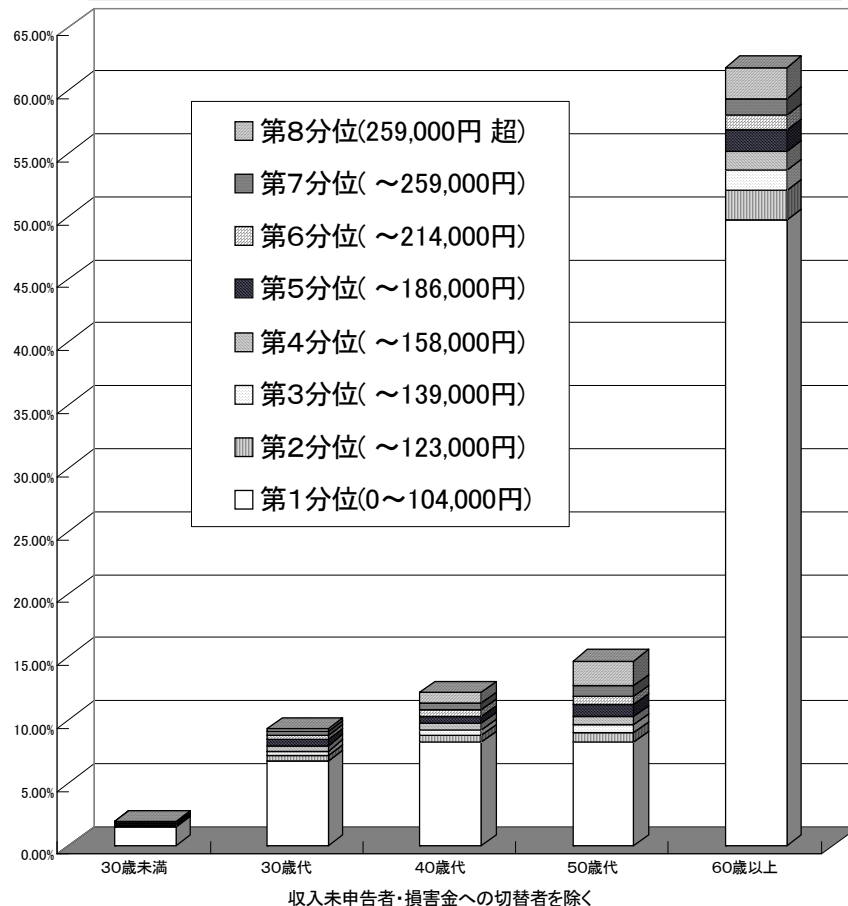
出典：平成20年度住宅・土地統計調査

府営住宅の現状(入居者の状況)

(2) 入居者の状況(H21. 4現在)

- ・60歳以上の世帯: 全体の約60%
- ・世帯所得が10万4千円/月額以下の世帯: 全体の約75%
- ・平均入居年数: 21. 9年
- ・応募倍率0.04倍~373倍と特定の住戸に偏った応募状況となっています。
- ・収入分位を基準とした家賃設定であるため、近傍家賃との格差があります。

府営住宅の年齢及び収入構成(世帯主)



府営住宅応募倍率の推移(総合募集)

| | 応募倍率 (下位) | 応募倍率 (上位) | 平均応募倍率 |
|--------|--------------|--------------|--------|
| 平成18年度 | 0.26 | 387.00 | 11.23 |
| 平成19年度 | 0.09 | 348.33 | 8.78 |
| 平成20年度 | 0.04 | 373.00 | 8.85 |

◆近傍同種家賃との比較

単位: 円

| 区分 | 住戸のタイプ | 府営住宅家賃 | | 近傍同種家賃 | |
|----------|--------------------|--------|----------|--------|-----------|
| 泉北ニュータウン | S52完成 高層14階 3DK | 20,400 | ~ 30,300 | 43,600 | ~ 45,000 |
| 都心部 | H12完成 高層11階 3DK | 41,200 | ~ 61,300 | 78,700 | ~ 104,700 |
| 郊外 | H14完成 高層7階 3DK | 29,000 | ~ 43,200 | 68,200 | ~ 96,500 |

〔近傍同種家賃とは〕(法16条2項)
大阪府が対象不動産(府営住宅)の基礎価格を求め、期待利回りを乗じて得た額に必要諸経費を加算するものです。
毎年度大阪府公報において公表しています。
また、収入超過者に対しては、近傍同種家賃を徴収することになります。

公営住宅経営のコストについて

- ◇ 府営住宅に係る建設費や維持管理費について他府県とコスト比較した場合、平均以下になっています。
- ◇ 直営部分に係る国の制度は一定整備されています。
- ◇ 地方財政制度上は、国庫補助と受益者負担で賄うことが前提とされていますが、実態は、府債元利償還金の増減幅が収支差額に大きく影響をするものであり、決算ベースの収支を見ても、平成19年度は赤字、平成20年度は黒字というように、年度ごとの収支にばらつきが見られます。

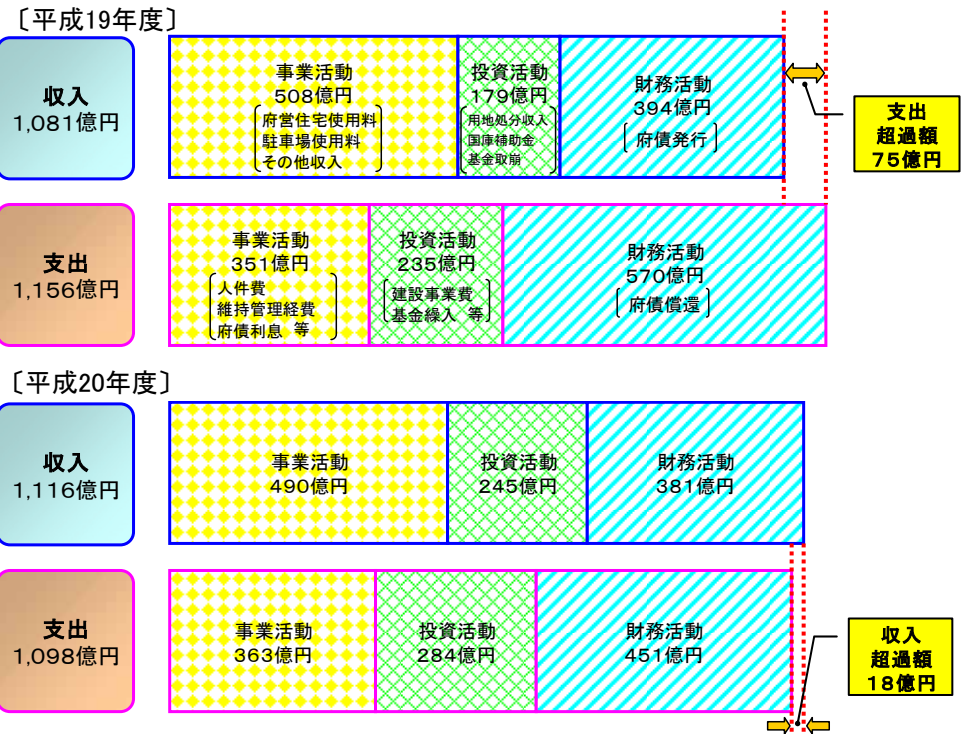
補助制度の内訳

| | 国庫 | 地方負担 | | 受益者負担 |
|--------------------|--------------------------|---|---|-------|
| | | 地方債 | 一般財源及び基金 | |
| 建設・建替事業 (PFI含む) | 45% | 55% <small>(充当率100%) 元利償還金に対して基準 財政需要額への算入なし</small> | | |
| 耐震改修事業 | 45% | 55% <small>(充当率100%) 元利償還金に対して基準 財政需要額への算入なし</small> | ※ | |
| 維持改善事業 | 大規模修繕 | 45% | 55% <small>(充当率100%) 元利償還金に対して基準 財政需要額への算入なし</small> | |
| | 小修繕 | | | 100% |
| 管理経費 | 住宅 | 45% | | 55% |
| | 駐車場 | | | 100% |
| 家賃対策補助 | 土地取得と同時建設 【20年】 | 45% | | 55% |
| | 建替え 【10年】 | 55% | | 45% |
| | 借上げ (共益費含む) 【借上期間】 | 50% | | 50% |
| 公債費 | | | | 100% |
| 職員人件費 | | | | 100% |

家賃対策補助・・・補助対象経費(近傍同種家賃一入居者負担基準額の差)
家賃対策補助に係る一般財源については基準財政需要額への算入あり

※現在は府営住宅整備基金にて対応

府営住宅の収支の状況



- ・事業活動・・・府営住宅事業本来の活動内容であり、使用料等の収入、および維持補修費等にかかる支出を示す。
- ・投資活動・・・固定資産の取得にかかる活動内容であり、国庫補助金等による収入、および固定資産の取得にかかる支出等を示す。
- ・財務活動・・・事業活動や投資活動を支えるための資金調達にあたる活動内容であり、府債の発行や償還を示す。

土地の利用状況

- ◇ 府営住宅は民間マンションに比べ、建ぺい率、容積率ともに低くなっています。
建設に際する緑地整備の条件や駐車場整備の形態の違いはあるものの、さらなる土地活用の観点での検討が必要です。

府営住宅の建設に係る規制など(抜粋)

土地に関する規制(建築基準法)

建ぺい率・・・敷地面積に対する**建築面積**の割合のことです。
敷地に対してどれくらいの規模の建物が建てられるかという割合のことで用途地域ごとに制限されています。
〈算出式〉 建ぺい率 = 建築面積 / 敷地面積

容積率・・・敷地面積に対する建物の**延床面積**の割合のことです。
敷地に対してどれくらいの規模(床面積)の建物が建てられるかという割合のことで、用途地域ごとに制限されています。
〈算出式〉 容積率 = 延床面積(床面積の合計) / 敷地面積
〔用途地域ごとの建ぺい率・容積率(例)〕
○第1種低層住居専用地域・・・建ぺい率50%、容積率100%
○第1種中高層住居専用地域・・・建ぺい率60%、容積率200%

建物に関する規制(建築基準法)

日影規制・・・ある一定の高さを超える中高層の建築物を対象として、冬至日の午前8時から午後4時の間に、用途地域ごとに定めた一定時間以上の日影を周辺に生じさせないよう規制することにより、周囲の日照を確保しようとするものです。
この日影規制は、地方公共団体が対象区域と日影時間を条例で定めることとされています。

絶対高さの制限・・・地面から建築物の一番高いところまでの高さを制限するものです。

斜線制限・・・建物の絶対高さではなく、建物の屋根の一部分などの高さを規制するものです。
北側斜線制限、隣地斜線制限、道路斜線制限の3種類があります。

民間マンションと府営住宅の用地利用比較(例示)

単位：%

| 用途地域 | 建築基準法 | | 民間マンション | | 府営住宅 | |
|--------------|-------|-----|---------|--------|------|-------|
| | 建ぺい率 | 容積率 | 建ぺい率 | 容積率 | 建ぺい率 | 容積率 |
| 第1種中高層住居専用地域 | 60 | 200 | 51.6 | 199.77 | 24.8 | 111.5 |

※民間マンション・・・民間事業者から聞き取り
府営住宅・・・H21基本設計実施団地のうち5団地の平均値
(数値は建替後のもの)

その他の規制(抜粋)

緑地の整備・・・府自然環境保全条例により、緑地整備が義務付けられています。府有施設については、敷地面積の20%以上の整備を求められるなど民間施設に比べて高い整備率の義務付けがあります。

駐車場設置・・・市の開発指導要綱等により住戸数に応じた整備台数が規定されています。

※立体駐車場 駐車場の立体化が建ぺい率、容積率に大きく影響します。府営住宅では、整備・更新・維持管理費用と導入した場合得られる用地の処分益とを勘案し、立体駐車場の導入を判断しています。

【主要分析事業】 2-⑥ 小中学校の適正規模(H22当初予算 336,958,340千円)

1. 事業目的・内容

◇ 公立小中学校の教職員の人件費については、市町村立学校職員給与負担法に基づき、府が負担しています。

(義務教育費国庫負担法により、給料等の1/3は国負担)

◇ また、教職員定数は、大阪府の府費負担教職員定数条例により定めています。定数は、標準法(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)によるほか、小学1・2年生の35人学級編制のため府の単独で教員の加配を措置しています。

・条例定数 小学校27,375人、中学校15,375人

(参考)公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

◇ 学級編制

- ・国は原則40人の標準(一学級の児童生徒数の標準)を設定
- ・都道府県(給与負担者)は域内の基準を設定・市町村は学級編制を実施

◇ 教職員定数

(1) 基礎定数

- ・学校数、都道府県全体の学級数に基づいて都道府県ごとの定数を算定
- ・都道府県が一定のルールにより教職員を配置

(2) 加配定数

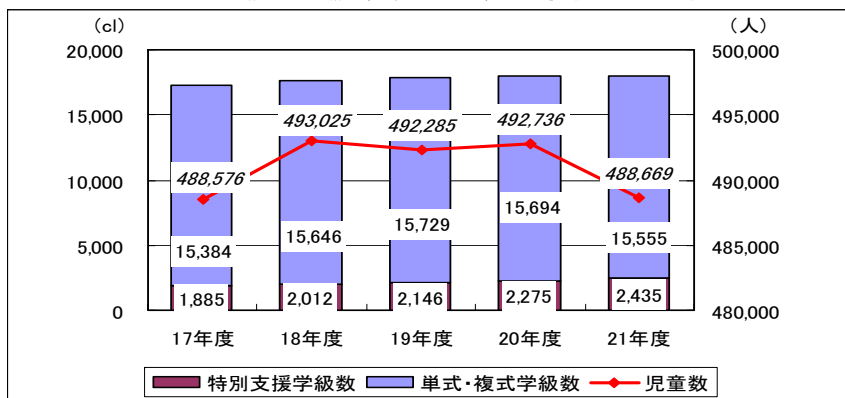
- ・教育上、特別配慮が必要な場合(少人数指導、いじめや不登校等)に対応するもの
- ・都道府県への配分...国は政令で定める基準に基づき、都道府県の申請を受けて児童生徒数等を考慮して定める

2. 現状分析

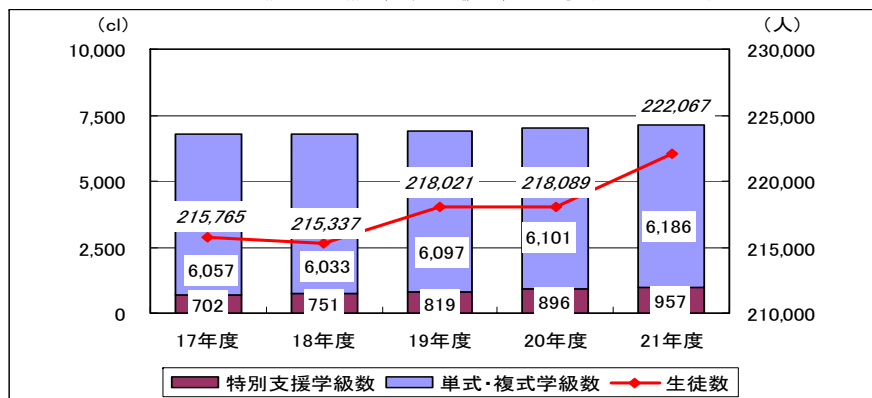
◇全国的には少子化の進行により、児童・生徒数は減少傾向にあります。大阪府では、小学校は平成21年度に減少に転じたものの、中学校では平成24年頃までは、増加が続く見込みです。

◇学級数は、児童・生徒数の動きに連動して、全国よりも増加率は高く推移しています。特に、特別支援学級の増加率は高く、学級数計では全国との差は3～4ポイント、支援学級は7～10ポイント全国より高くなっています。

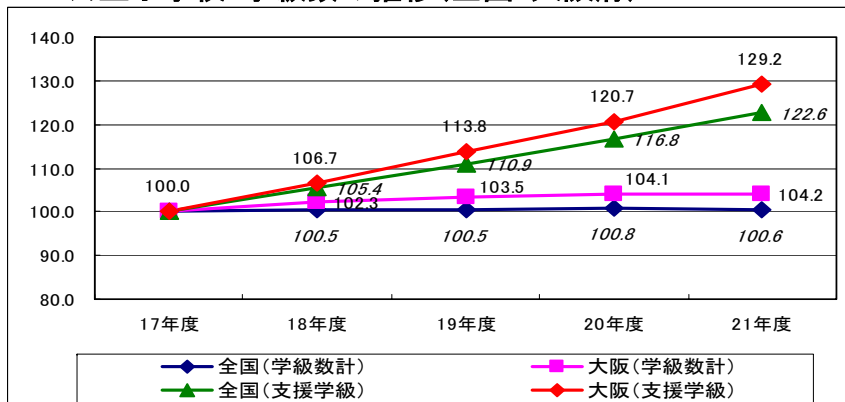
公立小学校：学級数、児童数の推移(大阪府)



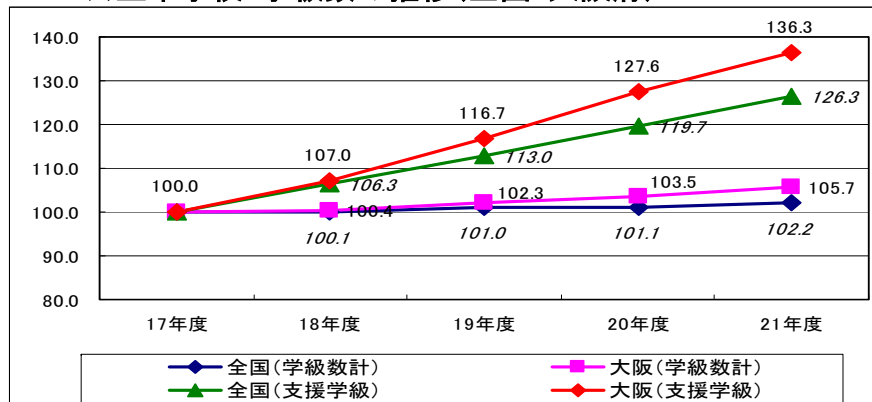
公立中学校：学級数、生徒数の推移(大阪府)



公立小学校：学級数の推移(全国・大阪府) H17=100



公立中学校：学級数の推移(全国・大阪府) H17=100



◇学校教育法施行規則では、学校あたりの学級規模は12～18クラスが標準とされていますが、全国的に小規模化しており、大阪府では、12クラス未満の学校が小学校で16.3%、中学校で24.8%となっています。

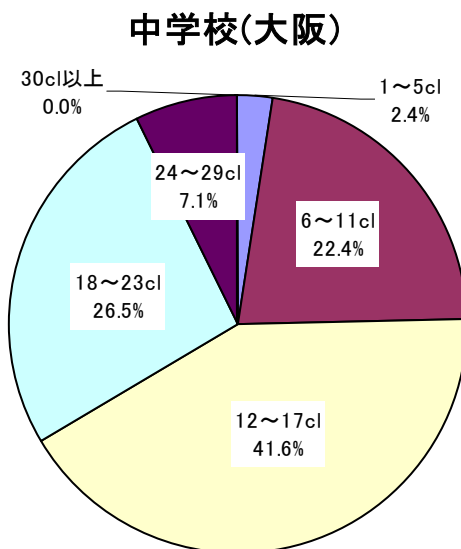
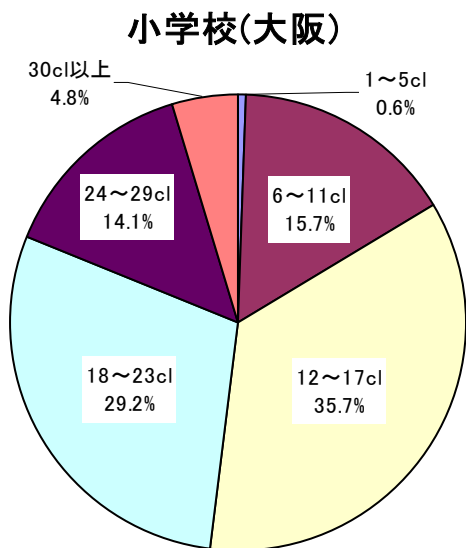
◇また、1校あたりの学級数(大阪府)は、小学校で17.6クラス、中学校で15.4クラスと、いずれも全国より4～5クラス多くなっていますが、府内市町村間では、ばらつきがあります。

◇本務教員1人あたりの児童生徒数(大阪府)は、小学校で18.16人、中学校で15.23人となっています。

府内公立学校 1校あたり学級数・本務教員1人あたり児童生徒数(21年度)

| | 1校あたり学級数 | | 本務教員1人あたり児童生徒数 | |
|-------|----------|------|----------------|-------|
| | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 |
| | (CL) | (CL) | (人) | (人) |
| 全国公立計 | 12.5 | 11.2 | 16.57 | 13.93 |
| 府内計 | 17.6 | 15.4 | 18.16 | 15.23 |
| 大阪市 | 15.3 | 14.2 | 17.25 | 14.52 |
| 堺市 | 18.3 | 15.7 | 19.01 | 15.76 |
| 岸和田市 | 19.4 | 17.8 | 18.86 | 15.73 |
| 豊中市 | 19.6 | 17.6 | 18.68 | 15.25 |
| 池田市 | 19.9 | 15.8 | 17.16 | 14.89 |
| 吹田市 | 20.8 | 15.9 | 19.79 | 16.03 |
| 泉大津市 | 24.1 | 23.7 | 20.24 | 17.57 |
| 高槻市 | 18.3 | 16.2 | 17.48 | 15.15 |
| 貝塚市 | 21.8 | 17.6 | 18.99 | 15.38 |
| 守口市 | 16.6 | 14.2 | 17.77 | 14.41 |
| 枚方市 | 19.0 | 17.6 | 19.70 | 16.78 |
| 茨木市 | 19.4 | 14.7 | 17.94 | 15.78 |
| 八尾市 | 19.9 | 15.3 | 18.60 | 15.78 |
| 泉佐野市 | 18.5 | 17.2 | 18.54 | 16.85 |
| 富田林市 | 16.7 | 15.1 | 17.82 | 15.42 |
| 寝屋川市 | 20.9 | 16.6 | 18.63 | 16.07 |
| 河内長野市 | 16.7 | 13.4 | 18.16 | 14.54 |
| 松原市 | 18.4 | 17.0 | 18.09 | 15.23 |
| 大東市 | 19.3 | 13.6 | 17.99 | 14.59 |
| 和泉市 | 21.5 | 17.4 | 19.35 | 16.18 |
| 箕面市 | 20.8 | 14.7 | 17.46 | 14.35 |
| 柏原市 | 15.0 | 12.2 | 17.53 | 13.77 |
| 羽曳野市 | 18.6 | 17.0 | 19.26 | 16.39 |
| 門真市 | 18.1 | 16.7 | 17.45 | 15.03 |
| 摂津市 | 18.5 | 14.0 | 16.96 | 14.50 |
| 高石市 | 20.0 | 16.3 | 18.74 | 15.86 |
| 藤井寺市 | 19.3 | 18.0 | 19.44 | 16.28 |
| 東大阪市 | 18.7 | 15.9 | 18.95 | 15.08 |
| 泉南市 | 15.1 | 15.3 | 17.94 | 15.70 |
| 四條畷市 | 20.4 | 13.8 | 19.04 | 14.87 |
| 交野市 | 17.8 | 18.0 | 19.16 | 17.70 |
| 大阪狭山市 | 17.1 | 16.7 | 18.74 | 15.10 |
| 阪南市 | 11.3 | 11.6 | 16.39 | 13.77 |
| 島本町 | 17.0 | 16.0 | 14.98 | 11.79 |
| 豊能町 | 12.0 | 11.5 | 11.50 | 12.30 |
| 能勢町 | 6.8 | 9.0 | 6.88 | 9.13 |
| 忠岡町 | 21.0 | 16.0 | 19.38 | 15.50 |
| 熊取町 | 20.0 | 14.0 | 20.85 | 15.20 |
| 田尻町 | 19.0 | 8.0 | 19.75 | 11.11 |
| 岬町 | 9.3 | 14.0 | 14.06 | 14.43 |
| 太子町 | 18.0 | 16.0 | 19.06 | 15.25 |
| 河内町 | 9.4 | 16.0 | 12.13 | 16.40 |
| 千早赤阪村 | 7.0 | 6.0 | 10.46 | 8.13 |

公立小中学校:学級規模別内訳(21年度)



3. 課題

- ◇ 大阪府では、全国的な少子化傾向の中で、近年は児童生徒数が増加してきましたが、小学校では平成20年度をピークに減少に転じており、また、中学校でも1～2年のうちに減少に転じる見込みであり、今後さらに小規模化が進むことが予想されます。
- ◇ 教職員の基礎定数は、学校毎の学級数に基づき算定されますが、校長や養護教諭等は学校規模に関わらず置かなければならないことから、統廃校せず、現在の学校数を維持する場合はこれら教職員の人件費負担がかかります。
- ◇ また、人件費負担の面だけでなく、すでに、小学校では、1学年が1クラスという学校も多く、互いに切磋琢磨する機会が少なくなり、子どもの社会性が育ちにくいなどの課題も指摘されていることから、適正規模についての検討が必要と考え、平成21年度から市町村教育委員会との連絡会を開催しているところです。
- ◇ しかしながら、学校の設置権限は市町村にあることから、市町村と十分に協議し、学校教育活動の活性化や学習環境の整備等という観点から、地域の実情に応じた学校統廃合の促進や小規模校の活性化など学校規模の適正化が求められます。

【主要分析事業】3-① 小規模事業対策費（H22当初予算 19.6億円）
経営力向上緊急支援事業<新規>（H22当初予算 6,060万円）

1. 事業目的・内容

府内商工会・商工会議所及び大阪府商工会連合会と連携し、経営基盤が脆弱な小規模企業が経営の安定・改善・革新に向けた取組ができるよう支援するとともに、まとまりとしての地域産業の活性化を目指します。
 また、中小企業診断士等の民間専門家を府から直接派遣する「経営力向上緊急支援事業」を新設し、商工会等と民間専門家が、小規模事業者の発展のために、良い意味で競い合える環境をつくっています。

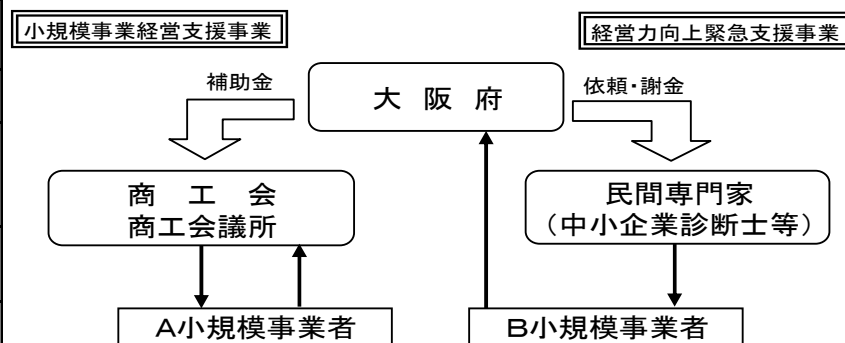
2. 現状分析

◇ 他府県では商工会等への人件費補助と事業費補助とを併用していますが、本府は事業費補助への転換を図っています。

小規模事業対策費の推移

| | 事業費 (百万円) | 事業費の縮減状況 | 事業スキーム の見直し等 |
|-------|--------------|-----------------------------|--|
| 19 当初 | 2,583 | | |
| 20 本格 | 2,215 | 【財プロ案】 人件費 ▲12%、事業費 ▲20% | ・人件費補助 から事業費補助 転換 ・事業目標を設定し、第三者委員会により PDCA サイクル を導入 |
| 21 当初 | 2,067 | 【財プロ案】 全事業費 ▲15 % | |
| 22 当初 | 1,963 | 対前年度比 ▲ 5% | ・別途、経営力向上緊急支援事業を創設(61百万円) |

エンドユーザー(小規模事業者)が選択できる制度の創設



◇ 大阪府の相談事業の実績(20年度)を見てみると、窓口相談では、全小規模事業所数の約15%の事業所が利用されており、1事業所あたり平均2回の相談を受けたこととなります。

小規模事業利用実績(事業所数・相談件数)【大阪府】

| | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
|--------------|------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | | | 12月末 | 計画 |
| 相談件数 | 巡回相談 | 69,364 | 80,486 | 48,771 | 61,464 |
| | 窓口相談 | 79,035 | 100,209 | 65,366 | 77,850 |
| 制度を利用した事業所の数 | 巡回相談 | 31,775 (10%) | 43,898 (14%) | 32,515 (11%) | - |
| | 窓口相談 | 33,593 (11%) | 44,439 (15%) | 34,393 (11%) | - |
| 全小規模事業所数 | | 303,223 (100%) | 303,223 (100%) | 303,223 (100%) | 303,223 (100%) |

※ 巡回相談利用企業と窓口相談利用企業の重複有。
 小規模事業者数は平成18年事業所・企業統計調査から集計。
 21年度の事業計画段階では、相談事業所数を把握していない。

3. 課題

◇ これまでの事業効果の分析や、新たに実施する「経営力向上緊急支援事業」との比較検証等を行い、エンドユーザーである小規模事業者の発展にとって、より効果的な事業内容とするための検討が必要です。

【主要分析事業】3-② 警察職員待機宿舎（H22当初予算 3,124千円）

1. 事業目的・内容

【位置づけ】 待機宿舎＝大規模災害等発生時に大量の警察職員を確保するための主要な施設

【目的】 災害警備体制の確立

【具体的な役割】 緊急交通路の確保（通行禁止など）、住民への避難指示、被害情報収集・伝達、犯罪予防、被災者救出

2. 現状分析

◇ 大規模災害発生時に待機宿舎の居住者は「待機宿舎部隊」として部隊編成され、災害警備活動に従事

◇ 待機宿舎の現状： 3,341室、入居率： 13.6%～98.6%、警察官以外の一般職員も居住、入居義務あり、警察職員としての行動制限は自宅も宿舎も同じ

※ 知事部局、教育委員会では職員用宅舎はH16年度末で廃止

◇ 使用料はほぼ他府県なみの水準

宿舎使用料（円/月）

| | |
|-------|--------------|
| 世帯用宿舎 | 4,704～39,800 |
| 単身寮 | 1,786～19,800 |

3. 課題

緊急事態への対応に関して、府内居住の警察官の参集による方式や、府営住宅の空室の活用により確保する方式など、宿舎整備以外の方式についても、支障の有無や財政負担の比較検討が必要です。

整備を進める場合は、必要規模、整備手法（PFI方式など）の検討が必要です。

使用料は、一律の料金とせず、減価償却による格差や利便性など民間準拠の料金設定等を踏まえ、あるべき料金設定について検討が必要です。

【主要分析事業】 3 - ③ 市町村振興補助金（H22当初予算 10億円）

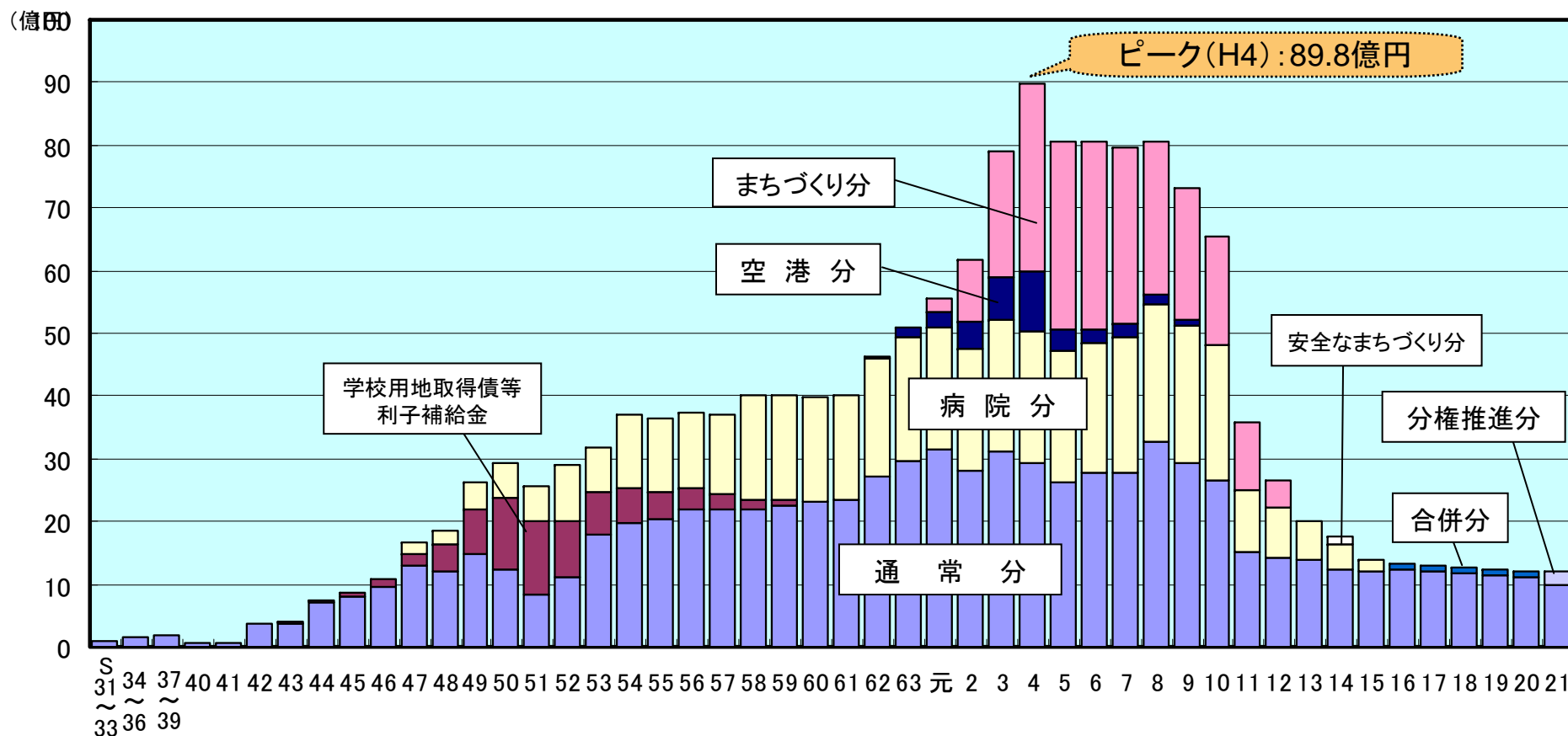
1. 事業目的・内容

- ◇ 市町村の自律化に向けた体制整備や行財政基盤の強化への取組みを支援するために、府内の各市町村の取組みの成果に基づいて補助金を交付する事業です。（※ 平成22年度制度見直し）
- ◇ 具体的には、毎年度、広域連携、定員管理、財政健全化策、経費削減など、市町村の自律化に資する「算定項目」を選定し、その成果に基づいて各市町村への補助金の上限額を算出します。
- ◇ なお、透明性を高めるとともに、市町村の取組みをさらに促す観点から、その年度の算定項目を事前に市町村に提示します。
- ◇ 補助対象事業は、自律化に向けた事業であれば、原則として市町村の裁量に任せます。

（参考）制度の沿革（概要）

- ・ 創 設 : 昭和40年度（前身の「新市町村建設促進補助金」は31年度創設）
- ・ 内 容 : 通常分に加え、病院分（S47～H15）、空港分（S62～H9）、まちづくり分（H元～12）、合併分（H16～20）、分権推進分（H21のみ）など
- ・ 補 助 額 : 次頁＜補助金額の推移＞のとおり

＜補助金額の推移＞



- 制度創設から45年（前身の制度創設からは55年）が経過していますが、その時期の政策目的によって、病院分やまちづくり分などが導入されてきました。
- 補助金額は、平成4年度の89.8億円をピークに減少してきており、平成22年度当初予算案では、通常分10億円のみとなっています。（※「分権推進分」は、新たに「権限移譲推進特別交付金」に改編）

2. 現状分析

◇ 他府県と比較すると、府の予算規模は、京都府、神奈川県に次ぐ第3位です(人口1人当たりでも同様)。

| | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|-------------|-----------|------|-----------|--------|---------|-----------|---------|--------|--------|--------|
| 補助金総額(千円) | 1,200,000 | 制度なし | 1,250,000 | 30,000 | 253,000 | 1,800,000 | 100,000 | 30,000 | 10,000 | 37,408 |
| (人口1人当たり・円) | 138 | 0 | 141 | 8 | 35 | 704 | 18 | 41 | 12 | 7 |

◇ 全国的には、予算額や対象団体、補助対象などに差異はあるものの、47都道府県中36都道府県が同種の補助制度を有しています。(「地方行財政調査会」調べ・平成21年度)

(参考) 予算額(21年度)の多い都道府県

| | | |
|-------------------------|---|------------------|
| 1位 東京都(東京都市町村総合交付金) | … | 425億円 |
| 2位 北海道(地域政策総合補助金) | … | 31億6千万円 |
| 3位 埼玉県(埼玉県ふるさと創造資金) | … | 31億2千万円 |
| 4位 京都府(京都府市町村未来づくり交付金) | … | 18億円 |
| 5位 神奈川県(市町村振興メニュー事業補助金) | … | 12億5千万円 |
| 6位 大阪府(大阪府市町村振興補助金) | … | 12億円(うち分権推進分2億円) |

3. 課題

現在進めている『大阪版“地方分権改革”』を実現するためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の行財政基盤の強化・充実は不可欠であり、府として、これを支援していくことは重要な課題です。

補助金の目的を踏まえ、市町村がどのような状態になれば「自律した」といえるのか、“ゴール”の明確化について検討が必要です。

制度創設から半世紀が経過し、地方分権・地域主権が進展する中、法律上「対等・協力」とされている都道府県と市町村の関係を踏まえると、今後も無期限に財政的な支援を続けることには問題があると考えます。自律化に向けた体制整備や行財政基盤の強化は、補助制度がなくても、市町村が自ら考え、取り組んでいくべき課題と思われます。

【主要分析事業】 3 - ④ 市町村施設整備資金貸付金（H22当初予算 20億円）

1. 事業目的・内容

◇ 市町村の公共施設の整備にかかる臨時的な財政需要をサポートするため、府が独自資金を貸し付けることによって地方債制度を補完(※)する制度です。

(※) 地方債制度の補完

- ・ 市町村が地方債を起すには、都道府県知事の許可が必要でした（～平成17年度。現在は、事前に都道府県知事の同意を得る「協議制」に移行しています）。
- ・ 許可（同意）に当たっては、国が用意する貸付資金の上限や、国の定める許可（同意）基準があるため、事業費に対して地方債の発行が認められる額がきわめて少なく、その不足額を税などの一般財源で補わざるを得ない場合があります。
- ・ そこで、府が独自の資金を貸し付けることによって、市町村の公共施設整備等の円滑な実施をサポートしています。

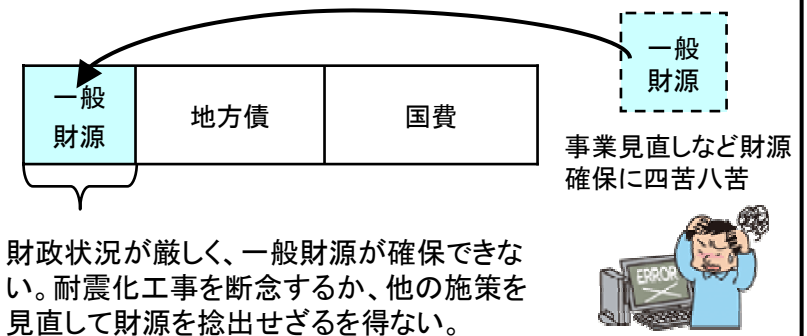
◇ 貸付条件

- ・ 利率 …… 貸付日の政府資金と同率
 - ・ 期間 …… 5～25年以内（据置期間0～5年）
- ※ 対象施設の種別による

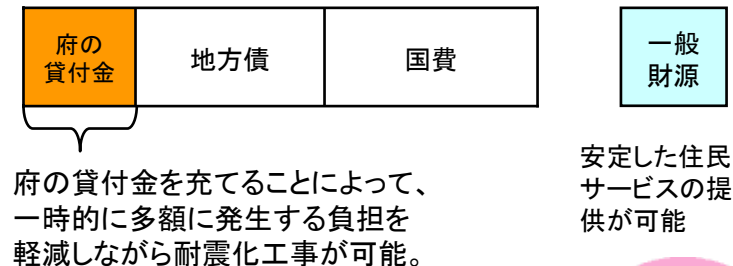
◇ 財政再建プログラム（案）に基づき、事業の緊急性や財政状況などを総合的に考慮し、重点化を図ることをしています（平成21年度～。なお、20年度は貸付休止）。

○ 学校耐震化工事を例にとると…

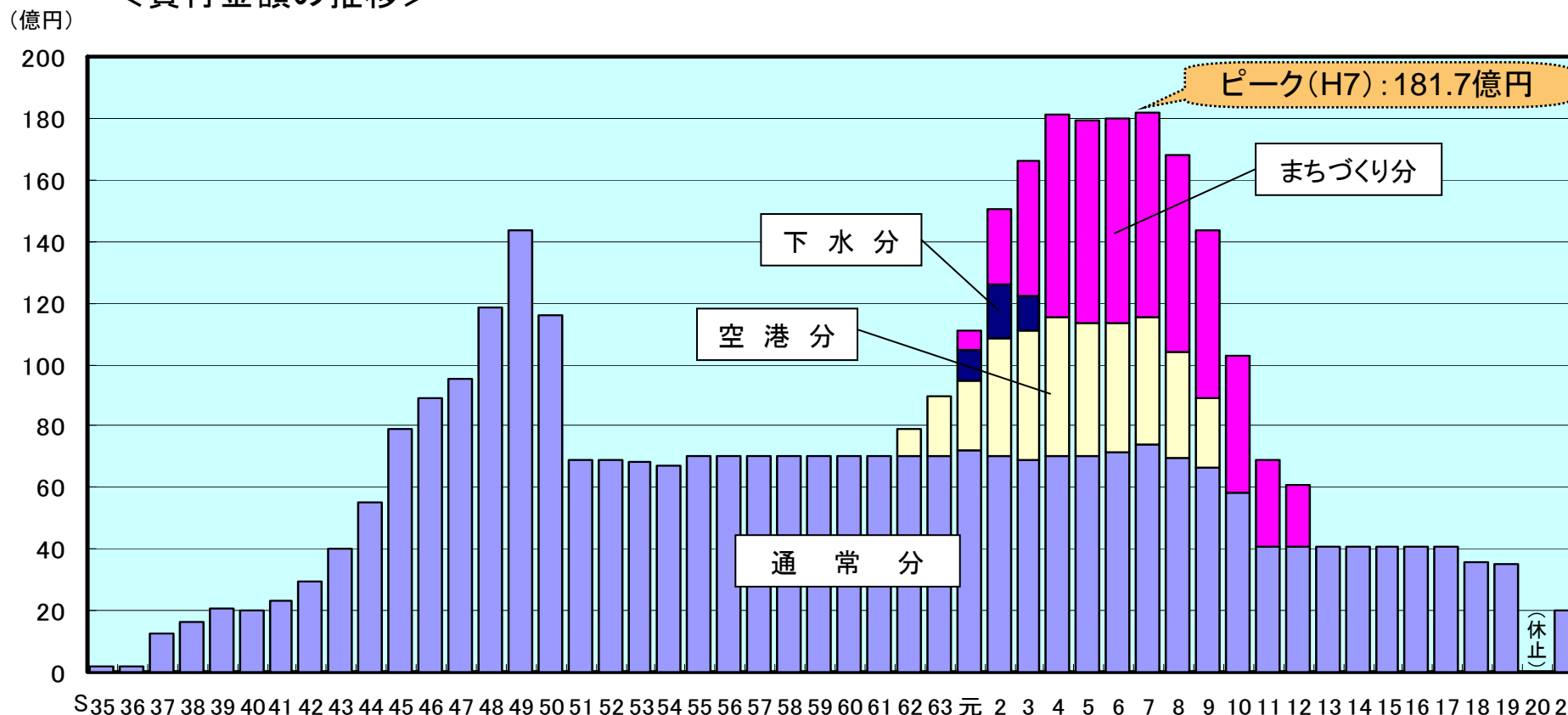
<府貸付金がない場合>



<府貸付金がある場合>



<貸付金額の推移>



- 制度創設(昭和35年度)以来、市町村振興補助金とも連携しつつ、その時期の市町村の抱える課題に対応するため、対象事業の拡充やまちづくり分などの導入、健全化計画の実行を条件とした借り換えによる金利軽減措置などを行ってきました。
- 貸付金額は、平成7年度の181.7億円をピークに減少してきており、平成22年度当初予算では20億円となっています。

2. 現状分析

◇ 他府県と比較すると、府の予算規模は、10府県中、第6位です(人口1人当たりでは第7位に下がります)。

| | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 貸付総額(千円) | 2,000,000 | 2,500,000 | 5,300,000 | 400,000 | 600,000 | 1,000,000 | 1,065,000 | 2,500,000 | 2,300,000 | 5,916,300 |
| (人口1人当たり・円) | 231 | 2,235 | 599 | 106 | 83 | 391 | 191 | 3,435 | 2,872 | 1,176 |
| 備 考 | | 無利子貸付制度あり | | 貸付対象を空港関連、地震防災対策事業に限定 | | 無利子貸付制度あり | | 無利子貸付制度あり | 無利子貸付制度あり | 無利子貸付制度あり |

◇ 全国的には、予算額や貸付対象団体、対象事業、貸付条件などに差異はあるものの、47都道府県中45都道府県が市町村向けの貸付制度を有しています。(「地方行財政調査会」調べ・平成21年度)

◇ 現在の府の貸付条件は、政府資金と同一としていますが、無利子貸付をはじめ、政府資金よりも低利な貸付制度を有している都道府県が多数あります。

【参考】 無利子貸付制度をもつ都道府県数 …… 24団体
政府資金よりも低利の貸付制度をもつ都道府県数 …… 31団体

3. 課 題

近年、地方債の資金は民間資金の比率が上がってきていますが、昨今の金融情勢のもと、銀行等から、政府資金の金利(=府貸付金の金利)の2倍近い利率で借り入れざるを得ない市町村が存在しています。

(なお、一般の市町村は、市場から資金を調達する府と違い、大半は金融機関との個別交渉によって借入条件を決定します。そのため、必ずしも財政状況などが反映された金利とはなりません。)

制度創設時期と比較すると、

- ・ 地方債の種類、対象事業の範囲や充当率(自治体の負担額のうち、何%まで地方債を充てることのできるかという割合)などについて、国の地方債制度が充実してきたこと。
- ・ 地方分権・地域主権の観点から、自らの財源は、自らの責任で調達することがより一層求められること。などから、府貸付金の意義・必要性は、相対的に低下しているものと考えられます。

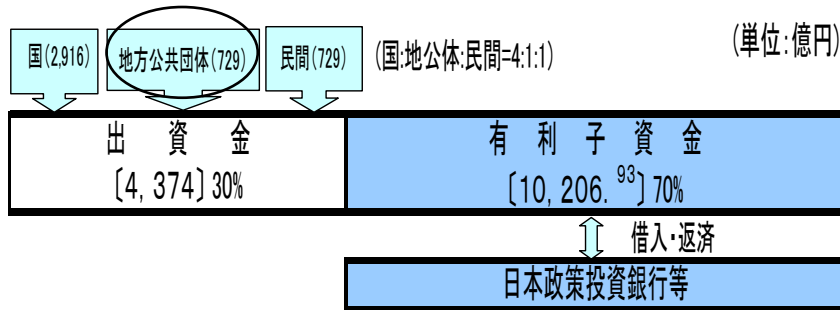
【主要分析事業】 3-⑤ 関西国際空港建設事業費(H22当初予算 5億6,400万円)

1. 事業目的・内容

◇ 関空の建設事業を推進するため、関西国際空港(株)に対して出資・無利子貸付を行うとともに、府債の償還等を行います。

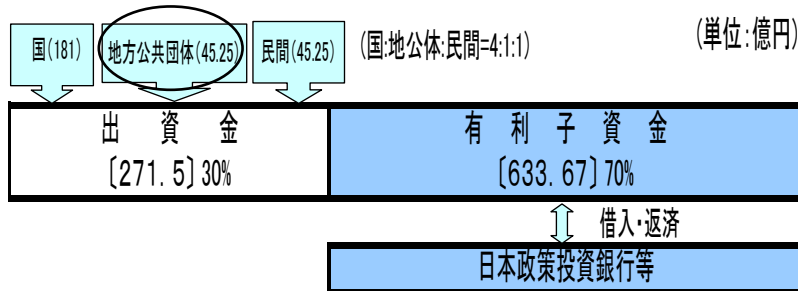
1 期 事 業 の 事 業 ス キ ーム

(総事業費1兆4,580.93億円)

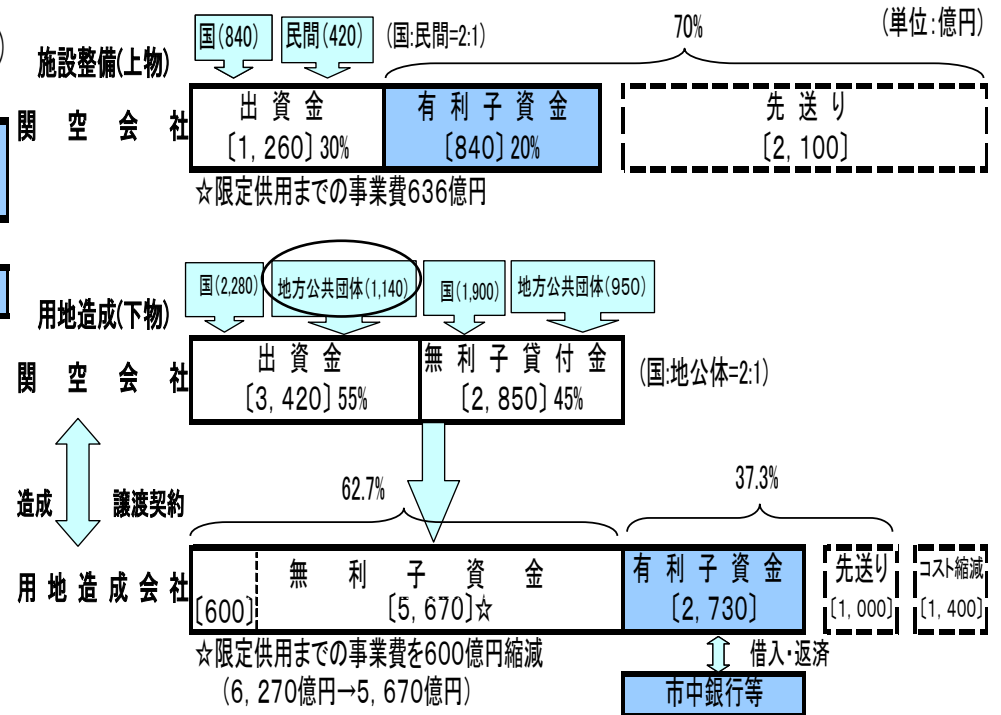


■1 期 パート2 事 業 の 事 業 ス キ ーム

(総事業費905.17億円)



■2 期 事 業 の 事 業 ス キ ーム [平成13年8月見直後]



※ 大阪府は、地方公共団体負担のうち50.58%を負担しています。

2. 現状分析

- ◇ 大阪府は、関西国際空港の建設事業について、これまでに関西国際空港(株)に対し、21年度までに約1,400億円を支出しています。
- ◇ 支出の内訳は、出資金895億円と無利子貸付金498億円です。なお、貸付期間は40年(10年据置)となっており、平成18年度から順次償還が始まっています。
- ◇ 府債の発行、償還金を含め、関西国際空港関連事業特別会計で予算化しており、府債の22年度末残高見込額は約951億円です。

■ 関西国際空港事業の事業費について

| | H 2 1 年度までの事業費 | | | | | | H 2 2 年度当初予算 | | | 残事業費 | | |
|---------------|----------------|----------------|---------|----------|----------|-----------|--------------|-------------|-------|-------------|-------------|----------|
| | 1 期 事 業 | 1 期パート 2 事業 | 2 期 事 業 | | | 合 計 | 2 期 施設整備 | 2 期 用地造成 | 合 計 | 2 期 施設整備 | 2 期 用地造成 | 計 |
| | | | 施設整備 | 用地造成 | 計 | | | | | | | |
| 事業費 | 14,580.93 | 905.17 | 623.1 | 8,403.26 | 9,026.36 | 24,512.46 | - | 35.10 | 35.10 | 3,576.90 | 1,596.74 | 5,173.64 |
| 関西国際空港(株) | 10,206.93 | 633.67 | 126.5 | - | 126.5 | 10,967.10 | - | - | - | 2,813.50 | - | 2,813.50 |
| 関西国際空港用地造成(株) | - | - | - | 3,028.16 | 3,028.16 | 3,028.16 | - | 35.10 | 35.10 | - | 701.84 | 701.84 |
| 民間 | 729 | 45.25 | 174 | - | 174 | 948.25 | - | - | - | 246 | - | 246 |
| 国 | 2,916.00 | 181 | 322.6 | 3,583.40 | 3,906.00 | 7,003.00 | - | 23.4 | 23.4 | 517.4 | 596.6 | 1,114.00 |
| 地方公共団体 | 729 | 45.25 | - | 1,791.70 | 1,791.70 | 2,565.95 | - | 11.7 | 11.7 | - | 298.3 | 298.3 |
| うち大阪府 | (出資金) | (出資金) | | (出資金) | (出資金) | (出資金) | | (出資金) | (出資金) | | (出資金) | (出資金) |
| (割合 50.58%) | 368.92 | 22.9 | | 503.51 | 503.51 | 895.33 | | 5.64 | 5.64 | | 67.3 | 67.3 |
| (~ 47.42%) | | | | (貸付金) | (貸付金) | (貸付金) | | | | | (貸付金) | (貸付金) |
| | | | | 498.39 | 498.39 | 498.39 | | | | | 90.62 | 90.62 |

【主要分析事業】 3-⑥ 子ども手当(H22年度創設)

1. 事業目的・内容

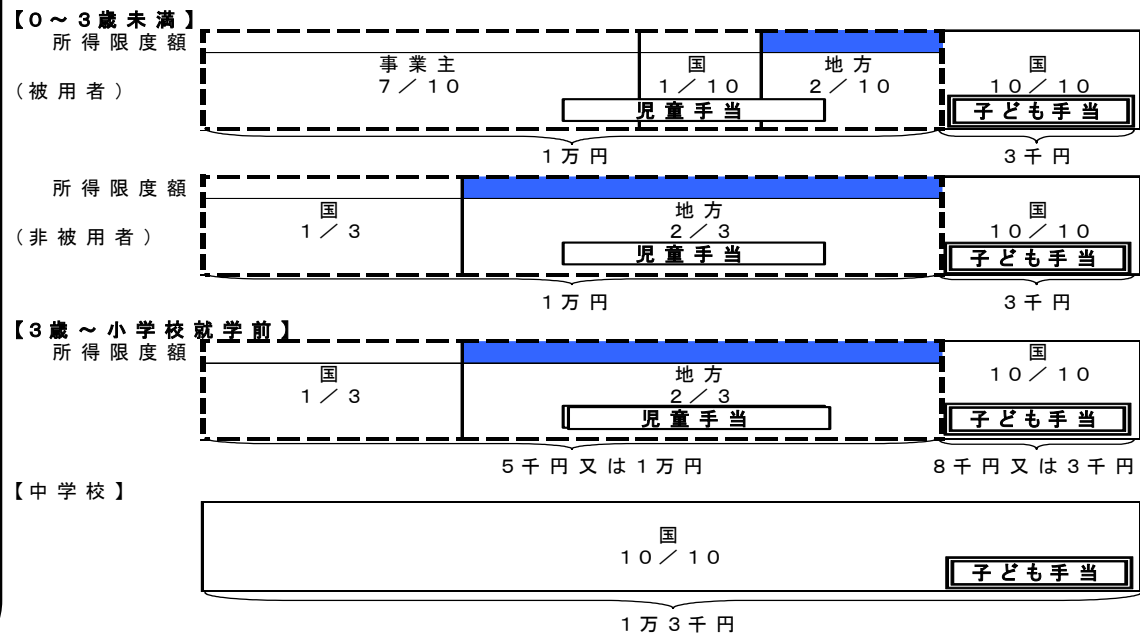
◇ 子育て世帯に手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的にしています。

(1) 対象者:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) H22年度分の暫定措置

- ① 子ども手当と児童手当を併給して、合わせて一人につき月額13,000円を支給
- ② 子ども手当は全額国庫負担、児童手当は国、地方、事業主が負担

平成22年度 子ども手当(イメージ図)



2. 課題

22年度は暫定的に地方負担が生じることとなりましたが、23年度以降の費用負担のあり方は、改めて議論することになっています。

本来、手当は、国が全国一律に現金を支給する制度であり、その費用は地域主権の観点から国が全額負担することを求めるとともに、子育て施策にかかる役割分担の検討が必要です。

(4) 公共施設(インフラ)関連

I. 分析比較手法

府民生活や産業活動の基礎となる公共施設であるインフラ 関連(普通建設事業費、土木費、道路、河川、公園、下水道、港湾、公営住宅)について、それぞれストックの状況比較(整備率など)やこれまでの事業費比較などを行っています。

II. 分析比較結果・課題(まとめ)

普通建設事業費関連

過去20年間の総額は、約7兆8千億円と兵庫・愛知県に次いで多いものの、歳出総額に占める割合は15.4%で最も低くなっています。

土木費

過去20年間の事業費総額は、兵庫県に次いで多いものの、歳出全体に占める割合は2番目に低くなっています。

道路関連

道路の整備率と一人あたり事業費は、調査府県で8番目と低い一方で、この20年間の進捗率は3番目に高く、道路整備の進捗を図ってきました。今後は、橋梁の高齢化などの進展に伴い維持管理・補修事業費が増加が見込まれることから、建設と維持管理・補修の最適配分の検討が必要です。

河川関連

20年間で調査府県の中で最も事業費を投じ、この結果、時間雨量50mm相当に対する河川改修率が9割に近い状況です。

今後は、より優先箇所を絞り整備を行うとともに、将来の維持管理・補修も見据えながら、事業推進の検討が必要です。

公園関連

府民一人当たりの面積は、調査府県平均に比べ低く、またこの20年間の伸び率も低いものの、府県域の総面積に占める割合は高い状況です。今後の整備は、財政状況を踏まえながら、進めていくことが必要です。

流域下水道関連

他府県よりも高い人口普及率と、財政状況に鑑み、今後の維持管理のあり方も含め整備計画を検討する必要があります。また、汚水及び雨水事業における市町村との財源割合について、府と異なる割合を用いている府県もあり、これを踏まえ、改めて負担割合を点検することが必要です。

港湾関連

過去20年間、港湾取扱貨物量は、ほぼ変わらず事業費も他府県と比べ相対的に低く、維持管理事業の割合が高くなっている傾向が見受けられます。

その中で重要港湾の取扱貨物量は20年前に比べ減少しており、その回復のための方策について検討が必要です。

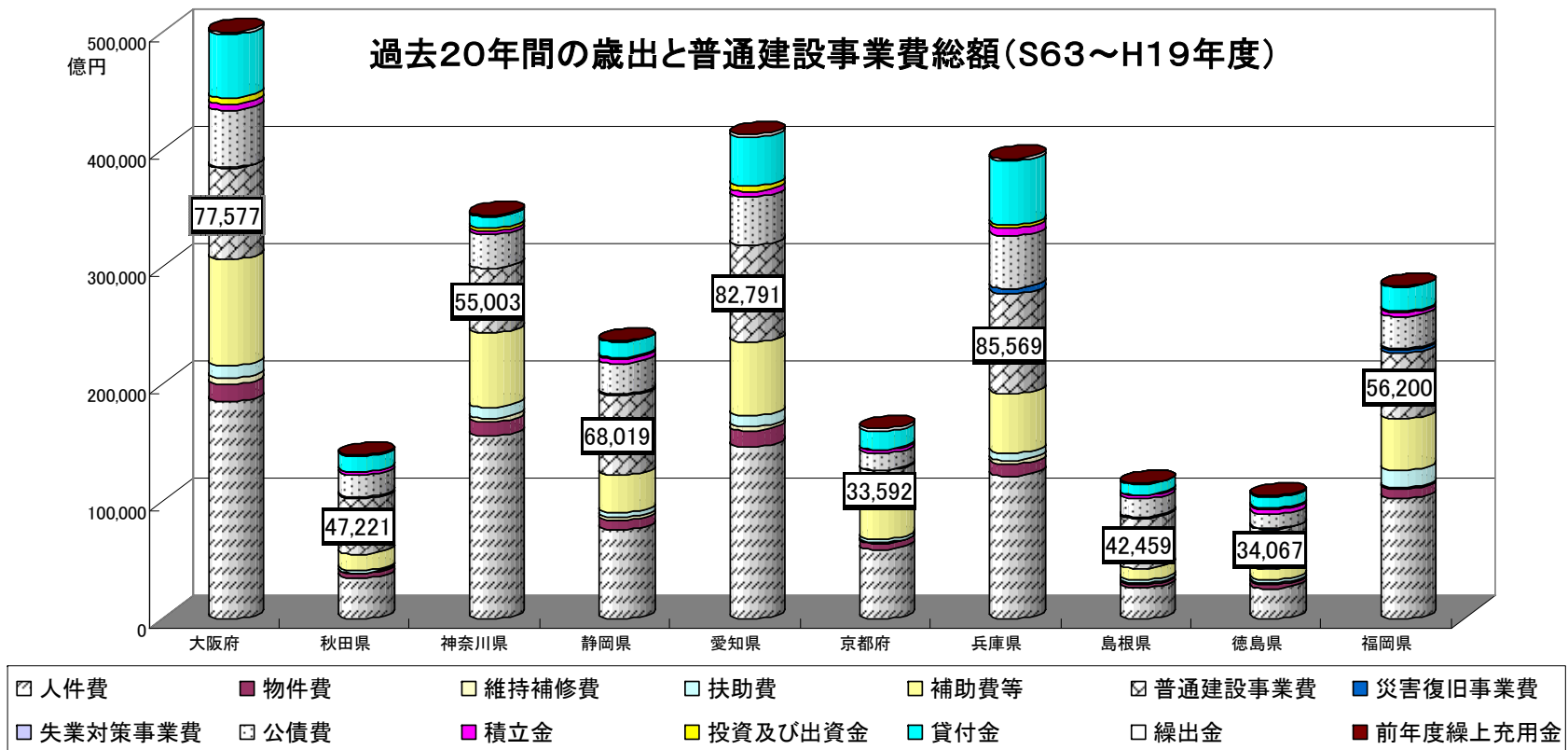
公営住宅関連

府営住宅関連の総資産額は住民一人あたりで比較すると、資産額(197千円)及び起債残高(38千円)とも調査府県の中で最も多い状況です。今後、ストック活用やまちづくりの観点から、府営住宅のあり方について検討が必要です。

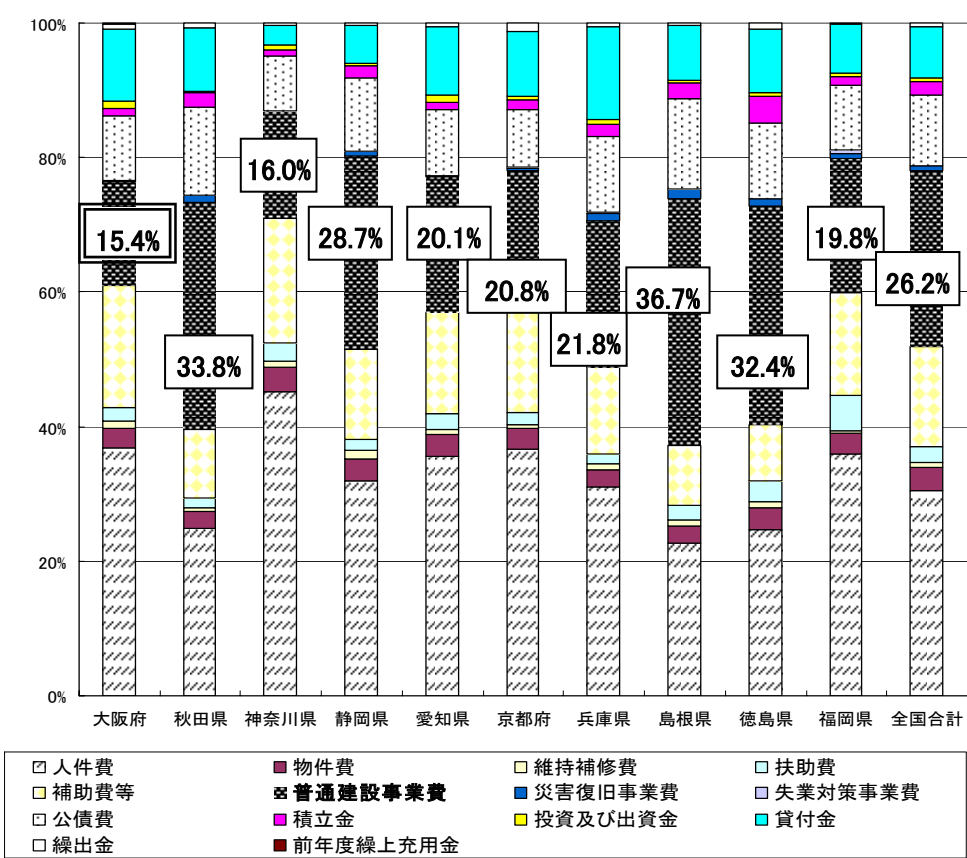
① 普通建設事業費関連

■ 過去20年間の公共施設への投資額比較

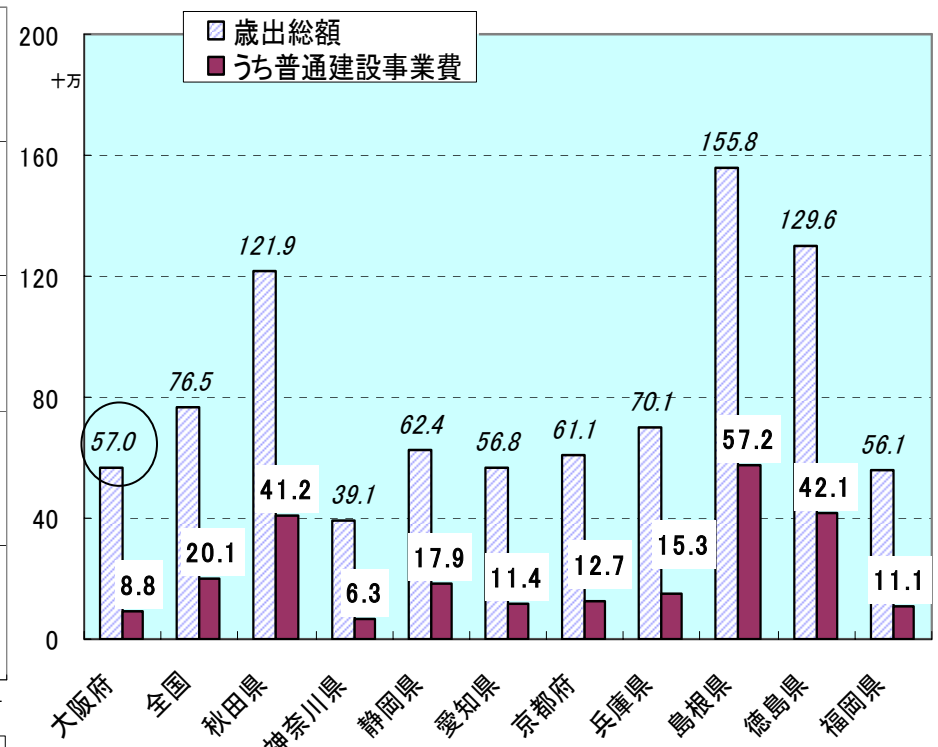
- ◇ 過去20年間の歳出総額(昭和63～平成19年度)のうち、公共施設費である普通建設事業費の総額を見ると、府は約7兆8千億円と兵庫県、愛知県に次いで多く、一方で、歳出総額に占める割合は、15.4%と最も低くなっています。
- ◇ 人口一人当たりの額を比較すると歳出総額では、57万円と神奈川県、福岡県に次いで低く、うち普通建設事業費の額は8.8万円と神奈川県に次いで低くなっています。



歳出総額に占める普通建設事業費の割合
(S63～H19年度)【20年間】



人口一人当たり歳出総額及び普通建設事業費の額
(S63～H19年度)【20年間】



出典: 決算統計資料

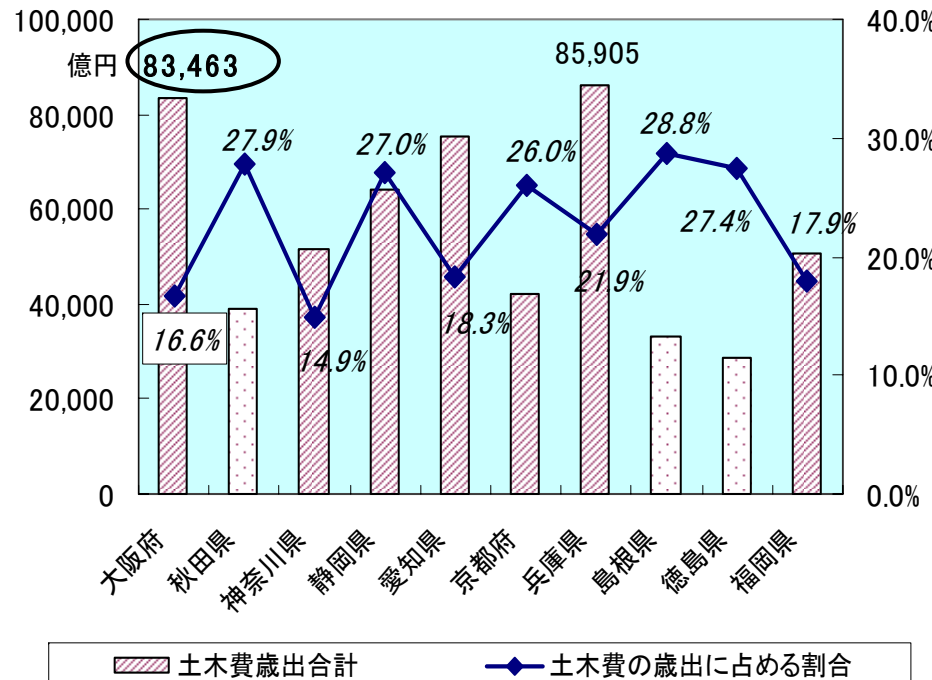
② 土木費

■過去20年間の土木費の比較

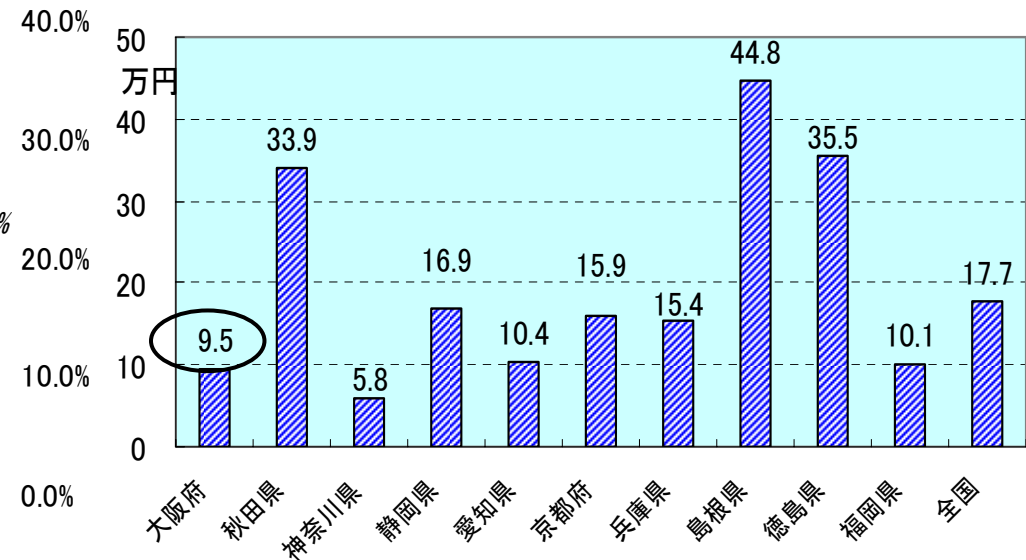
◇過去20年間の歳出総額(昭和63～平成19年度)のうち、土木費の総額を見ると、府は約8兆3千億円と兵庫県に次いで多く、歳出に占める割合は、16.6%と神奈川県に次いで二番目に低い状況です。

◇また、土木費の人口一人あたり金額は、概ね都市部の府県で低くなっており、大阪府は9.5万円と神奈川県(5.8万円)に次いで二番目に低くなっています。

過去20年間の土木費総額と割合
(S63～H19年度)



過去20年間の土木費人口一人あたり金額
(S63～H19年度)



※決算統計資料より

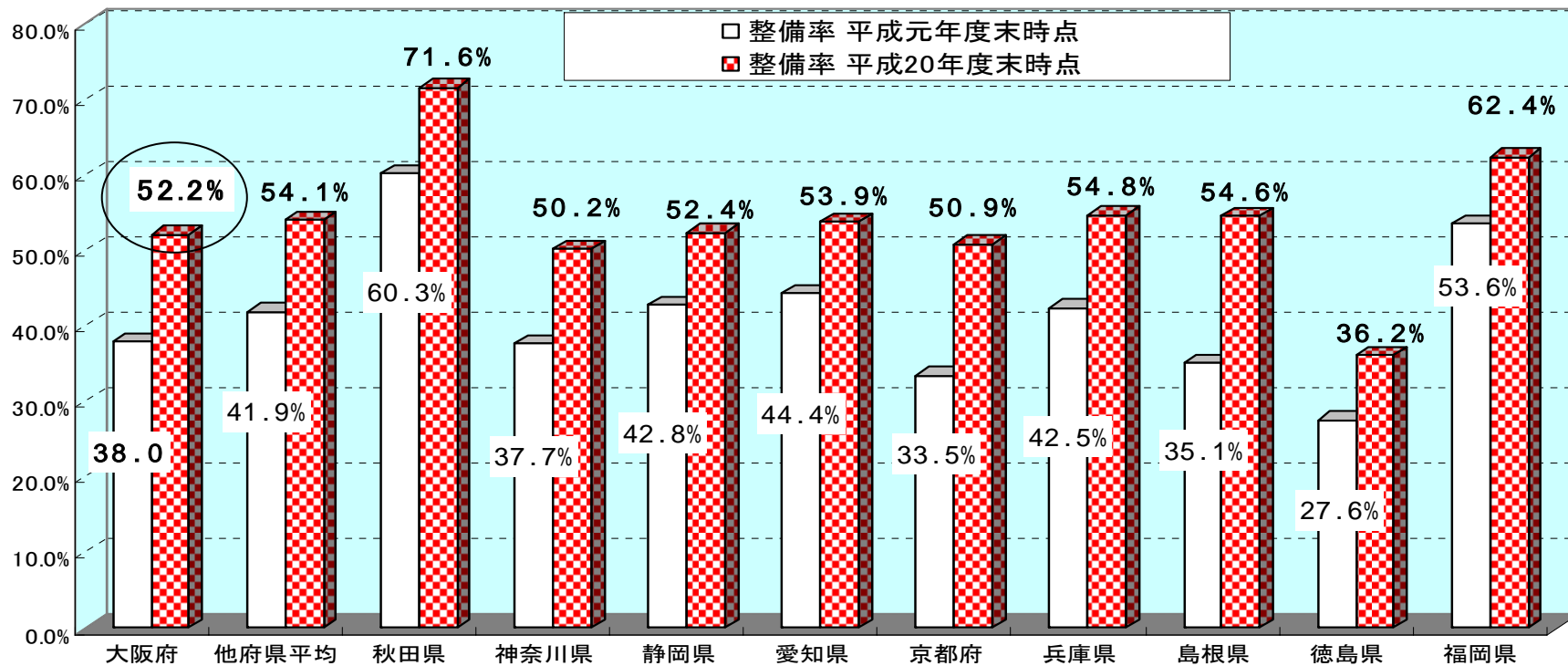
③ 道路関連

1-(1). 道路整備の状況

◇平成20年度末の道路整備率は、調査府県中愛知県に次いで8番目の52.2%と、府県平均を若干下回る程度の率となっています。(一位 秋田県 71.6%)

一方、20年間の進捗率は、島根県、京都府に次いで3番目に高く、14.2%となっています。

道路の整備率(H元～20年度)



※整備率とは、道路の実延長に対する整備済

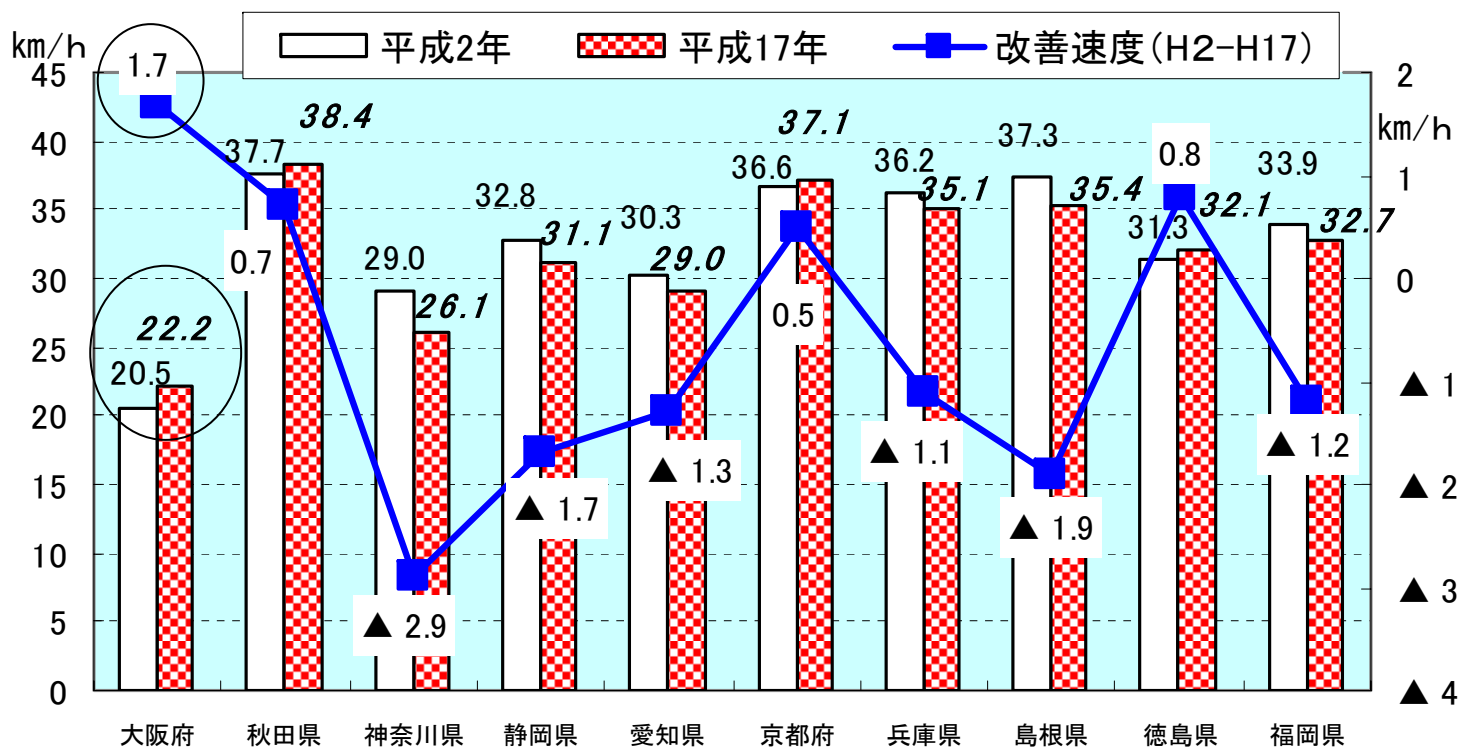
※ 進捗率とは、平成20年度と平成元年度との整備率の差のこと

道路実延長:道路法の規定に基づき指定または認定された延長より、重用延長、未供用延長、渡船延長を除いた延長のこと

整備済延長:改良済延長のうち混雑度が1.0未満の延長のこと

- ◇ 混雑時平均旅行速度を見ると、大阪府は平成2年から平成17年にかけて+1.7km/hと、調査府県の中で最も上昇しています。
- ◇ しかしながら平成17年の状況は22.2km/hと、10府県中ワースト1位となっています。

混雑時平均旅行速度(km/h) (H2 - H17年)

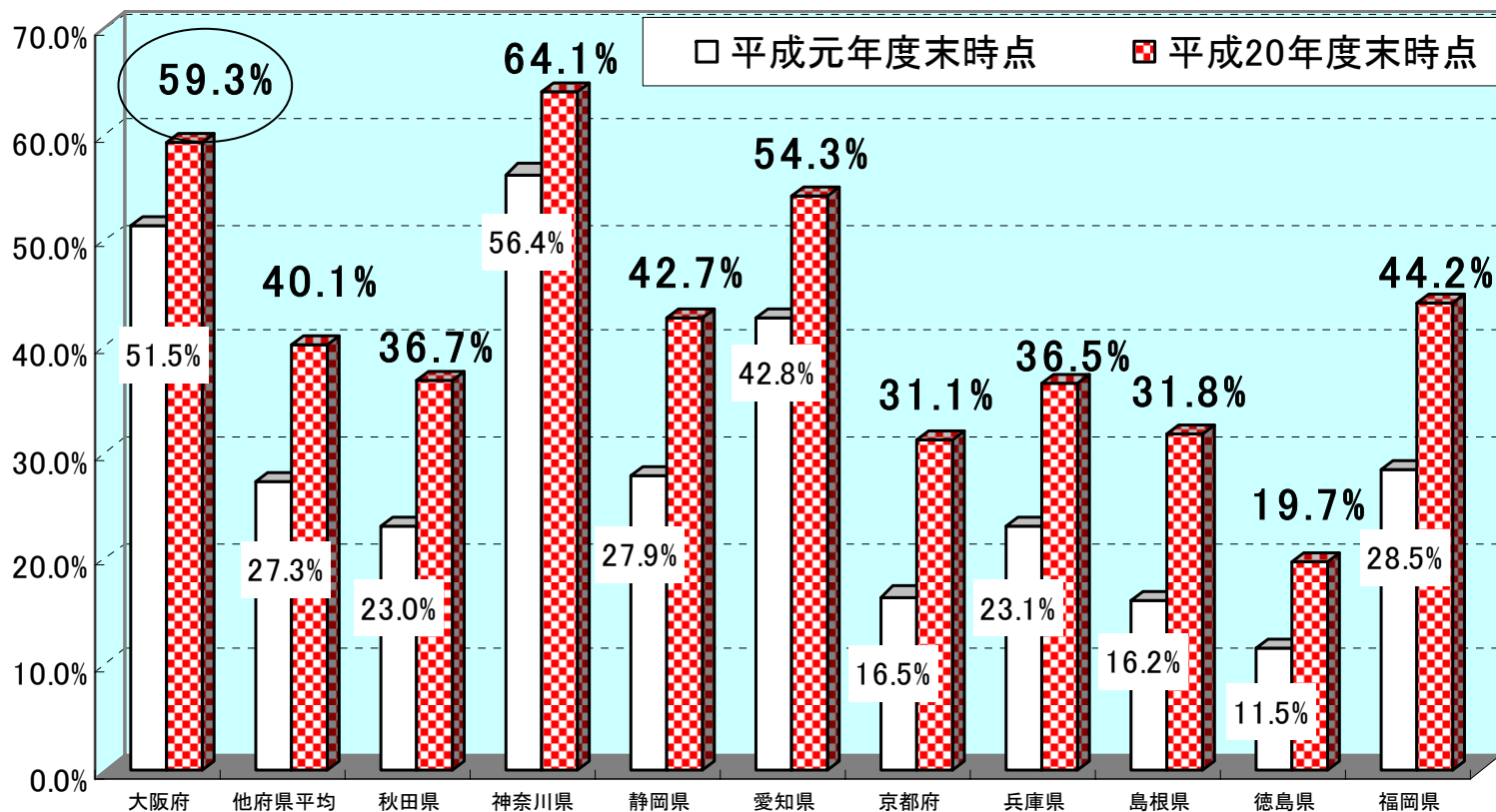


※ 混雑時旅行速度とは朝または夕方(7時~9時、17時~19時)の混雑時に調査した旅行速度のこと。

1-(2). 交通安全施設の状況

◇平成20年度末の歩道(0.75m以上)設置済道路延長割合などの交通安全施設設置率は、59.3%と神奈川県に次いで2番目に高く、一方で20年間の進捗率は、7.8%と神奈川県と同じく最も低い状況です。

交通安全施設の設置率(H20年度末)と
進捗率(H元~20年度)



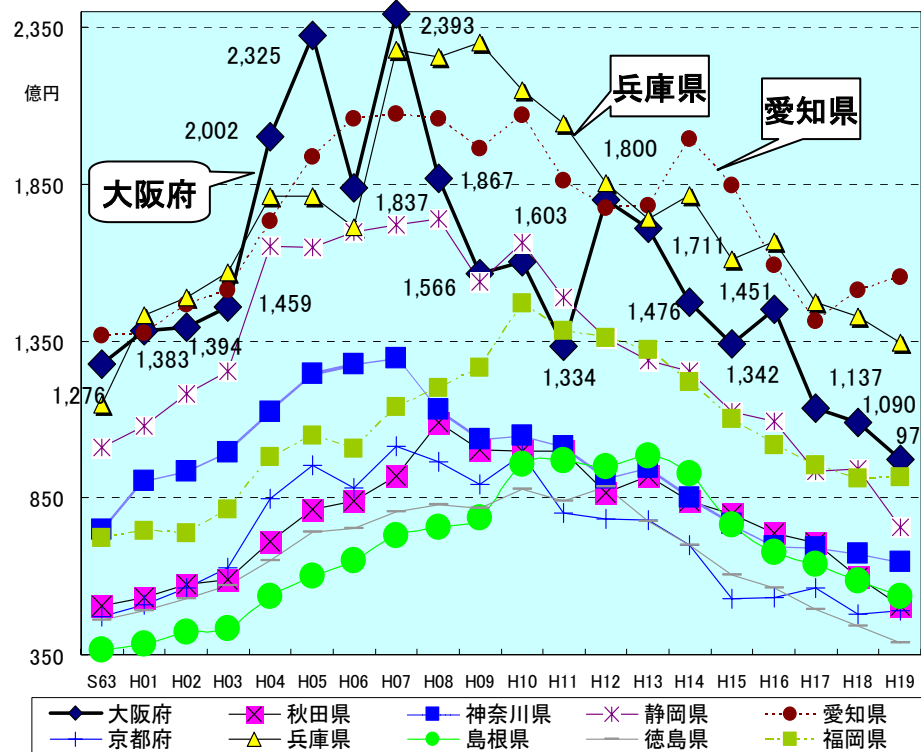
※ 歩道設置済道路延長割合: 道路実延長に対する歩道設置済道路実延長(片側でも歩道が設置されている場合は設置済としている)
 ※ 現道路構造令および交通バリアフリー法に基づく歩道幅員は2.0m以上を確保する必要があるが、全国統一データがないため、0.75m以上にて集計

2. 事業費比較

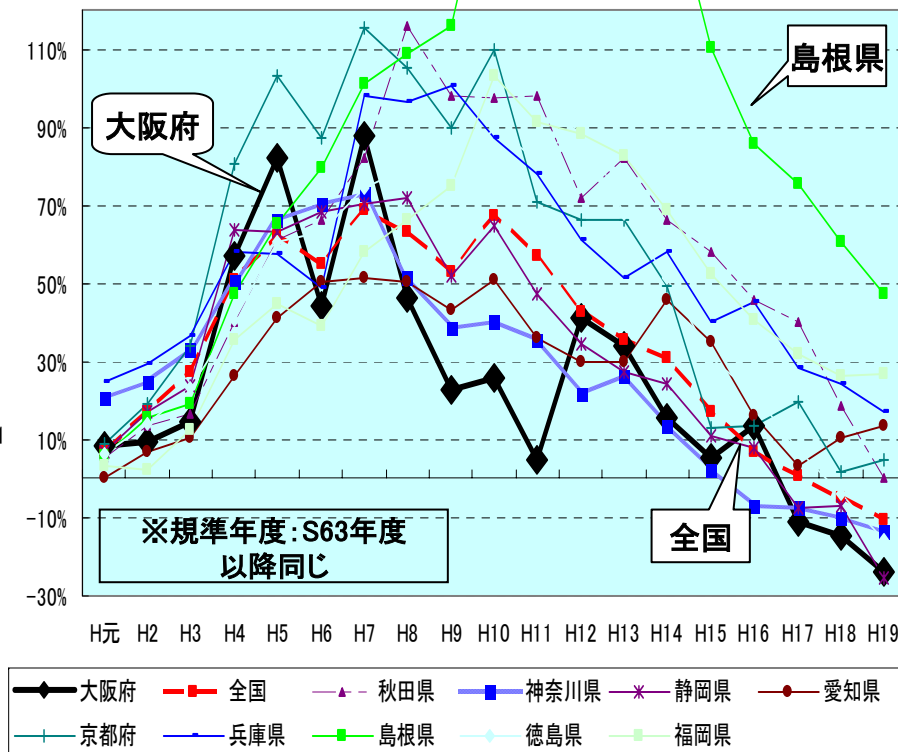
◇道路事業費の19年間の総額は、約3兆1千億円と愛知県、兵庫県について多くなっています。住民一人あたり事業費は、約35万6千円と他府県の中で8番目となっています。

◇S63年度を規準とした事業費の伸び率は、平成7年度約88%を最高に、それ以降減少し、平成19年度では約▲24%となっております。現在では、全国平均を下回る状況です。

道路事業費(人件費除く)の推移
(H元年度～H19年度)



S63年度を基準とした道路事業費の伸び率
(H元年度～H19年度)



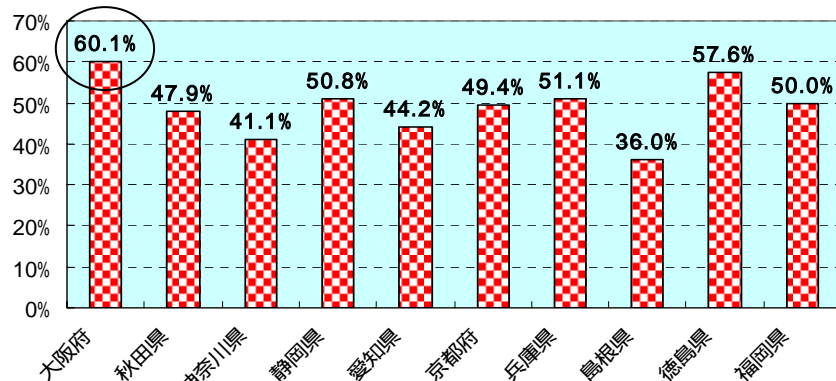
※決算統計資料より

3. 維持管理・補修事業の比較

府の事業費は、3カ年を見るとほぼ同額です。
また、道路延長あたり(km)の額は、62万円と他府県平均の約1.8倍となっています。

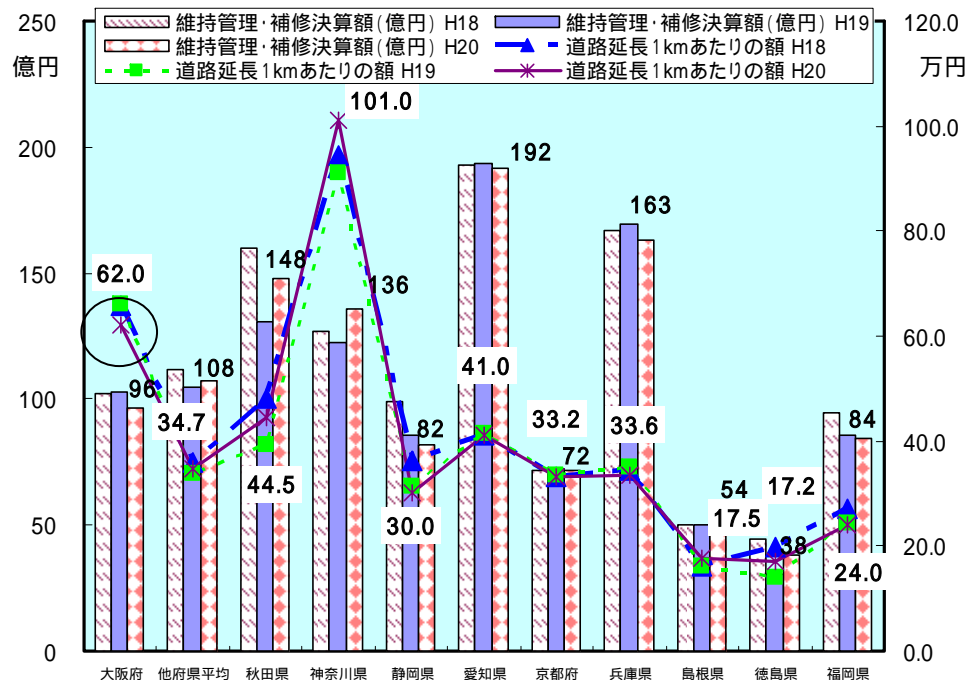
また、高齢化した橋梁の割合を見ると、調査府県の中で最も多い約6割となっています。

高齢化橋梁の割合【延長べ-ス】(H20年度末)



高齢化とは、1980年以前に建設された橋梁。

維持管理・補修費の推移と道路延長あたりの額 (H18年度～H20年度)



4. 課題

道路の整備率と一人あたり事業は、10府県中で8番目と低い状況ですが、この20年間の進捗率は3番目に高く、道路整備の進捗を図ってきました。

その結果、混雑時平均旅行速度は、調査府県の中で最も改善したものの、依然として最も低い状況です。

今後、渋滞緩和対策や交通安全施設の整備に加え、橋梁の高齢化などの進展に伴い維持管理・補修事業費が増加が見込まれることから、建設と維持管理・補修について資源の最適配分を検討することが必要です。

④ 河川関連

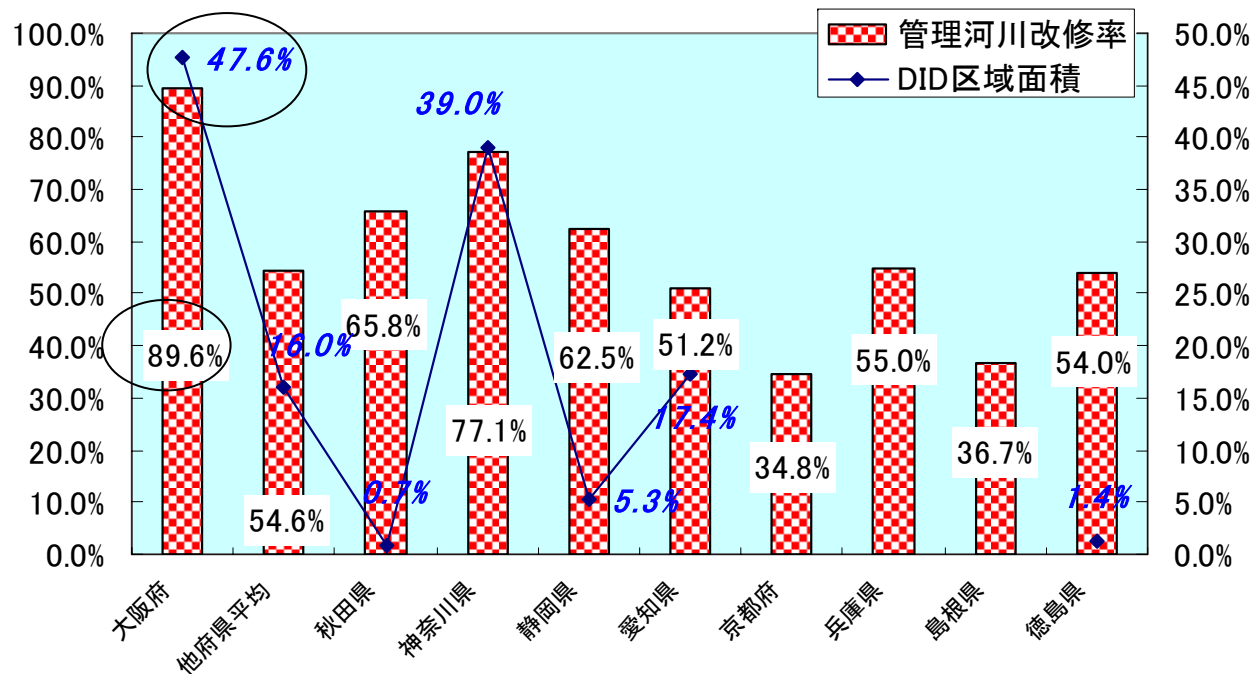
1. 基盤の状況

◇平成20年度末の時間雨量50mm相当の河川改修率及びDID地区面積率とも、調査府県で最も高くなっています。（河川改修率 89.6%、DID地区面積率 47.6%）

◇これはDID地区面積率が高く、河川氾濫に備えて、整備が進んでいるためと思われます。

※河川改修率とは、要河川改修延長に対する護岸整備済延長のことで、調節地や地下河川等の流域対策は含んでいない。
DID地区(人口集中地区)とは、国勢調査の基本単位区を基礎単位とし、市区町村の境域内で人口密度の高い地域。

管理河川改修率とDID地区面積率（H20年度末）



※DID地区面積について、京都府・兵庫県・島根県・福岡県は回答なし

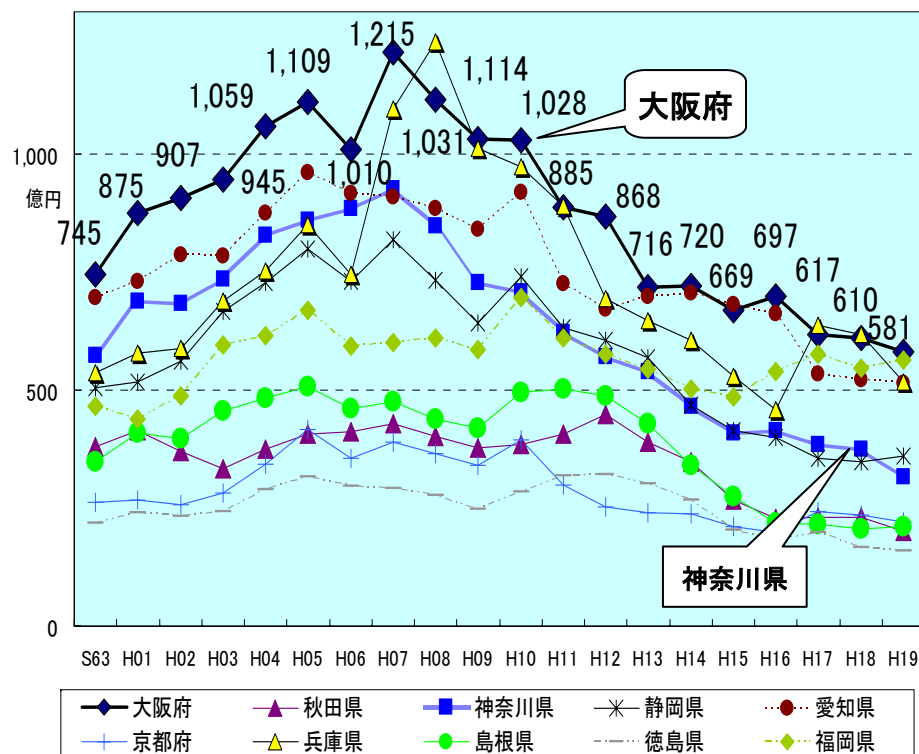
2. 事業費比較

◇ 河川事業費の20年間の総額は、約1兆7千億円と他府県の中で最も多い額となっています。府民一人あたり事業費は、約19万7千円と他府県の中で神奈川県に次いで低い額となっています。

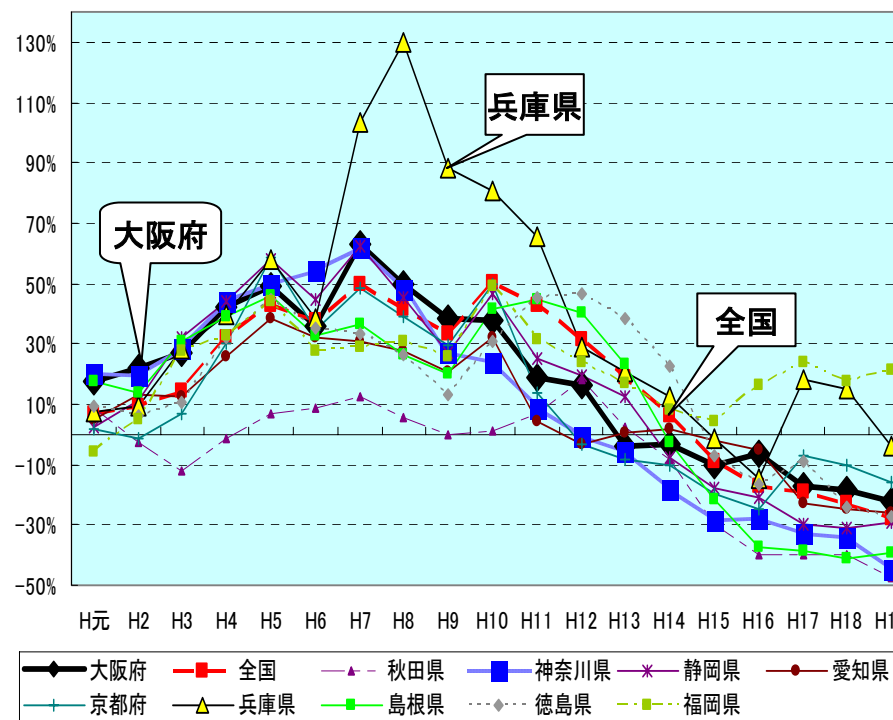
(1位 島根県 約104万6千円、10位 神奈川県 約14万3千円)

◇ 事業費の伸び率は、平成9年度までは全国平均を10%程度上回っていましたが、平成10年度を境に下回り、現在では約▲22%と同水準となっています。

河川事業費(人件費除く)の推移
(H元年度～H19年度)



S63年度を基準とした河川事業費の伸び率
(H元年度～H19年度)



※決算統計資料より

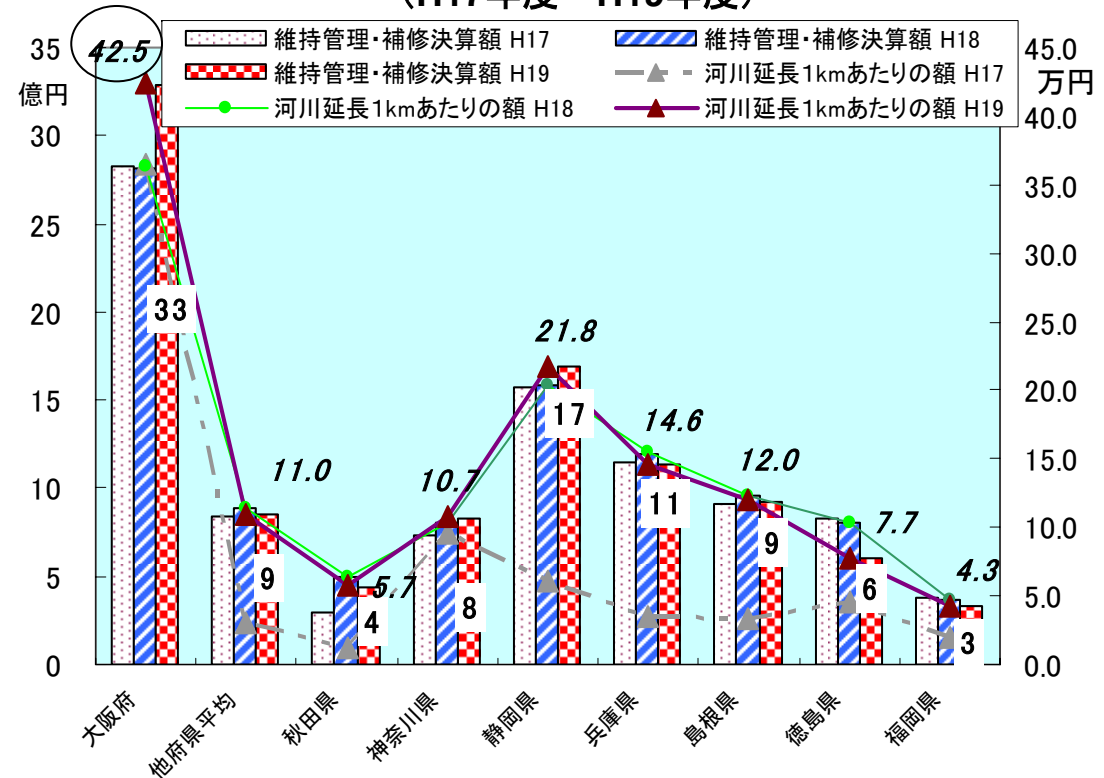


維持管理・補修費の推移と河川延長あたりの額(km)
(H17年度～H19年度)

3. 維持管理・補修事業の比較

◇府の事業費は、平成19年度で約33億円と、他府県の中で最も多くなっています。

◇また、河川延長あたり(km)の額は、42.5万円と比較府県で最も多く、第2位の静岡県の約2倍となっています。



4. 課題

河川事業については、この20年間で調査府県の中で最も事業費を投じ、その結果、時間雨量50mm相当の河川改修率も約9割と最も高くなっています。

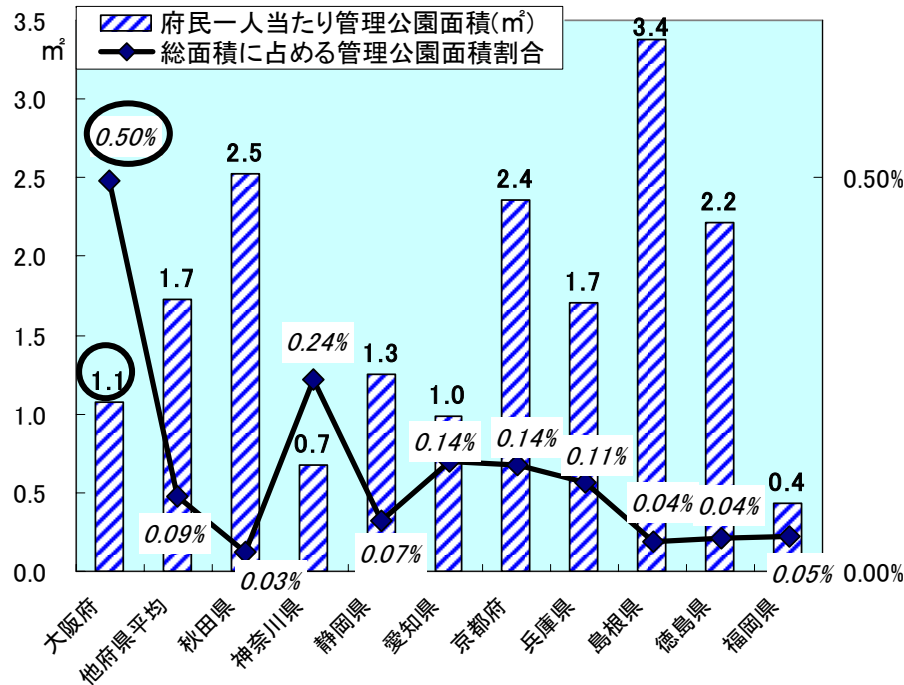
今後は、これらの状況を踏まえ、整備についてはより一層の選択と集中を図るとともに、維持管理・補修については、将来を見据えた効率的な推進を図っていくことが必要です。

⑤ 公園関連

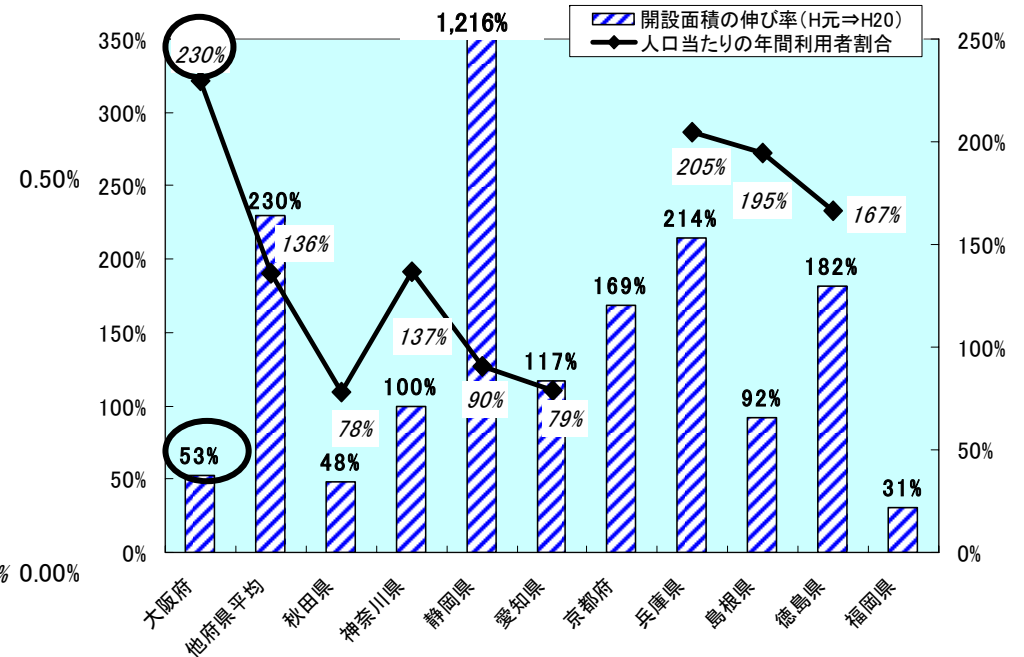
1. 基盤の状況

- ◇ 府民一人あたりの公園面積を見ると、1.1㎡と他府県平均と比べ低い状況ですが、都市圏では総じて同じ傾向にあります。一方府県域総面積に占める割合は他府県に比べ最も高い状況となっています。
- ◇ また、公園開設面積の伸び率は、20年間で53%となっています。なお、年間利用者数は、約2,000万人に達し、人口あたりの公園の利用者割合も230%と府民が1年間に2回以上訪れていることになり、他府県の中で最も高い割合となっています。

住民一人あたり管理公園面積(㎡) (H20年度末)と府県域総面積に占める公園面積割合 (H元~20年度)



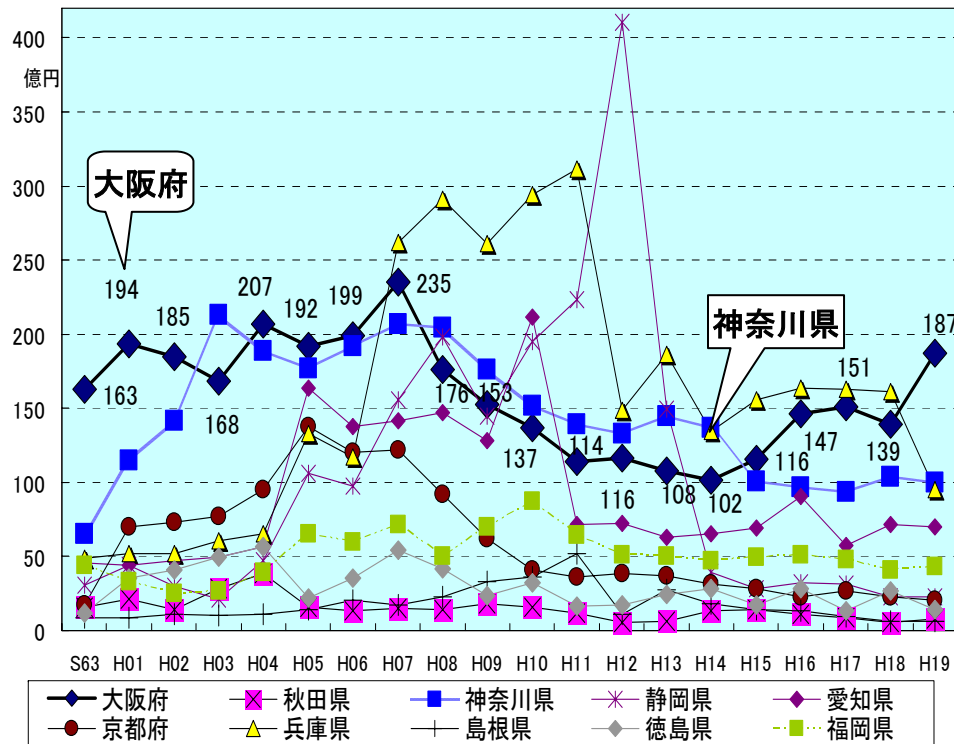
公園開設面積の伸び率 (H元⇒20年度)と人口あたりの年間利用者割合(20年度末)



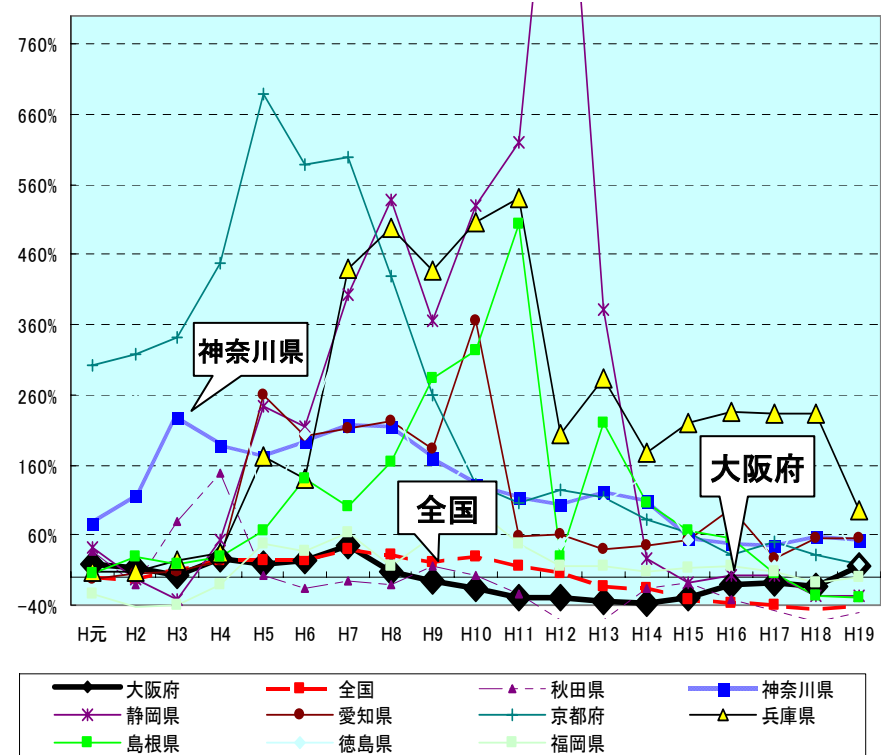
2. 事業費比較

- ◇ 公園事業費の19年間の総額は、約3千2百億円と比較対象府県の中で最も多くなっていますが、住民一人当たり事業費は、約3万6千円と6番目となっています。(1位 徳島県 約7万3千円)
- ◇ 事業費の伸び率はほぼ横ばいで推移し、調査府県よりも低い状況ですが、一方で全国とは同じ傾向です。

公園事業費(人件費除く)の推移
(H元年度～H19年度)



S63年度を基準とした公園事業費の伸び率
(H元年度～H19年度)



※決算統計資料より

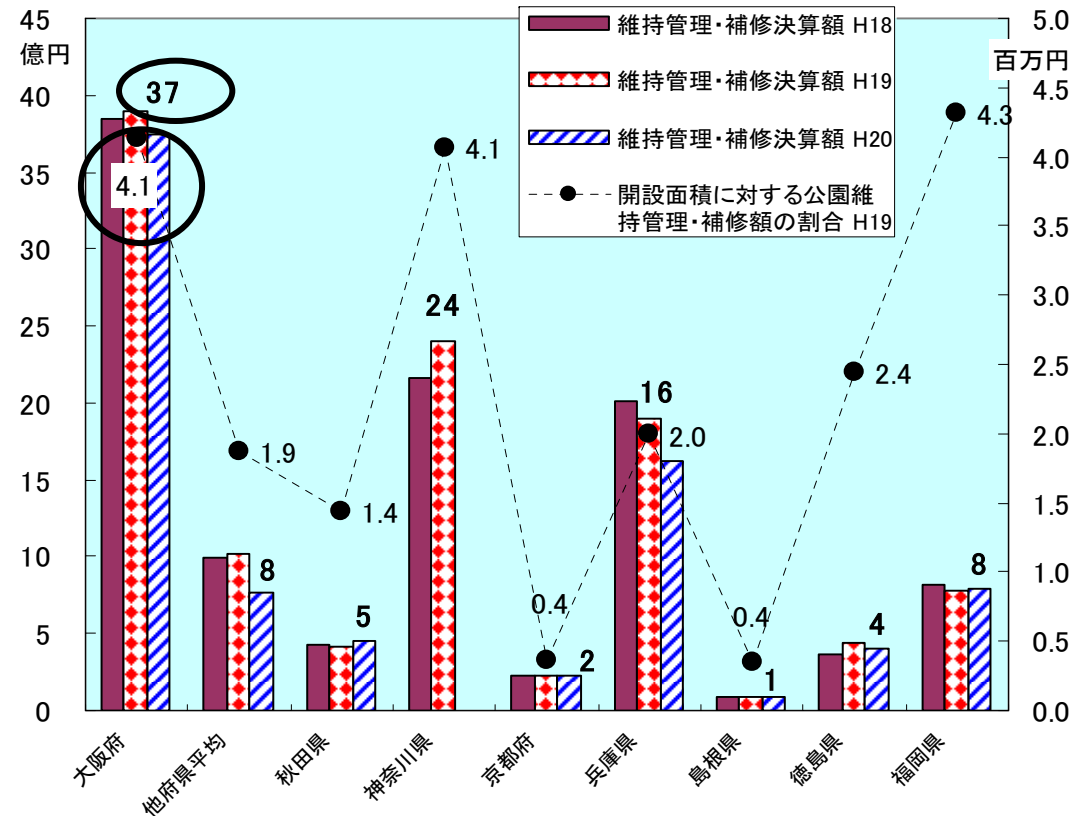
公園維持管理・補修額の推移(H18~20年度)と
面積あたりの額(H20年度末)

3. 維持管理・補修事業の比較

◇ 公園の維持管理・補修額は約37億円と他府県で最も多くなっています。

◇ 面積(ha)あたりの額は、4.1百万円となっており、他の都市部と同様に高くなっている状況です。

(神奈川:4.1百万円、福岡:4.3百万円)



4. 課題

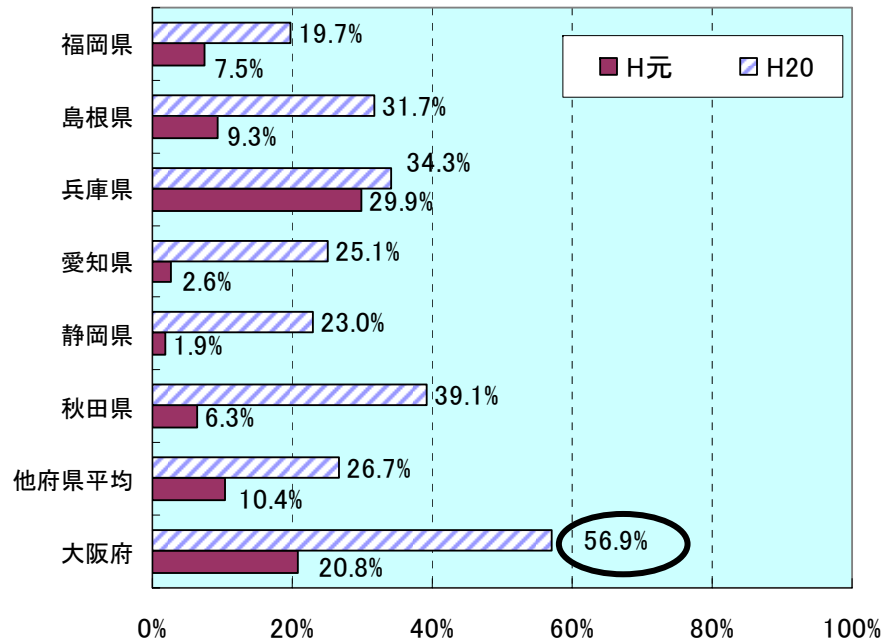
府民一人当たりの公園面積は他府県に比べ低いものの、府域の総面積に占める割合は高く、今後の事業推進については、府の財政状況や、将来の維持管理を踏まえて効率的な方法を検討していく必要があります。

⑤ 流域下水道関連

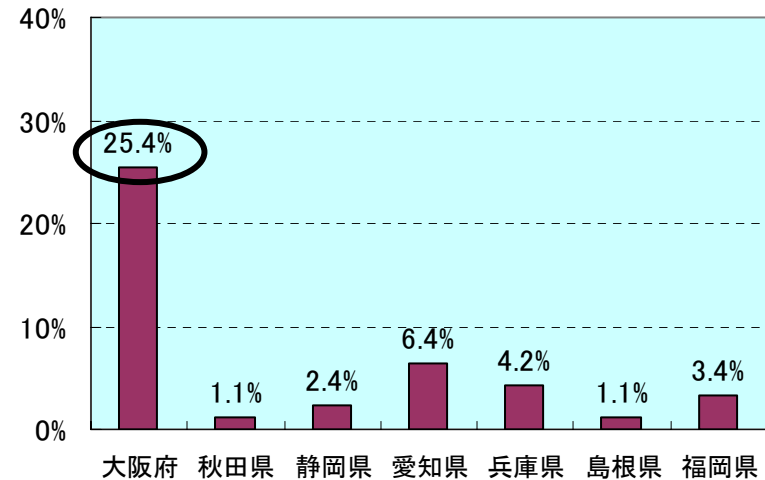
1. 基盤の状況

- ◇ 流域下水道の整備状況を他府県と比較したところ、人口普及率は約57%となっており、2位の秋田県(約39%)を大きく上回っています。さらに、この20年間の普及率の伸びは、約36%で比較府県の中では第1位です。
- ◇ 流域下水道の処理面積割合も他府県に比べ高く、流域下水道が府域総面積の約4分の1をカバーしており、その整備率は群を抜いている状況です。

流域下水道処理人口普及率
(H元年度と20年度末)



総面積に占める処理区域面積割合
(H20年度末)



※流域下水道処理人口とは、府県人口のうち流域下水道が整備された区域内の人口の割合

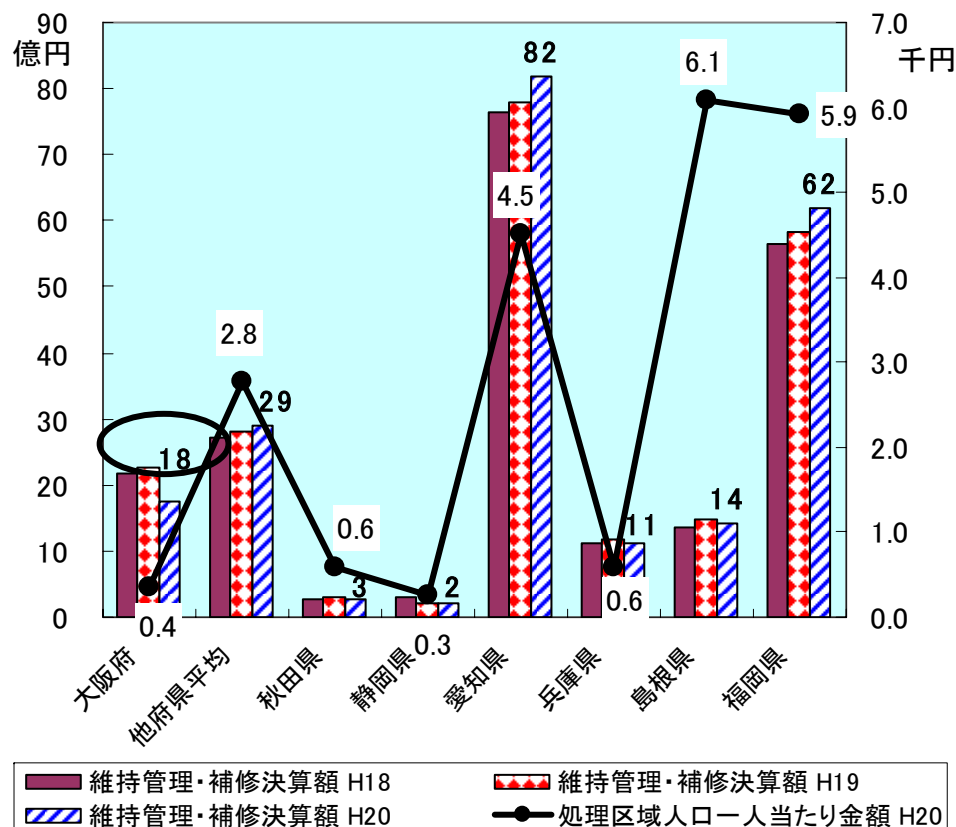
2. 維持管理・補修事業

- ◇ 維持管理・補修額を見ると、府の額は他府県平均よりも低く、処理区域一人当たり金額では静岡県に次いで低い額となっています。
- ◇ 雨水及び汚水事業の財源割合を比較したところ府と異なる割合を用いているところも見受けられました。

雨水・汚水事業の財源割合

| | | 大阪府 | 静岡県 | 愛知県 | 兵庫県 | 福岡県 |
|----|------|--|------|---|------|------|
| 雨水 | 府県費 | 4.5/10 | — | — | 0 | — |
| | 市町村費 | 5.5/10 | — | — | 100% | — |
| 汚水 | 府県費 | 高処理単価に係る 汚水処理、環境対策1/4 水質管理・高度処理・不明水処理1/2 | 0 | 水質監視業務1/1 下水道科学館の管理運営1/1 下水道技術調査業務1/2 | 0 | 0 |
| | 市町村費 | 高処理単価に係る 汚水処理、環境対策3/4 水質管理・高度処理・不明水処理1/2 | 100% | 汚水及び不明水処理1/1 下水道技術調査業務1/2 | 100% | 100% |

維持管理・補修額の推移と処理区域人口 一人当たり金額(H18年度～H20年度)



3. 課題

流域下水道事業については、現在の普及率を踏まえ、財政状況に鑑み、今後の維持管理のあり方も含め整備計画を見直す必要があります。

また、汚水及び雨水事業における市町村との財源割合（基本・汚水:利用者負担、雨水:税）について、府と異なる割合を用いている府県もあり、これを踏まえ、改めて負担割合を点検することが必要です。

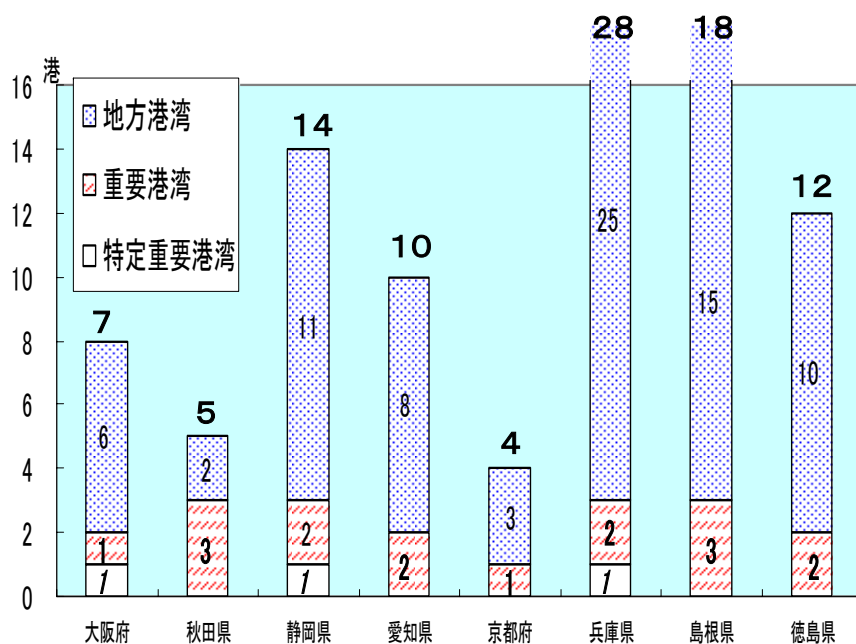
⑥ 港湾関連

1. 基盤の状況

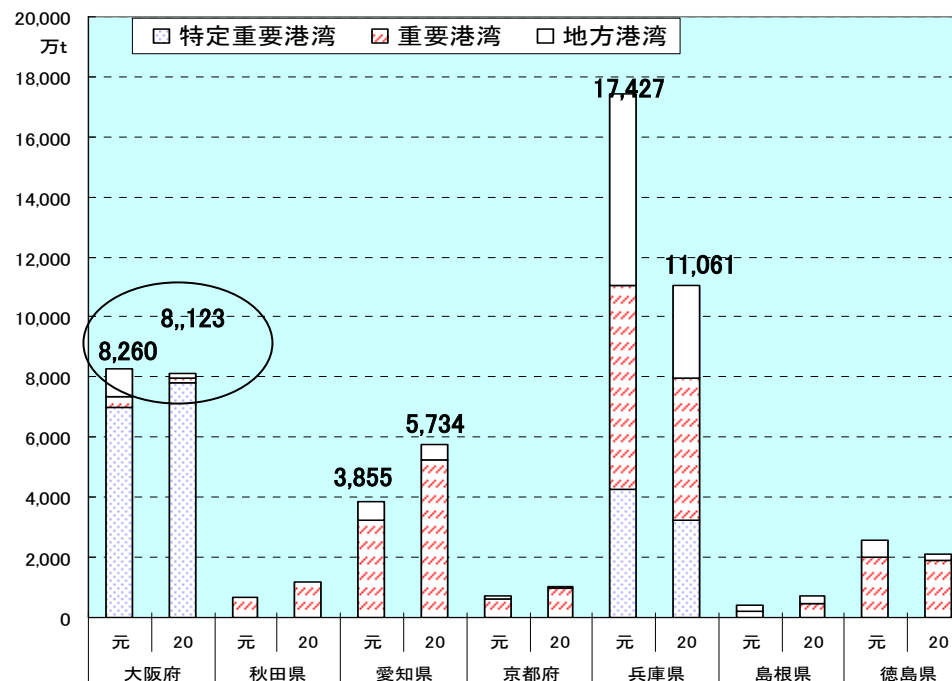
- ◇ 特定重要港湾を保有しているのは、大阪府(堺泉北港)と静岡県(清水港)、兵庫県(姫路港)の3府県です。
- ◇ 20年間の港湾全体の取扱量は、府は微減していますが、愛知県が1.5倍、兵庫県が約4割減少しています。その原因は、港湾種別のうち、①特定重要港湾の取扱量の減少、②重要港湾と地方港湾の取扱量の増加によるものです。

※特定重要港湾は、重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要として政令により定められている港湾。(全国 23港)

港湾施設の状況(H20年度末)



取扱貨物量の総推移(H元年と20年度末)

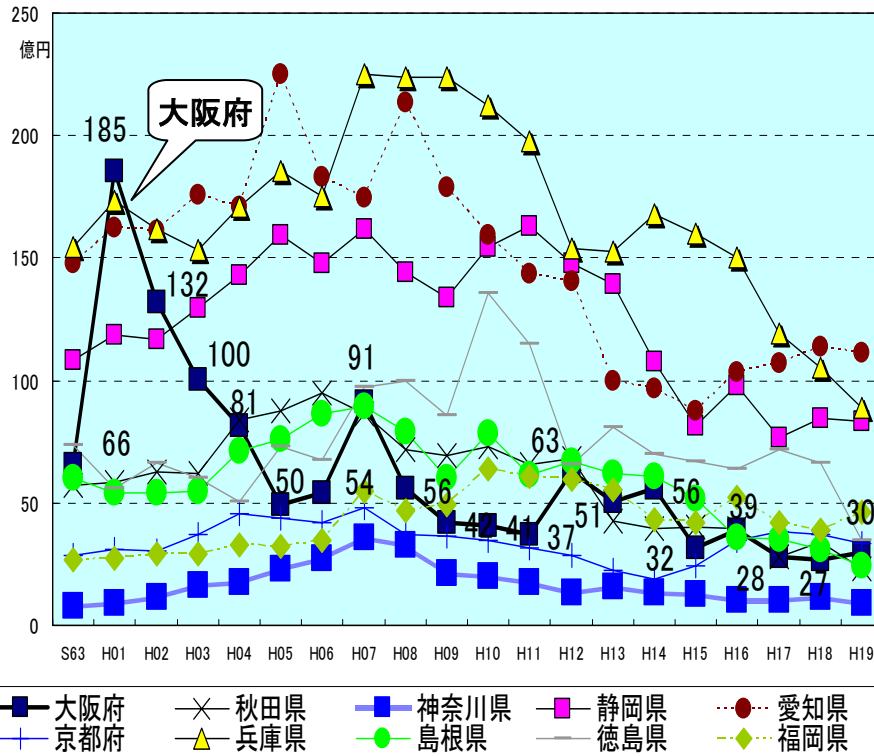


2. 事業費比較

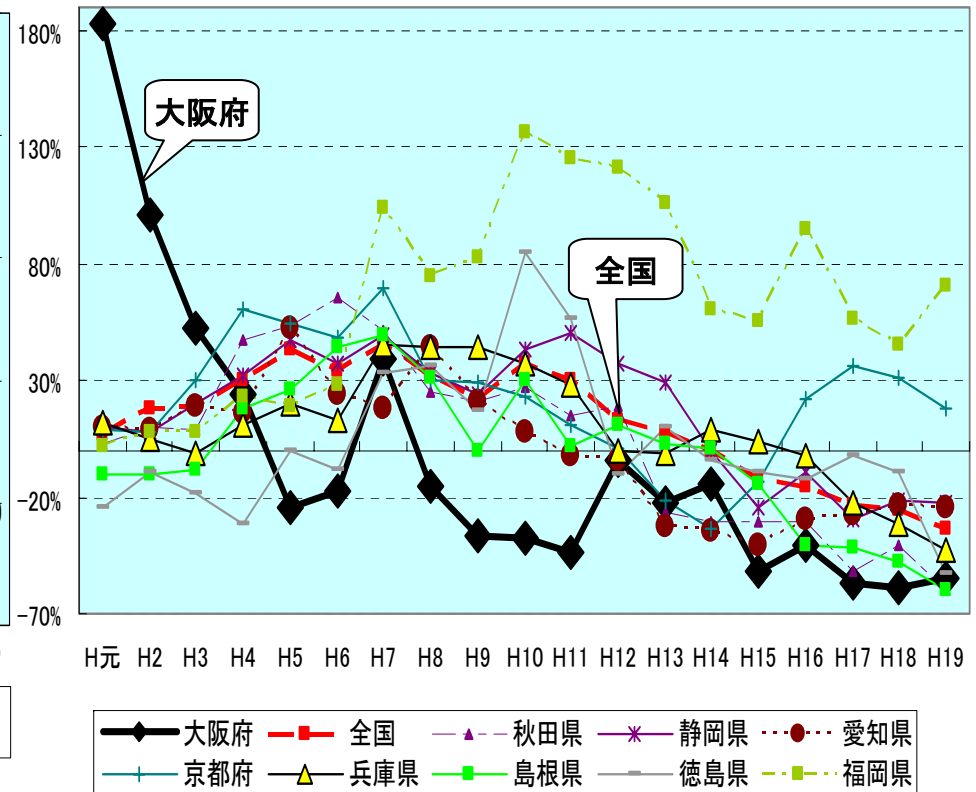
◇ 港湾事業費の19年間の総額は、約1千3百億円と5番目となっています。

◇ 事業費の伸び率は、平成2年度以降は減少に転じ、平成4年度を境に全国平均を下回り、平成19年度では約▲55%と事業費はほぼ半減しています。

港湾事業費(人件費除く)の推移
(H元年度～H19年度)



S63年度を基準とした港湾事業費の伸び率
(H元年度～H19年度)

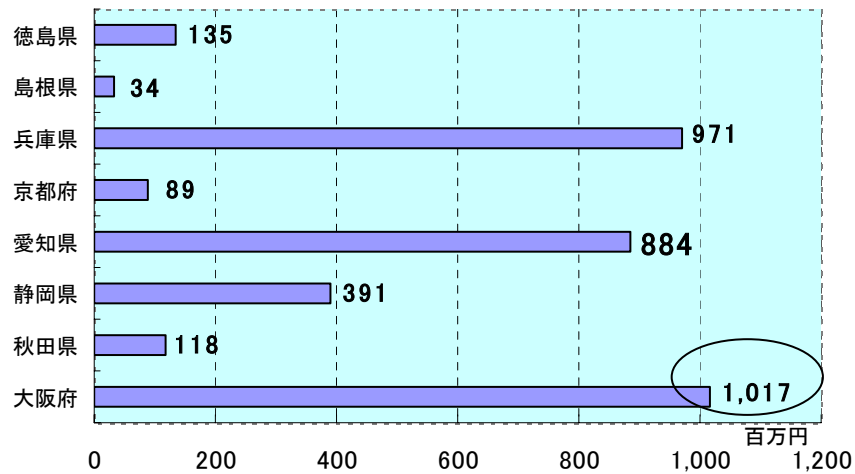


※決算統計資料より

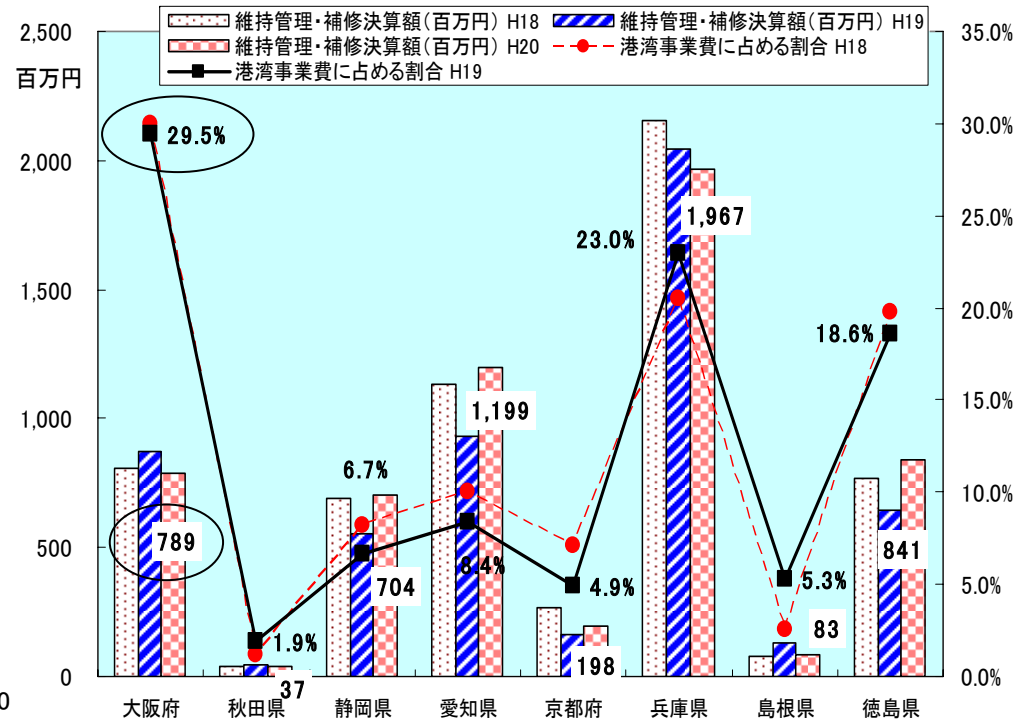
3. 維持管理・補修事業の比較

- ◇ 維持管理・補修額は、比較府県中で4番目の約8億円となっています。
- ◇ 維持管理・補修費の港湾事業に占める割合は、約30%と調査府県の中で最も高くなっています。

港湾施設使用料(H20年度決算)



維持管理・補修費の推移と港湾事業費に占める割合 (H17年度～H19年度)



4. 課題

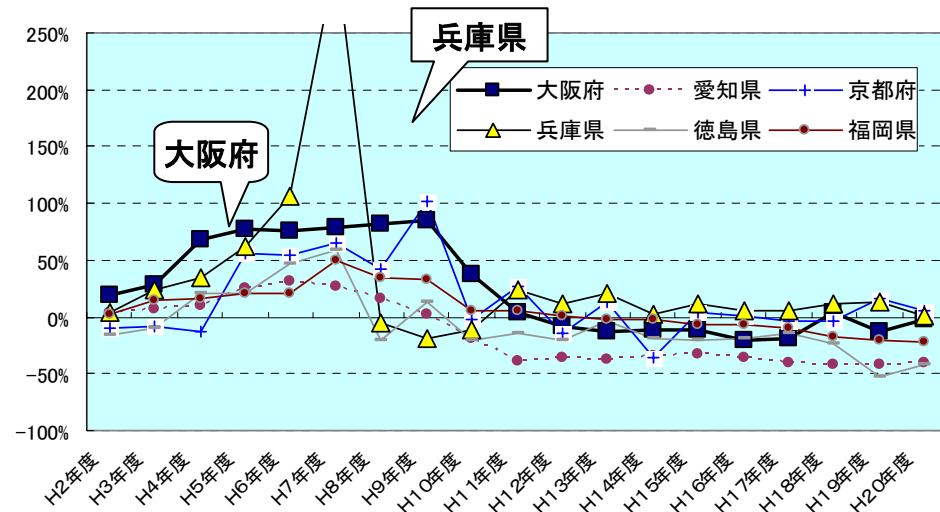
- ◇ ここ20年間港湾取扱貨物量は、ほぼ変わらず事業費も他府県と比べ相対的に低く、維持管理事業の割合が高くなっている傾向が見受けられます。その一方で使用料は、調査府県の中で最も多く(約10億円)なっています。
- ◇ 重要港湾の取扱貨物量は、20年前に比べ減少しており、その回復のための方策について検討が必要です。

⑦ 公営住宅関連

1. 事業費比較

- ◇ 平成元年度を基準に事業費の伸び率を見たところ、平成10年度までは兵庫県の阪神大震災による例外的な伸びを除き、最も高い伸びを示していました。
- ◇ その後、平成11年度以降はほぼ同水準、あるいは下回る水準で推移しています。

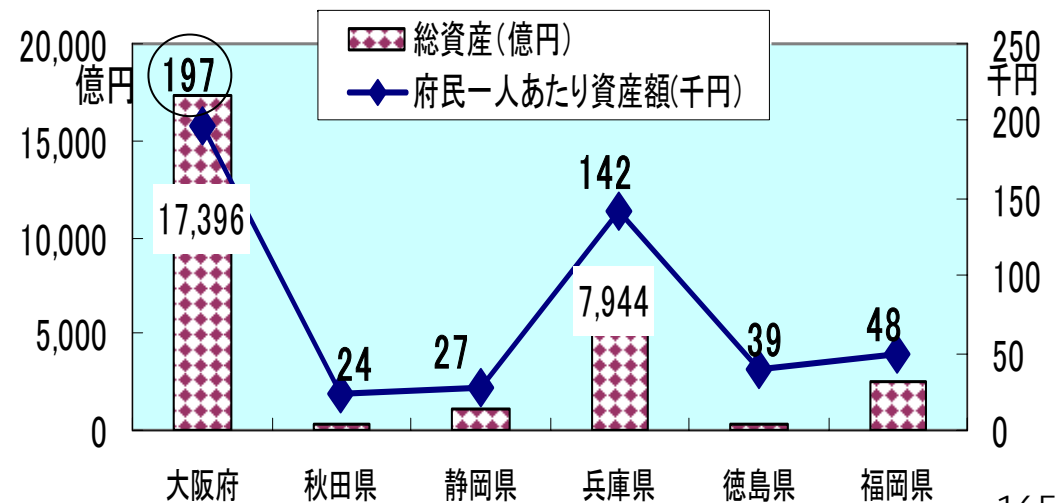
H元年度を基準とした府営住宅事業費の伸び率
(H2年度～H20年当初予算)



2. 資産額(建物・土地)比較

- ◇ 府営住宅に関する建物・土地の資産額を調査府県と比較したところ、約1.7兆円の資産額を有しており、府民一人当たりの資産額は約19万円と最も多くなっています。

府県営住宅の総資産額と府民一人あたり資産額
【H20年度末現在】



3. 地方債残高の比較

◇ 府営住宅建設に関わる地方債残高は、住宅戸数の差(府:138,740戸、愛知:60,256戸)もあり、約3千億円にのぼり、府民一人当たりでは38千円と調査府県の中で最も多く、財政規模が同程度の府県と比べても高い状況にあります。

4. 維持改善委託費の比較

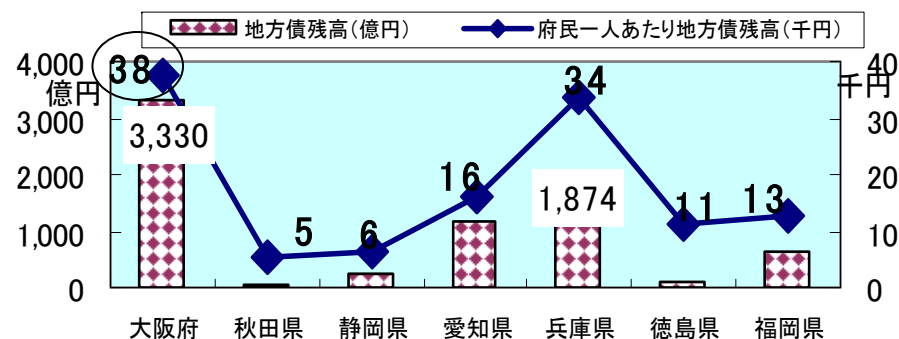
- ◇ 府営住宅の維持改善委託費は、約133億円と最も多く、事業費に占める割合は6番目と低くなっています。
- ◇ また、府の一戸あたりの金額は、96千円と概ね他府県並みです。

5. 課題

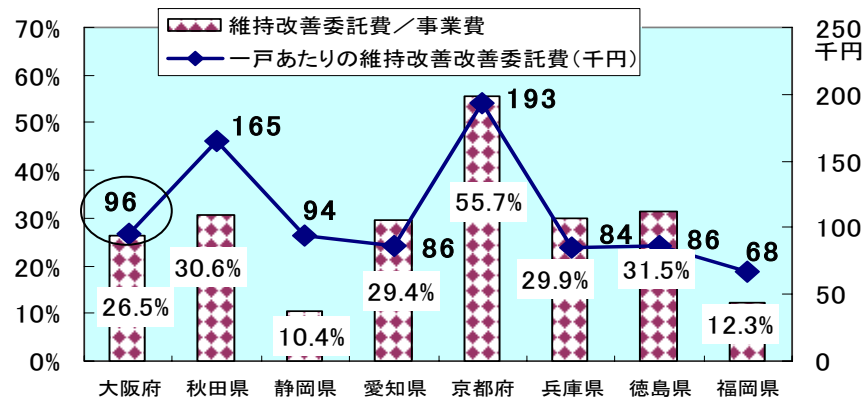
府営住宅関連の総資産額は住民一人あたりで比較すると、資産額(197千円)及び起債残高(38千円)とも調査府県の中で最も多い状況です。

今後、ストック活用やまちづくりの観点から、府営住宅のあり方について検討が必要です。

地方債残高と府県民一人あたり地方債残高
【H20年度末現在】



事業費に占める維持改善委託費の割合と
一戸あたりの金額 【H20年度】

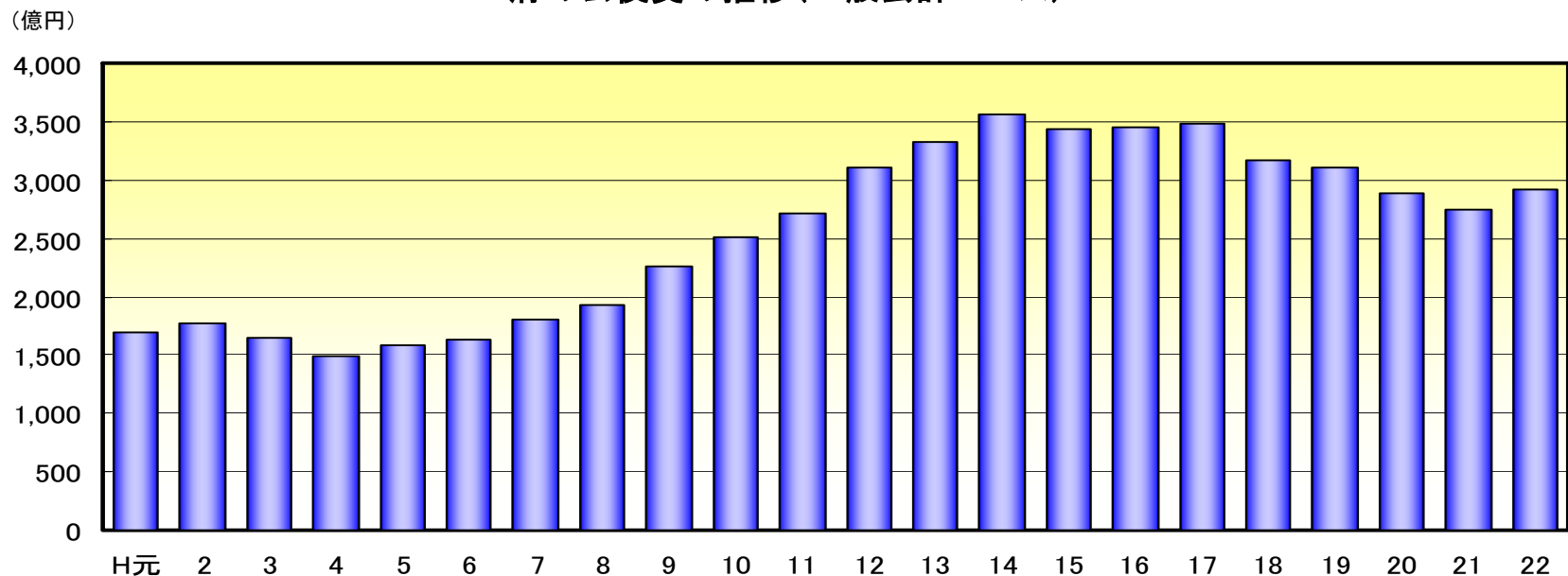


(5) 公債費

① 公債費の状況

- 府の公債費は、バブル時の金利高騰やバブル後の経済対策により、平成14年度までは増加を続けていましたが、累次の行革努力や金利の低下等により、このところは低下しています。
- なお、臨時財政対策債等の地方債残高が増加していることから、今後、公債費は再び増加に転じる可能性があります。

府の公債費の推移(一般会計ベース)



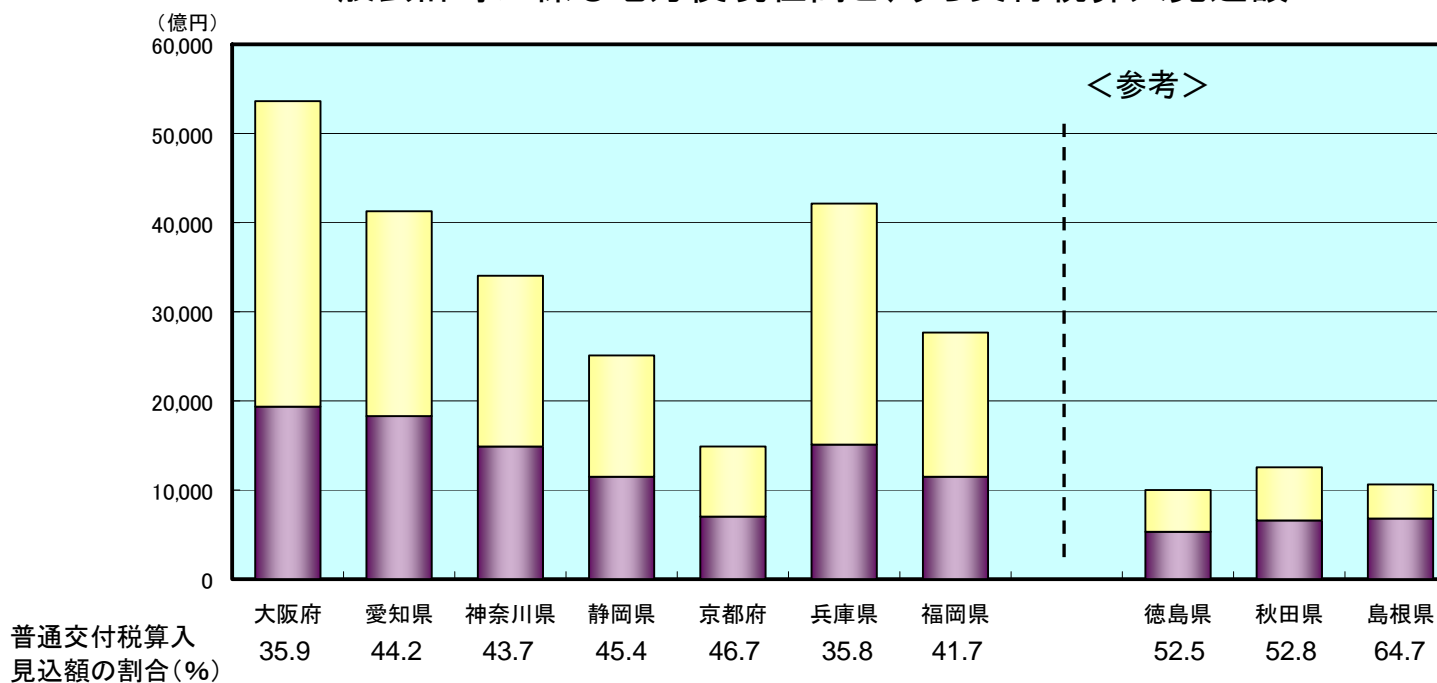
(※) 21年度は最終予算、22年度は当初予算

※ H5、6年度は、特定資金公共事業債(NTT無利子貸付金)償還金を除いています。これは、償還時に国の補助金(または負担金)が交付される特殊な地方債であるためです。

② 地方債残高と基準財政需要額への算入見込額の比較

- 地方債の種類に応じて、元利償還金の一定割合が基準財政需要額に算入されますが、地方債残高に対する後年度の需要額算入見込額の割合は、他府県と比較すると、かなり低くなっています。
- これは、大都市特有の経済活動を支えるインフラ整備や、人口密集地域における安心安全の確保のために、必要な単独事業を実施してきたことなどによるものと思われます。

一般会計等に係る地方債現在高と、うち交付税算入見込額



(※)H19決算に基づく健全化判断比率(将来負担比率)の算出資料より作成。
地方債現在高には、公営企業債等繰入見込額を含む。

③ 地方債発行にかかるコスト（主な市場公募債発行団体の財政状況と国債との金利差との関係）

○ 府では、地方債のほぼすべての資金を金融市場から調達していますが、金融市場においては、発行団体に対する評価の差が、調達コストの差として現れます。

低 ← 債券市場における評価 → 高

| | 北海道 | 大阪府 | 兵庫県 | 愛知県 | 神奈川県 | 静岡県 | 東京都 | |
|---|---------|----------------|-----------------|----------|----------|----------|----------|---------|
| 国債との金利差 〔H21.4～H22.1発行の 公募10年債の平均値〕 | +0.182% | +0.167% | +0.147% | +0.106% | +0.103% | +0.099% | +0.085% | |
| ⑳ 決算値 | 財政力指数 | ⑦ 0.401 | ④ 0.825 | ⑥ 0.631 | ② 1.097 | ③ 0.963 | ⑤ 0.766 | ① 1.406 |
| | 経常収支比率 | ④ 96.1% | ⑤ 96.6% | ⑦ 99.1% | ② 89.1% | ⑥ 97.8% | ③ 92.5% | ① 84.1% |
| | 実質公債費比率 | ⑦ 22.3% | ⑤ 16.6% | ⑥ 19.9% | ③ 10.8% | ② 8.9% | ④ 11.7% | ① 5.5% |
| | 将来負担比率 | ⑥ 346.0% | ⑤ 288.6% | ⑦ 360.1% | ③ 227.4% | ② 206.9% | ④ 248.1% | ① 63.8% |

※ ○内の数値は順位

財政状況が悪い = 低評価
 厳しい財政状況
 先入観・警戒感 等

財政状況が良好 = 高評価
 安定した財政状況
 安心感 等

東京都 最高評価
 ナンバー1
 オンリー1

市場評価の較差が大阪府に与える影響(試算)

- 約8,200億円(= H21年度の発行予定額(借換債含む))を全て10年債で発行すると仮定した場合の利払額の差
 $8,200\text{億円} \times (0.167\%[\text{大阪府}] - 0.103\%[\text{愛知・神奈川・静岡の平均}]) = 5\text{億}2,480\text{万円/年}$
 10年固定金利のため、期間中(10年間計)で**52億4,800万円の差**

④ 減債基金への積立ルールに起因する課題について(その1)

- 地方債を満期一括償還方式で発行した場合には、満期時の償還に支障が生じないよう、減債基金に、計画的かつ平準的に財源を積み立てていく必要があります。
- 満期到来時には、いったん全額を償還する必要がありますが、その財源として、それまでに積み立てた減債基金を取り崩すと同時に、借換債を発行します。地方自治体は、満期までの期間が10年の地方債を発行することが多く、借り換えを2回行うことによって、30年間で全額を償還するのが一般的です。
- 府では、財政再建団体転落回避のため、平成13～19年度の間、この積立金から約5,200億円を借り入れました。このため、減債基金の残高が、本来積み立てておくべき額に比して不足している状態となっています。

◆ 減債基金の状況(平成22年度末見込み)

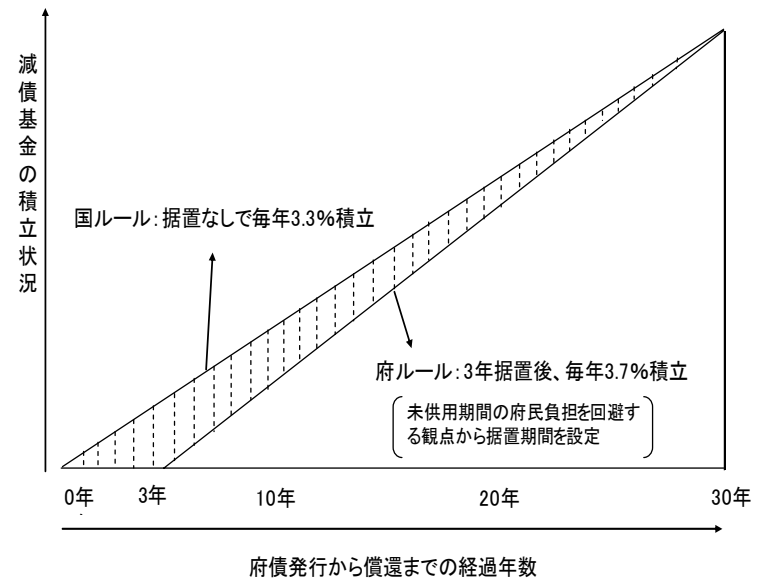
積立必要額(a) 6,852億円
(総務省令の規定にしたがって算出する額)
 実質公債費比率の算定に用いる残高)

府ルールによる残高(b) 6,442億円
 実残高 1,520億円
 積立不足額 4,922億円

- 積立不足による平成22年度実質公債費比率への影響 … 6.8%程度の悪化

(※)実質公債費比率 … 地方財政健全化法における健全化を判断するための指標の一つ。25%を超えると「財政健全化計画」の策定を、35%を超えると「財政再生計画」の策定を義務付けられます。

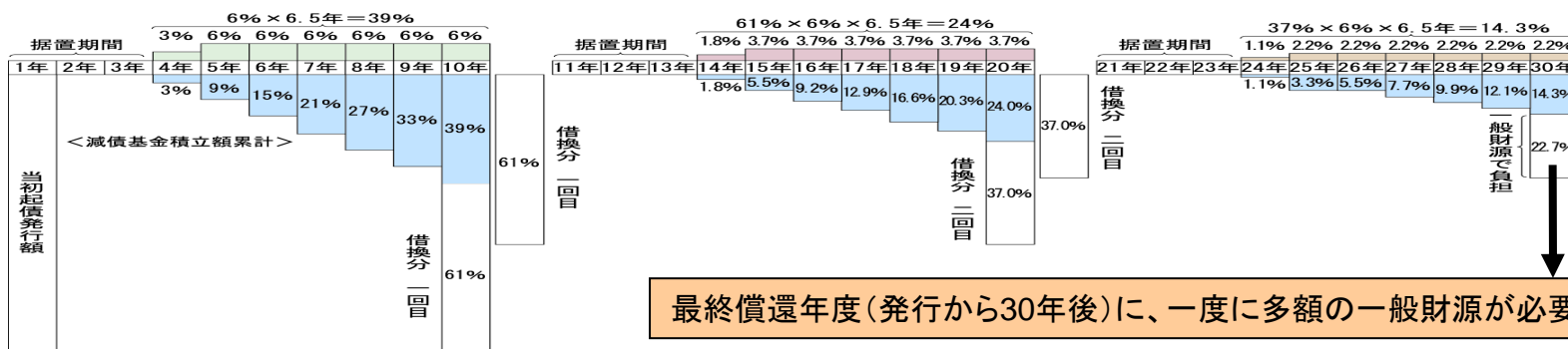
◆ 減債基金の積立ルール【国(a)と府(b)の違い】



④ 減債基金への積立ルールに起因する課題について(その2)

- 平成16年度までに積立てを開始した地方債については、現行と違い、下図のようなルールで積立てを行っていました。このルールでは、最終償還時に多額の一般財源が必要となります。
- バブル期の景気対策等で大量発行した地方債の最終償還が、平成34～44年度にかけて到来しますが、この間に合計で約6,800億円もの一般財源が必要となる見込みです。

◆ 減債基金の積立ルール【旧ルール】(平成16年度までに積立が開始されているもの)

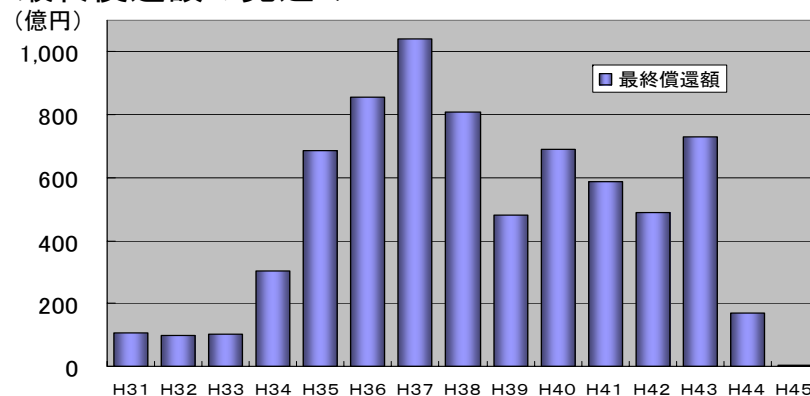


◆ 発行額等の推移(普通会計) (単位:億円)

| 発行年度 | 発行額 | 最終償還 | |
|------|-------|-----------|------------------|
| | | うち民間資金(A) | 最終償還額(A) × 22.7% |
| H1 | 859 | 475 | H31 108 |
| H2 | 1,007 | 429 | H32 97 |
| H3 | 1,046 | 444 | H33 101 |
| H4 | 2,829 | 1,333 | H34 303 |
| H5 | 4,743 | 3,026 | H35 687 |
| H6 | 4,299 | 3,772 | H36 856 |
| H7 | 5,634 | 4,585 | H37 1,041 |
| H8 | 3,975 | 3,570 | H38 810 |
| H9 | 3,899 | 2,114 | H39 480 |
| H10 | 3,708 | 3,032 | H40 688 |
| H11 | 3,392 | 2,592 | H41 588 |
| H12 | 3,289 | 2,153 | H42 489 |
| H13 | 3,356 | 3,206 | H43 728 |
| H14 | 3,168 | 731 | H44 166 ※1 |
| | | 2,002 | H44 2 ※2 |
| H15 | 3,361 | 2,981 | H45 3 |

※最終償還額は理論値(当初発行額 × 22.7%)
 ※1は6%積立ルールのため最終償還22.7%(13年度出納整理期間発行)
 ※2は3.7%積立ルールのため最終償還0.1%(14年度発行)

◆ 最終償還額の見込み



⇒ 平成34年度以降、民間資金の最終償還に必要な一般財源の額が大幅に増加する見込みです。

◇ 減債基金への積立ルールに起因する課題

【課題1】

（減債基金の
積立不足）

- 平成13～19年度の間、一般会計の財源不足に対応するため減債基金を活用
- 基金の活用による平成22年度末の積立不足額は約4,900億円

【課題2】

（平成34年度以降急増する最終償還額への対応）

- 平成16年度までに積立を開始した地方債の最終償還時に多額の一般財源が必要
- 平成34～44年度の必要総額は、約6,800億円

- ① 実質公債費比率を25%（財政健全化団体にならない水準）以内にするため、平成29年度末までに2,840億円を減債基金に復元（H21年2月粗い試算による）

$$\Rightarrow 2,840\text{億円} \div 7\text{年（H23～29）} \\ = \underline{\text{約400億円／年}}$$

- ② H31～33年度に最終償還を迎える地方債の償還に必要な一般財源の額は、毎年約100億円なので、これを上回る額について、平成23年度以降で対応する場合の積立所要額を試算

$$\Rightarrow 6,800\text{億円} - (100\text{億円} \times 11\text{年} \\ \text{（H34～44）}) = 5,700\text{億円} \\ 5,700\text{億円} \div 22\text{年（H23～44）} \\ = \underline{\text{約260億円／年}}$$

4. 公務員制度・組織人員体制の比較分析

(1) 人事給与制度

① 給与制度等

■ 給与はどのように決まるのか？

| | 民間 | 一般職の地方公務員 |
|------------|------------------------------|--------------------------------------|
| 労働基本権 | 団結権 ○ 団体交渉権 ○ 争議権 ○ | 団結権 ○ 団体交渉権 △(交渉○、団体協約×) 争議権 × |
| 賃金(給与)の決め方 | 経済・雇用情勢や企業業績等を反映し、労使交渉により決定。 | 人事委員会勧告を踏まえ、条例により決定 |

地方公務員は、団体協約締結権や争議権といった労働基本権が制約されており、労使交渉等を通じて賃金を決定することができないため、その代償措置として人事委員会勧告制度が設けられています。

具体的には、各地方公共団体において、国の給与改定の取扱いや人事委員会の勧告などを踏まえ、総合的に給与改定方針を決定し、給与条例改正案を議会に提出し、議会の議決を経て、給与が決定されます。

備考 公務員制度、組織人員体制では、基本的に各府県の21年度(当初)の行政職給料表や知事部局の状況を調査しています。

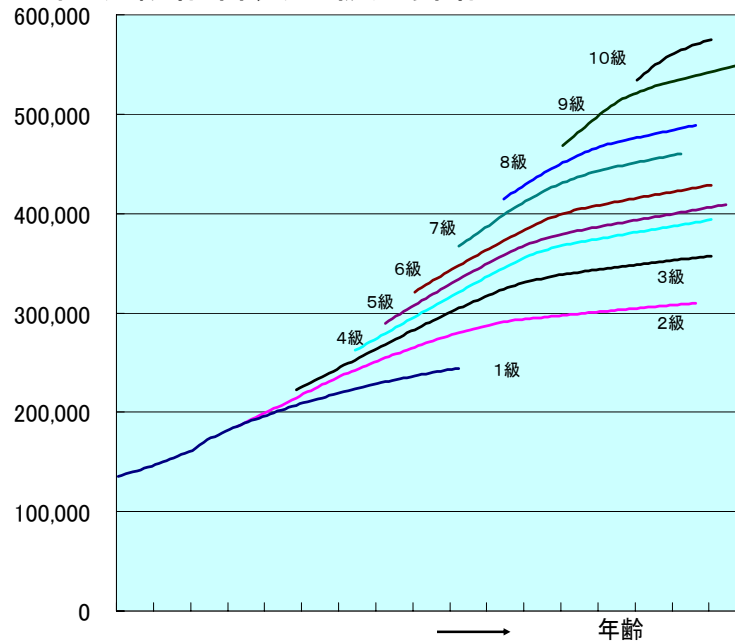
ア 大阪府の給与制度(行政職給料表を中心に)

○行政職給料表

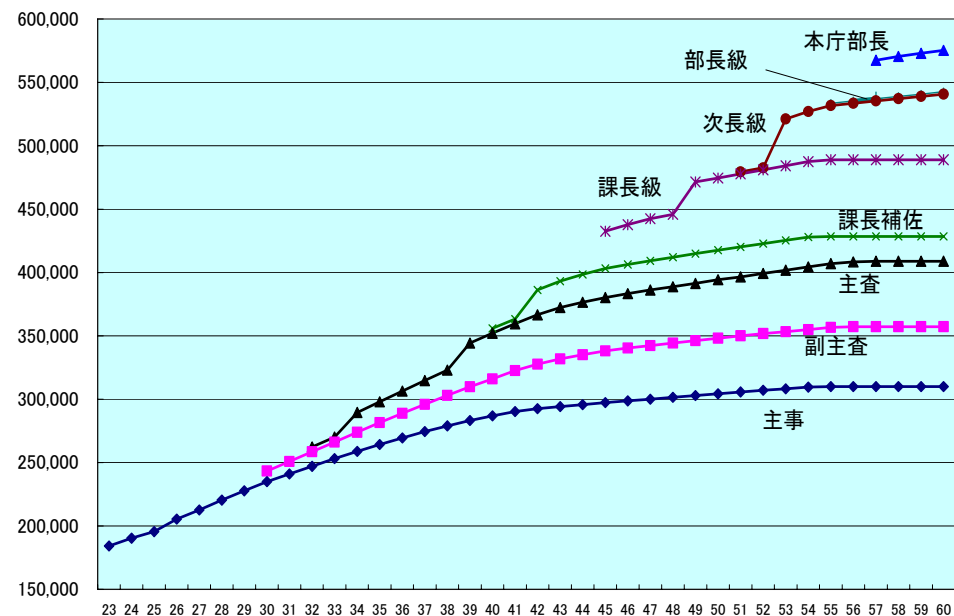
大阪府では、国の行政職俸給表(一)を、府の行政職給料表として、一般行政職や技術職(医療職、研究職等を除く)等に適用しています。

行政職給料表は、級間で給与水準に重なりがあります。これを職階別の昇給カーブで見ると、カーブが立上るところで、職階間の重なりが見られますが、一定年数が経過すると、部長級と次長級、課長補佐級と主査級を除き、職階間での重なりはなくなります。

○行政職給料表の級別昇給カーブ



○職階別昇給カーブ

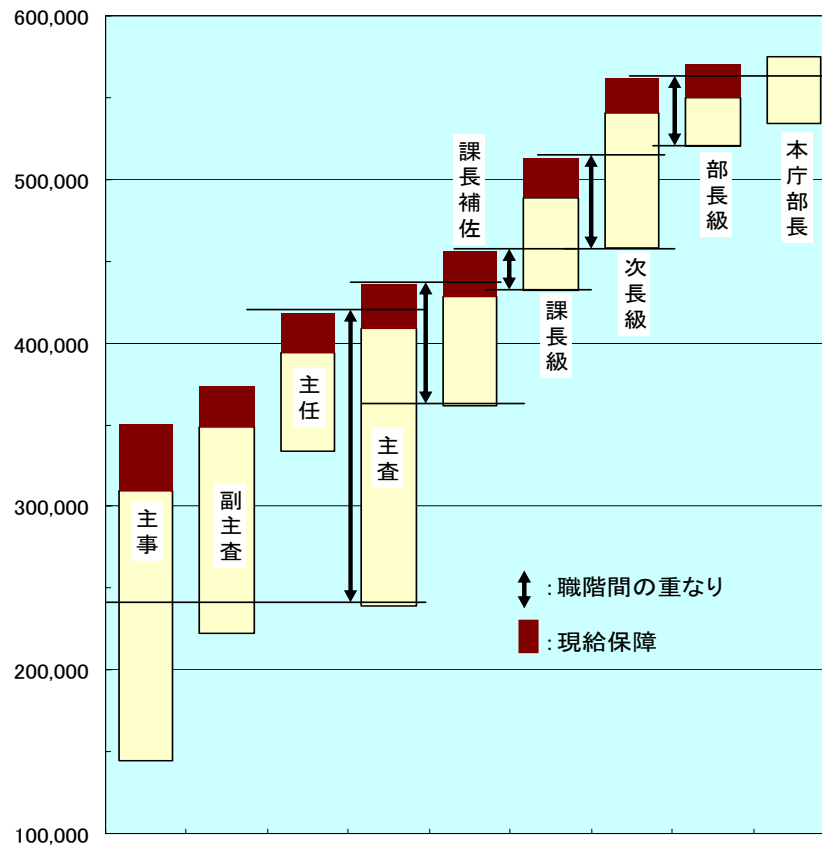


備考 各職階に最短で昇任し、同職階にそのまま在職した場合の標準的な昇給カーブを示したものの。

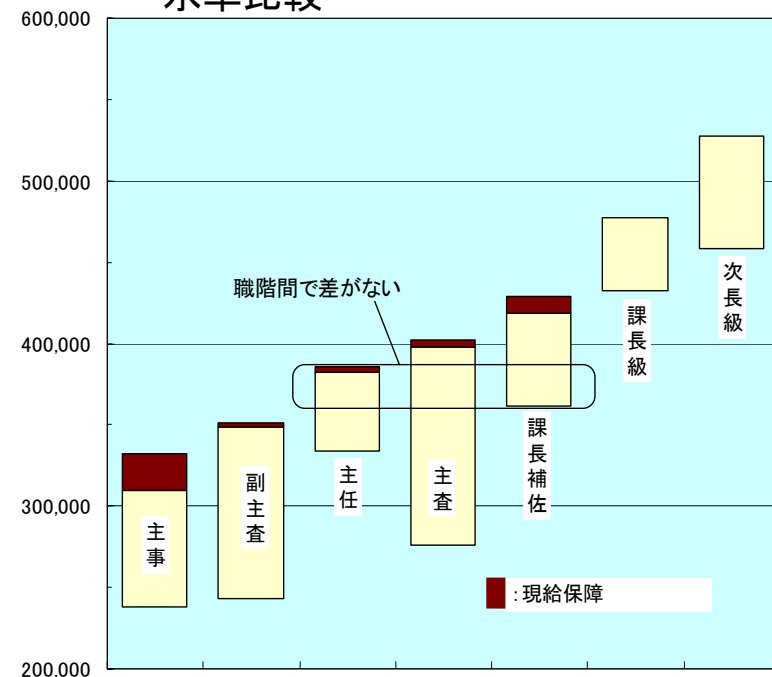
平成18年度の給与構造改革により、現行給料表への移行にあたって、給料水準が下がる職員については、経過措置として、現行給料表上の給与水準が一致するまで、改革前の給料水準となっています。このため、実際の給料月額では、職階間でより差がない状態となっています。

○給料月額の比較

職階別給料月額の水準比較

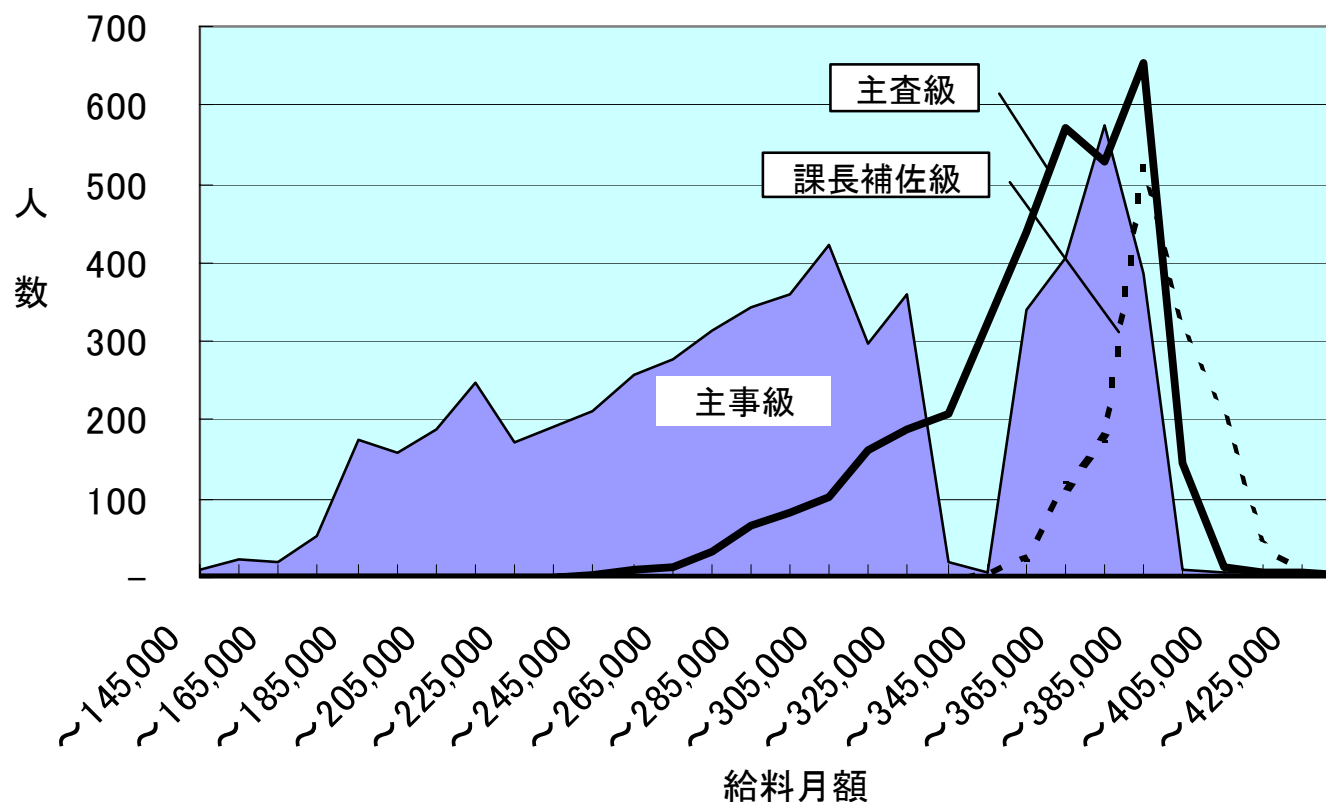


【例】40歳代職員の職階別給料月額の水準比較



備考 比較のため、主事級のうち経過措置として残っている主任を加えている。

○職階別給料月額別人数



備考 22年1月時点の行政職給料表適用者の給料月額の水準ごとに、1万円単位で人数を積上げた面グラフ。

課題

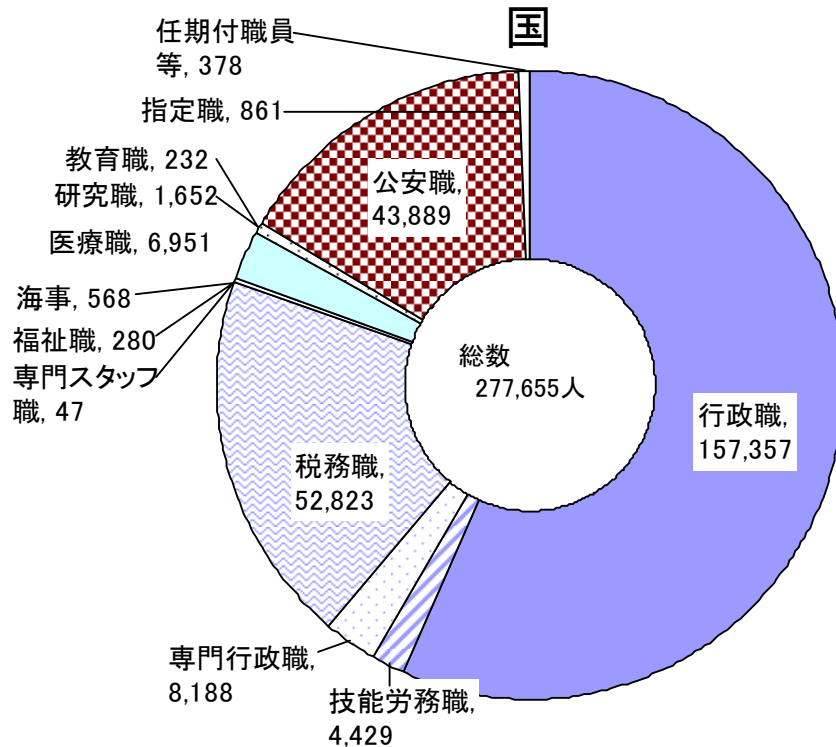
行政職給料表において、給料月額の水準は、職階間で一部給料表上の級に重なりがあることに加え、現給保障によりさらに重なっています。このため、職務・職責と給料表上の級との適用関係がわかりにくくなっているところがあります。

給与制度について、より一層、職務・職責に応じたものとなるよう検討が必要です。

イ 国と大阪府との比較

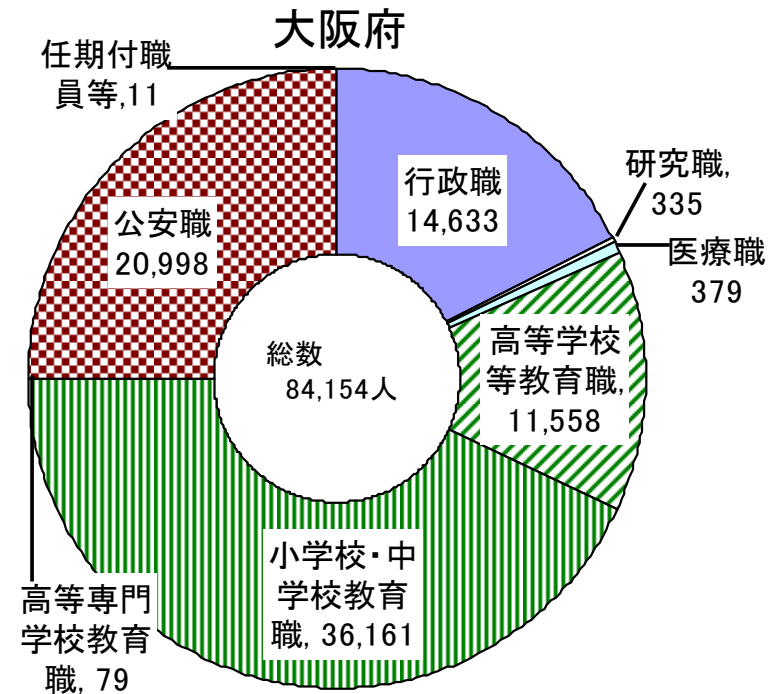
○給料表別構成

国は、行政職と税務職（府で行政職としている範囲とほぼ同じ）が4分の3を占めています。
 大阪府は、教育関係職が半数以上を占め、次いで公安職、行政職となっています。
 なお、公安職は、都道府県警察に勤務する者のうち、警視正以上の階級にある者は国家公務員、
 警視以下の階級にある者は地方公務員となっています。



備考 平成21年8月人事院勧告より作成。

国の給料表のうち、海事、医療職、教育職、公安職、任期付職員等は、複数の給料表をまとめている。また、わかりやすさのため、行政職(二)を技能労務職とするなどの変更を行っている。



備考 平成21年10月大阪府人事委員会勧告より作成。

府の給料表のうち、医療職、任期付職員等は、複数の給料表をまとめている。

○標準職務表の比較(行政職)

国の行政職俸給表(一)の最高の職務の級は10級で、本省の特に重要な業務を所掌する課の長の職務とされています。それ以上の職務は、指定職俸給表が適用されます。

大阪府の部長は、国の本省課長と同じ格付けとされています。

国家公務員(本省)

指定職俸給表

| 号給 | 職制上の段階 | 主な職務 |
|----|--------|-----------------|
| 8 | 事務次官級 | 事務次官 |
| 7 | 事務次官級 | 外局の長官・省審議官(別定め) |
| 6 | 事務次官級 | 外局の長官・省審議官 |
| 5 | 局長級 | 省の局長(別定め) |
| 4 | 局長級 | 省の局長・外局の次長(別定め) |
| 3 | 局長級 | 外局の次長 |
| 2 | 部長級 | 部長 |
| 1 | | 上記以外 |

行政職俸給表(一)

| 職務の級 | 職制上の段階 | 主な職務 |
|------|--------|----------------|
| 10 | 課長級 | 課長(特に重要) |
| 9 | 課長級 | 課長(重要) |
| 8 | 室長級 | 室長(困難) |
| 7 | 室長級 | 室長 |
| 6 | 課長補佐級 | 課長補佐(困難) |
| 5 | 課長補佐級 | 課長補佐 |
| 4 | 係長級 | 係長(困難) |
| | 主任 | 主任(困難) |
| 3 | 係長級 | 係長 |
| | 主任 | 主任(困難) |
| 2 | 主任 | 主任 |
| | 係員 | 係員(特に高度の知識・経験) |
| 1 | 係員 | 係員(定型的) |

大阪府

指定職給料表

| |
|------|
| 適用なし |
|------|

行政職給料表

| 職務の級 | 職階 | 主な職務 |
|------|-------|-------------------|
| 10 | 部長級 | 本庁部長、議会事務局長、会計管理者 |
| 9 | 部長級 | 理事、室長、事務局長 |
| | 次長級 | 本庁次長、室長、副理事 |
| 8 | 次長級 | 室長、副理事 |
| | 課長級 | 本庁課長、参事 |
| 7 | 課長級 | 参事 |
| 6 | 課長補佐級 | 課長補佐(高度の知識・経験) |
| | 課長補佐級 | 課長補佐 |
| 5 | 主査級 | 主査(高度の知識・経験) |
| | 主査級 | 主査(相当高度) |
| 4 | 主任主事等 | 主任主事・技師、副主査 |
| | 主査級 | 主査 |
| 3 | 副主査 | 副主査 |
| | 主任主事等 | 主任主事・技師 |
| 2 | 主事 | 主事・技師(高度の知識・経験) |
| 1 | 主事 | 主事・技師(定型的) |

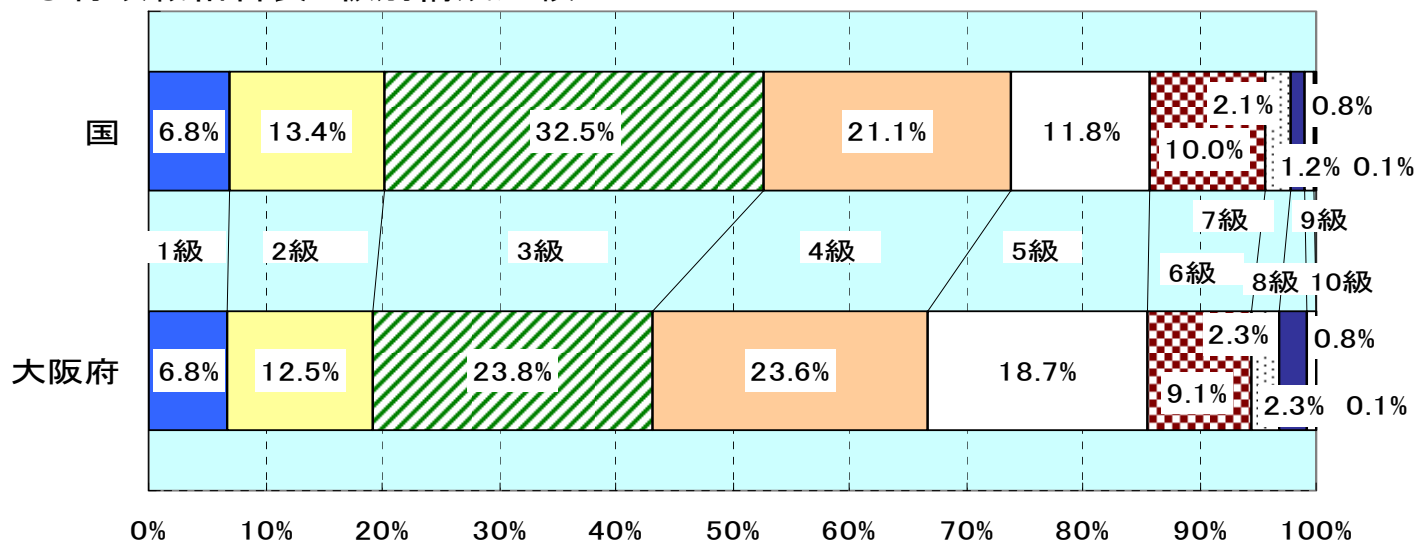
備考 比較のため、府の3、4級に経過措置として残っている「主任主事等」を加えている。

○行政職給料表の級別構成・平均年齢の比較

級別の構成では、大阪府は国に比べ3級(府の主査、副主査)が少なく、5級(課長補佐、主査)が多くなっています。

級別の平均年齢では、府は国に比べ2級と4級が高くなっています。また、国は5級以上の級でほぼ横ばいとなっているため、府の5級以上の平均年齢が国に比べ徐々に高くなっています。

○行政職給料表 級別構成比較



備考 平成21年8月人事院勧告、平成21年10月大阪府人事委員会勧告より作成。

○行政職給料表 級別平均年齢比較

(歳)

| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 | 全体 |
|---|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 国 | 25.5 | 30.9 | 38.3 | 46.3 | 51.2 | 51.4 | 51.4 | 50.5 | 51.1 | 51.9 | 41.5 |
| 府 | 23.5 | 34.5 | 38.6 | 48.9 | 51.8 | 53.3 | 53.9 | 54.5 | 56.2 | 57.0 | 44.2 |

備考 国は平成21年国家公務員給与等実態調査結果の行政職俸給表(一)、府は21年4月1日時点のデータより作成。

○いわゆる「わたり」について

総務省の定義によれば、「わたり」とは、以下のとおりです。

- ① 級別職務分類表及び級別標準職務表が、職務を明確に分類したものとなっていない場合
- ② 一つの職が4つ以上の級にわたって格付けられている場合
- ③ 国と職務・職責が同等な職の級の格付けが、国の本省の格付けを超えている場合
- ④ 国と職務・職責が同等な職の給料の最高水準が、国の最高水準を相当程度超えている場合

大阪府では、主査級を国の本省の課長補佐の級である5級に格付けており、「わたり」に該当します。また、国の定義には該当しませんが、大阪府では、課長補佐級、課長級、次長級の職員を経験年数によって一律的に上位の級に昇格させている場合があります。

○国(本省)と大阪府の比較

| | | | | |
|-----|-------|---------|---------|----------------------------|
| 級 | | | | |
| 9 | | | | 国 — 府 ↻ |
| 8 | | | 国 — 府 ↻ | 国 — 府 ↻ |
| 7 | 「わたり」 | | 国 — 府 ↻ | 一律的昇格 本庁次長への任用を伴う昇格を除く。 |
| 6 | | 国 — 府 ↻ | 大阪府 | 一律的昇格 本庁課長への任用を伴う昇格を除く。 |
| 5 | | | 大阪府 | |
| 4 | 国 | | 大阪府 | 一律的昇格 |
| 3 | | | | |
| 国/府 | 係長/主査 | 課長補佐 | 室長/課長 | 課長/次長 |

課題

国を超える格付け(いわゆる「わたり」)や一律的な昇格の運用について、より一層職務・職責に応じた給与制度となるよう見直しが必要です。

ウ 他府県との比較

○級別標準職務表の構成(行政職給料表)

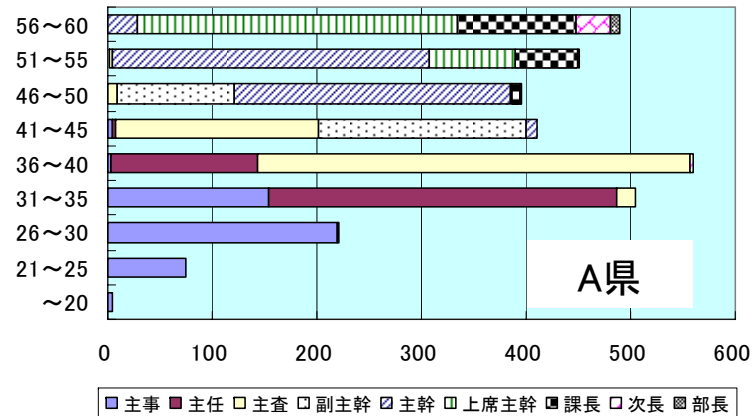
同一の職務の級に複数の職階が混在しています。また、一つの職階が複数の職務の級にまたがっています。

| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
|-------|----|----|----------|----|------|-----------|-----|----|-----|------------|
| 国(本省) | 係員 | | 係長 | | 課長補佐 | | 室長 | | 課長 | |
| | | 主任 | | | | | | | | |
| 大阪府 | 主事 | | 副主査 | 主査 | 課長補佐 | | 課長級 | | 部長級 | 本庁部長 |
| | | | | | | | 次長級 | | | |
| A 県 | 主事 | | 副主任 | 係長 | 主幹 | 参事 専門監 | 室長 | 局長 | 部長 | |
| B 県 | 主事 | | 主任主事 | 係長 | 課長補佐 | | 課長 | | 次長 | 事務局長 部長 |
| C 県 | 主事 | | 副課長・課長補佐 | | 課長 | | 部長 | | | |
| | | 係長 | | | | 次長 | | | | |

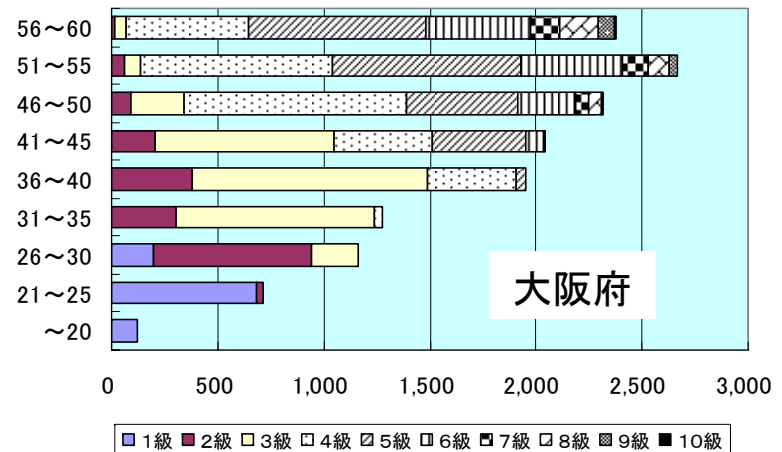
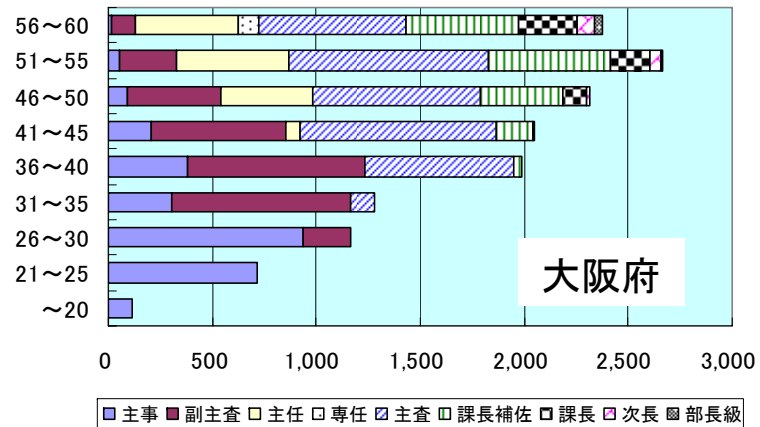
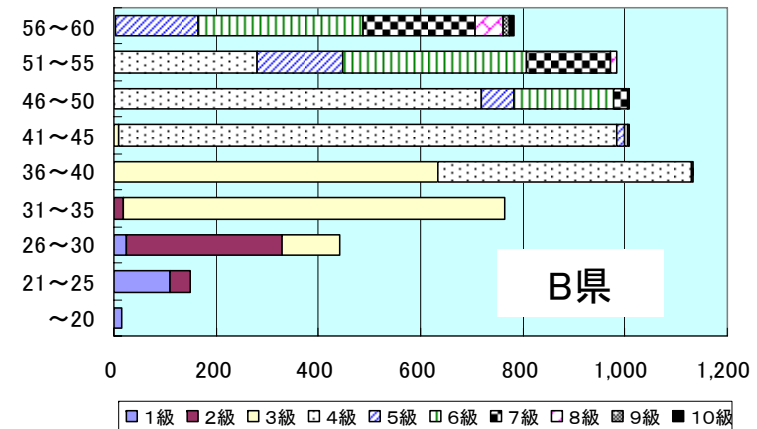
○年齢別職階別(級別)分布の比較

大阪府は、回答があった県と比べ、下位の職階(主事等)や職務級(1級、2級等)のままで高年齢を迎える職員が多くなっています。

○年齢別職階別人員分布



○年齢別級別人員分布



○給与カットの状況

9府県のうち7府県で、21年度に給与カットを行っており、このうち、4府県で期末勤勉手当、5府県で管理職手当のカットを実施しています。このほかの2県でも過去に給与カットを行っています。

| | | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 愛知県 | |
|-------------------|--------|----------------------|---|-----------------------|--|--|
| カット期間 | | 20年8月1日 ～23年3月31日 | 19年11月1日 ～22年3月31日 | 21年4月1日 ～23年3月31日 | 21年4月1日～22年3月31日 | |
| カット内容 | 給料 | 対象 | 全職員 84,564人 | 全職員約15,500人 | 全職員(管理職手当受給者以外の再任用職員、臨時的任用職員を除く) | 全職員 72,038人 |
| | | カット率等 | 部長級 14% 部長級以外管理職 11.5% 非管理職3.5～9.5% | 主任級以上 4% 主事・技師級 2% | 給料の3%(管理職手当受給者は6%) ※地域手当を除き他の手当の算定の基礎とはしない。 | 4%(ただし、期末勤勉手当の凍結等により年度途中で一部変更(非管理職:(21.7～21.11)2.4%、(21.12～22.3)0.4%、管理職:(21.7～22.3)3.1%)) |
| | 期末勤勉手当 | 対象 | 全職員 84,564人 | | | 全職員 72,038人 |
| | | カット率等 | 非管理職 4% 管理職 6% | | | 非管理職4%、管理職7%(ただし、年度途中変更により、実施は12月期の管理職5,327人のみ) |
| | 管理職手当 | 対象 | 管理職 4,858人 | 全管理職約2,300人 | | |
| | | カット率等 | 5% | 16% | | |
| 21年度総カット額(歳出額ベース) | | 427億円 | 29億円 | 149億円 | 343億円(地域手当10%→8%引下げを含む) | |

| | | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | |
|-----------------------|--------|----------|--|--|---|
| カット期間 | | 20年4月1日～ | 15年4月～24年3月 集中改革期間:20年4月～24年3月 | 20年1月1日 ～23年3月31日 | |
| カット内容 | 給料 | 対象 | 全職員 | 全職員 | 全職員(医師を除く) |
| | | カット率等 | 役職に応じて減額 部長・局長級 9% 課長級 8% 副課長級 6% 主任専門員級 5% 係長・主査・主任級 4.8% 若手職員 4.5% ※地域手当の△2%含む | (1)部次長級...給与10% (2)課長級...給与8% (3)(1)、(2)以外(期末手当、役職加算あり)職員...給与6% (4)(1)～(3)の職員以外...給与6% (1)～(3)の職員は、給料に連動する手当はカット後の給料で算出 (4)の職員は、給料に連動する手当は3%カット後の給料で算出 | 部長級 10% 課長級 9% 課長補佐級以下 8% 若年層 7% |
| | 期末勤勉手当 | 対象 | 主任級職員以上 | 全職員 | |
| | | カット率等 | 役職加算・管理職加算を減額し、役職に応じて3%～16%減額 (役職加算率)(管理職加算率) 部長級 20%→10% 20%→10% 局長級 20%→10% 15%→7.5% 課長級 15%→7.5% 10%→5% 副課長級 10%→6% なし 係長・主査・主任級 5%→4% なし | 部次長級、課長級、(期末手当、役職加算あり)職員は、給料に連動する手当はカット後の給料で算出 上記以外の職員は、給料に連動する手当は3%カット後の給料で算出 | |
| | 管理職手当 | 対象 | 管理職員 | 管理職員 | 管理職 |
| | | カット率等 | 20%減額 (20年度から減額幅を拡大) | (1)部次長級...管理職手当25% (2)課長級...管理職手当20% | 15% |
| 21年度総カット額 (歳出額ベース) | | 約184億円 | 60億円(計画) | 約40億円 | |

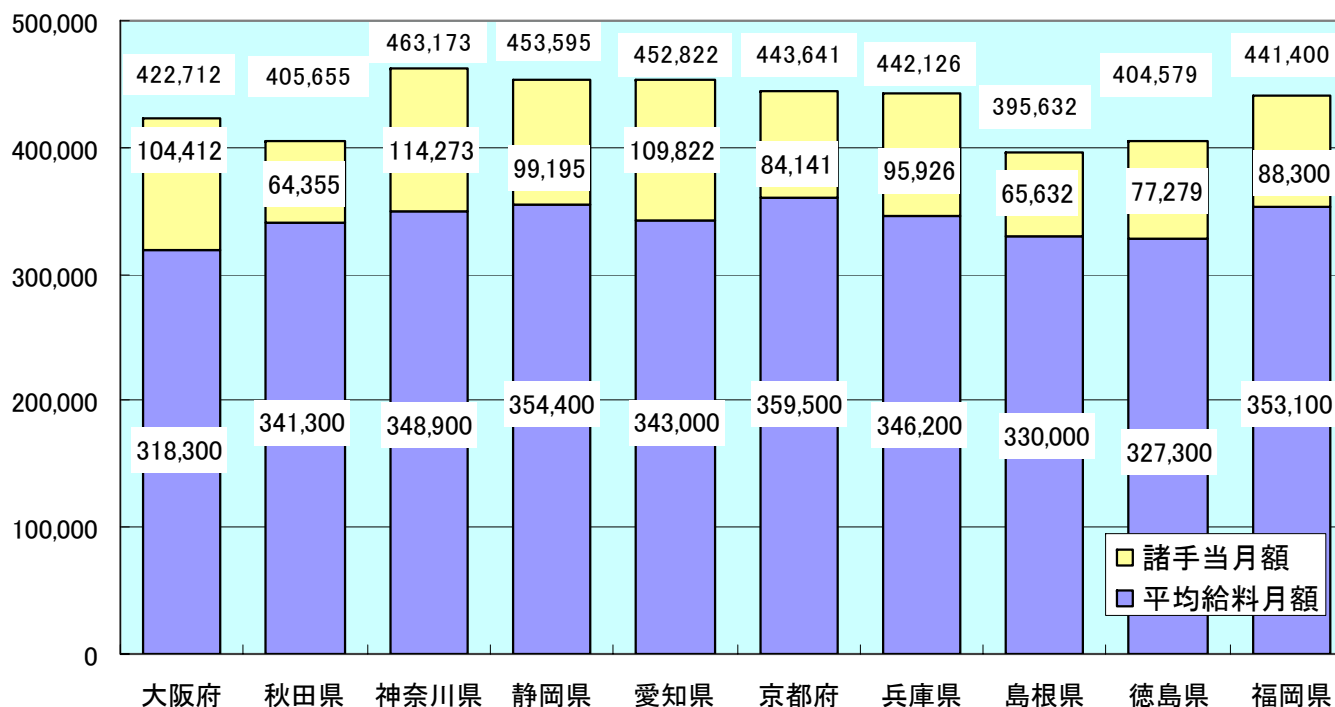
○平均給料月額

京都府、静岡県、福岡県の順で高くなっています。大阪府では、平成20年8月からの給料月額のカット(平均7.2%)により、全国でも最低レベルとなっています。

○諸手当月額(扶養、地域、住居、通勤、単身赴任、特殊勤務、管理職、時間外勤務、宿日直手当等)

諸手当月額は、大都市を抱える都道府県で高くなっています。これは、地域手当(給料の月額×支給割合0%~10%)が、地域の民間賃金を反映させるものであることから、大都市を抱える都道府県ほど高くなる傾向があるためです。

○平均給料及び諸手当(月額)の比較



備考 総務省「平成21年度給与実態調査」より作成。給料と給料に連動する手当は給与カット後の金額。
 なお、大阪府の給与カットは22年度までとなっている。

エ 管理職手当

○管理職手当の支給区分

9府県すべての府県で職階に応じて管理職手当に格差を設けています。また、ほとんどの府県で、同じ職階の中で、本庁・出先機関もしくはライン・スタッフ別に何らかの格差を設けています。

| | | 大阪府 | | 秋田県 | | 神奈川県 | | 静岡県 | | 愛知県 | |
|------|------|-----|----|-----|----|------|-------|-----|----|-------|-------|
| | | 本庁 | 出先 | 本庁 | 出先 | 本庁 | 出先 | 本庁 | 出先 | 本庁 | 出先 |
| 部長級 | ライン | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | 1種、2種 | 2種 |
| | スタッフ | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | — | — |
| 次長級等 | ライン | 2種 | 3種 | 2種 | 2種 | 2種 | 2種 | 2種 | 2種 | 3種、4種 | 3種、4種 |
| | スタッフ | 2種 | 3種 | 2種 | 2種 | 2種 | 2種 | 2種 | 2種 | — | — |
| 課長級等 | ライン | 3種 | 4種 | 3種 | 3種 | 3種 | 3種、4種 | 3種 | 3種 | 5種、6種 | 5種～7種 |
| | スタッフ | 4種 | 5種 | 3種 | 3種 | 3種 | 3種、4種 | 4種 | 4種 | — | — |

| | | 兵庫県 | | 島根県 | | 徳島県 | | 福岡県 | |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-----|----|-------|-------|
| | | 本庁 | 出先 | 本庁 | 出先 | 本庁 | 出先 | 本庁 | 出先 |
| 部長級 | ライン | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 |
| | スタッフ | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | 1種 | — |
| 次長級等 | ライン | 2種 | 2種、3種 | 2種 | 2種 | 2種 | 2種 | 2種 | 1種、2種 |
| | スタッフ | 2種、3種 | — | 2種 | 2種 | 2種 | 2種 | 2種 | — |
| 課長級等 | ライン | 3種 | 3種、4種 | 3種～5種 | 3種～5種 | 3種 | 3種 | 3種、4種 | 3種～5種 |
| | スタッフ | 3種、4種 | 3種、4種 | 3種～6種 | 5種、6種 | 4種 | 4種 | 3種、4種 | 3種、5種 |

種別の例(大阪府)

1種=給料の25%相当

2種=給料の23%相当

3種=給料の20%相当

4種=給料の18%相当

5種=給料の16%相当

オ 退職手当

○退職手当の状況

調査対象府県のすべてで、国家公務員の退職手当制度に準拠しています。また、大阪府のみ5%の退職手当の減額を実施しています。

○退職手当の算定方法(国準拠方式)

退職手当 = 基本額(退職日における給料の月額 × 支給率) + 調整額

支給率 = 退職事由別・勤続年数別に定められた率

調整額 = 一定の基準に基づき、高い職務の級の在職期間に応じて算出される加算額(60月分)

例 在職期間のうち高い級が、順に5級24月、4級72月のとき、月の上限は60月分なので、5級24月、4級36月が算出対象となり、調整額は以下のとおり。

$25,000円 \times 24月 + 20,850円 \times 36月 = 1,350,600円$

支給率

| 勤続年数 | 1年 | 5年 | 10年 | 15年 | 20年 | 24年 | 25年 | 30年 | 35年 | 45年 |
|-------|------|-----|------|--------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 自己都合 | 0.6月 | 3.0 | 6.0 | 12.4 | 23.5 | 31.5 | 33.5 | 41.5 | 47.5 | 59.28 |
| 定年・勸奨 | 1.0月 | 5.0 | 10.0 | 19.375 | 30.55 | 38.87 | 41.34 | 50.7 | 59.28 | 59.28 |

調整額(在級した級に応じた額を60月分)

| | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 月額 | 16,700 | 20,850 | 25,000 | 33,350 | 41,700 | 45,850 | 50,000 | 54,150 |

備考 本頁では、18年度の給与構造改革に伴う退職手当の減額調整は、退職手当のカットから除いている。

カ 勤務時間

○勤務時間

10府県のうち8府県で7時間45分、大阪府と秋田県が8時間となっています。なお、秋田県では22年4月から、大阪府では22年度中に、勤務時間を15分短縮する予定です。

○時差通勤

全職員を対象にした時差通勤のうち、交通混雑では10府県中8県で実施しています。また、個別の職員を対象にしたものでは、5県が育児や介護で事情を抱える職員を対象にした時差通勤を実施しています。

○時差通勤の実施状況

| | | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|---------|--------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1日の勤務時間 | | 8時間 | 8時間 | 7時間45分 | 7時間45分 | 7時間45分 | 7時間45分 | 7時間45分 | 7時間45分 | 7時間45分 | 7時間45分 |
| 時差通勤 | 交通混雑回避 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | なし | 実施 | なし | 実施 | 実施 |
| | 育児・介護 | なし | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | なし | なし | なし | 実施 | なし |

課題

勤務時間について、府民サービスの維持や、職員の仕事と生活の調和の観点から、具体的な勤務時間の設定について検討します。

②人事制度

ア 異動

○異動の状況

管理職では5府県が1年から3年の年限を設置しています。非管理職では、課長補佐等で2年から4年、係長や主事で3年から5年と、職階が上がるにつれて短くなっています。なお、新規採用者には、主事の基準より1年短い年限を設定している府県があります。

また、異動にあたっては、9府県すべてで職階に関わらず適材適所の配置などの観点により、全庁に広く配置する方針となっています。

○主な職階の異動年限

| | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------|------------|------|
| 部長級 | 原則 2～3年 | なし | 未回答 | 原則 2～3年 | 原則 2年以上 | 原則 2年以上 | なし | 概ね 1～2年 | なし |
| 課長・室長級 | 原則 2～3年 | なし | 未回答 | 原則 2～3年 | 原則 2年以上 | 原則 2年以上 | なし | 概ね 1～3年 | なし |
| 課長補佐・副課長・主幹・グループリーダー級 | 原則3年 | 3年程度 | 概ね 3～4年 | 原則 3年 | 原則 2年以上 | 原則 2年以上 | 原則3年 | 概ね 2～3年 | なし |
| 係長・主査級 | 原則3年 | 3年程度 | 概ね 3～4年 | 原則 3年 | 原則 2年以上 | 原則 2年以上 | | 概ね 2～3年 | 原則5年 |
| 主任・主事級 | 原則4年 | 概ね 3～4年 | 概ね 3～4年 | 原則 3年 | 原則 2年以上 | 原則 3年以上 | 原則3年 | 概ね3年 | 原則5年 |

備考 職階は各府県で、組織(部・局、課・室など)の設置状況や給料表の適用の仕方により違いがあることに留意が必要。

イ 昇任・降任

○昇任の状況

6府県で昇任のための年限を設定しており、大阪府と徳島県では、管理職を含めた職階ごとに、ほかの4県では非管理職に昇任年限を設定しています。

また、大阪府のみ主査級昇任のための試験を実施しています。

○主な職階の昇任年限

| | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|-------------------|-----------------|--------|----------------|--------------------|---------------|-----------------|
| 部長級 | 次長級 原則3年以上 | 未回答 | 未回答 | なし | 課長級 5年以上 | なし |
| 課長・室長級 | 課長補佐級 原則5年以上 | 未回答 | 未回答 | なし | 課長補佐級 4年以上 | なし |
| 課長補佐・主幹・グループリーダー級 | 主査級 原則8年以上 | 主査5年以上 | 副主幹級 在級3年以上 | なし | 係長級 6年以上 | 係長級 原則3年以上 |
| 係長・主査・主任主査級 | 31歳かつ主事級2年以上 | 主任4年以上 | 主任主事級 3年以上 | | 主事級 9年以上 | 主任主事級 原則4年以上 |
| 主任・主任主事級 | | 主事9年以上 | 1級在級4年6月以上等 | 29歳かつ2級3年かつ経験7年以上等 | | |

○降任・降給の状況(希望降任を除く)

公務員は、法律または条例に定める事由以外は、意に反して降任・降給されない(地方公務員法第27条)こととなっており、法律または条例に事由の定めが必要です。

| | 降 任 | 降 給 | | |
|-------------|--------------|-----|-----|-----------------------|
| | 大阪府 | 大阪府 | 9府県 | 国 |
| 法律・条例に事由の定め | 職員の分限に関する条例 | なし | なし | 人事院規則(H21.3改正) |
| 具体的な手続き等 | 大阪府分限処分の指針※2 | — | — | 能力・業績評価の実績が極めて悪い場合に適用 |

※1 大阪府分限処分の指針

〔 降任:現に就いている職に求められる役割を果たすことが困難で、下位の職であれば良好な職務遂行が期待できる場合 〕

○降任処分の実績(過去5年間) 愛知・徳島それぞれ2件(勤務実績不良による降任) 大阪府はなし

○国家公務員法の改正(検討中) 事務次官・局長級から部長級への降任が可能(同一職制に変更)

課 題

大阪府において、部局長のいわゆる経営的役割(民間企業の役員に相当)が増していくなかで、これまでどおりの昇任制度でよいか検討が必要です。あわせて、降任制度についても、具体的にどのようなケースに適用するかなどについて検討します。

ウ 採用

○21年度当初の採用状況

採用数は、愛知県、神奈川県、大阪府の順となっています。社会人経験採用数では大阪府が最も多く、競争試験の中でも高い割合です。職員数との関係では、神奈川県、愛知県が比較的高く、その他府県ではほとんどが2%以下となっています。

| | | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|---------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 競争試験 | 大卒程度 | 38 | 19 | 148 | 81 | 232 | 30 | 93 | 31 | 56 | 62 |
| | 高卒程度等 | 10 | 2 | 14 | 3 | 17 | 3 | 15 | 3 | 5 | 15 |
| | 免許資格 | | | 48 | | | | | 4 | | |
| | 社会人経験 | 21 | | 20 | 7 | 10 | | 7 | | | 9 |
| 選考試験 | 技術職 | 51 | 7 | 6 | 30 | 20 | 32 | 10 | 5 | 3 | 4 |
| | 任期付 | 11 | 1 | 3 | | | 2 | 1 | | | |
| | 研究職ほか | 9 | | 38 | 2 | 4 | 1 | | 2 | | 4 |
| 合計 | | 140 | 29 | 277 | 123 | 283 | 68 | 126 | 45 | 64 | 94 |
| 採用数／職員数 | | 1.7% | 0.8% | 3.7% | 2.2% | 3.3% | 1.7% | 1.8% | 1.3% | 1.9% | 1.2% |

備考 職員数は、総務省「平成21年度定員管理調査」一般行政部門の職員数から公益法人等への派遣を差し引いたもの。
採用数とは範囲が一致しないところがあることに留意が必要。

課題

住民ニーズに対応した行政運営を適切に行えるよう、計画的な採用による多様な人材の確保を行っていく必要があります。

○民間人材の登用状況

任期付任用職員(研究員を含む)については、平成19年度からの3年間で、10府県中9府県で採用を実施しており、愛知県が21人と積極的な採用を行っています。採用ポストは、危機管理や広報広聴、情報、観光など様々な分野となっています。

また、大阪府では、民間の経営感覚や専門性を府政に取り入れ、民間感覚による改革を推進するため、大学教授や企業経営者、公認会計士などの方々を、参与や交流員などの非常勤職員や、特別顧問などとして、積極的に登用しています。

同じような民間人材の登用を行っているか調査したところ、静岡県や兵庫県は参与など非常勤職員で、福岡県はアドバイザーなどとして、民間人材の登用を行っています。職業は、大学教授や企業経営者・役員、弁護士・公認会計士などとなっています。

○任期付任用職員の採用状況(平成19～21年度)

| 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 11人 | 6人 | 5人 | 5人 | 21人 | 12人 | 5人 | 0人 | 3人 | 2人 |

○非常勤職員等による民間人材の登用状況(21年度)

| | 大阪府 | 静岡県 | 愛知県 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|
| 非常勤職員 | 9人 | 15人 | 11人 | 14人 | 7人 | 2人 | 1人 |
| 上記以外(特別顧問、アドバイザー等) | 18人 | 0人 | 0人 | 0人 | 外部委託等 | 0人 | 13人 |

備考 秋田県、京都府は実績なし。神奈川県は「登用する可能性がある」との回答のため、表からは省略した。

エ 退職

○早期勸奨退職制度の状況

9府県のうち8府県で、概ね50歳以上かつ勤続25年以上の職員に対して実施しています。このうち、4県で幹部職員に対する早期退職勸奨を行っています。

| | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|------------|-------|-------|--------|----------------|----------------|-----|-------------------------|-------------------------|----------------|
| 制度の有無 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 主な条件 | 55歳以上 | 35歳以上 | 不明 | 50歳以上かつ勤続25年以上 | 50歳以上かつ勤続25年以上 | — | 勤続25年以上又は50歳以上かつ勤続10年以上 | 勤続25年以上又は50歳以上かつ勤続10年以上 | 50歳以上かつ勤続25年以上 |
| 幹部職員への勸奨年齢 | なし | なし | 部長級59歳 | なし | なし | なし | 定めなし | 正部長級59歳 | 次長級以上で個別勸奨 |

○退職後の再就職状況(平成20年度末退職者)

幹部職員(行政職給料表8級から10級まで)の退職後の再就職状況は、大阪府を除く8県の合計は、把握している範囲で約75%が再就職しています。出資法人等府県関連団体への再就職は、大阪府が15%、その他の県が33%となっています。

| | 出資法人等 府県関連団体 | その他法人・ 民間企業等 | 再任用 | 再就職しない (不明含む) | 合計 |
|------|-----------------|-----------------|----------|------------------|-------------|
| 8県合計 | 115(33.3%) | 125(36.2%) | 21(6.1%) | 84(24.3%) | 345(100.0%) |
| 大阪府 | 8(15.1%) | 29(54.7%) | 8(15.1%) | 8(15.1%) | 53(100%) |

課題

退職後の再就職について、職員のキャリア全体を見据えた支援研修などの検討が必要です。

才 人事評価

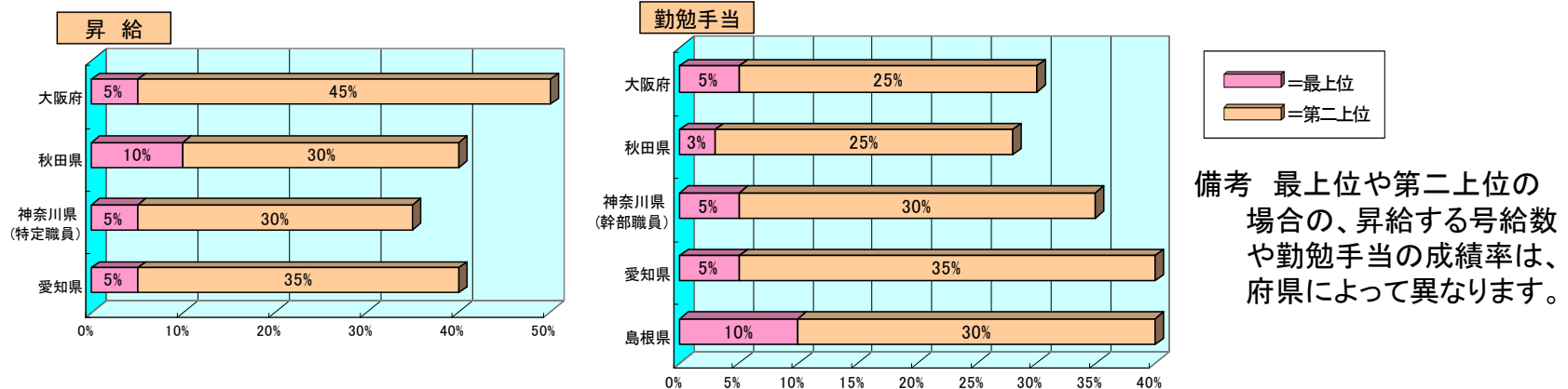
○給与への反映等

すべての府県で人事評価制度が導入されています。人事評価結果は、給与への反映(下表)や、異動や昇任などの人事制度に参考として活用されています。

| | | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 島根県 |
|------|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| 昇給 | 管理職 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | 非管理職 | ○ | | ○ | | | |
| 勤勉手当 | 管理職 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 非管理職 | ○ | | ○ | | | |

○最上位、第二上位の分布状況

また、給与への反映の際の最上位と第二上位の分布をみると、昇給では最上位が5~10%、第二上位が30~45%、勤勉手当では最上位が3~10%程度、第二上位が25~30%となっています。



課題

人事評価制度について、がんばった職員がより報われるよう、給与等への反映手法など検討が必要です。

(2) 組織人員体制

① 組織

ア 本庁

○ 組織規模

本庁の組織(課・係)の規模(管理スパン)は、10府県平均で課あたり3.4係、職員数23.6人、係あたり職員数5.7人となっています。

本府は、課あたりの平均係数は同程度ですが、課及びグループ(係)の職員数は平均の約1.4倍で、神奈川県や福岡県とともに、管理スパンの大きな組織となっています。

○ 課(本庁)

| | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 | 平均 |
|-------|-------------|-------------------|-------|---------------------|-------------|----------|------------------------|-------|----------|-------|-------|
| 標準規模 | 30～50人 | 10～50人 (チーム除く) | - | 特に基準は設けていない | 明確な基準はない | 明確な基準はない | 原則、定員11名または担当ライン3ライン以上 | 特になし | 概ね10～20人 | - | - |
| 平均職員数 | 32.0人 | 20.4人 | 33.7人 | 13.6人 (部長、次長等含む) | 30人 | 15.5人 | 20人程度 | 21.1人 | 19.7人 | 29.6人 | 23.6人 |
| 平均係数 | 3.6 グループ | 2.8班 | 4.2班 | *スタッフ制 | 4.4 グループ | 2.8 | 4係程度 | 2.9 | 2.8担当 | 3.3係 | 3.4係 |

備考 「標準規模」は、組織編成における規模の目安。

○係(グループ)の規模

| | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 | 平均 |
|-------|-------|-------|--------|-------------|------|----------|-------|---------|--------|------|------|
| 標準規模 | 概ね10人 | 4~15人 | 概ね7~8人 | 特に基準は設けていない | 概ね8人 | 明確な基準はない | 基準はない | 3~10名程度 | 概ね3~6人 | - | - |
| 平均職員数 | 8.3人 | 6.2人 | 7.1人 | 4~5人 | 6.6人 | 4.8人 | 4人程度 | 4.8人 | 3.7人 | 7.2人 | 5.7人 |

○職制(役職段階)

各府県の職制は、部長一次長一課長を基本に、組織(部・局、課・室など)の設置状況や給料表の適用の仕方によって、さまざまです。

○各府県の職名例

| 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|----------|----------|-----------|-----|--------------|----------|----------|----------|--------------|-----------------|
| 部長 | 部長 | 部長 | 部長 | 部長 担当局長 | 部長 | 部長 | 部長 局長 | 部長 局長 | 部長 |
| 次長 室長 | 次長 | 副部長 | 局長 | 部次長 担当局次長 | 副部長 | 局長 | 次長 | 副部(局)長 次長 | 部次長 局長 |
| 課長 | 課長 室長 | 課長 副課長 | 室長 | 課長 室長 | 課長 参事 | 課長 室長 | 課長 室長 | 課長 室長 | 課(室)長 副課(室)長 |

課 題

本庁の組織の規模について、業務のまとめりや、より効率的で機動的な業務遂行、ポスト数管理などの観点から検討が必要です。

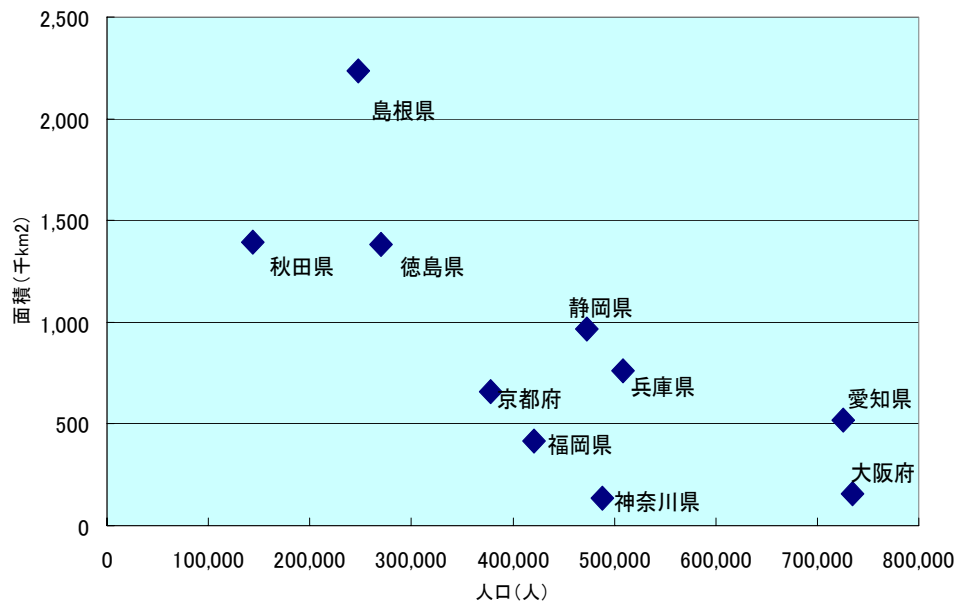
イ 出先機関

○ 県税事務所

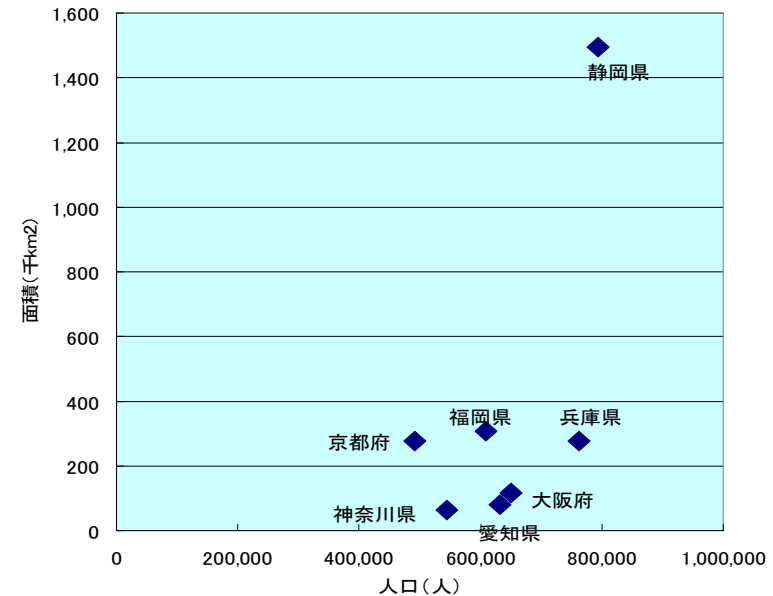
県税事務所の1所あたりの人口、面積は、愛知県や大阪府の所管人口が多く、島根県、秋田県、徳島県の所管面積が広がっています。

大阪府は、所管面積が同規模の神奈川県と比べ多い人口を所管していますが、所管人口が同規模の愛知県と比べ面積はせまくなっています。また、政令市を所管区域に含む事務所では、愛知県と人口、面積ともに同規模ですが、兵庫県はより大きな人口、面積を管轄しています。

○ 県税事務所1所あたりの人口・面積



○ 政令市を所管する県税事務所1所あたりの人口・面積



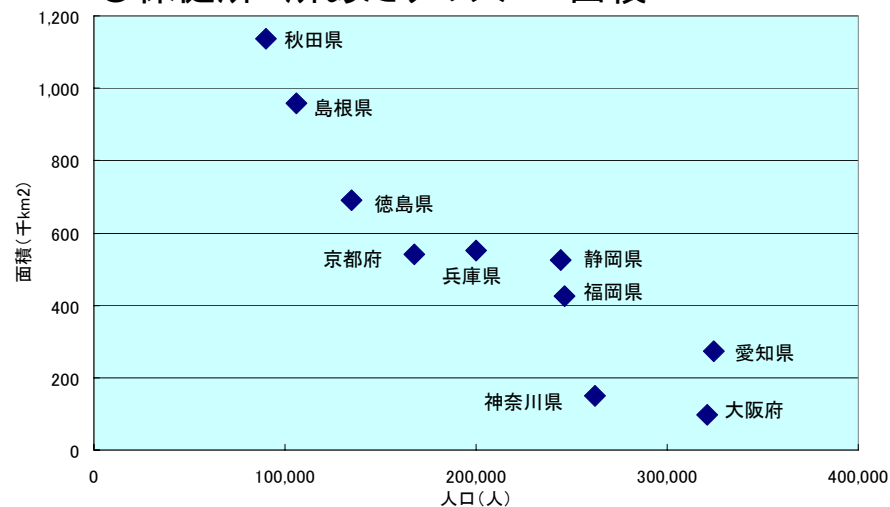
備考 「イ出先機関」については、人口は「平成17年国勢調査人口」、面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」の平成20年10月市町村面積等により作成。

○保健所、児童相談所

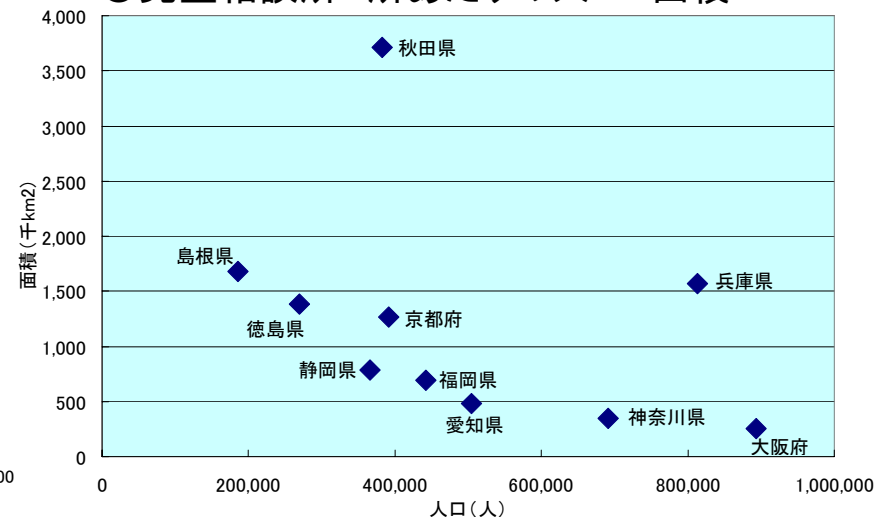
保健所については、大阪府は、面積が同規模の神奈川県と比べ多い人口を所管していますが、人口が同規模の愛知県と比べると所管する面積はせまくなっています。

児童相談所は、秋田県が最も広域の面積を所管しています。島根県や兵庫県は面積が広く、兵庫県は人口も2番目に多いです。大阪府は、面積は最もせまいものの最も多い人口を所管しています。二次医療圏あたりの保健所の箇所数は、大阪府が最も多くなっています。

○保健所1所あたりの人口・面積



○児童相談所1所あたりの人口・面積



○二次医療圏あたりの保健所の平均箇所数

| | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 保健所 | 2.3 | 1.1 | 1.8 | 1.2 | 1.2 | 1.4 | 1.0 | 1.0 | 0.7 |

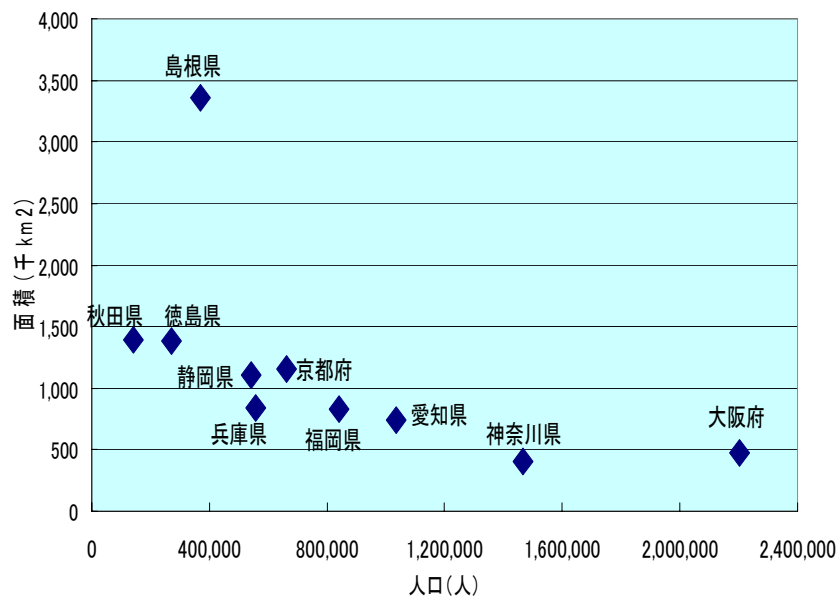
備考 二次医療圏とは、特殊または高度専門的な分野を除き、原則として入院を必要とする医療が充足され、一般的な保健医療サービスが完結的に提供される圏域。

○農林事務所(農林振興センター)、土木事務所(県土整備事務所)

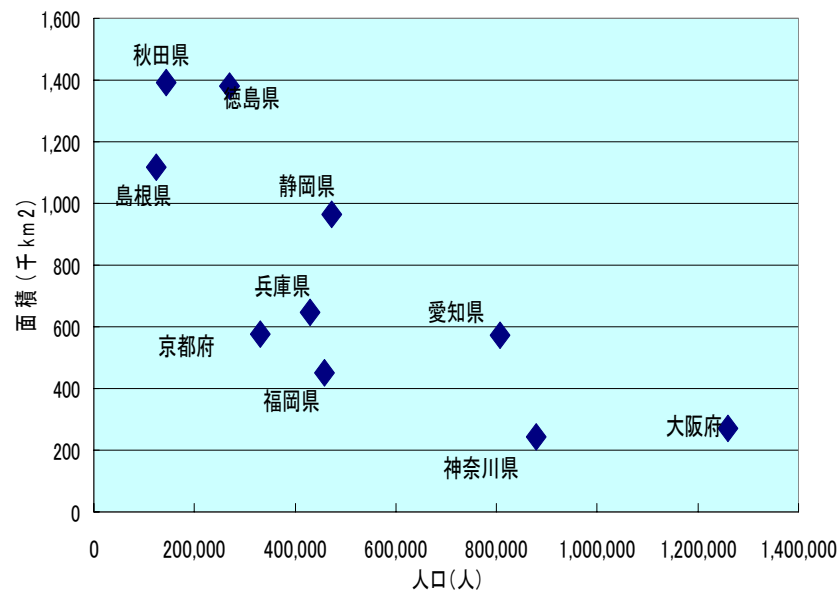
農林事務所は、島根県が最も広域の面積を所管しています。神奈川県や大阪府の面積はせまく、大阪府は最も多い人口となっています。

土木事務所は、秋田県や徳島県で面積が広がっています。神奈川県や大阪府の面積はせまく、大阪府は最も多い人口となっています。

○農林事務所1所あたりの人口・面積



○土木事務所1所あたりの人口・面積



課題

交通機関や情報通信技術の発達等を踏まえ、より効率的な行政執行を行う観点から、基礎的自治体との役割分担も勘案しながら、地域ごとに配置している出先機関の配置のあり方の検討が必要です。

②職員

ア 職員数

○職員数比較

職員数は、愛知県、大阪府の順で多く、福岡県、兵庫県、神奈川県が同規模で並んでいます。
本庁職員の割合は、大阪府、徳島県が45%以上と高く、兵庫県が低くなっています。
また、人口10万人あたりの職員数では、神奈川県84.3人と最も少なく、次いで大阪府96.1人となっており、大都市を抱える府県ほど少なくなる傾向があります。

○一般行政部門職員数

(人)

| | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 本庁(A) | 3,816 | 1,356 | 2,901 | 2,275 | 2,980 | 1,563 | 2,460 | 1,350 | 1,541 | 2,721 |
| 出先(B) | 4,518 | 2,397 | 4,556 | 3,386 | 5,529 | 2,498 | 4,554 | 2,135 | 1,769 | 5,001 |
| 合計(C) | 8,334 | 3,753 | 7,457 | 5,661 | 8,509 | 4,061 | 7,014 | 3,485 | 3,310 | 7,722 |
| 本庁比率 (A)/(C) | 45.8% | 36.1% | 38.9% | 40.2% | 35.0% | 38.5% | 35.1% | 38.7% | 46.6% | 35.2% |
| 10万人あたり 職員数 | 96.1 | 335.5 | 84.3 | 150.0 | 117.9 | 158.9 | 125.6 | 478.8 | 413.3 | 153.5 |

備考 職員数は、総務省「平成21年度定員管理調査」一般行政部門職員数から公益法人等への派遣を除いた職員数であり、部門の区分は知事部局とは一部異なる。また、人口は平成21年3月31日住民基本台帳人口。

○職員数削減計画

10府県すべてで職員数削減計画を策定し、計画的な職員数削減に取り組んでいます。このうち、秋田県、兵庫県、島根県が約10年間と長期の計画期間になっています。

| | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|------|---------------------------------|-------------------------|--|-------------------|----------------------------------|---------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|-------------------|--------------------------------|
| 策定年月 | 21年8月 | 11年3月 (17年3月 見直し) | 22年2月 | 18年3月 | 17年2月 | 17年 11月 | 20年10月 | 17年3月 | 19年 11月 | 19年 7月 |
| 計画期間 | 22年度 ～ 24年度 | 11年度 ～ 23年度 | 21年4月～ 23年3月 | 17年度 ～ 22年度 | 17年度 ～ 22年度 | 18年度 ～ 22年度 | 20年度 ～ 30年度 | 15年4月 ～ 24年4月 | 19年度 ～ 23年度 | 19年度 ～ 23年度 |
| 削減目標 | 700人 | 1,319人 | 知事部局職員 数の500人削減 他任命権者の 同一の歩調で削 減 | 500人 | 1,500人 | 1,500人 | 19年度職 員数の概 ね3割 | 1,000人 | 200人 | 2,500人 |
| 対象範囲 | 知事部 局等 (学校・ 警察を 除く) | 知事部局 | 知事部局等 (教員、警察官 を除く) | 知事部 局等 | 知事部 局等 (教員、 警察官 を除く) | 教員、 警察官 を除く事 務部門 | 一般行政 部門等 (教員、警 察官を除 く) | 一般行 政職員 (教員、 警察官 を除く) | 一般行 政部門 | 教育委 員会、 警察を 含む全 部門 |

備考 「対象範囲」は、便宜上簡略な記述としている。教育部門や警察部門などで各府県の対象範囲が違っていることに留意が必要。

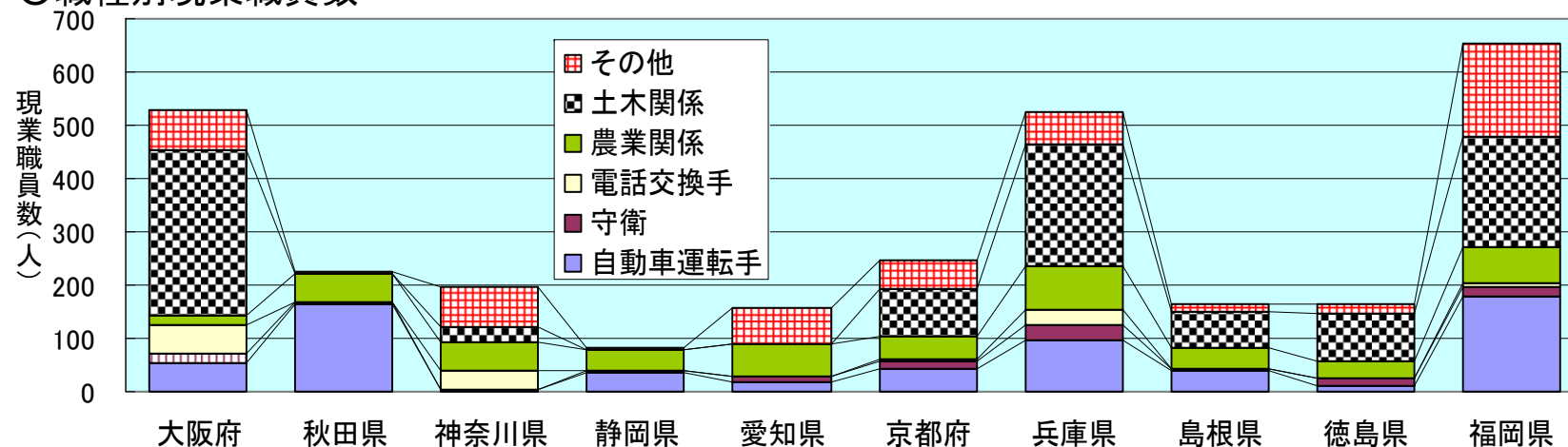
イ 現業職員

- 職員数(一般行政部門)に占める現業職員は、平均4.9%です。大阪府は6.4%で、福岡県、兵庫県に次いで高くなっています。
- 現業職員に適用している給料表については、2府県(大阪、愛知)が行政職給料表(一)、4県(神奈川県、静岡県、兵庫県、福岡)が行政職給料表(二)、4府県(秋田、京都、島根、徳島)が独自給料表を適用しています。

○職員数に占める現業職員の割合(一般行政部門)

| | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 現業職員 ／職員数 | 6.4% | 6.0% | 2.6% | 1.5% | 1.9% | 6.1% | 7.5% | 4.8% | 5.0% | 8.1% |

○職種別現業職員数



備考 現業職員数は、総務省「平成21年度定員管理調査」による一般行政部門の技能労務職員数。職員数は「ア職員数」と同じ。

ウ 非常勤職員

○非常勤職員数(知事部局)

神奈川県、大阪府、愛知県の順で多くなっています。

○時間単価

主な従事業務(事務補助、保健師)ごとの時間単価については、事務補助は神奈川県が最も高い単価があり、島根県が低い。保健師は福岡県が最も高い単価があり、大阪府が低い。ケースワーカーは神奈川県が最も高い単価があり、静岡県が最も低い単価があります。

○非常勤職員数(知事部局)

| 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|--------|--------|--------|------|--------|--------|------|------|--------|
| 1,600人 | 1,142人 | 1,868人 | 800人 | 1,254人 | 1,104人 | 781人 | 455人 | 1,191人 |

○主な非常勤職員の時間単価

| | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|-------------|---------------|--------|-------------------------|-----------------------|--------|-------------|--------|-------------------------|
| 事務補助 | 905円 | 1,030円 | 875～ 1,135円 | 819～ 1,095円 | 1,047円 | 748円 | 850円 | 861円 |
| 保健師 | 1,007円 | - | 1,131～ 1,439円 | 1,127～ 1,263円 | - | 1,155円 | 1,299円 | 1,218～ 1,488円 |
| ケース ワーカー | 973円 | - | 1,131～ 1,439円 | 834～ 1,273円 | 1,164円 | - | - | 861～ 1,142円 |
| 参考) 最低賃金 | 762円 | 632円 | 789円 | 713円 | 721円 | 630円 | 633円 | 680円 |

備考 最低賃金は、厚生労働省ホームページ「平成21年度地域別最低賃金改定状況」より作成。

5. その他

(1) 出資法人

出資法人については、行う業務が多岐に渡っており、地域によって様々な法人が設立されていることから、他府県比較が可能な、法令等に基づき設置された7つの法人を対象に調査分析を行いました。

【大阪府中小企業信用保証協会】

1. 事業内容

中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、公的な保証人となり、融資を受けやすくしています。

2. 現状分析

事業規模の目安となる保証債務残高は、大阪府が最も高くなっています。また、府県による損失補償実行額も、最も高くなっています。

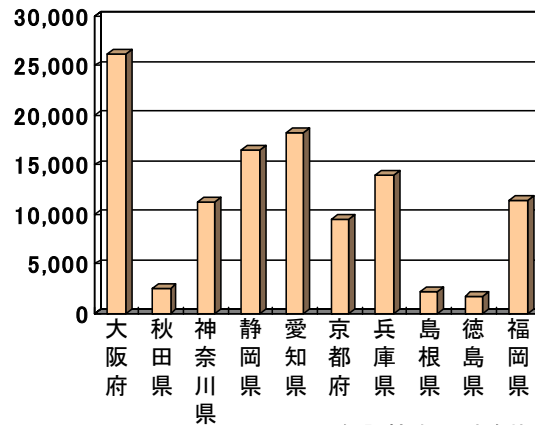
協会の職員数は大阪府が最も多くなっていますが、保証債務残高を職員1人あたりに換算すると、静岡県、神奈川県に次ぐ3位となっています。

3. 課題

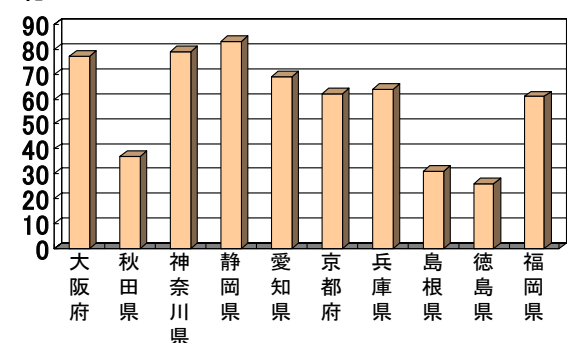
単年度収支の欠損を補てんするために積立している収支差額変動準備金の額が、大阪府は他府県と比較して少なくなっています。また、保証協会が保証できる限度額としては、基本財産の60倍までとされており、大阪府の場合は他府県と比較して基本財産倍率が高いため、保証できる能力が低くなっています。

大阪府中小企業信用保証協会の経営基盤は他府県と比較して脆弱であるため、今後とも経営の健全化、効率化に努力していく必要があります。

億 保証債務残高(平成20年度末現在)



億 職員1人当たり保証債務残高



※保証債務残高は20年度末現在、協会職員数は21年4月1日現在で算出。(大阪府・京都府の職員数は21年7月1日現在。)

保証協会の財務状況(平成20年度末現在)

| | 大阪 | 秋田 | 神奈川 | 静岡 | 愛知 | 京都 | 兵庫 | 島根 | 徳島 | 福岡 |
|---------------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| 収支差額変動準備金(億円) | 44 | 10 | 62 | 167 | 178 | 134 | 150 | 41 | 30 | 147 |
| 基本財産倍率(※) | 46 | 18 | 27 | 25 | 22 | 26 | 27 | 13 | 13 | 25 |

※基本財産倍率=保証債務残高÷基本財産額

県による損失補償実行額(平成20年度実績)

(億円)

| | 大阪 | 秋田 | 神奈川 | 静岡 | 愛知 | 京都 | 兵庫 | 島根 | 徳島 | 福岡 |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 損失補償実行額 | 47 | 2.8 | 6.3 | 2.7 | 4.4 | 3.5 | 19 | 10 | - | 9 |

※神奈川の6.3億円は代位弁済補助金だが、損失補償と同じ効果であるため、損失補償実行額として記載

【(財)大阪府みどり公社】

1. 事業内容

農地保有合理化事業の他、花の文化園等府施設の指定管理事業、地球温暖化防止活動推進事業等を実施しています。

2. 現状分析

他府県では、農地保有合理化事業や就農支援資金貸付事業に特化して実施している法人がほとんどで、大阪府のような多岐にわたる事業を実施している府県はありませんでした。そのため、運営状況等の比較はできませんでした。

比較可能な農地保有合理化事業についてみると、大阪府は買入が0.02haで実績なしの愛知県に次いで少なく、売渡についても0.8haで、最も小規模となっていました。なお、大阪府みどり公社では、遊休農地の貸借に重点を置いて実施しており、貸借についてみると、今回調査した10府県のうち、5番目の実績となっています。

【大阪府道路公社】

1. 事業内容

有料道路の維持・管理、新設等を行います。
(現在新設事業なし)

2. 現状分析

秋田、徳島、島根の3県には道路公社が存在しませんでした。一般有料道路料金収入額を管理延長で除した数値は、7府県中一番目となっていました。

また、府県からの出資金額及び府県による債務保証に係る借入金残高は、大阪府が最も高い金額となっていました。

これは、他の府県に比べて、多額の建設費を必要とするトンネル構造の延長比率が高いことなどによるものです。

3. 課題

多額の借入金残高があることから、将来の府負担を最小限にするため、より一層の経営改善、効率化が必要です。

農用地の買入・売渡の状況(平成20年度実績)

単位:ha

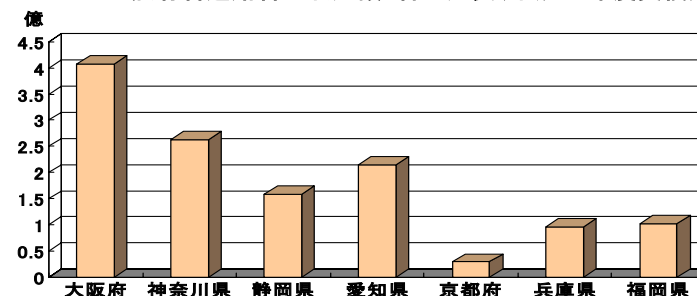
| | 大阪 | 秋田 | 神奈川 | 静岡 | 愛知 | 兵庫 | 京都 | 島根 | 徳島 | 福岡 |
|----|------|-------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 買入 | 0.02 | 185.8 | 2.83 | 12.4 | 0 | 0.4 | 0.7 | 4.9 | 3.0 | 48.6 |
| 売渡 | 0.80 | 194.8 | 2.95 | 11.6 | 1.16 | 1.2 | 2.2 | 8.9 | 4.0 | 55.7 |

農用地の借入・貸付の状況(平成20年度実績)

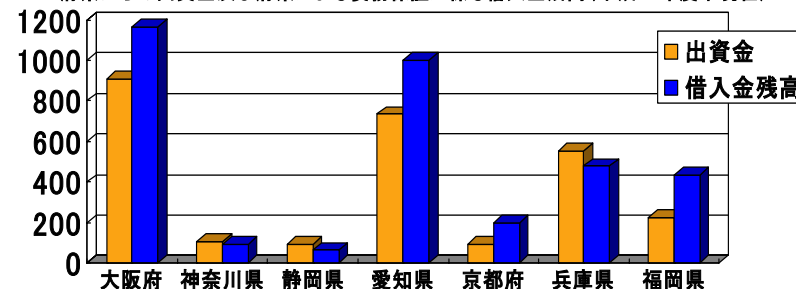
単位:ha

| | 大阪 | 秋田 | 神奈川 | 静岡 | 愛知 | 兵庫 | 京都 | 島根 | 徳島 | 福岡 |
|----|-----|------|-----|------|----|------|------|-----|-----|----|
| 借入 | 7.6 | 16.0 | 4.3 | 43.3 | 0 | 12.1 | 47.5 | 3.0 | 0 | 0 |
| 貸付 | 4.6 | 16.0 | 4.3 | 43.8 | 0 | 12.1 | 44.7 | 3.0 | 2.0 | 0 |

一般有料道路料金収入額/管理延長(平成20年度実績)



府県からの出資金及び府県による債務保証に係る借入金残高(平成20年度末現在)



【大阪府土地開発公社】

1. 事業内容

道路・河川等の公共用地の取得、管理、処分等を行っています。

2. 現状分析

神奈川県では、先行取得した土地の処分が終了したため、平成18年に都道府県初の公社の解散を行っています。

残る9府県で補助金の支出を行っているのは、大阪府と島根県のみでした。大阪府では、保有地を早期処分するため、未利用代替地の差損処理に補助金を支出しています。

府県による債務保証に係る借入金は、秋田、福岡の2県を除く7府県で行っています。その残高を府県の標準財政規模で除した数値は、兵庫県、愛知県に次ぐ3番目となっています。

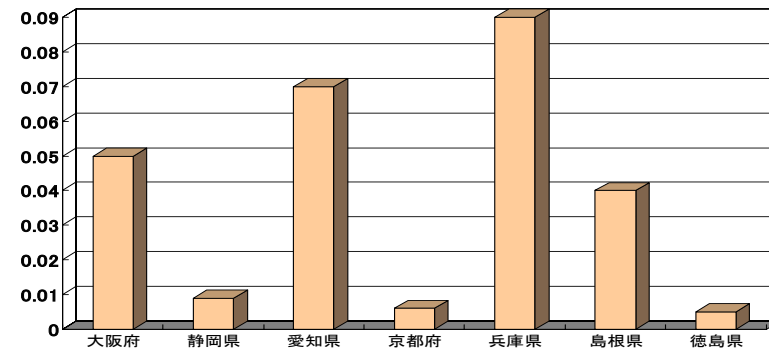
公有用地保有額は、大阪府は愛知県、兵庫県に次いで3位、保有資産に占める長期保有資産(5年以上)の割合は、愛知、兵庫、大阪の3府県が、その他の府県に比して際立って高くなっています。なお、大阪府では、平成15年に都市整備部事業に係る長期保有資産解消計画を策定し、長期保有資産の縮減と公社経営の健全化に努めています。

府県からの派遣職員数は、ほとんどの県が10名以下であるのに対し、大阪府は59名と突出しています。これは買収機能を公社に一元化していたことによるものであり、22年度に大幅に見直す予定です。

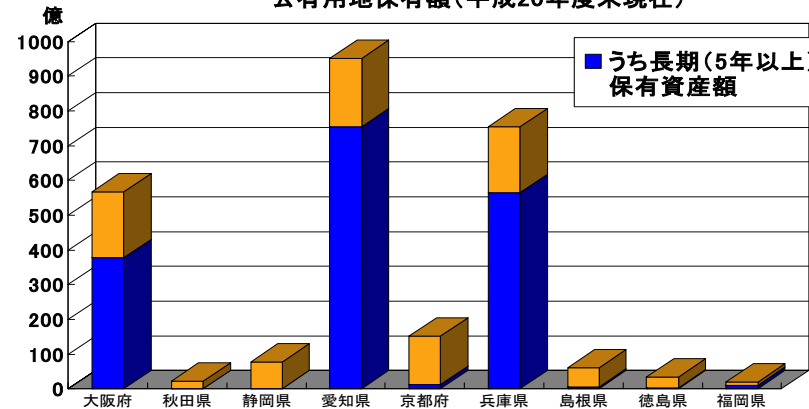
3. 課題

先行取得した用地のうち長期保有している土地の割合が高く、借入金額も多額に上るため、引き続き計画的な縮減に努める必要があります。

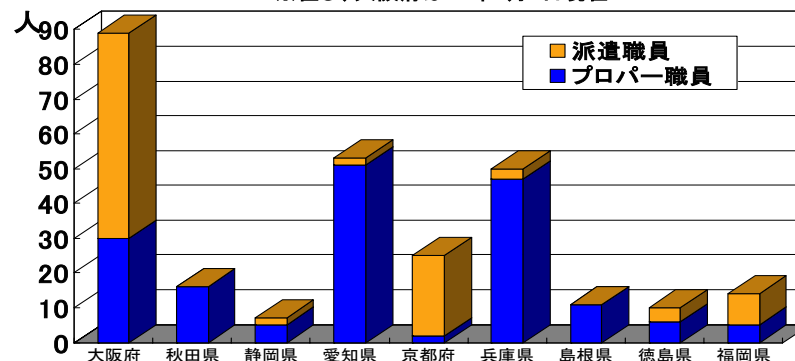
府県による債務保証にかかる借入金残高/標準財政規模
(平成20年度末現在)



公有用地保有額(平成20年度末現在)



職員構成(平成21年4月1日現在)
※但し、大阪府は21年7月1日現在



【大阪府住宅供給公社】

1. 事業内容

一般、中堅所得層、高齢者向けの各賃貸住宅事業のほか、府営住宅の管理や府発注工事の監理、府有施設の維持保全を行っています。

かつては、分譲住宅事業を実施していましたが、現在は原則撤退しています。

2. 現状分析

賃貸住宅事業では、大阪府の公社が管理する戸数が約2万7千戸で最多となっています。

府県による損失補償に係る借入金残高についても、大阪府は1,441億円で最も高くなっています。

なお、静岡、京都、島根、徳島、福岡では府県による損失補償は行っていませんでした。

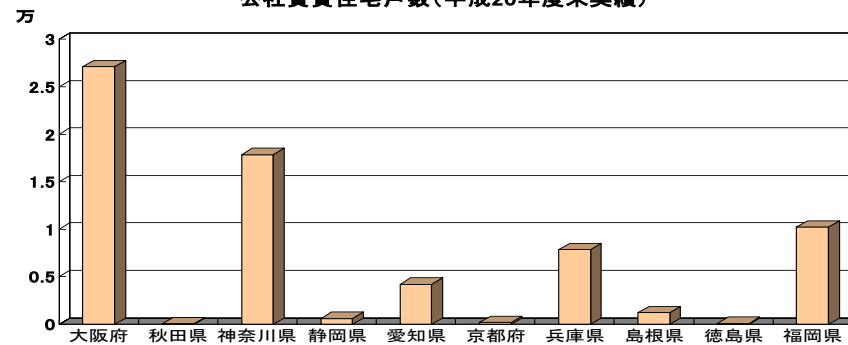
職員数は、府県からの派遣職員数も含め、大阪府が最多となっています。これは、公社賃貸住宅戸数が最多であることに加え、管理を受託している府営住宅の戸数も最多であることによるものと考えられます。

3. 課題

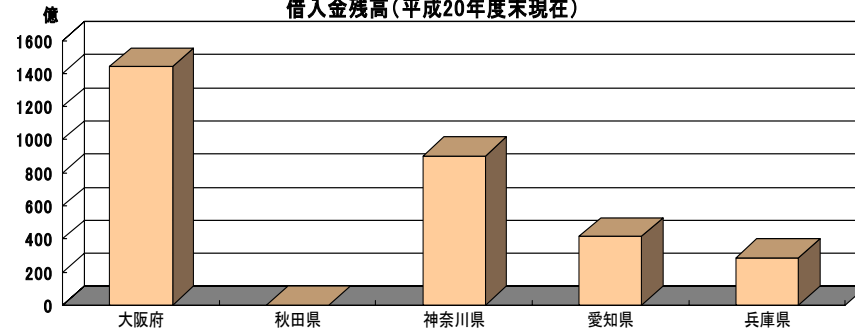
府及び金融機関からの借入金あわせて1,900億円程度の債務を抱えており、計画的な縮減を図るため一層の経営改善が必要です。

平成20年6月に策定した「自立化に向けた10年の取り組み」では、29年度末に借入金を1,500億円以下に縮減することとしており、着実な取り組みが必要です。

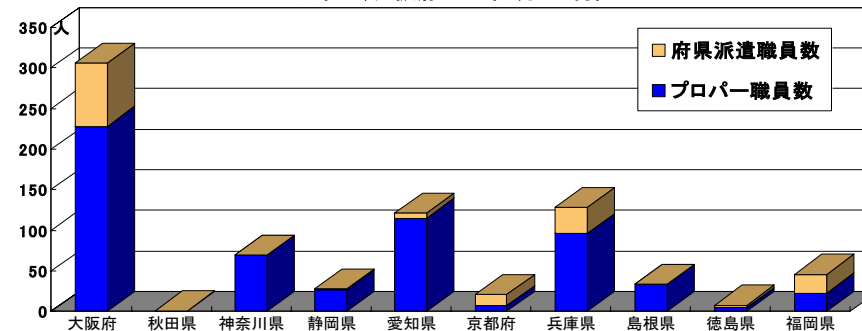
公社賃貸住宅戸数(平成20年度末実績)



府県による損失補償に係る借入金残高(平成20年度末現在)



職員構成(平成21年4月1日現在)
※但し、大阪府は21年7月1日現在



【(財)大阪府文化財センター】

1. 事業内容

府から受託した埋蔵文化財発掘調査等事業や近つ飛鳥博物館等の府施設の指定管理を行っています。

2. 現状分析

類似団体が存在すると回答があったのは静岡県、京都府のみでした。2県についても、大阪府のように博物館等の管理は行っていないことから、運営状況等の比較はできませんでした。

比較可能な埋蔵文化財発掘調査等事業の府県からの委託料は、大阪府が約9億5千万円と最も高くなっています。

| | 大阪府 | 静岡県 | 京都府 |
|--------------------|--------|--------|--------|
| 府県からの委託料(平成20年度実績) | 約9.5億円 | 約7.2億円 | 約3.4億円 |

職員数についても、大阪府が64名と最多ですが、これは、埋蔵文化財発掘調査等の規模が異なることと、他府県では実施していない博物館等の管理運営事業を実施していることによるものと考えられます。(静岡県38名、京都府35名)

【(財)大阪体育協会】

1. 事業内容

国民体育大会への選手派遣や強化合宿等の競技力向上事業、スポーツ少年団関係事業等を実施しています。

2. 現状分析

回答があったのは、秋田、兵庫、島根の3県ですが、大阪府の協会では実施していない、学校給食事業や体育施設の管理事業等を実施している県が多く、運営状況等の比較はできませんでした。

3. 課題

大阪府の協会は22年度から自立化の予定であることから、自主財源の確保のための取組みが重要です。

(2) 公の施設関係

公の施設については、府県によって様々な種類の施設があるため、大阪府の設置する施設を30の種類に分類し、その有無等について調査を行いました。

【1. 体育館等】

回答のなかった神奈川、京都、徳島の3府県を除き、府立体育会館に類する施設は静岡県以外の県で設置されていました。門真スポーツセンターのような体育館、プール、スケートの多機能施設は少なく、季節によりプールとスケートを切り替えている施設が兵庫県と福岡県に各1施設ありました。

臨海スポーツセンターのようなスケート場主体の施設は、秋田県に1施設ありましたが、通年営業しているところはありませんでした。

漕艇センターに類する施設は、兵庫県に海洋体育館がありましたが、その他の府県ではありませんでした。

大阪府にない施設では、秋田、静岡、兵庫、島根の4県に武道館があり、秋田、福岡の2県に射撃場がありました。

秋田県の1施設の除き、ほとんどの施設で指定管理者制度が導入されていました。

【2. 国際会議】

回答のなかった京都府を除き、国際会議場に類する施設は静岡、兵庫、島根、徳島、福岡の5県で設置されていました。

ほとんどが国際会議に限らず、見本市会場としての機能や文化振興の場としても提供されていました。

すべての施設で指定管理者制度が導入されていました。

【3. 情報管理】

インターネットデータセンターは、高度なセキュリティや耐震性を備えた建物内に、ネットワーク機器やサーバ、データなどを設置・保管する安全な場所等を提供するもので、国の自治体ネットワーク施設整備事業の補助を受けた全国初の公設民営型施設です。

他府県調査では同様の施設を設置しているところはなく、全国の都道府県でもありません。

【4. 特許情報提供】

各都道府県には、地域に対する特許情報の利用及び発信の基地として「知的所有権センター」が設置され中小企業等の技術開発を支援しており、大阪府では特許情報センターが特許庁により認定承認を受けています。

他府県調査では、府のように特許情報図書の閲覧を行うような施設の設置はなく、公の施設設置以外の手法で知的財産活用支援策を実施しています。

【5. 都市公園】

都市公園は、すべての府県に設置されていました。公園数は神奈川県が最多で29、次いで大阪府と兵庫県が18でした。開設は大阪府の明治6年が最古で、次いで福岡県の明治9年、兵庫県の明治33年となっていました。指定管理者制度はすべての府県で導入されていましたが、指定管理と直営を併用している府県が神奈川、静岡、京都、徳島の4府県ありました。

【6. 登山駐車場】

金剛登山道駐車場に類する施設は、秋田、徳島の2県で設置されていました。指定管理者制度は、秋田県で導入されており、徳島県では地元市に委託されていました。大阪府でも指定管理者制度を導入し運営しています。

【7. 考古博物館】

回答のなかった神奈川県を除き、考古博物館のある府県は秋田、京都、兵庫、島根、福岡の5府県に設置されていました。ほとんどの府県は、郷土資料館、歴史博物館、考古博物館の名称で、その府県全体の歴史・文化を展示する施設となっており、大阪府の弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館のような特定の時代、場所に関する施設はほとんどありませんでした。指定管理者制度の導入は島根県のみで、ほとんどが直営で運営されていました。入場料金については、秋田県と福岡県が無料となっていました。

【8. 青少年活動(宿泊施設)】

少年自然の家に類する施設は、すべての府県に設置されていました。また名称も「少年自然の家」若しくは「青年の家」とするところが大半でした。指定管理者制度の導入は、愛知、京都、兵庫、徳島の4府県で導入されていました。青少年海洋センターに類する海洋性のスポーツ施設は、京都、島根の2府県に設置され、指定管理者制度が導入されていました。青少年海洋センターファミリー棟のような、宿泊やレストランを主な事業とする施設は、他府県にはありませんでした。

【9. 図書館】

回答のなかった神奈川、愛知の2県を除き、すべての府県に府県立の図書館が設置されていました。なお、神奈川県には大阪府と同様に複数の図書館が設置されていることを別途、確認しています。開設は中之島図書館の明治37年が最古で、次いで静岡県の大正14年となっていました。指定管理者制度を導入する府県はなく、すべて直営で運営されていました。なお、大阪では市場化テストを実施する予定です。

【10. 土木技術展示】

狭山池博物館のように、土木技術の歴史的展示を目的とした施設を設置している府県はありませんでした。地すべり対策やダム建設事業の紹介を目的とした資料館は、兵庫と徳島の2県に設置されていました。

【11. 植物展示】

花の文化園に類する施設は、神奈川、京都、兵庫、島根の4府県で設置されており、兵庫県内には複数の施設がありました。開設は京都府立植物園の大正13年が最古で、島根県のしまねはなの郷が平成16年開園と最新でした。指定管理者制度は、兵庫、島根の2県で導入されていました。

【12. 府民の森】

府民の森は、森林の保全、育成、自然とのふれあい、レクリエーションなどを目的としたもので、すべての府県で「県民の森」等の名称で設置されています。大半の府県ではキャンプ場や広場等が整備されており、島根県では、プラネタリウムの投影等も行われています。

指定管理者制度は、秋田県の一部施設を除き、すべての府県で導入されていました。

【13. 牧場・畜産学習】

動物とのふれあいや畜産加工体験など、府民牧場に類する施設は、神奈川、兵庫の2県で設置されていました。入場料金については、両県とも無料となっていました。指定管理者制度は、兵庫県で導入されていました。

【14. 演芸資料展示】

演芸資料の収集・保存や展示を行う上方演芸資料館(ワッハ上方)に類する施設は、他府県にはありませんでした。

【15. 男女共同参画】

男女共同参画センターは全ての府県に設置されており、現在の施設は神奈川県が昭和57年開設の他は全て平成に入って開設された比較的新しい建物です。なお、大阪府のように青少年センターの機能を併せ持っている施設はありませんでした。

府と同様に500人規模以上の大ホールを有する施設は、神奈川、愛知の2県のみとなっています。

指定管理者制度については、秋田県の一部施設、神奈川県、兵庫県を除き導入されています。

【16. 美術展示】

現代美術センターは、博物館法に規定する美術館の施設要件等を具備しておらず、他府県には類する施設はありませんでした。

【17. 会館(労働者福祉)】

府の労働センターに類する施設は、神奈川、静岡、愛知、京都、兵庫、福岡の6府県に設置されていました。1館あたりの利用者数は、大阪府が88万8千人で最多でした。各府県の施設では、基本的な会議室等貸館事業のほか、宿泊、運動設備を有するものも多く見受けられました。

指定管理制度はすべての施設で導入されていました。

【18. 職業訓練】

職業技術専門校は、職業能力開発促進法に基づく、求職者や在職者の方に職業訓練を行う施設です。すべての府県で施設が設置されていました。

授業料等については、大阪府では徴収していませんが、一部の徴収していない施設があるものの、秋田、神奈川、静岡、愛知、島根の5県は県立高校に準じて徴収し、兵庫県は但馬技術大学校で徴収していました。また、京都府では22年度から徴収する予定となっていました。すべての施設は直営で運営されていました。

【19. 救急医療】

重篤患者の受入等三次救急医療を単独で行う施設は、全ての府県において設置されていませんでした。他府県では大学病院や国公立病院等で併設されているケースが大半です。

【20. 介護情報提供】

介護情報・研修センターは、介護人材の育成と福祉用具の展示等を行っていますが、類する施設は全ての府県で設置されていませんでした。

秋田、静岡、徳島、福岡の4県では、公の施設を設置する方法ではなく、財団や社会福祉協議会等への委託事業で実施していました。

【21. 肢体不自由児施設】

整肢学院は、児童福祉法に基づく施設として、身体の不自由な児童を入所又は通園させて機能訓練等を行い、機能の回復を図るとともに、社会生活に適應できるよう学校教育や生活指導を行っており、類する施設としては愛知、京都、福岡の3府県で設置されていました。

指定管理者制度は、愛知県、京都府で導入されていました。

【22. 児童館】

大型児童館ビッグバンは、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、大規模な遊具による遊び体験の提供等を行っており、類する施設としては秋田、愛知、兵庫の3県で設置されていました。

指定管理者制度は、秋田県、愛知県で導入されていました。

【23. 児童自立支援施設】

修徳学院は、児童福祉法に基づく施設として、児童の生活指導、作業指導、学習指導、家庭環境の調整などを行っており、類する施設はすべての府県で設置されていました。大阪府は明治40年の創立認可で最古となっており、次いで兵庫県の明治42年、静岡県の明治43年、神奈川県は明治44年と続いていました。

すべての施設は直営で運営されていました。

【24. 児童自立支援施設】

子どもライフサポートセンターは、児童福祉法に基づく施設として、中学校卒業後のひきこもり等の状態にある対人関係の苦手な児童に対して、入所又は通所による集団生活を通して社会的自立に向けた進路選択を支援しています。なお、大阪府のような児童福祉法に基づく施設ではありませんが、兵庫県が類する施設を指定管理者制度により運営されていることを確認しています。

【25. 障がい者(児)施設】

金剛コロニーは、知的障がい者(児)の更生、又は自活に必要な保護、指導、訓練等を行っていますが、類する施設は、秋田、神奈川、愛知、京都の4府県に設置されていました。利用延べ人数は大阪府が17万8千人と最多でした。指定管理者制度については、神奈川県を除く3府県で導入されていました。

【26. 障がい者施設】

障がい者交流促進センターや稲スポーツセンターは、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を専門に支援していますが、類する施設は兵庫、島根、徳島の3県に設置されていました。体育館、プールのほか、大ホールやアーチェリー場等を併せ持つ比較的大規模な施設は、府の障がい者交流促進センターだけでした。現在、障がい者交流促進センターは直営で運営していますが、兵庫、島根、徳島の3県は稲スポーツセンターと同様にすべて指定管理者制度が導入されていました。

【27. 障がい者施設】

箕面通勤寮は、就労している知的障がい者に居室等を提供し、日常生活の支援を行っていますが、類する施設は秋田県のみを設置され、指定管理者制度を導入して運営されていました。

【28. 障がい者施設】

砂川厚生福祉センターは、障害者自立支援法に基づく施設で、生活支援や職場実習のほか短期入所事業等を行っていますが、類する施設は神奈川、静岡、愛知の3県に設置されていました。すべての施設は直営で運営されていました。

【29. 障がい者施設(リハビリ等)】

障がい者自立センターは、障害者自立支援法に基づく施設で、リハビリ等の支援プログラムの作成、実施等を通じて地域生活移行の支援を行っていますが、類する施設は秋田、神奈川、福岡の3県に設置されていました。府は直営で運営していますが、秋田県、福岡県は指定管理者制度を導入して運営されていました。

【30. 婦人保護施設】

女性自立支援センターは、DVや生活困窮、日常生活を営む上で困難を抱える女性に対する自立支援や、売春防止法に基づく收容保護などを行っていますが、回答のなかった島根県を除き、秋田、神奈川、静岡、愛知、京都、徳島の6府県で設置されていました。なお、兵庫、福岡では民間により同様の施設が設置されていることを確認しています。指定管理者制度については、秋田、神奈川、静岡、愛知の4県で導入されていました。

(3)これまでの計画の点検

①財政再建プログラム案で掲げた見直し項目の点検

「すべての事務事業、出資法人、公の施設についてゼロベースでの見直しを行うことにより、景気変動に左右されやすい税収構造の下でも、将来にわたって自律的・安定的な行財政運営を行い、財政健全化団体にならないよう、財政構造改革に着手する」とした財政再建プログラム(案)について、見直し状況を点検した結果は以下のとおりです。

【改革効果額】

集中改革期間(H20~22年度)の3カ年における改革効果額については、一般施策経費等の見直しや歳入の確保を着実に進めることにより、プログラム(案)を上回る取組みを実施できる見込みです。

| | プログラム案策定時 | | |
|-----------|-----------|---------------|---------------|
| | H20年度 | H21年度 | H22年度 |
| (1)一般施策経費 | 243 | 322 | 335 |
| (2)建設事業 | 75 | 75 | 80 |
| (3)人件費 | 329 | 452 | 452 |
| (4)歳入の確保 | 453 | α | α |
| 合 計 | 1,100 | 849+ α | 867+ α |

(単位:億円、一般財源ベース)

| | 実績見込み | | |
|-----|-------|-------|-------|
| | H20年度 | H21年度 | H22年度 |
| | 244 | 316 | 344 |
| | 75 | 83 | 81 |
| | 329 | 470 | 484 |
| | 443 | 145 | 380 |
| 合 計 | 1,091 | 1,014 | 1,289 |

※20年度及び21年度は最終予算ベース
22年度は当初予算ベース

【改革の内容】

具体的な取組項目のうち、プログラム(案)どおりの「見直しとなっていないもの」、又は「見直しとなる見込みがないもの」は、次のとおりです。

○事務事業(主要検討事業)

「プログラム(案)どおりの見直し」となっていないもの

| 項目 | プログラム(案)の見直し内容 | 理由・考え方等 |
|-----------------|---|--|
| 4医療費公費負担助成事業 | 患者自己負担(1機関 500円×2/月⇒1割負担)や所得制限の見直しを基本とし、実施主体である市町村とともに現行制度の検証を行ったうえで見直し内容を検討(平成21年度実施を目的) | 現下の社会情勢を踏まえ、将来的にも持続可能な制度とする抜本的な見直しを行うまでの間、現行制度を継続。(21年度当初予算案を修正) |
| 小規模事業経営支援事業費補助金 | 補助制度の見直しを行うことにより、事業費の縮減を図る。 ・平成20年度は人件費▲12%、事業費▲20% 平成21年度は▲20% 補助制度の抜本的見直し ・人件費補助から事業費補助に転換 ・事業目標の設定と評価の仕組みの導入(第三者評価委員会の設置、PDCAサイクルの導入) ⇒実績に応じた補助に | 20年度はプログラム案どおり、事業費の縮減を図ったが、21年度は現下の社会情勢を踏まえ、激変緩和措置として、縮減率を▲20%から▲15%に引き下げ(21年度当初予算案を修正) 22年度は縮減率を▲19%(21年度当初予算の▲5%) |

○出資法人

「プログラム(案)どおりの見直し」となっていないもの

| 項目 | プログラム(案)の見直し内容 | 理由・考え方等 |
|----------------|---|--|
| (株)大阪府食品流通センター | ・加工食品卸売団地としての機能維持を条件に府所有株式を売却 ・他の株主との調整や引き続き売却先の選定を進め、21年度中を目途に民営化 | 経済状況の悪化により売却先候補が見つからず、21年度中の株式売却に至らなかった (今後、府中央卸売市場との一体的な活性化を踏まえ、センターの民営化を図る) |

○公の施設

「プログラム(案)どおりの見直し」となっていないもの

| 項目 | プログラム(案)の見直し内容 | 理由・考え方等 |
|-----------|---|--|
| 弥生文化博物館 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者、地域及び地元関係自治体との協働・連携により、博物館を支える仕組みや活用策を検討 ・積極的な館外事業の展開 ・入館料、使用料の見直し ・上記の取組みの成果を検証し、H21年度に改めてあり方を検討 | 館外事業や地元等との協働・連携の取組みは一定進んだものの、利用者一人当たりの府費投入額も高額であり、さらなる館内入場者の増加やコスト縮減等の取組みが必要 |
| 体育会館 | <ul style="list-style-type: none"> ・府のにぎわいづくりの拠点として、「スポーツの殿堂」から「スポーツとにぎわいの殿堂」へ転換 ・コスト縮減方策や収入増加策(使用料の見直し、ネーミングライツの導入、プロアマ利用比率の見直し等)を検討し、府への納付金を増額 ・上記の取組みの成果を検証し、H21年度に改めて施設目的も含めあり方を検討 | 「スポーツとにぎわいの殿堂」への転換を図るため、21年度から見直しに着手したところであり、その効果検証ができる状況に至っていない |
| 青少年海洋センター | 管理経費の見直し等により運営を一層効率化 | 事業費の縮減は一定進んでいるものの、さらなるコスト縮減等の取組みが必要 |
| 上方演芸資料館 | <ul style="list-style-type: none"> ・展示機能及び演芸ライブラリー機能のみ存続 ・貸主との契約期間であるH22年度末までに移転 | 関係者から官民協働を強力に進める提案を受け、庁内協議の結果、現地存続とする方針へ変更 |
| 府民牧場 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業や酪農業者等による観光牧場としての経営の受け皿探しを検討 ・民営化できない場合は、民間企業の経営ノウハウの導入や地元豊能地域の市町・NPO等との協働、連携を強化するなど、運営を一層効率化(民営化についてはH21年度中に結論) | 民間企業等の経営の受け皿となる相手方がなく、民営化は断念 |

○公の施設

「プログラム(案)どおりの見直し」となる見通しが立っていないもの

| 項 目 | プログラム(案)の見直し内容 | 理由・考え方等 |
|-----------------|--|--|
| 総合青少年野外活動センター | <ul style="list-style-type: none">・学校行事等の受入れは、少年自然の家、青少年海洋センターが中心となって担う・廃止後の跡地利用について、関係者と協議する期間が必要であるため、現運営者との契約終了時のH22年度末に廃止 | 跡地利用等について地元自治体と継続的に協議を行っているが、現時点では具体的結論には至っていない |
| 青少年海洋センターファミリー棟 | <ul style="list-style-type: none">・現状有姿で売却・売却できない場合は廃止も含めて検討(H22年度中に結論) | 売却、地元譲渡について協議を進めてきたが、現状では極めて可能性が低い また起債残高が多額であり、ただちに廃止することも困難 |

②「負の遺産」整理の点検

- 大阪府では、企業会計方式などによりニュータウンをはじめとした計画的なまちづくり事業を手掛け、迅速かつ効率的な都市基盤整備を実現してきました。しかし、バブル経済の崩壊による地価下落の影響のほか、事業計画そのものの甘さや、社会経済環境の変化に対応した大幅な計画見直しの遅れなどにより生じた財源不足について、これまで厳しい財政状況の中、一般会計の負担等により対応を行ってきました。
- ここでは、平成13年に公表した「大阪府行財政計画(案)」において、問題を先送りすることなく「負の遺産」として整理することとした旧企業局事業の収束、大阪府住宅供給公社の経営改善、大阪府土地開発公社の保有資産の縮減について点検を行い、その進捗状況と平成23年度までの10年間に一般会計が負担する見込額を明らかにします。

【旧企業局事業】

《H13年行財政計画案の記載》

- 今後、企業局事業で見込まれる財源不足2,079億円について解消を図ります。また、10年の計画期間を目途に企業局事業を収束します。
- 事業の収束にあわせて、企業会計を廃止し、他会計への移行を図ります。
- 今後、事業の進捗に応じて、機動的に組織を再編し、企業局組織の廃止と他部局への事業移管を図ります。

財源不足 2,079億円

| | |
|-----------|---------|
| ・りんくうタウン | 2,789億円 |
| ・阪南スカイタウン | 471億円 |
| ・水と緑の健康都市 | 750億円 |
| ・その他の事業 | 1,931億円 |

解消

対策 2,079億円

| | |
|----------------|---------|
| ・公共施設の買い取り等 | 1,149億円 |
| ・水と緑の健康都市の会計移管 | 680億円 |
| ・局出資法人の財産活用 | 250億円 |

◆行財政計画案策定後の動き

○りんくうタウン・阪南スカイタウン

H15.1 事業計画見直し: りんくうタウン(6,203億円⇒5,900億円)、阪南スカイタウン(1,450億円⇒1,350億円)

H15.4 まちづくり促進事業会計設置: 定期借地方式を本格導入

H21.3 事業計画見直し: りんくうタウン(5,900億円⇒5,672億円)、阪南スカイタウン(1,350億円⇒1,325億円)

○水と緑の健康都市

H16.3 事業計画見直し: 府が造成する区域を縮小(2,011億円⇒840億円、うち府費負担605億円)

別途、国道423号負担金145億円は道路事業により処理

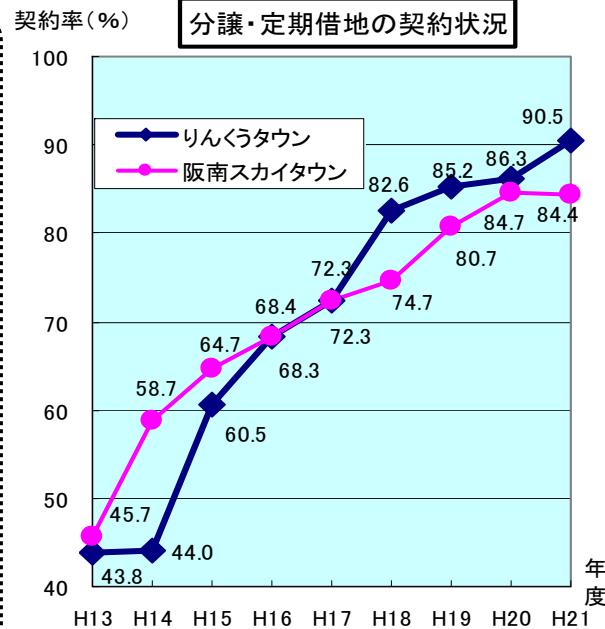
【地域整備事業会計】

(りんくうタウン、阪南スカイタウン)

○事業の進捗状況

分譲等の契約率は、企業局事業の収束を決定した平成13年で、りんくうタウン43.8%、阪南スカイタウン45.7%でしたが、15年にまちづくり促進事業会計を設置し、定期借地事業を本格導入して以降、順調に契約が進み、22年1月末現在では、それぞれ90.5%、84.4%となっています。

また、護岸工事、埋立工事、道路工事等の各種基盤整備については概ね工事を完了しつつあり、土地造成事業としてのりんくうタウン・阪南スカイタウンは、事業の仕上げの段階にきています。



◆整備状況(H22.1.31現在)

| 【りんくうタウン】 | | | |
|------------|------|--------|------|
| ・護岸工事 | 100% | ・埋立工事 | 100% |
| ・道路工事 | 100% | ・下水道工事 | 100% |
| ・公園・緑地整備 | 91% | | |
| 【阪南スカイタウン】 | | | |
| ・宅地造成 | 100% | | |
| ・公園・緑地整備 | 100% | | |
| ・道路整備 | 99% | | |

【りんくうタウン】

(H22.1.31現在)

| | 計画面積 (ha) | 契約面積(ha) | | |
|--------|--------------|----------|------|------------------|
| | | 分譲 | 定期借地 | 計 |
| 商業業務 | 27.8 | 3.6 | 18.3 | 21.8 (78.4%) |
| 流通製造加工 | 15.6 | 15.4 | 0.3 | 15.6 (100%) |
| 住宅関連 | 7.7 | 7.1 | — | 7.1 (92.2%) |
| 空港関連産業 | 14.3 | 7.9 | 3.7 | 11.6 (81.1%) |
| 工場団地 | 63.6 | 32.6 | 28.0 | 60.6 (95.3%) |
| 合計 | 129.0 | 66.5 | 50.3 | 116.8 (90.5%) |
| 公共施設 | 89.5 | 80.1 | — | 80.1 (89.5%) |

【阪南スカイタウン】

(H22.1.31現在)

| | 計画面積 (ha) | 契約面積(ha) | | |
|---------|--------------|----------|------|-----------------|
| | | 分譲 | 定期借地 | 計 |
| 住宅 | 38.3 | 30.3 | 1.0 | 31.3 (81.7%) |
| 特定業務施設等 | 24.9 | 11.5 | 4.4 | 16.0 (64.3%) |
| 公共施設 | 38.7 | 38.7 | — | 38.7 (100%) |
| 合計 | 101.9 | 80.5 | 5.4 | 86.0 (84.4%) |

○今後の課題

地域整備事業会計については、りんくうタウン、阪南スカイタウンの事業収束にあわせて平成23年度に廃止し、他会計へ移行することとしています。しかし、現時点では、22・23年の2カ年で分譲収入22億円、まちづくり促進事業会計移管収入252億円を見込んでおり、今後、会計の廃止にあたっては、収入確保の見極め等を考慮して、検討を進める必要があります。

○一般会計の対応状況

公共施設(りんくうタウンの道路・公園等)の買い取りに際し発行した府債の公債費負担、企業会計が行っていた関西国際空港関連事業特別会計への資金貸付及び同会計からの償還を一般会計で対応したことによる負担等、23年度までに負担する一般財源総額は、602億円となる見込みです。

分譲・会計移管収入

(単位:億円)

| | ~H21 | H22~23 | H24~ | 合計 |
|---------------|--------|--------|------|--------|
| 土地分譲 | 10,714 | 22 | 30 | 10,766 |
| りんくうタウン | 2,013 | 2 | 22 | 2,037 |
| 阪南スカイタウン | 456 | 15 | 8 | 479 |
| 概成事業 | 8,245 | 5 | 0 | 8,250 |
| まちづくり促進事業会計移管 | 1,122 | 252 | 0 | 1,374 |
| りんくうタウン | 955 | 210 | 0 | 1,165 |
| 阪南スカイタウン | 35 | 42 | 0 | 77 |
| 二色の浜 | 132 | 0 | 0 | 132 |
| 計 | 11,836 | 274 | 30 | 12,140 |

一般会計対応額

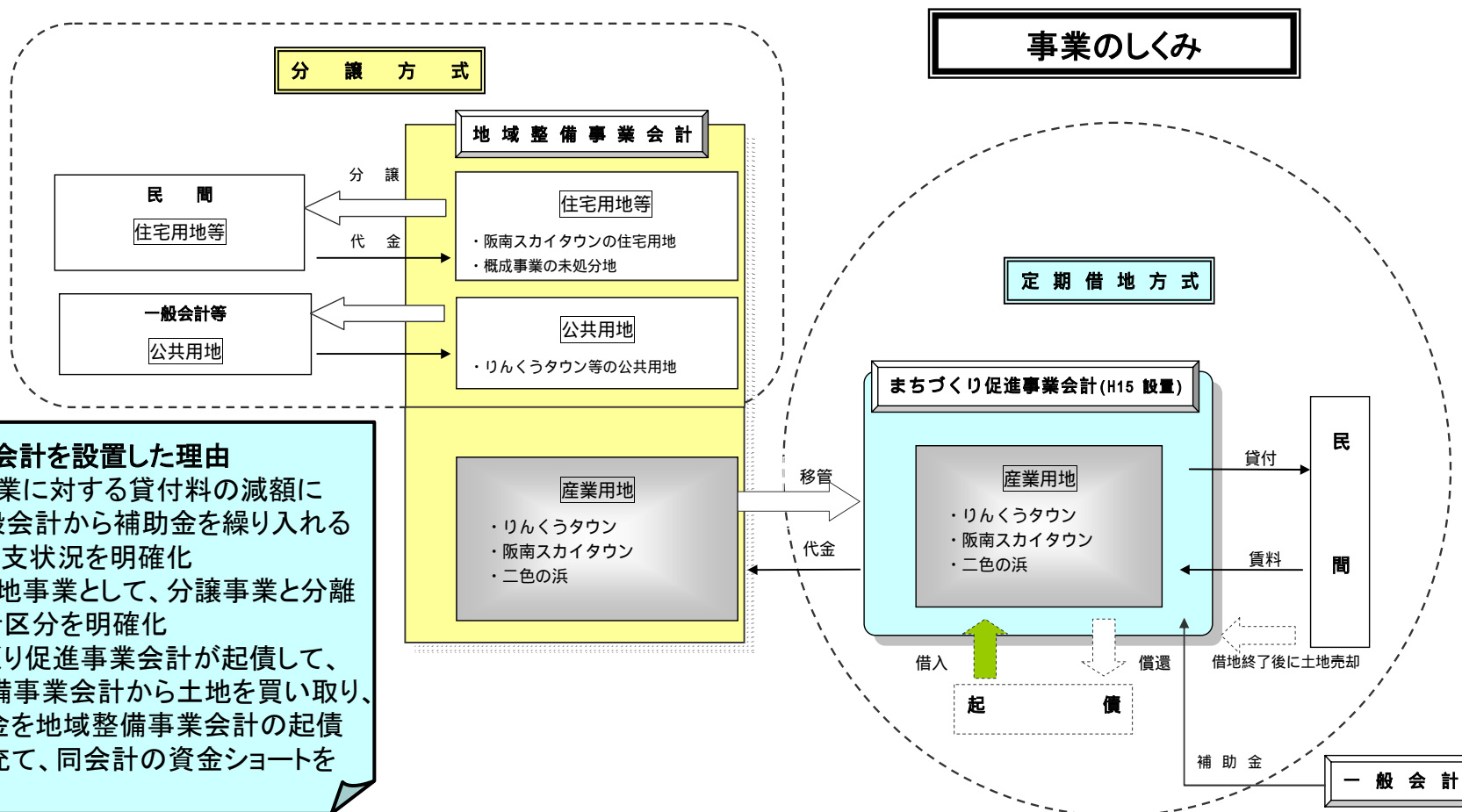
(単位:億円)

| 項 目 | H14~21 | H22~23 | 合計 |
|-----------------------|--------|--------|-----|
| 公共施設の買い取りに伴い発行した府債(A) | 607 | 1 | 608 |
| 上記起債に係る公債費(B) | 51 | 38 | 89 |
| 貸付金償還負担等(C) | 478 | 35 | 513 |
| 所要一般財源(B+C) | 529 | 73 | 602 |

【まちづくり促進事業会計】
 (りんくうタウン、阪南スカイタウン、二色の浜)

○設置の経過

まちづくり促進事業会計は、計画通りに分譲が進まないりんくうタウン等の産業用地について、企業ニーズの変化を踏まえ、定期借地事業を本格的に導入することとし、政策的に企業誘致を促進し、まちの早期立上げを実現するため、平成15年に設置したものです。



※新たに会計を設置した理由

- ①立地企業に対する貸付料の減額に対し一般会計から補助金を繰り入れるため、収支状況を明確化
- ②定期借地事業として、分譲事業と分離して会計区分を明確化
- ③まちづくり促進事業会計が起債して、地域整備事業会計から土地を買い取り、その資金を地域整備事業会計の起債償還に充て、同会計の資金ショート回避

まちづくり促進事業会計への用地移管状況

| | H15～H21 | | H22～ | | 合計 | |
|----------|-------------------|--------------------|--------|-------|--------|---------|
| | 移管面積 | 金額 | 移管面積 | 金額 | 移管面積 | 金額 |
| りんくうタウン | 52.8ha (86.7%) | 955億円 (82.0%) | 8.1ha | 210億円 | 60.9ha | 1,165億円 |
| 阪南スカイタウン | 5.3ha (44.9%) | 35億円 (45.5%) | 6.5ha | 42億円 | 11.8ha | 77億円 |
| 二色の浜 | 24.9ha (100%) | 132億円 (100%) | - | - | 24.9ha | 132億円 |
| 合計 | 83.0ha (85.0%) | 1,122億円 (81.7%) | 14.6ha | 252億円 | 97.6ha | 1,374億円 |

○事業の進捗状況

移管面積97.6ha、移管金額1,374億円の計画に対し、進捗率は平成21年度末でそれぞれ、83.0ha(85.0%)、1,122億円(81.7%)の見込みとなっています。

○今後の課題

まちづくり促進事業会計では、20年間の定期借地契約終了後、保有する土地すべてが収支見通し上の売却予定価格で売却されることを前提としています。しかし、地価が下落している現状では、実態とは乖離しており、定期借地終了後の売却時(H35年～)までに、収支見通しどおりに地価が上昇していなければ、新たな府の財政負担が生じる恐れがあります。

将来の損失回避に向け、今後、対応策の検討が必要です。

収支見通し(H21.3改訂)

《事業収入》 1,867億円 … (A)
 (貸付料460、土地売却1,406、その他1)
 《事業支出》 2,217億円 … (B)
 (用地費1,374、起債利息等608、市町村交付金等235)
 《政策補助金》 352億円 … (C)
 (貸付料減額30、0.85%超利息322)

最終収支差(A-B+C) 2億円

○一般会計の対応状況

企業誘致のため、政策補助金として23年度までに負担する一般財源総額は、38億円となる見込みです。

一般会計対応額 (単位: 億円)

| 項目 | H14～21 | H22～23 | 合計 |
|--------------|--------|--------|----|
| 貸付料減額分(A) | 25 | 2 | 27 |
| 0.85%超利息分(B) | 3 | 8 | 11 |
| 合計(A+B) | 28 | 10 | 38 |

(㎡あたり) 売却予定単価 ※時価 下落率
 りんくう商業ゾーン 360千円 ⇒ 241千円 ▲33%
 その他ゾーン 70～90千円 ⇒ 51千円 ▲27～43%
 阪南スカイタウン 82千円 ⇒ 37千円 ▲55%
 二色の浜 50千円 ⇒ 35千円 ▲30%
 ※時価は相続税路線価(H21.1.1時点)で概算算定(時価総額894億)

⇒売却時までには地価が上昇しないと仮定した場合に生じる損失額
▲512億円

**【箕面北部丘陵整備事業特別会計】
（箕面森町（水と緑の健康都市）事業）**

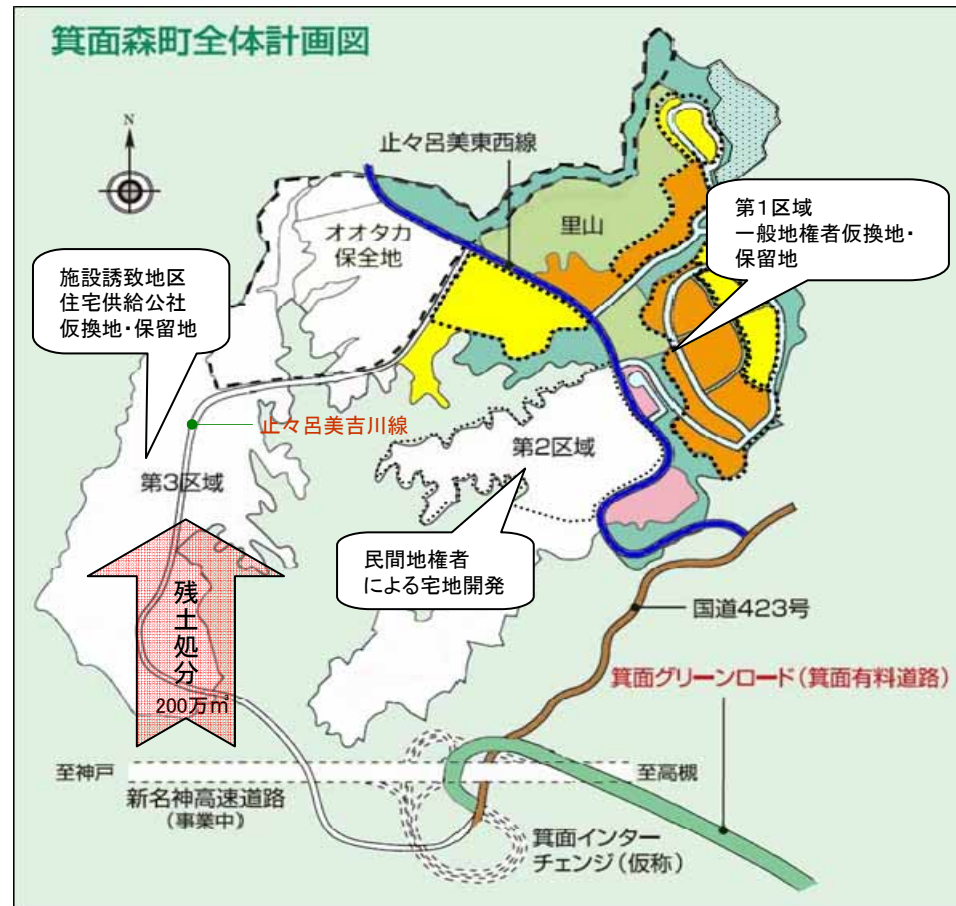
○事業の進捗状況

事業費については、宅地造成や道路・上下水道整備などの実施により、全体事業費840億円のうち、平成21年度末現在で515億円、進捗率61%の執行見込みとなっており、27年度に完成する予定です。

財政再建プログラム案（H20年策定）で「引き続き事業の完成を目指す」とした第一区域においては、22年1月末現在、PFI事業者により214区画の販売が行われており、143区画が契約済みとなっています。

第二区域については、民間地権者による宅地開発としており、21年12月に北側の造成工事に着手、24年春に分譲が開始される予定です。

第三区域については、施設誘致地区に位置づけており、現在、新名神高速道路の残土受入等について西日本高速道路㈱と調整を行っています。



第一区域の状況

H22.1.31現在

| 内 訳 | | 現状、今後 | |
|-----------------|--------------|-----------------------|--|
| 宅地 1,183区画 | 仮換地 600区画 | 完成宅地400区画 粗造成200区画 | 383区画で使用収益開始済、残区画も順次開始 完成宅地化後、使用収益開始 |
| | 保留地 583区画 | 完成宅地383区画 粗造成200区画 | H19.10以降214区画販売中、143区画契約済 完成宅地化後、分譲予定（～H28.3） |
| 保留地2.4ha（施設誘致等） | | 造成完了 | 早期に公募予定 |
| 保留地8.6ha（施設誘致等） | | 粗造成 | 民間地権者の造成にあわせて完成化（～H24） |
| 仮換地（3.0ha） | | 粗造成 | 民間地権者の造成にあわせて完成化（～H24） |
| その他保留地 | | 造成完了 | H27年度末までに販売 |

○今後の課題

リーマンショック等の影響で平成20年度に大きく落ち込んだ第一区域の販売契約については、持ち直してはいるものの、まだまだ予断を許さない状況にあります。

住宅地については、今後、年間約60～80区画の販売を見込んでいますが、計画通りの契約を達成するためには、販売戦略の一層の強化が必要です。

また、第三区域の施設誘致地区については、基盤整備工事に88億円を見込んでいますが、施設立地計画及び保留地等の処分可能性・採算性等を十分に精査し、粗造成の概成が見込まれる24年度末にその実施について判断することとしています。

今後とも府費負担を605億円以内に収めるため、収入の確保や事業費の縮減など、収入と支出のバランスを図る努力が必要です。

○一般会計の対応状況

23年度までに負担する一般財源総額は、別途道路事業による対応額を含め、299億円となる見込みです。

保留地契約状況(第1区域:住宅地) (H22.1.31現在)

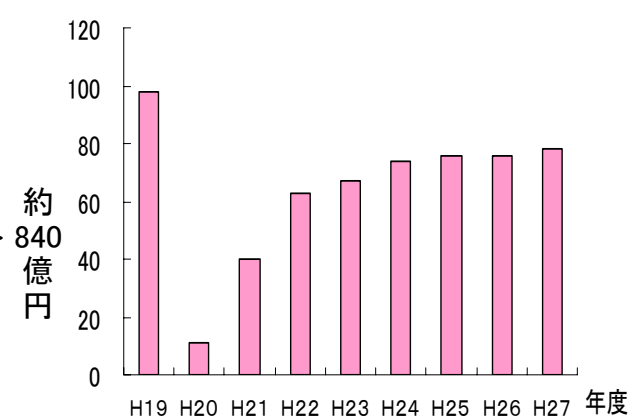
(単位:区画数)

| | | | | 契約済 | | | | | 商談中 |
|------------|------------------|------------------------------------|--------|--------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | 販売 (H19.10 ~H22.1) | 累積 | H19 | H20 | H21 | |
| 保留地 583 | 完成 住宅地 383 | PFI支援 283 (H19.10~ H22.9) | 先行取得 | 50 | 50 | 50 | — | — | — |
| | | | 建築条件付 | 97 | 66 | 48 | 10 | 8 | 1 |
| | | | 建売分譲 | 4 | 3 | — | — | 3 | 0 |
| | | | 土地のみ分譲 | 63 | 24 | — | 1 | 23 | 3 |
| | | | 計 | 214 | 143 | 98 | 11 | 34 | 4 |
| | 粗造成 200 | PFI支援外 300 (H22.10~H28.3) | | | | | | | |

事業計画(特別会計)

| 支出 | 財源 |
|-------------------|----------------|
| 区画整理 事業 583 | 保留地処 分金 168 |
| | 国費等 67 |
| 関連事業 257 | 府費 605 |

保留地販売計画(第1区域:住宅地)



一般会計対応額

(単位:億円)

| 項目 | H14~21 | H22~23 | 合計 |
|--------------------|--------|--------|-----|
| 関連公共負担に伴い発行した府債(A) | 59 | 0 | 59 |
| 上記起債に係る公債費(B) | 8 | 6 | 14 |
| 特別会計への繰出金(C) | 167 | 84 | 251 |
| 関連公共負担(D) | 31 | 3 | 34 |
| 所要一般財源(B+C+D) | 206 | 93 | 299 |

【住宅供給公社】

《H13年行財政計画案の記載》

○住宅供給公社については、自主努力を基本に経営改善を図るとともに、新たな分譲住宅事業からは原則として撤退し、賃貸住宅については、高齢者等への住宅供給に重点を置いたストックの有効活用を図ります。

公社の損失見込み 今後10年で509億円(997億円)※
⇒賃貸住宅の余剰地処分、経営合理化等により改善を図ります。

損失見込額 今後10年間 509億円(997億円)

| | |
|-----------|--------------|
| 賃貸事業等 | 185億円(375億円) |
| 宅地開発事業 | 265億円(563億円) |
| ・一般開発事業 | 107億円(107億円) |
| ・主要プロジェクト | 158億円(456億円) |
| 住宅分譲事業 | 59億円(59億円) |

解消

対策額 今後10年間 534億円(1,004億円)

| | |
|------------|--------------|
| 公社資産の有効活用 | 218億円(337億円) |
| 経営合理化・適正化 | 177億円(394億円) |
| 事業資金コストの軽減 | 139億円(273億円) |

※ ()内は損失見込額又は対策額の総額です。

◆行財政計画案策定後の動き

H16.9 「新経営計画」の策定(計画期間:H16年度~H23年度)

H18.11 「新経営計画」の検証と対策

⇒ 経営改善の更なる取組み:賃貸住宅事業収支の改善、借上特定優良賃貸住宅の収入等の確保、建替計画の見直し

H20.6 自立化に向けた10年の取組み

⇒ 賃貸住宅中期管理計画、組織自立化推進計画の策定

○対策の進捗状況

- ・公社資産の有効活用
千里ニュータウンを中心として、建替事業に伴う再生地処分が予想を上回ったことなどから、対策額は当初見込みより大幅に増加しています。
- ・経営合理化、適正化
家賃及び駐車場使用料の改定を行いましたが、市場家賃等の低迷により、見込みどおりの増収が図れなかったことから、対策額は当初見込みより大幅に減少しています。
- ・事業資金コストの低減
旧住宅金融公庫資金を銀行及びグループファイナンスに借り換え、昨今の低金利も相まって金利節減効果が出ています。
なお、建替資金の府低利貸付については、未着手団地の建替を原則中止としたため、減少しています。

○今後の課題

経営改善に向け、トータルでは対策額が増加しているものの、依然として多額の借入金を抱えており、平成21年度末では1,900億円程度の残高となる見込みです。
20年6月に策定した「自立化に向けた10年の取り組み」では、29年度末に借入金を1,500億円以下に縮減することとしていますが、今後とも経営改善に向けた着実な取り組みが必要です。

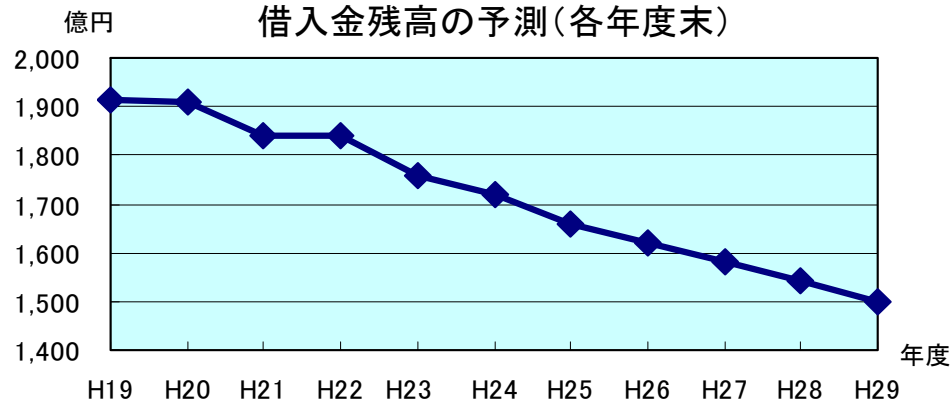
○一般会計の対応状況

府短期貸付けの低利子化、建替建設資金の低利貸付け等により23年度までに負担する一般財源総額は、66億円となる見込みです。

対策額の状況

| | 行財政計画案(A) | | H22年1月時点見込み(B) | | 差し引き増減(B-A) | |
|-------------|-----------|----------------|----------------|----------------|-------------|----------------|
| | H13~H23 | 総額 (H13~最終) | H13~H23 | 総額 (H13~最終) | H13~H23 | 総額 (H13~最終) |
| ◆公社資産の有効活用 | 218 | 337 | 526 | 629 | 308 | 292 |
| 主なもの | | | | | | |
| ・再生地処分 | 153 | 228 | 446 | 547 | 293 | 319 |
| ・未利用地処分 | 12 | 13 | 22 | 22 | 10 | 9 |
| ・未分譲一部賃貸化 | 26 | 26 | 41 | 41 | 15 | 15 |
| ◆経営合理化・適正化 | 177 | 394 | 161 | 257 | ▲16 | ▲137 |
| 主なもの | | | | | | |
| ・家賃引き上げ | 30 | 141 | 18 | 93 | ▲12 | ▲48 |
| ・駐車場使用料引き上げ | 26 | 132 | 5 | 26 | ▲21 | ▲106 |
| ・内部留保金 | 81 | 81 | 81 | 81 | 0 | 0 |
| ◆事業資金コストの縮減 | 139 | 273 | 247 | 353 | 108 | 80 |
| 主なもの | | | | | | |
| ・公庫高金利分借換え | 46 | 64 | 127 | 153 | 81 | 89 |
| ・府短期貸付の低利子化 | 33 | 64 | 33 | 64 | 0 | 0 |
| ・建替資金の府低利貸付 | 21 | 106 | 17 | 66 | ▲4 | ▲40 |
| 合計 | 534 | 1,004 | 934 | 1,239 | 400 | 235 |

借入金残高の予測(各年度末)



一般会計対応額

| 項目 | H14~21 | H22~23 | 合計 |
|---------------------|--------|--------|-----|
| 貸付資金の財源として発行した府債(A) | 198 | 70 | 268 |
| 上記起債に係る公債費(B) | 9 | 12 | 21 |
| 短期貸付金の低利子化等(C) | 31 | 14 | 45 |
| 所要一般財源(B+C) | 40 | 26 | 66 |

【土地開発公社】

《H13年行財政計画案の記載》

○土地開発公社については、地価下落に伴う未利用の代替地の含み損を処理します。

◆未利用地の状況

(単位:億円 額は12年度末時点)

| 面積 | 簿価 (a) | 時価 (b) | 推定差損 (c) | 引当金 (d) | 必要見込額 (c)－(d) |
|------|-----------|-----------|-------------|------------|------------------|
| 43ha | 290 | 106 | 184 | 66 | 118 |

○対策の進捗状況

推定差損については、行財政計画案策定時に184億円であったのが、その後の地価のさらなる下落等により、228億円に増加する見込みです。

当該差損については、府からの補助金により計画的に処理し、平成22年1月末現在では、38.4億円にまで減少しています。

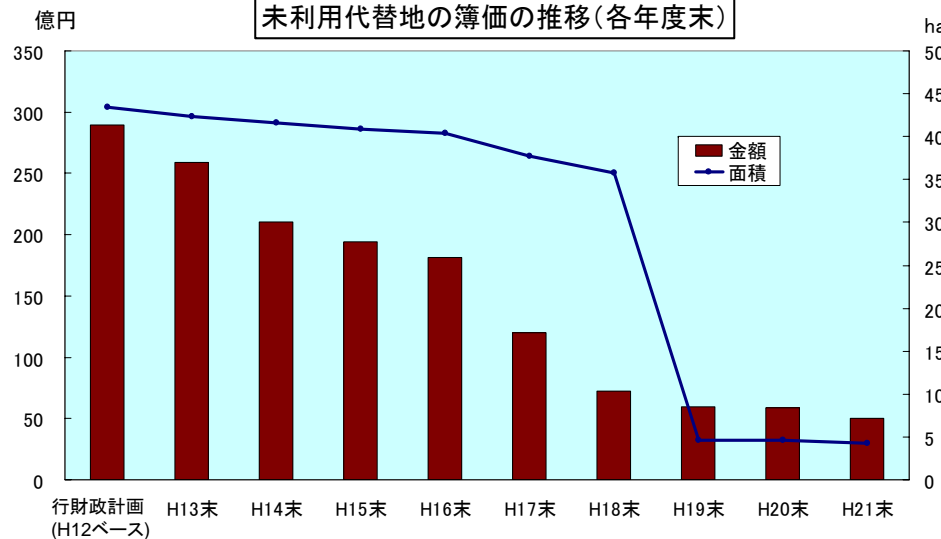
○今後の課題

残存資産(りんくう事業用地、土砂採取跡地等)については、用途が限定されているものが多く、景気が低迷する中、さらなる地価の下落も予想されるため、今後一層の販売努力が必要です。

○一般会計の対応状況

代替地差損処理補助金により23年度までに負担する一般財源総額は、162億円となる見込みです。

未利用代替地の簿価の推移(各年度末)



一般会計対応額

(単位:億円)

| 項目 | H14～21 | H22～23 | 合計 |
|------------|--------|--------|-----|
| 代替地差損処理補助金 | 124 | 38 | 162 |

【点検結果】

○ 「負の遺産」整理でこの10年間に一般財源で負担する額は、総額で1,167億円となる見込みです。この額については、これまでの行財政改革により財源を生み出し、対応してきました。

また同様に、対策に伴い発行した府債の総額は935億円(減債基金積立額を除く残高866億円)となっており、平成24年度以降に償還する必要があります。

◆対策に要する一般財源見込み (単位:億円)

| | H14~H21 | H22~H23 | 合計 |
|----------------|---------|---------|-------|
| 地域整備事業会計 | 529 | 73 | 602 |
| まちづくり促進事業会計 | 28 | 10 | 38 |
| 箕面北部丘陵整備事業特別会計 | 206 | 93 | 299 |
| 住宅供給公社 | 40 | 26 | 66 |
| 土地開発公社 | 124 | 38 | 162 |
| 合計 | 927 | 240 | 1,167 |

◆対策に伴い発行する府債見込み (単位:億円)

| | H14~H21 | H22~H23 | 合計 |
|----------------|---------|---------|-----|
| 地域整備事業会計 | 607 | 1 | 608 |
| まちづくり促進事業会計 | 0 | 0 | 0 |
| 箕面北部丘陵整備事業特別会計 | 59 | 0 | 59 |
| 住宅供給公社 | 198 | 70 | 268 |
| 土地開発公社 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 864 | 71 | 935 |

○ 府の財政危機については、財政再建プログラム案において、①府税収入の長期にわたる落ち込み、②経常的な歳出の増加、③地方税財政制度の見直し、④歳入に見合った歳出構造への転換の遅れ、が要因であることを明らかにしました。「負の遺産」整理に多額の一般財源を投入してきたことも、影響した要因のひとつです。

(4) 収支見通しの手法

① 府がこれまでに策定した財政収支見直し

- H 8.8 財政健全化方策(案)に中期的な財政見直しを掲載 (推計期間:H9~11)
 H10.9 財政再建プログラム(案)に長期財政推計を掲載 (推計期間:H11~概ね10年間)
 H13.9 大阪府行財政計画(案)に長期財政推計を掲載 (推計期間:H14~23)
 H20.2 財政再建プログラム(案)(H20.6)策定の前提として「粗い試算」公表
 (推計期間:H21~33) ⇒ H21.2 改訂(推計期間:H22~34)

② 他府県比較

| | 大阪府 | 国 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 | |
|---------|-------------------|----------------------|--------------------|---------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|---|------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 名称 | 今後の財政収支の見直し[粗い試算] | 経済財政の中長期方針と10年展望 | 財政の中・長期見直し | 中期財政見直し | 平成21年度当初予算財政の中期見直しと健全化への取組 | 財政中期試算(H21当初予算ベース) | 平成21年度当初予算を踏まえた財政フレームの見直し ※新行財政構造改革推進方策(新行革プラン)平成21年度実施計画の(参考) | 財政見直し | 改革期間中の財政収支の見直し ※財政構造改革基本方針の一部 | 今後5年間の中期的収支見直し ※新財政構造改革プランの(参考) | |
| 策定年月 | H21.2 | H21.1 | H21.3 | H21.9 | H21.2 | H21.2 | H21.2 | H19.10 (H21.10改訂) | H19.10 | H19.6 | |
| 期間 | H21~34 | H21~30 | H21~32 | H22~26 | H21~25 | H22~24 | H22~30 | H20~29 | H20~22 | H19~23 | |
| 試算の前提条件 | ・ 税金 | 独自試算 | 税目ごとに経済状況の回復基調等を考慮 | 国試算の名目経済成長率から試算 | 国試算の名目経済成長率から試算 | 国試算の名目経済成長率から試算(1年遅れで反映) | 国試算の名目経済成長率に乖離率を乗じて試算 | 個別推計および国試算の名目経済成長率から試算 | 国試算の名目経済成長率から試算 | 国試算の名目経済成長率から試算 | |
| | ・ 交付税等 | 税金に連動 | H32までにH21の▲20% | 増減見込まず | 義務的経費の増と税金連動 | 税金連動 | 税金連動 | H20~23総務省資料どおり H24~増減見込まず | 税金連動 | 総務省資料を参考に推計 | |
| | ・ 社会保障関係費 | H22水準で横置き(一部は個別に積上げ) | 社会保障機能強化の複数パターンによる | 毎年度一定の伸び率 | 近年の増加傾向を踏まえて推計 | 後期高齢、介護保険、自立支援分は推計。それ以外は決算平均値を乗じる | 伸び率3.0%(過去5ヶ年平均) | 所要額を見込む | H23までは対象者増減、制度改正を反映 H24以降は横置き | 過去の伸び率を参考に推計 | 過去の伸び率・国の制度改正の影響を見込む |
| | ・ 建設事業費 | 個別積上げ | 平均歳出削減率の複数パターンによる | プロジェクト事業は個別積上げ それ以外は前年度一定の減少 | 個別積上げ | 前年度×0.97+積上げ | 大規模事業のみ見込む | 国補正・制度変更を踏まえて試算 | 特定事業等は今後見込額を計上 それ以外は前年度同額 | 国試算を参考に▲3%で試算 | 大規模事業・プロジェクト事業は個別積上げ それ以外は前年度同額 |
| 活用方法 | 予算査定、財政運営の参考 | 国の経済財政運営の指針 | 財政運営の参考 | 財政運営の参考 | 財政運営の参考 | 財政運営の参考 | 財政収支対策の参考 | 財政収支対策の参考 | 財政収支対策の参考 | 財政運営の参考 | |

(※)1 本表は、HPなどの公表資料をもとに府が作成したものです。
 2 「策定年月」は、改定等が行われている場合、確認できる最新のものの年月です。
 3 「試算の前提条件」は、差異が見られる代表的な項目のみを掲出しています。

③ 分析と課題

分析

- ・ 試算の期間は、3～5年程度のもの（5府県）と10年程度にわたるもの（国と4府県（府を含む））に大別されます。
- ・ 試算の前提条件は、短期的には個別積上げによる方法、長期的には、過去の伸び率など一定の率を乗じるか、一定の水準（例：横置き）で推計する傾向にあります。
- ・ 試算の活用方法は、財政運営の参考にとどまる府県が大半で、府のように、試算上の収支不足額を健全化計画等を策定する際の取組額に直結させている府県はありません。

課題

- 現行制度をベースに試算せざるを得ないため、推計期間が長ければ長いほど、国の制度変更や経済情勢等の変化により、ブレが大きくなります。その一方、長期に推計することで、将来のリスクなど、改革の必要性が見えてくるといった点もあります。
- 現在、府は「粗い試算」の要対応額を所与の前提として収支対策の議論を行っています。一方、中長期の収支見通しを基本としながらも、社会経済情勢の変化を踏まえた弾力的な対応が行えるよう、毎年度策定することとしている「府政運営の基本方針」と、予算編成作業を通じて財政運営を行っていくという方法もあります。
- いずれにしても、以上のような得失を踏まえながら、推計期間と毎年の要対応額への拘束力を検討していく必要があります。

(参考)

財政収支の長期推計 (H21年2月試算・概算) パターン 実質公債費比率を早期健全化基準以上にしないケース

税伸び率 H22: 7%、H23: ±0%、H24~29: +1.3%、H30~: ±0% 金利 H21~24: 2.0%、H25~: 2.5% (単位: 億円)

| 区分 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 歳出 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 義務経費 | 12,622 | 12,030 | 11,775 | 11,650 | 11,880 | 11,940 | 11,990 | 11,710 | 11,470 | 11,390 | 11,130 | 10,950 | 10,870 | 10,820 | 10,750 | 10,880 |
| 人件費 | 9,142 | 8,737 | 8,586 | 8,310 | 8,540 | 8,410 | 8,300 | 8,130 | 7,940 | 7,810 | 7,640 | 7,640 | 7,640 | 7,640 | 7,640 | 7,640 |
| 退職手当 | 1,096 | 1,070 | 1,074 | 1,030 | 1,000 | 1,010 | 1,030 | 990 | 920 | 880 | 790 | 790 | 790 | 790 | 790 | 790 |
| 退職手当以外 | 8,046 | 7,667 | 7,512 | 7,280 | 7,540 | 7,400 | 7,270 | 7,140 | 7,020 | 6,930 | 6,850 | 6,850 | 6,850 | 6,850 | 6,850 | 6,850 |
| 扶助費 | 368 | 400 | 415 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 |
| 公債費 | 3,112 | 2,893 | 2,774 | 2,930 | 2,930 | 3,120 | 3,280 | 3,170 | 3,120 | 3,170 | 3,080 | 2,900 | 2,820 | 2,770 | 2,700 | 2,830 |
| 税関連歳出 | 4,459 | 4,231 | 4,625 | 4,180 | 4,180 | 4,230 | 4,290 | 4,340 | 4,400 | 4,450 | 4,510 | 4,510 | 4,510 | 4,510 | 4,510 | 4,510 |
| 投資的経費 | 2,644 | 1,904 | 2,378 | 2,100 | 2,200 | 2,190 | 2,160 | 2,130 | 2,120 | 2,120 | 2,140 | 2,120 | 2,120 | 2,120 | 2,120 | 2,120 |
| 公共 | 1,929 | 1,429 | 1,639 | 1,450 | 1,470 | 1,490 | 1,480 | 1,460 | 1,460 | 1,460 | 1,460 | 1,460 | 1,460 | 1,460 | 1,460 | 1,460 |
| 単独 | 715 | 475 | 739 | 650 | 730 | 700 | 700 | 670 | 660 | 660 | 680 | 660 | 660 | 660 | 660 | 660 |
| 一般施策経費 | 10,685 | 11,009 | 11,718 | 11,850 | 11,810 | 11,730 | 11,720 | 11,620 | 11,620 | 11,620 | 11,620 | 11,620 | 11,640 | 11,630 | 11,640 | 11,620 |
| 歳出合計 | 30,410 | 29,174 | 30,496 | 29,780 | 30,070 | 30,090 | 30,160 | 29,800 | 29,610 | 29,780 | 29,400 | 29,200 | 29,140 | 29,080 | 29,020 | 29,130 |
| 歳入 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 府税・地方法人特別譲与税 | 14,280 | 13,616 | 12,080 | 11,340 | 11,340 | 11,480 | 11,620 | 11,760 | 11,900 | 12,050 | 12,190 | 12,190 | 12,190 | 12,190 | 12,190 | 12,190 |
| 交付税等 (臨時債、減収補てん債含む) | 3,029 | 3,582 | 5,036 | 5,400 | 5,300 | 5,200 | 5,100 | 5,010 | 4,920 | 4,830 | 4,740 | 4,740 | 4,740 | 4,740 | 4,740 | 4,740 |
| 一般歳入 (地方消費税清算金等) | 1,777 | 2,524 | 2,721 | 2,140 | 2,140 | 2,120 | 2,140 | 2,160 | 2,180 | 2,210 | 2,230 | 2,230 | 2,230 | 2,230 | 2,230 | 2,230 |
| 特定財源 | 10,827 | 9,465 | 10,679 | 10,460 | 10,450 | 10,410 | 10,360 | 10,210 | 10,180 | 10,340 | 10,170 | 10,150 | 10,140 | 10,140 | 10,140 | 10,140 |
| 国庫支出金 | 2,351 | 2,375 | 2,184 | 2,160 | 2,200 | 2,170 | 2,160 | 2,140 | 2,120 | 2,110 | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 2,100 |
| 府債(通常債) | 1,195 | 842 | 1,132 | 920 | 1,020 | 1,060 | 910 | 910 | 900 | 900 | 900 | 900 | 900 | 900 | 900 | 900 |
| 貸付金償還金等 | 7,131 | 6,063 | 7,333 | 7,380 | 7,230 | 7,180 | 7,290 | 7,160 | 7,160 | 7,330 | 7,170 | 7,150 | 7,140 | 7,140 | 7,140 | 7,140 |
| 府債(行革推進債等) | 150 | 185 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 歳入合計 | 29,893 | 29,187 | 30,496 | 29,340 | 29,230 | 29,210 | 29,220 | 29,140 | 29,180 | 29,430 | 29,330 | 29,310 | 29,300 | 29,300 | 29,300 | 29,300 |
| (C) 単年度財源不足額(B)-(A) | 517 | 13 | 0 | 440 | 840 | 880 | 940 | 660 | 430 | 350 | 70 | 110 | 160 | 220 | 280 | 170 |

() H19年度は決算額、H20年度は最終予算額(繰上充用金除く)、H21年度は当初補正予算額ベース(WTC関連事業費含む)

合計7,160億円

| (E) 要対応額 | 720 | 1,120 | 1,160 | 1,220 | 1,160 | 930 | 850 | 570 | 390 | 340 | 280 | 220 | 0 |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (参考) 前回(H20年7月試算)の取組調整額及び要対応額 | 281 | 233 | 412 | 412 | 212 | 212 | 12 | 12 | | | | | |
| (F) 単年度収支 | 517 | 13 | 0 | 280 | 280 | 280 | 280 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| (G) 減債基金への返済額(表示) | 680 | 0 | 0 | 280 | 280 | 280 | 280 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| (H) 累積収支 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 88 |
| (I) 減債基金残高(借入後) | 2,359 | 2,183 | 1,665 | 1,860 | 1,870 | 2,750 | 2,900 | 3,280 | 2,900 | 2,560 | 2,980 | 3,150 | 3,510 |
| (J) 減債基金借入残高 | 5,202 | 5,202 | 5,202 | 4,922 | 4,642 | 4,362 | 4,082 | 3,582 | 3,082 | 2,582 | 2,082 | 1,582 | 1,082 |
| (K) 府債残高(臨時債等を除く全会計ベース) | 49,874 | 49,518 | 48,489 | 47,360 | 46,240 | 45,690 | 44,420 | 43,430 | 41,470 | 39,490 | 38,080 | 37,030 | 36,330 |
| (L) 実質公債費比率 | 16.7% | 16.6% | 17.4% | 18.7% | 18.9% | 19.4% | 20.2% | 22.1% | 22.7% | 24.1% | 24.9% | 24.3% | 21.7% |
| (M) 標準財政規模(臨時債発行可能額含む) | 14,998 | 15,105 | 14,790 | 14,580 | 14,480 | 14,480 | 14,500 | 14,520 | 14,540 | 14,570 | 14,590 | 14,590 | 14,590 |

減債基金完済

参 考

■ 調査対象府県の主要指標

| | 大阪府 | 秋田県 | 神奈川県 | 静岡県 | 愛知県 | 京都府 | 兵庫県 | 島根県 | 徳島県 | 福岡県 |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 国調人口 (平成17年) 【千人】 | 8,817 | 1,146 | 8,792 | 3,792 | 7,255 | 2,648 | 5,591 | 742 | 810 | 5,050 |
| 昼間人口 (平成17年) 【千人】 | 9,241 | 1,144 | 7,905 | 3,783 | 7,341 | 2,651 | 5,299 | 607 | 808 | 5,030 |
| 総面積 (H20年) 【km ² 】 | 1,898 | 11,434 | 2,416 | 7,329 | 5,116 | 4,613 | 8,396 | 6,708 | 4,147 | 4,845 |
| 県内総生産 (H18年度) 【十億円】 | 38,809 | 3,776 | 31,775 | 16,866 | 36,506 | 10,236 | 19,647 | 2,487 | 2,670 | 18,095 |
| 財政力 指数 (H20年度) | 0.83 | 0.30 | 0.96 | 0.77 | 1.10 | 0.65 | 0.63 | 0.24 | 0.33 | 0.63 |
| 経常収支 比率 (H20年度) | 96.6 | 91.3 | 97.8 | 92.5 | 89.1 | 96.9 | 99.1 | 93.7 | 97.8 | 96.2 |